

東日本大震災における活動報告書

～ 全国からの支援に感謝を込めて ～



平成 2 5 年 3 月

福島県会津保健福祉事務所



はじめに

東日本大震災で犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、大震災及び福島第一原発事故の被災者の方々に心からのお見舞いを申し上げます。

平成23年3月11日の大震災、それに伴う原発事故から早くも2年が経ちましたが、今なお5,500人を超える方々が、浜通りなどの市町村から会津地方に避難し、仮設住宅や借り上げ住宅等での生活を余儀なくされている状況です。

会津地方でも、大震災による建物の倒壊、道路の隆起や陥没、会津のシンボルである鶴ヶ城本丸跡の石垣が崩落するなどの被害がありました。

会津保健福祉事務所では、大震災のあったあの日から被ばくスクリーニング検査や避難所巡回診療、健康調査など、日に日に増え続ける避難者の方々への対応に追われる毎日でした。地元の医療・福祉関係者や、全国各地から駆けつけていただいた災害医療チーム、避難所の運営を支えていただいたホテル、旅館等の方々、さらに多くのボランティアのお力がなければ何一つとしてできなかったであろうと、今更ながら御尽力いただいた皆様には感謝の気持ちで一杯です。どうもありがとうございました。

福島県は、「新生ふくしま」を築くため、復興に向けた歩みを進めています。会津地方においても大震災以降に激減した観光客、修学旅行生なども日ごとに増えてきており、NHK大河ドラマ「八重の桜」の舞台でもある会津の歴史、文化を踏まえて、“復興の灯りは会津から”の気概を持って復興に取り組んでいます。

当所では、避難者の方の健康管理のため家庭訪問等を行っていますが、一日も早く避難者の方々がふる里に戻ることができ、誰も環境放射線量を気にしなくてよくなる日がくることを切望してやみません。

この報告書は、会津地域において、大震災のあった平成23年3月から平成24年3月までを中心に、保健、医療、福祉、衛生等の各分野でどのような活動を行ったかをまとめたものです。災害時対応の参考としてご覧いただけましたら幸いです。

報告書作成に当たり、貴重な資料や写真等を提供いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

平成25年3月

福島県会津保健福祉事務所長 西田茂樹

目 次

発行に寄せて

福島県県中保健福祉事務所長 山口 靖明 氏	1
(前会津保健福祉事務所長)	
会津地区公衆衛生協会長 加藤 道義 氏	2
(会津若松医師会長)	

第1章 東日本大震災と東京電力原子力発電所事故

1 災害の概要	3
2 被害の状況	5
3 避難の状況	7

第2章 災害支援体制

1 福島県及び市町村の災害対策本部の設置状況	10
2 会津地方の災害対策体制	11
3 会津保健福祉事務所の支援体制	12

第3章 災害支援活動 15

1 支援活動状況 時系列表	16
2 被ばくスクリーニング検査	18
3 放射性物質モニタリング検査	
(1) 飲料水の放射性物質モニタリング検査	23
(2) 加工食品の放射性物質モニタリング検査	26
4 医療救護	
(1) 医療救護活動	28
(2) 医薬品供給活動	38
5 健康管理	
(1) 保健活動	41
(2) 心のケア活動	55
6 社会福祉	
(1) 被災した障がい児に対する相談・援助活動	63
(2) 高齢者支援活動(要介護認定)	67
(3) 高齢者支援活動(地域包括支援センター支援)	71
7 水道施設被害への対応	74
8 避難所における食品衛生支援活動	76
9 被災ペット保護活動	79

第4章 今後の課題

1 初動体制	84
2 人員・資材等の確保	85

県外支援者からの応援メッセージ	87
---------------------------	----

資料編	99
---------------	----

編集後記	147
----------------	-----

発行に寄せて

福島県会津地域における被災者支援活動記録集の発行に寄せて

福島県県中保健福祉事務所長 山口 靖明
(前会津保健福祉事務所長)

3. 11から、はや2年が経過しようとしているが、未だに県内外に16万人もの方々が避難生活を余儀なくされており、何時になったらそうした状況が解消されるのか見当もつかない。原発事故への対応を巡っては様々な検証報告書も纏められ、また、警戒区域の見直しや一部解除の報も聞かれているが、原発事故は福島県にとっては正に継続中であり、従って、この活動記録集は事故直後の支援活動にかかる部分の取り纏めということであろう。

思いがけない事態の推移によって、突然に浜通り地方からの多数の避難者を受け入れることになり、何の準備もないままに、災害医療や被災者支援という、自分も含め会津保健福祉事務所の多くのスタッフにとってはほとんど未経験の業務に関わることになったが、われわれの活動が、曲がりなりにも機能したのは、全国から思いがけない様々な支援をいただいたからに他ならず、日赤や関西広域連合の京都府と滋賀県を筆頭に、北は札幌から南は九州までの遠方から、長きに亘り支援を継続していただいたことに、改めて心から感謝申し上げたい。

それぞれの支援チームは短期の交替制故に、その関わりは部分的とならざるを得なかった訳であるが、それ故にこそ、特に医療救護班の活動期間中（3月18日～6月30日）は毎朝のミーティングにおいて、会津地域全体の支援活動の状況がどうなっているかについて、出来る限り丁寧にお伝えすることを意識したつもりである。改めて記録集で振り返っていただければ幸いである。

本来であればこの活動記録集は23年度中に取り纏めるべきものであったが、段取りが悪く今日に至ってしまった責任の大部分は私にある。忙しい中で編纂いただいた会津保健福祉事務所の関係スタッフに改めて感謝申し上げたい。

今、改めて、当時のことを振り返ると、昨日のことのようでもあり、また、遙か彼方のことのようでもあり複雑な思いがある。あまりに特殊な災害であり、われわれの、そして数多くの支援チームの活動の経験が、今後も繰り返し発生するであろう様々な災害への備えに、どれだけ役立つものとなるか判断がつきかねるが、何かしら資するものがあることを期待したい。

被災者支援活動記録集作成に寄せて

会津地区公衆衛生協会長 加藤 道義
(会津若松医師会長)

3. 1 1 東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、国及び福島県民にとって大きな試練であり、その試練はまだ継続しています。

県内で会津管内は比較的被災が小さかったのですが、大きく被災した双葉地域の人々の避難先としての対応が会津管内の役割となりました。

今般、会津管内の保健・医療・福祉を担う行政機関と会津地区公衆衛生協会加盟の各団体等が、被災者支援活動として行ってきた記録が作成されました。

この記録は、行政の公衆衛生機関として会津保健福祉事務所、各市町村、医療の現場として各医師会、歯科医師会、会津地域の中核病院、薬剤師会、薬業卸組合、各市町村社会福祉協議会の被災者支援活動、加えて全国から駆けつけていただいた保健医療関係者等々、本当に多くの機関とスタッフが未だかつてない規模の被災者支援活動を行った記録です。

大規模災害を経験したことのない多くの機関とスタッフが、問題を抱え、短期間によりよい解決方法を考え、解決策を見いだしていきました。混乱した状況のなかで、先に記載しました各機関がそれぞれの役割を自らが探し出し、自らが解決策を模索して被災者支援に繋げていきました。この各機関と各機関のスタッフには敬意を表したいと思います。

関係した方々が課題としている内容には、情報の受発信の統一化、そして司令塔となるべき行政機関への期待等がありました。今後ここに記載された記録・問題点・課題について議論し、またいつ発生するか判らない大災害にどう対応していくか、対策を練っていくか、この災害支援の記録を十分に活用していただくことを念じてやみません。

東日本大震災と東京電力原子力発電所事故

1 災害の概要

(1) 地震の概要

発生日時	平成23年3月11日(金)14時46分
震源及び規模	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、 牡鹿半島の東南東130km付近) 深さ24km マグニチュード8.4(暫定値) ※3月13日訂正、マグニチュード9.0
各地の震度	震度7 宮城県北部 震度6強 福島県中通り・浜通り、 宮城県南部・中部、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部 震度6弱 福島県会津、 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、群馬県南部、 埼玉県南部、千葉県北西部

(2) 津波の概要

3月11日 14時49分	津波警報(大津波)発表			
津波観測地(検潮所)	・相馬	最大波	15:51	9.3 m
	・えりも町庶野	最大波	15:44	3.5 m
	・宮古	最大波	15:26	8.5 m
	・大船渡	最大波	15:18	8.0 m
	・釜石	最大波	15:21	0.42 m以下
	・石巻市鮎川	最大波	15:26	8.6 m以下
	・大洗	最大波	16:52	4.0 m

(3) 福島原子力発電所事故及び避難指示等の概要

3月11日 14:46	福島第一原発1・2・3号機、自動停止
15:52	1・2・3号機、全交流電源喪失
16:36	1・2号機、非常用炉心冷却装置注水不能
21:53	第1原発半径3km圏内に避難指示、10km圏内に屋内待避指示 (内閣総理大臣から福島県知事、大熊町長、双葉町長、富岡町長、浪江町長に避難指示)
3月12日 15:36	1号機、水素爆発 第1原発半径20km圏内・第2原発半径10km圏内に退避指示
3月13日 05:10	1号機、原子炉冷却機能喪失
3月14日 07:44	3号機、格納容器圧力異常上昇
11:01	3号機、原子炉建屋付近で水素爆発
22:50	2号機、格納容器圧力異常上昇

- 3月15日 08:25 2号機、建屋5階付近から白煙発生
 09:38 4号機、建屋3階北西付近より火災発生
 10:59 オフサイトセンターが福島県庁へ退避
 福島第一原発20～30km圏内に屋内退避指示
- 3月16日 05:45 4号機、建屋4階北西付近より火災発生
- 3月17日 陸上自衛隊ヘリ・消防車、警察放水車、3号機へ散水
- 3月18日 原子力安全保安院がINES暫定評価結果を発表
 ・1号機、2号機、3号機：評価レベル5（広範囲な影響を伴う事故）
 ・4号機：評価レベル3（重大な異常現象）

（参考）INES（国際原子力・放射線事象評価尺度）

レベル7	深刻な事故(チェルノブイリ発電所事故)
レベル6	大事故
レベル5	広範囲な影響を伴う事故(スリーマイル島発電所事故)
レベル4	局所的な影響を伴う事故(東海村JCO臨界事故)
レベル3	重大な異常現象(旧動燃東海再処理施設アスファルト固化処理施設火災爆発事故)
レベル2	異常事象(美浜発電所2号機事故)
レベル1	逸脱(「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故)

- 3月19日 3号機、東京消防庁・ハイパーレスキュー隊消防車による連続放水
- 3月20日 5・6号機、冷温停止
- 3月22日 3号機、電源回復
- 3月24日 1号機、電源回復
- 3月26日 2号機、電源回復
- 4月1日 ホテル・旅館等への二次避難、開始
- 4月4日 2号機の高濃度汚染水放出(9,050トン)
- 4月12日 INES暫定評価結果、レベル7に引き上げ
- 4月17日 東電、事故収束に向けた工程表を発表
- 4月22日 計画的避難区域（飯舘村、川俣町山木屋地区）・緊急時避難準備区域を設定
- 5月10日 川内村、一時帰宅開始
- 5月12日 葛尾村、一時帰宅開始
- 5月13日 1号機、メルトダウンしていたことが判明
- 5月15日 計画的避難区域住民、避難開始
- 5月22日 田村市、一時帰宅開始
- 5月25日 南相馬市・富岡町、一時帰宅開始
- 5月26日 双葉町・浪江町、一時帰宅開始
- 6月4日 大熊町、一時帰宅開始
- 6月6日 楢葉町、一時帰宅開始
- 6月30日 特定避難勧奨地点（伊達市霊山町・月舘町）指定
- 7月19日 東電、事故収束に向けた新工程表ステップ2を公表
- 7月21日 特定避難勧奨地点(南相馬市)、設定
- 8月3日 特定避難勧奨地点(南相馬市、川内村)、設定
- 8月26日 福島第一原発3km圏内住民、初めての一時帰宅開始
- 9月19日 一時帰宅2巡目、開始。マイカー使用可能へ。

- 9月30日 緊急時避難準備区域、一括解除
 10月14日 1号機建屋カバー、設置完了
 12月16日 政府、東電の事故収束工程表ステップ2の作業がほぼ完了されたと発表

2 被害の状況

(平成24年3月31日現在)

(1) 人的被害

- ・死者 2, 370人 (南相馬市897人、相馬市458人、いわき市310人、浪江町273人、新地町115人ほか)
- ・行方不明者 45人 (いわき市37人ほか)
- ・重傷者 20人 (相馬市4人、いわき市3人ほか)
- ・軽傷者 162人 (南相馬市57人、国見町20人ほか)

(2) 住家被害

- ・全壊 20, 387棟
- ・半壊 66, 426棟
- ・一部破損 152, 102棟
- ・床上浸水 1, 054棟
- ・床下浸水 339棟

(3) 非住家被害

- ・公共建物 1, 116棟
- ・その他 25, 189棟

(4) 鉄道

平成23年3月12日現在

- ・東北新幹線全線運転見合わせ(4月29日全線開通)
- ・山形新幹線全線運転見合わせ(4月12日全線開通)
- ・県内在来線全線で運転見合わせ

東北本線：4月17日全線開通

奥羽本線：4月12日全線開通

磐越西線：4月12日全線開通

常磐線：いわき～高萩 4月13日再開、四ツ倉～いわき 4月17日再開

四ツ倉～久ノ浜 5月14日再開

※広野～原ノ町、相馬～亘理

(平成25年2月現在、復旧の見込み未定)

水郡線：4月12日全線開通

只見線：4月14日全線開通

会津鉄道：4月12日全線開通

(5) 一般道路

平成23年3月12日現在

- ・主要国道 国道4号、6号など 23カ所で通行止め
- ・一般国道 国道188号、288号など 11箇所での通行止め
- ・県道 白河羽鳥線など 98箇所での通行止め
- ・農林道 広域農道白河西部など 5箇所での通行止め

平成24年3月31日現在

- ・主要国道 国道6号 一部迂回路の利用を含め全線通行可(警戒区域は立入制限)
- ・一般国道 国道288号1箇所通行止め(6月8日付けで全線通行可)
- ・県道 白河羽鳥線など 21箇所での通行止め
- ・農林道 林道花塚線1箇所通行止め(4月13日付けで全線通行可)

(6) 高速道路

平成23年3月12日現在

- ・県内全線一般車両通行止め(4月28日、広野IC～常磐富岡ICを除き、再開)

平成24年3月31日現在

- ・常磐自動車道 警戒区域(広野IC～常磐富岡IC)を除き県内全線通行可

(7) 電気・通信・水道等

平成23年3月12日現在

- ・停電 中通り、浜通りの一部において150, 792戸で停電
- ・NTT回線 避難指示区域で14, 100回線不通、
避難所等12箇所に計16回線の特設公衆電話(無料)設置
- ・都市ガス 県内17, 025戸で供給停止
- ・水道 福島市、いわき市などで断水

平成24年3月31日現在

- ・停電 浜通りの一部(津波被害地域、避難指示区域など立入困難地域)で
34, 297戸
- ・NTT回線 避難指示区域で14, 100回線不通、
特設公衆電話(無料)は、平成24年3月27日に撤去
- ・水道 津波被害地域、避難指示区域など26, 085戸で断水

3 避難の状況

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(1) 避難の経過

- 3 月 1 1 日 福島第一原発半径 3 km 圏内に避難指示、10 km 圏内に屋内待避指示
(内閣総理大臣から福島県知事、大熊町長、双葉町長、富岡町長、浪江町長に避難指示)
会津若松市・猪苗代町、一次避難所開設
- 3 月 1 2 日 福島第一原発半径 20 km 圏内・第 2 原発半径 10 km 圏内に退避指示
県立会津自然の家、一次避難所開設
会津若松市の一次避難所へ、相双地域の避難者増加
- 3 月 1 3 日 国立磐梯青少年交流の家、一次避難所開設
会津坂下町、一次避難所開設
- 3 月 1 4 日 県立会津総合病院駐車場にて被ばくスクリーニング検査開始
県立会津葵高等学校、一次避難所開設 (被ばくスクリーニング検査未受診者用)
- 3 月 1 5 日 喜多方市・磐梯町・湯川村、一次避難所開設
檜葉町長から会津美里町長へ、避難受入依頼の連絡
葛尾村、会津坂下町川西公民館に役場機能移転
- 3 月 1 7 日 西会津町、一次避難所開設
- 3 月 1 8 日 檜葉町から会津美里町一次避難所への避難が増加
- 3 月 2 2 日 柳津町、一次避難所開設
- 3 月 2 3 日 北塩原村、一次避難所開設
- 3 月 2 6 日 檜葉町、会津美里町本郷庁舎へ役場機能移転
- 3 月 3 0 日 檜葉町住民は芦ノ牧温泉等へ、大熊町住民は東山温泉や北塩原村へ避難が始まる。
- 4 月 1 日 ホテル・旅館等への二次避難が全県的に始まる。
- 4 月 4 日 双葉町住民、リステル猪苗代ホテルへの避難始まる。
会津管内、二次避難所への避難者数が増加
- 4 月 5 日 大熊町、会津若松市第二庁舎内に役場機能移転
- 4 月 7 日 檜葉町、一次避難所から二次避難所への移動が本格化
浪江町、猪苗代町への二次避難所 (民宿、ペンション等) へ移動開始
- 4 月 8 日 県立高等学校一次避難所の閉所が始まる。
- 4 月 1 1 日 会津管内、二次避難所の避難者数が一次避難所避難者数を越える。
- 4 月 2 1 日 葛尾村、会津坂下町旧法務局跡地へ役場機能移転
大熊町、会津若松市・仮設の入居者募集開始
- 4 月 2 2 日 計画的避難区域 (飯舘村、川俣町山木屋地区)・緊急時避難準備区域、設定
- 4 月 3 0 日 三島町、一次避難所閉所
- 5 月 1 日 檜葉町、会津美里町・仮設の入居者募集開始
- 5 月 2 日 昭和村、一次避難所閉所
- 5 月 1 4 日 災害民間借り上げ住宅の取扱、一部変更 (遡り適用)
- 5 月 1 5 日 計画的避難区域住民、避難開始
- 5 月 2 2 日 県立会津自然の家、一次避難所閉所
- 5 月 2 4 日 会津管内、一次・二次避難者数のピーク (9, 559 人)。

5月27日	県、県民健康管理調査の実施と30年間の継続を公表
5月31日	浪江町、北塩原村裏磐梯号町内に裏磐梯エリア臨時窓口を開設（火・木のみ）
6月 1日	会津管内、二次避難者数ピーク
6月11日	檜葉町住民、会津美里町・仮設住宅への入居開始
6月15日	葛尾村、三春町へ一部業務移転
6月16日	檜葉町住民、仮設住宅への移動増加
6月22日	大熊町、住民サロン「ゆっくりすっぺ」開所
6月26日	葛尾村住民、三春町・仮設住宅への入居開始
6月30日	特定避難勧奨地点（伊達市霊山町・月舘町）指定
7月 1日	大熊町住民、会津若松市・仮設住宅への入居開始
7月15日	浪江町、会津管内の二次避難所から中通りの仮設住宅へ移動始まる。
7月27日	会津地域に集中豪雨発生
7月29日	平成23年7月新潟・福島豪雨災害発生。只見線橋梁流出 金山町、孤立集落発生（全壊23棟、半壊62棟）
7月31日	浪江町、北塩原村裏磐梯号町内に裏磐梯エリア臨時窓口閉所
8月 2日	西会津町、一次避難所閉所
8月 3日	金山町、豪雨災害ボランティアセンター開所
8月 4日	金山町へ、陸上自衛隊派遣（8/4～8/9）
8月11日	葛尾村、三春町へ役場機能移転
8月16日	会津坂下町、一次避難所閉所
8月17日	柳津町、一次避難所閉所
8月20日	葛尾村住民、三春町への移動完了
9月 6日	檜葉町住民、会津美里町・仮設住宅への入居完了 会津美里町、一次避難所閉所
9月16日	大熊町、会津若松市・松長仮設住宅に高齢者等サポートセンター開所
9月17日	檜葉町、会津美里町・仮設住宅に高齢者等サポートセンター開所
9月22日	双葉町、リステル猪苗代ホテル・二次避難所の人数が半減
9月30日	緊急時避難準備区域、一括解除 双葉町、リステル猪苗代ホテル・二次避難所、閉所 大熊町、避難者支援連絡協議会設置
10月 5日	檜葉町、避難者支援連絡協議会設置
10月16日	磐梯町、一次避難所閉所 （以後、一次避難所は会津若松市ふれあいハウスのみとなる。）
10月17日	大熊町、会津若松市・松長仮設住宅にサポートセンターでデイサービス開始 金山町・滝スノーシェッド（7月豪雨災害で通行止め）、暫定開通
11月 1日	以後、会津管内の一次避難所避難者数1名となる。
11月23日	檜葉町、会津美里町出張所を本郷庁舎から旧耐南建設事務所へ移転
12月 1日	金山町、7月豪雨災害被災者が仮設住宅入居（2世帯4人）

(2) 避難者の状況

会津保健福祉事務所管内（13市町村）への避難者（自主避難者を含む）

（仮設住宅は平成24年3月29日、借上住宅は同年4月10日現在 福島県土木部調べ）

避難先	避難元	大熊町		楢葉町		双葉町		南相馬市	浪江町	富岡町	飯館村	川内村	広野町	葛尾村
		仮設住宅	借上住宅	仮設住宅	借上住宅	仮設住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅
会津若松市	入居戸数	725	692		87	5	39	189	128	75	8	5	8	7
	入居者数	1,590	2,112		176	12	98	647	329	171	24	12	21	20
喜多方市	入居戸数		76		5		9	51	30	9	6	1	1	
	入居者数		196		6		23	146	86	25	17	1	1	
北塩原村	入居戸数		1						3					
	入居者数		1						9					
西会津町	入居戸数							5		3	1			
	入居者数							14		6	1			
磐梯町	入居戸数							3						
	入居者数							13						
猪苗代町	入居戸数		5		3	10	8	24	23	15	5	3		
	入居者数		11		13	30	15	78	55	38	13	12		
会津坂下町	入居戸数		2		1		7	22	4	6			1	3
	入居者数		7		2		17	68	13	17			1	3
湯川村	入居戸数													
	入居者数													
柳津町	入居戸数													
	入居者数													
三島町	入居戸数													
	入居者数													
金山町	入居戸数							2						
	入居者数							13						
昭和村	入居戸数													
	入居者数													
会津美里町	入居戸数		8	235	23		8	6	5	4		1	2	
	入居者数		25	455	53		16	19	13	7		1	5	
計	入居戸数	725	784	235	119	15	71	302	193	112	20	10	12	10
	入居者数	1,590	2,352	455	250	42	169	998	505	264	55	26	28	23

避難先	避難元	郡山市	いわき市	田村市	川俣町	田村市	伊達市	矢吹町	福島市	新地町	計		
		借上住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅	借上住宅	仮設住宅	借上住宅	仮設＋借上
会津若松市	入居戸数	4	5	3	2	3			1	1	730	1,257	1,987
	入居者数	8	10	6	6	6			2	1	1,602	3,649	5,251
喜多方市	入居戸数	1	1	1		1						192	192
	入居者数	5	2	1		1						510	510
北塩原村	入居戸数	1										5	5
	入居者数	4										14	14
西会津町	入居戸数											9	9
	入居者数											21	21
磐梯町	入居戸数											3	3
	入居者数											13	13
猪苗代町	入居戸数	1		1		1	1	1			10	91	101
	入居者数	4		2		2	4	4			30	251	281
会津坂下町	入居戸数											46	46
	入居者数											128	128
湯川村	入居戸数												
	入居者数												
柳津町	入居戸数												
	入居者数												
三島町	入居戸数												
	入居者数												
金山町	入居戸数											2	2
	入居者数											13	13
昭和村	入居戸数												
	入居者数												
会津美里町	入居戸数										235	57	292
	入居者数										455	139	594
計	入居戸数	7	6	5	2	5	1	1	1	1	975	1,662	2,637
	入居者数	21	12	9	6	9	4	4	2	1	2,087	4,738	6,825

災害支援体制

1 福島県及び市町村の災害対策本部の設置状況

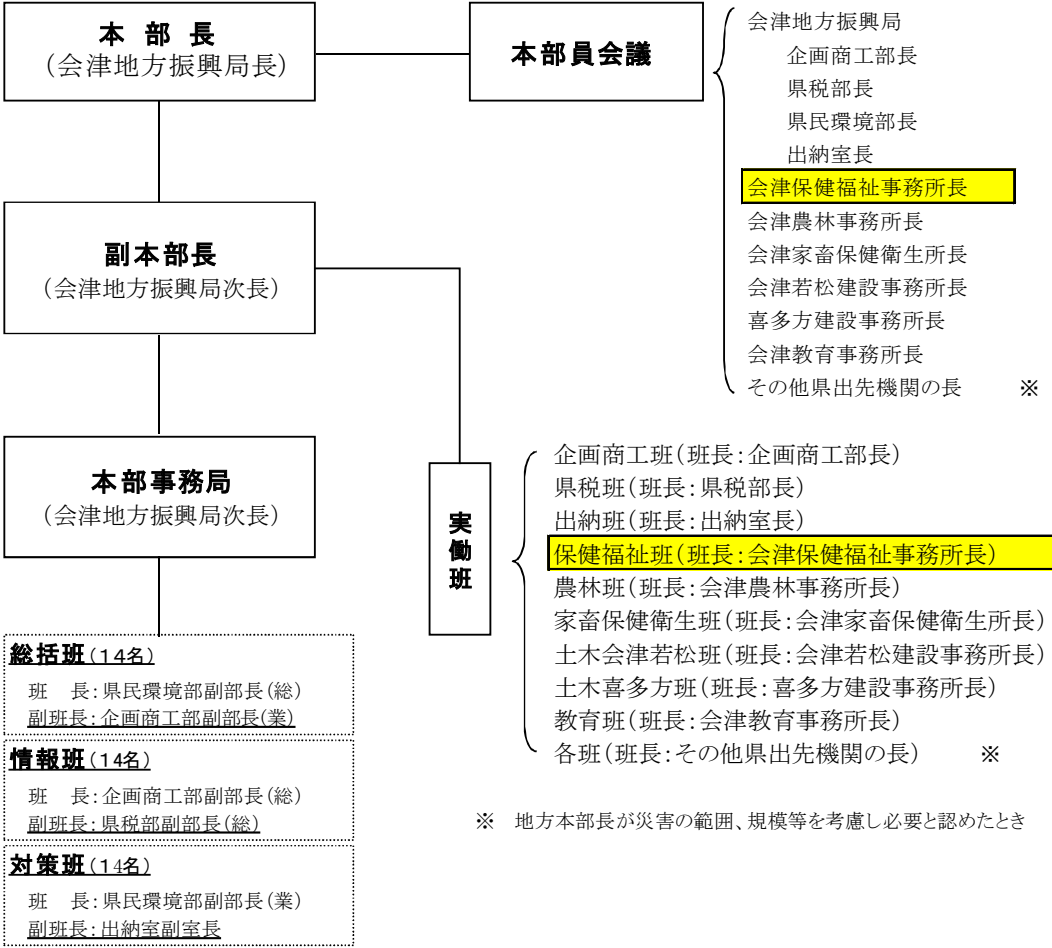
県	災害対策本部			
福島県	設置等日時		解散等日時	
	H23.3.11	14:46		

市町村名	設置日時		解散日時		市町村名	設置日時		解散日時	
福島市	H23.3.11	14:50			鮫川村	H23.3.11		H23.3.12	18:00
二本松市	H23.3.11				会津若松市	H23.3.11			
伊達市	H23.3.11	15:00			喜多方市	H23.3.11	14:49		
本宮市	H23.3.11	14:50			磐梯町	H23.3.11	15:18		
国見町	H23.3.11	15:00			猪苗代町	H23.3.11	15:00	H23.10.31	
桑折町	H23.3.11	14:59			西会津町	H23.3.15			
川俣町	H23.3.11	15:00			会津坂下町	H23.3.11	15:00		
大玉村	H23.3.11	14:46			湯川村	H23.3.11	15:30		
郡山市	H23.3.11				柳津町	H23.3.11	15:00		
須賀川市	H23.3.11	14:50			昭和村	H23.3.17	16:45		
田村市	H23.3.11	15:00			会津美里町	H23.3.11	16:00		
鏡石町	H23.3.11	15:00			只見町	H23.3.15		H23.8.16	
天栄村	H23.3.11	15:50			相馬市	H23.3.11	14:55		
石川町	H23.3.11	15:00			南相馬市	H23.3.11	15:00		
玉川村	H23.3.11	15:15			広野町	H23.3.11	14:50		
平田村	H23.3.11	15:00			檜葉町	H23.3.11	15:00		
浅川町	H23.3.11	15:00			富岡町	H23.3.11			
古殿町	H23.3.11	14:50	H23.4.12	17:15	浪江町	H23.3.11	15:00		
三春町	H23.3.11	15:30			川内村	H23.3.11	15:15	H24.3.31	
小野町	H23.3.11	15:00			大熊町	H23.3.11	15:00		
白河市	H23.3.11				双葉町	H23.3.11	14:50		
西郷村	H23.3.11				葛尾村	H23.3.11	15:00		
泉崎村	H23.3.11				新地町	H23.3.11	14:50		
中島村	H23.3.11				飯舘村	H23.3.11	14:55		
矢吹町	H23.3.11		H23.7. 6	15:00	いわき市	H23.3.11	14:50		
棚倉町	H23.3.11	15:00			設置数	52 市町村		うち解散 7 市町村	
矢祭町	H23.3.11		H23.3.12	17:00					
塙町	H23.3.11								

2 会津地方の災害対策体制

1 会津地方災害対策本部 体制図

会津地方振興局



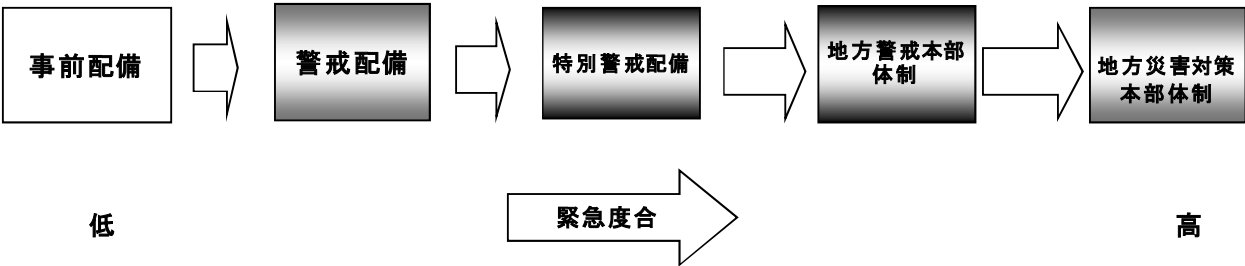
※ 地方本部長が災害の範囲、規模等を考慮し必要と認めたとき

☆ 地方災害対策本部の設置基準

- 1 災害対策本部長が必要と認めるとき
- 2 管内において震度6弱以上の地震が観測されたとき
- 3 管内に激甚な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき
- 4 管内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき
- 5 管内全域に応急対策が必要と認められるとき
- 6 その他、特に必要と認めるとき

注) 3, 4, 5, 6は、振興局長の判断で設置することができる場合である。

☆ 職員配備体制 (別紙)



3 会津保健福祉事務所の支援体制

1 所内体制

(1) 参集体制(平成23年3月当時)

① 地震時対応

震度5弱	3名登庁	総務企画部 地域支援課 2名 生活衛生部 衛生推進課 1名
震度5強	4名登庁	総務企画部 地域支援課 2名 健康福祉部 保健福祉課 1名 生活衛生部 衛生推進課 1名
震度6弱以上	全所員登庁	全職員

② 水道施設災害時対応

震度4以上	1名登庁	生活衛生部 衛生推進課 1名
-------	------	----------------

※ 緊急出勤時に交通混乱等で出勤できない遠距離通勤者等は、最寄りの保健福祉事務所又は合同庁舎等に出勤して連絡を取るものとする。

(2) 3月14日(月)の職員参集状況

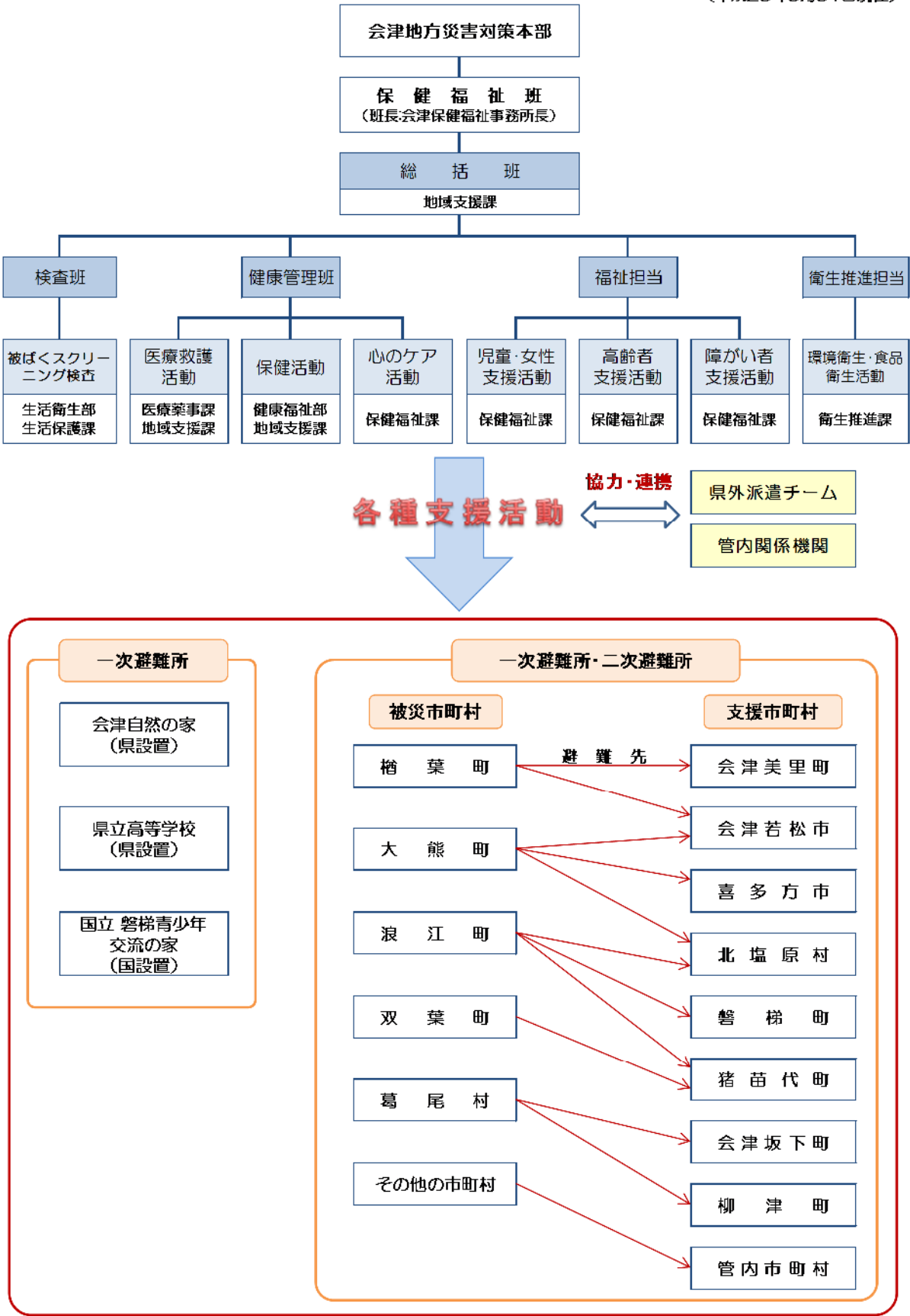
- ・ 正規職員80名中、登庁できた者 74名
- ・ 交通網寸断等で登庁できなかった者 6名

(3) 保健福祉班の状況

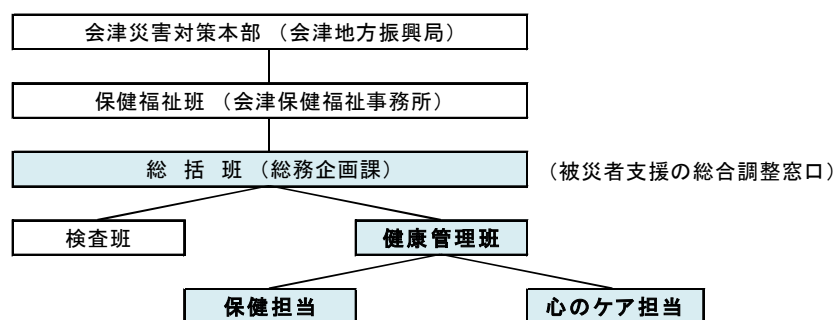
- 3月11日 会津地方災害本部・保健福祉班設置
- 3月14日 被ばくスクリーニング検査開始
- 3月18日 医療救護班、巡回開始
- 3月22日 派遣班が増加し、所内の情報共有不足が課題
 - 所内災害対応体制を再確認し、所内会議(課長以上)で周知
 - 情報共有のため、「災害関係所内共通資料」ファイルを作成
- 6月 1日 所内組織変更(1課減少)・職員異動に伴う体制再編
- 11月 1日 二次避難所から仮設住宅等への移動がほぼ完了したため、体制再編
- 12月 5日 健康福祉部副部長、いわき地方振興局へ長期出張(1月4日異動)に伴う体制再編

2 保健福祉班体制図

(平成23年3月31日現在)



3 平成24年度の保健福祉班体制図



【総括班】

班 長	副所長兼総務企画部長
総 括	総務企画課 (企画キャップ)
担 当	大熊町担当(保健師)、檜葉町担当(保健師)
役 割	(1)被災市町村支援の窓口・総括 (2)関係機関、本庁、所内各課との連絡調整、所の支援方針等の決定 (3)被災者健康支援に関する会議等の開催 (4)被災者健康支援定例ミーティングの開催 (5)被災者健康支援に関する健康管理班との連携調整



【健康管理班】

班 長	健康福祉部長				
担 当	保 健 担 当				心のケア担当
リーダー	健康増進課長				保健福祉課長
チ ャ ッ ム	大熊町 支援チーム	檜葉町 支援チーム	双葉町 支援チーム	その他市町村 支援チーム	心のケア チーム
(主担当)	保 健 師	保 健 師	保 健 師	保 健 師	保 健 師
(副担当)	歯科衛生士	栄養士	栄養士	保 健 師	保 健 師
(チーム員)	保健師7人				保健師2人
	看護協会派遣職員2人 絆づくり事業職員				京大子どもの 心のケアチーム
役 割	◆健康管理班長 健康管理班の総括 ◆保健担当リーダー (1)被災者健康支援活動の窓口(派遣職員を含む) (2)被災者健康支援に関する具体的活動方針等の決定 (3)各チームの取りまとめ (4)被災者健康支援に関する総括班との連携調整 (5)週報まとめ、本庁への活動報告 ◆心のケア担当リーダー (1)心のケアチームのとりまとめ (2)外部からの支援活動の調整 (3)関係機関、本庁、所内との連絡調整 (4)週報の作成、本庁への活動報告 ◆保健担当各支援チーム及び心のケアチーム (1)担当被災市町村の窓口 (2)被災市町村の保健活動に関する支援 ・被災市町村のニーズ把握及び活動方法の検討 ・関係機関との連携・調整 ・連携や調整に関する打ち合わせの開催及び参加 ・地域の社会資源の発掘と活用 ・コミュニティづくり支援 ・その他市町村の要望に応じた支援 (3)報告関係 ・担当リーダーへの随時報告 ・活動報告書、週報の作成 (4)派遣職員等の業務調整				

連携

会
津
方
部
心
の
ケ
ア
セ
ン
タ
ー

第3章

災害支援活動



1 支援活動状況 時系列表

[illegible]

赤字・・・会津保健福祉事務所の動き

月	5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
日	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
主な出来事	2628 会津津島地域の一次避難所閉鎖																							
	26 県民健康調査開始																							
	11 葛尾村が三春町に役場機能移転																							
	1 はまっ子くらぶ（仮設の児童タイサービス拠点）開設																							
避難者数	28 新潟・福島豪雨災害発生																							
	32 大熊町住民サロンの『ゆつくりすてー』が会津若松市内に開所																							
	2495 避難者への保健医療支援体制検討会議の開催																							
	1 市内支援体制再編・県人事異動																							
検査班	565 会津地域への避難者数最多9559名																							
	8130 警戒区域への一時帰宅開始																							
	8399 避難者数の多い9559名																							
	5641 避難者数の多い9559名																							
健康管理班 (医療救護活動)	6/30会津地方災害医療調整本部解散																							
	巡回診療																							
	二次避難所巡回診療																							
	一次避難所巡回健康相談																							
健康管理班 (保健活動)	7/13被災市町村地域包括支援センター情報交換会開始																							
	7/21葛尾村支援県中保健に引き継ぎ																							
	8/3県相談支援専門チーム活動開始																							
	9/15県外派遣チーム支援終了以後																							
健康管理班 (心のケア活動)	巡回健康相談																							
	巡回健康相談																							
	巡回健康相談																							
	巡回健康相談																							
福祉関係	巡回健康相談																							
	巡回健康相談																							
	巡回健康相談																							
	巡回健康相談																							
衛生推進関係	巡回健康相談																							
	巡回健康相談																							
	巡回健康相談																							
	巡回健康相談																							

2 被ばくスクリーニング検査

担当：生活衛生部・生活保護課

活 動 経 過

平成23年

- 3月12日 会津若松市等へ相双地域からの避難者増加
会津若松市は、被ばくスクリーニング検査が済んだ者のみを避難所へ受入れること決定し、会津中央病院へ検査を依頼
- 13日 会津中央病院において午前0時まで検査実施したが、希望者多数のため対応しきれず、会津若松市へ検査中止する旨を連絡
当所へ被ばくスクリーニング検査希望者20名以上が来所
会津地方災害対策本部にて調整し、県立会津総合病院に陰圧式エアーテント（感染症発生時に仮設診察室等として使用する空気膨張式テントを代用）を設置し、被ばくスクリーニング検査を実施することを決定
会津若松市社会福祉協議会に着替え用の衣類の提供を依頼
- 14日 県立会津総合病院にて被ばくスクリーニング検査を実施（761人受検）
全身除染を行うスクリーニングレベルを100,000cpmに設定
翌日が降雪の予報であったことから、陰圧式エアーテントでの検査継続は不可能と判断し、会津災害対策本部へ別会場の確保を依頼
会津大学で実施することを決定し、大学講堂・通路をビニールシートで養生し、会場設営
- 15日 会津大学にて被ばくスクリーニング検査開始（1,639人受検、午前3時30分終了）
- 16日 会津大学にて午前6時より準備・検査開始（1,249人受検）
「被ばくスクリーニング検査済証」を当所独自の様式に変更、発行
本庁より検査派遣チームが到着し、検査するも検査済証を発行しなかったため、受検者及び受入市町村等から苦情多数
会津大学を恒常的会場として検査継続することは難しいと判断し、あいづドーム及び野球場を常設検査会場とすることを決定
あいづドームに会津若松消防署城南分署から除染用としてのテントを借り、設置
- 17日 あいづドームで検査開始（1,687人受検）
午後、本庁より日本技師会12人からなる派遣検査チームが到着し、検査を開始
- 18日 検査体制（当事務所員13人、会津災害対策本部9人、県立会津総合病院技師4人・看護師9人、日本技師会4人、浜松医大7人）
以降、同様の検査体制で行うも、次第に検査希望者が減少し、順次体制縮小
- 4月24日 あいづドーム検査会場閉鎖
- 25日 検査会場を当所会議室へ、検査時間を10時30分～17時へ変更
- 5月10日 当所職員2名での検査体制に縮小
- 9月1日 平日のみを検査日とすることに変更（～現在も継続実施中）

※ 検査開始から現在まで、100,000cpmを越える受検者なし。

活 動 内 容

1 避難者の表面汚染検査（スクリーニング）の実施

（１）受付、問診

- ・「被災地住民登録票」に氏名、性別、生年月日、避難前の住所、電話番号を記入してもらい、先着順に受付した。
- ・避難者の健康状態の確認のため保健師による問診を行った。

（２）サーベイメータによる体表面汚染検査

- ・GM計数管式サーベイメータを用いて体表面、衣服、バッグなどの持ち物、自動車、犬などのペット等の表面汚染検査を実施した。
- ・検査結果は、「スクリーニング測定記録票」に記録した。
- ・発災当初は、県立会津総合病院の放射線技師、日本技師会、福島県放射線技師会等の支援を受け、最大8ゲートで検査を実施した。
- ・避難者の汚染状況は、部分除染のレベル（13, 000 cpm）以下の人が大半であった。中にはこれを越える人もおり、汚染部の拭き取りなどの部分除染を実施したが、全身除染のレベル（100, 000 cpm 以上）を超える人はいなかった。
- ・衣服や靴の着替えを希望する人には、会津若松市社会福祉協議会より提供していただいた衣服等を配布した。

※ スクリーニングレベル

全身除染を行うレベル 100, 000 cpm 以上

部分的な拭き取り除染を行うレベル

13, 000 以上 100, 000 cpm 未満

（３）「被ばくスクリーニング検査済証」の発行

- ・会津地域に設置された避難所への入所、医療機関の受診、アパートへの入居等の際にも、被ばくスクリーニング検査受検の有無を問われたため、「被ばくスクリーニング検査済証」を発行した。
- ・「被ばくスクリーニング検査済証」の発行は、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルには設定されていなかったが、社会の要請を考慮し、迅速に対応した。
- ・検査済証発行数 延べ11,702人（平成24年3月31日現在）

平成 23 年 3 月 25 日

氏名

被ばくスクリーニング検査を
受けたことを証する。

福島県会津保健福祉事務所長 印

当所が発行したスクリーニング検査済証

活動場所及び検査担当

期 間	場 所	検査担当
平成 23 年 3 月 14 日	県立会津総合病院	福島県立会津総合病院、会津保健福祉事務所
3 月 15 日～16 日	会津大学	福島県立会津総合病院、会津保健福祉事務所
3 月 17 日～ 4 月 24 日	あいづドーム	福島県立会津総合病院、日本技師会、福島県放射線技師会、浜松医科大学、京都府、熊本市、宮崎県、会津保健福祉事務所
4 月 25 日～現在	会津保健福祉事務所	福井大学、徳島大学、北海道、大阪府、熊本市、電気事業連合会、会津保健福祉事務所

活 動 実 績

(1) 実施期間：平成 23 年 3 月 14 日～（現在も実施中）

(2) 検査実施状況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

年 月	検査受付	検査実施	簡易処置数	再 掲	
				13,000cpm 以上 100,000cpm 未満	100,000cpm 以上
平成 23 年 3 月	9,281 人	9,258 人	131 人	28 人	0 人
4 月	2,031 人	2,028 人	1 人	1 人	0 人
5 月	237 人	237 人	0 人	0 人	0 人
6 月	77 人	77 人	0 人	0 人	0 人
7 月	35 人	35 人	0 人	0 人	0 人
8 月	17 人	17 人	0 人	0 人	0 人
9 月	17 人	17 人	0 人	0 人	0 人
10 月	8 人	8 人	0 人	0 人	0 人
11 月	7 人	7 人	0 人	0 人	0 人
12 月	4 人	4 人	0 人	0 人	0 人
平成 24 年 1 月	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
2 月	7 人	6 人	0 人	0 人	0 人
3 月	7 人	7 人	0 人	0 人	0 人
合 計	11,729 人	11,703 人	132 人	29 人	0 人

(3) 被ばくスクリーニング証明書発行 延べ 11,702 人



検査に使用した
GM計数管式サーベイメータ



被ばくスクリーニング検査



あいづドームに設置した
除染用テント



検査を待つ避難者の列



被ばくスクリーニング検査



当所に設置した検査会場

課 題

1 除染施設の設置

原発事故発生後、緊急被ばくスクリーニング検査を当所主体で実施することになり、検査を行う施設の確保に時間を要した。今回のような原子力発電所の事故を想定し、あらかじめ除染施設を設定しておくことなどの準備が必要であると思われる。また、検査の結果によっては、夏冬を問わずシャワー除染が必要となるので、温水が利用できる施設の確保も併せて必要であると考ええる。

2 スクリーニング検査済証の発行

被ばくスクリーニング検査を受検していない人は、避難所への入所、医療機関の受診、アパートへの入居など、様々な規制を受けた。厚生労働省健康局総務課地域保健室から「放射線の影響に関する健康相談について（依頼）」（平成23年3月21日付け事務連絡）には、サーベイメータによる受検の証明書等を発行することは健康相談の趣旨にそぐわず好ましくないとの指導があったが、県内外の各地において依然として原発事故避難者受入時の差別偏見傾向が見られ、避難者に不利益があることから検査済証の発行を継続した。さらには、東京電力による原子力損害賠償手続きにおいても、その検査済証が交通費等の請求に必要となったことから、検査済証発行の継続は適切であったと考えている。

また、今回、「被ばくスクリーニング検査済証」の発行の重要性が確認されたので、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルに追加する必要があると考える。

3 福島県緊急被ばく医療活動マニュアルの改定と活用

福島県緊急被ばく医療活動マニュアルには、今回のような広域避難を余儀なくされる事故を想定しておらず、当所の組織体制の構築に時間を要した。また、すでに被ばくスクリーニング検査を開始した後の3月14日付けでスクリーニング

レベル変更に関する通知があり、それに加えて、除染後の排水についても「一般排水として取り扱うこと」と設定された。今回の経験を踏まえ、今後起こりうる同様の事故に備え、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルの大幅な見直しが必要不可欠であるとする。また、整備したマニュアルについて、職員への周知及び活用方法についても併せて検討が必要である。

被災者の声

雪が降る中、何時間も待ってようやく検査を終え、会津若松市内の宿泊施設にチェックインしようとしたが、「スクリーニング検査済証」を持っていなかったため、宿泊を断られてしまいました。その後、保健所に電話で事情を説明すると、本庁から派遣されたスクリーニングチームに検査してもらったことが分かりました。保健所の職員の方から宿泊施設に事情を説明してもらい、無事に宿泊することができました。

業務を担当した職員の声

「被ばくスクリーニング業務を振り返って」

前会津保健福祉事務所生活衛生部長 石井 修
(現県北保健福祉事務所生活衛生部長)

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故発生に伴い福島県は平成23年3月13日から各保健福祉事務所をはじめとしたチームを編成し各地域で緊急被ばくスクリーニングを行ってきた。会津保健福祉事務所管内には相双地域からの避難者が日々増加したが、当初会津地方災害対策本部における調整が難航し、常設のスクリーニング会場を確保できず、3月17日により常設会場を確保することができ管内の各病院等の放射線技師の皆様の協力を得ることもできた。当初検査会場が日々変更になったことは、避難して来られた方々に対する会場の周知も含めて初期対応に問題があった。休日も含めた対応も困難を極めた。

また被ばくについての誤った情報や理解により、避難者の受け入れにあたりスクリーニング検査を受けないと避難所に入れない、旅館やホテルに宿泊拒否されるという事態も発生し、検査済証明書の発行が必要となった。

証明書の発行については想定外であった。各公所の対応はまちまちであったが、会津では早急に様式を定め対応する必要があった。

スクリーニング受検者数の減少に伴い、4月末よりスクリーニング検査会場を保健福祉事務所に変更し検査に係わる職員体制も縮小することができたが、検査開始当初は外部からの十分な応援体制が確保できず、保健福祉事務所の職員全員のローテーション体制で対応せざるを得なかったが、職員の協力により乗り越えることができた。当時対応いただいた職員の皆様には感謝申しあげたい。

想定できなかった原子力発電所事故に伴うスクリーニング検査対応であったが、緊急時に迅速に対応できるよう今後の福島県緊急被ばく医療対策協議会において十分協議し、検査応援体制も含めた緊急被ばく医療活動マニュアルの整備を図る必要があると考える。

3 放射性物質モニタリング検査

(1) 飲料水の放射性物質モニタリング検査

担当：衛生推進課（環境衛生チーム）

活動経過

平成23年

- 3月11日 東日本大震災発生
- 17日 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、早急に県全体の飲料水の安全性に関する状況を把握する必要があるため、先行して7箇所（当所管内1箇所）で放射性物質検査を実施（3月19日までの3日間連続して実施）
- 26日 市町村等が経営する水道事業から供給される水道水を対象として、放射性物質のモニタリング検査※を開始
- 10月3日 検査の対象を専用水道、給水施設、市町村が関与する飲料水供給施設、飲用井戸等にまで拡大

※ 飲料水の放射性物質モニタリング検査は、平成24年度も継続実施中

活動内容

1 飲料水の放射性物質モニタリング検査

(1) 検査実施に至る経過

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、早急に県全体の飲料水の安全性に関する状況を把握する必要があるため、平成23年3月17日から19日までの3日間、先行して県内7箇所の水道水の放射性物質検査が実施された。なお、当所管内においては、1箇所が選定された。

その後も、屋内待避区域及びその周辺区域の各水道事業における水道水の放射性物質検査を行い、検出状況を踏まえ、追加実施が検討されることとなった。

(2) 検査体制の構築

平成23年3月26日から会津方部の水道事業について、定期的な放射性物質のモニタリング検査の実施が可能となった。当初5日間で1回の頻度で検査を実施することとされたため、各水道事業を5グループに分割し、検査を実施することとなった。当所を検体の回収場所（集積場所）として、取りまとめ後に検査機関に送付した。

なお、検査頻度については、県内の水道水からは、4月25日を最後に放射性物質が検出されていないこと等を踏まえ、10月3日からは1回／週に、平成24年2月6日からは表流水（表流水の影響を受ける地下水を含む。）以外の水源にあっては、1回／2週に引き下げられた。

(3) 検査実施の支援

飲料水の放射性物質モニタリング検査については、本県としても早急に対応

する必要があったが、震災発生当時は、検査機関（機器）の確保が十分に図られなかったため、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の設備を借用し、福島県職員が検査を実施することとなった。

当所からも職員が派遣され、検査に従事した（６回、延べ１７日）。

（４）検査対象の拡大

平成２３年１０月３日から検査機関が拡充されたことに伴い、これまで検査の対象外となっていた専用水道、飲料水供給施設（給水施設を含む。）、飲用井戸等の検査が可能となった。

そのため、管内専用水道、給水施設等に対して検査実施の意志を確認したうえで日程調整を行った。検査の実施に当たっては、当所を検体の回収場所（集積場所）として、取りまとめ後に検査機関に送付し、検査結果については、当所から各施設に対して直接通知した。

なお、飲用井戸等については、市町村が実施計画等を策定した場合に、県食品生活衛生課と調整を図り、日程調整を行ったうえで、当該市町村が取りまとめた検体を対象として検査を実施した。

２ 飲料水の放射性物質対策等に関する相談対応

住民の方から、水道水中の放射性物質の検出状況等に関する問い合わせが寄せられた。

検査結果とともに、現在の検査体制について丁寧に説明することにより、水道水の安全性の確保が図られていることに理解を求めた。

また、飲用井戸等の使用者からは、井戸水等を使い続けることに対する心配や不安等に関する相談、検査の実施を求める声が多く寄せられた。

自家用の飲用井戸等の検査体制が構築されていない時期にあつては、地下水を水源とする各水道事業の水道水から放射性物質が検出されていないことを説明し、また、当該飲用井戸等及びその周辺を衛生的に管理するよう助言した。

各市町村に放射性物質の簡易測定器が設置され、飲用井戸等の検査が可能となってからは、相談が少なくなった。

活 動 実 績

飲料水の放射性物質モニタリング検査の結果

平成２３年３月２６日から４月１日の期間、表流水（表流水の影響を受ける地下水を含む。）を水源とする一部の水道水から、放射性ヨウ素が検出（５．６Bq/kg～１３．６Bq/kg）されたが、いずれも原子力安全委員会が定めた「飲食物制限に係る指標値」※を大きく下回り、摂取制限等に至るものはなかった。４月２日以降は、全ての検体で検出限界値未満であった。

なお、放射性セシウムは、検査期間を通して、全ての検体で検出限界値未満であった。

※ 原子力安全委員会が定めた「飲食物制限に係る指標値」

放射性ヨウ素（飲料水）＝ ３００Bq/kg

放射性セシウム（飲料水）＝ ２００Bq/kg

表 飲料水の放射性物質モニタリング検査実績（平成23年3月26日～平成24年3月31日）

	検査箇所数	延べ検体数
水道事業	1 2 7	6, 6 1 2
専用水道	2 5	2 5
給水施設・飲料水供給施設	6 3	7 2
飲料水供給施設	1 4	2 3
飲用井戸等	1 2 1	1 2 1

課 題

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、放射性物質漏洩事故発生時には、飲料水を含む飲食物の摂取制限に関して、国の防災基本計画により、県の原子力防災担当部局が中心となって緊急時モニタリングを実施し、その結果の評価に基づき、国が設置する原子力災害対策本部が摂取制限を指示することとされている。

県災害対策本部において緊急時モニタリングの実施が検討されていたが、直ちに検査体制が整わなかった。そうした中で、県内の一部の水道水から、原子力安全委員会が定めた飲食物制限に係る指標値を超過した放射性ヨウ素が検出され、摂取制限措置が講じられた他、県外の水道水においても、食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値を超過した放射性ヨウ素が検出される事例が認められた。

その結果、住民の方々の水道水に対する放射性物質汚染への不安が緊迫した状況となり、当所に対する問い合わせ等が多くなった。

モニタリング検査体制の構築により、水道水から放射性物質が検出されない（又は指標値未満の検出）状況が認められるようになってからは、検査結果を基にした説明が可能となり、住民の不安の解消に努めることができたと考えられる。

放射性物質漏洩事故発生時には、水道水を含む飲料水の迅速な検査が必要となる。原子力発電所立地県としてだけでなく、他県で発生した事故等の影響を受ける可能性があることから、事前の検査体制の整備が必要であったと考えられる。

なお、各水道事業は、法の規定に基づき定期の水質検査を実施しているが、放射性物質モニタリング検査は、暫定措置として開始されたものであり、検査頻度が減じられたとはいえ、採水や検体搬入等で多くの労力を必要としている。会津地方の特色として、山間部に点在する小規模な水道施設を少人数で管理する状況を踏まえれば、水道事業者は、将来にわたり大きな負担を抱えることとなった。

業務を担当した職員の声

飲料水に対する放射性物質汚染への不安は大きく、地元住民の方々に限らず、観光客や帰省者、里帰り出産の方（妊婦を迎える家族等を含む。）等からも相談があり、飲料水の安全性への関心が高いことがうかがえた。

放射性物質漏洩事故に関する対応は、これまで経験したことがなく、特に震災発生後間もない時期にあっては、モニタリング検査の実施や住民の方々からの相談等の対応に苦慮することがあった。

(2) 加工食品の放射性物質モニタリング検査

担当：衛生推進課（食品衛生チーム）

活動経過

平成23年

10月7日 「加工食品等の放射性物質検査実施要領」が各公所に通知（23健第4046号保健福祉部長通知）

10月12日 放射性物質検査のため加工食品の検体採取を開始

平成24年

3月26日 平成23年度分の検体採取終了

活動内容

1 加工食品の放射性物質検査

平成23年10月より、暫定規制値を超過した加工食品の流通の未然防止と食品の安全確保を図るため、加工食品の放射性物質検査を開始した。

検査対象としては、県内産の農林水産物等を使用し、乾燥、脱水及び加熱工程等により放射性物質が濃縮される可能性がある乾燥野菜等の加工食品を中心に検査を実施した。

2 食品の放射性物質汚染に対する電話等の相談対応

住民の方から、食品や飲料水の放射性物質汚染の検出状況等に関する問い合わせが寄せられた。

原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく食品の摂取・出荷制限の品目及び農林水産物の緊急時モニタリングの実施状況について丁寧に説明することにより、食品の安全性の確保が図られていることに理解を求めた。

また、摂取・出荷制限等が出され、食品の放射性物質汚染が明らかになるにつれ、県内産の野菜等を食べ続けることの心配や不安等に関する相談を求める声が多く寄せられた。

食品関係の事業者からは、自社製品の安全性を確認するため、放射性物質の検査機関を照会する問合せが多数寄せられた。

活動実績

1 加工食品の放射性物質検査

平成23年10月から平成24年3月まで、376検体の加工食品について放射性物質検査を行った。（検査結果は、資料編107ページ）

食品中の放射性物質の暫定規制値を超過した食品は、3検体あり、1検体は出荷前検査であったが、残り2検体は、出荷済みであったため、生産者が当該食品の自主回収を行った。

【暫定規制値超過食品】	検査結果※	出荷の有無
乾燥きくらげ	5 5 0 Bq/kg	出荷済
めぐすりの木	7 1 0 Bq/kg	〃
乾燥ドクダミ	6 2 0 Bq/kg	未出荷

※ 検査結果はセシウム-134、セシウム-137の合算値

課 題

食品衛生法上の暫定規制値を超過した食品の流通を未然に防止するため、県内産の農林水産物の緊急時モニタリング検査が先行実施され、加工食品については、検査体制が整った平成23年10月より、放射性物質の検査を開始した。

検査では、放射性物質が濃縮される可能性のある乾燥、脱水及び加熱工程等を経て製造される加工食品を優先実施した。

会津農林事務所や直売所等の関係者の協力の基に、これらの検体の確保に努め概ね目標は達成できた。

業務を担当した職員の声

住民の方から、食品や飲料水の放射性物質汚染の検出状況等に関する問い合わせが多数寄せられ、食品や飲料水の放射性物質汚染による内部被ばくに対する不安は大きく、地元住民の方々に限らず、観光客や帰省者等からの相談があり、安全性への関心が高いことがうかがえた。

また、食品関係の事業者からは、風評被害による取引先・販売数の減少や食品中の放射性物質の検査などの新たな負担を強いられていることへの不満の声が寄せられた。

食品や飲料水の放射性物質汚染に対する対応は、これまで経験したことがなく、特に震災発生後間もない時期にあっては、モニタリング検査の実施状況や住民の方々からの相談対応等に苦慮することがあった。

加工食品の放射性物質検査においては、乾燥野菜等の農産加工品の加工が食品衛生法に基づく許可が不要なため、これら食品の検体採取については、苦慮することが予想されたが、会津農林事務所と連携し、直売所等関係者からの協力を得ながら進めることができた。

4 医療救護

(1) 医療救護活動

担当：医療薬事課・地域支援課

活動経過

平成23年

- 3月18日 滋賀県医療救護班による一次避難所（県立高校）の巡回診療開始
日本赤十字社山形県支部医療救護班による一次避難所（河東総合体育館）の巡回診療開始
派遣医療救護班、当所所長、生活衛生部長・副部長、地域支援課長等による巡回調整会議開始
- 19日 京都府医療救護班による一次避難所（県立高校）の巡回診療開始
作成した診療録は避難所の管理者・代表者へまとめて保管を依頼
- 20日 滋賀県、京都府、京都府医師会、日本赤十字社による医療救護班の朝の連絡会議開始
- 21日 地元医師会、県立会津総合病院、派遣医療班の巡回が重複し、調整が必要となる
会津若松市東山温泉および芦ノ牧温泉への避難者が増加。生活衛生部長・副部長が観光協会・温泉組合へ行き、避難状況を確認。巡回診療が必要な場合は連絡をもらうこととした
- 22日 会津中央病院にて会津若松医師会と当事務所で巡回診療及び心のケアについての打合せを実施
〔決定事項〕
- ・会津若松市内の避難所については、会津若松医師会が中心となり医療にあたり、他市町村については保健福祉事務所が主体となって実施する
 - ・あいづ総合体育館及びふれあい体育館は会津若松医師会、河東総合体育館は日本赤十字社が担当する
 - ・北会津中学校及び県立高校（5校）は県立会津総合病院が担当する（ただし、3/27から対応する）
- 医師会との打合せ終了後、会津管内医療機関との打合せ実施
〔決定事項〕
- ・会津中央病院、竹田総合病院、会津西病院がそれぞれ医療チームを編成し、避難所を巡回する
 - ・巡回の計画を保健福祉事務所が作成する
 - ・巡回はいずれも13時～16時とし、3/25から対応する
- 東山温泉・芦ノ牧温泉から巡回診療の要請があったが、旅館等は避難所指定されておらず、医療品処方について自己負担額が生じてしまうため、県立会津総合病院に依頼し、巡回してもらう
- 25日 当所保管の医薬品名簿を作成し、医療救護班に配布
- 28日 医薬品は、京都府・滋賀県・日本赤十字社・当所のそれぞれで備蓄し

- ているので、不足の物があればお互い融通し対応することを決定
- 4月 4日 二次避難所巡回診療開始
福島県災害医療支援ネットワークの設置
福島県で活動する医療救護班等については、「医療支援登録票」の提出を依頼
- 5日 県の避難所用医薬品もしくは各医療救護班持参薬剤を使用し、処方箋を発行しないことを周知徹底
- 9日 避難者の避難所移動が頻繁になっているため、医療の継続性の観点から、診療録は避難者各自で保管することに変更
- 14日 災害時用診療録を当所独自様式に変更
医薬品・物品等調達連絡票を新たに設け、医薬品等の調達を明確化
- 16日 当所所長を本部長とした『会津地域災害医療調整本部』を設置
- 18日 会津地域における避難者への医療支援体制検討会議（医療機関団体・施設対象）の開催
（参集団体・施設：会津若松医師会、喜多方医師会、両沼郡医師会、福島県立会津総合病院、財団法人 竹田総合病院、財団法人温知会 会津中央病院、医療法人明精会 会津西病院、会津薬剤師会）
- 19日 会津地域における避難者への医療支援体制検討会議（市町村対象）の開催
（参集市町村：会津若松市、喜多方市、磐梯町、猪苗代町、北塩原村、会津坂下町、柳津町、会津美里町、大熊町、檜葉町、葛尾村、浪江町、双葉町）
- 29日 大熊町役場職員（会津若松庁舎）の疲労度が強いいため巡回診療を開始
- 5月 4日 保健班が実施した悉皆調査等の情報をもとに二次避難所の居室を派遣保健師が訪問し、医療救護班の受診を勧奨
- 9日 避難者が50名以上の避難所へ血圧計配置を開始
大熊町民の二次避難所巡回診療の際は大熊町保健師の同行が決定
- 10日 葛尾村役場職員（川西公民館）の巡回診療開始
双葉町避難者の健康支援対策について双葉町役場職員と打ち合わせをし、5月17日よりリステル猪苗代の巡回診療開始を決定
- 31日 双葉町役場職員（リステル猪苗代）の巡回診療開始
- 6月 1日 巡回診療は6月末で終了することを決定
- 15日 会津地域における保健医療支援体制検討会の開催
（参集市町村：大熊町、浪江町、双葉町）
- 30日 巡回診療終了及び会津地域医療調整本部解散

活 動 内 容

1 会津地域災害医療調整本部の設置・運営

〔会津地域災害医療調整本部の役割〕

- ① 避難所の情報収集と発信
- ② 避難所への医療チームの派遣調整
- ③ 医療救護班連絡調整会議の開催
- ④ 保健班及びこころのケアチームとの連絡調整
- ⑤ 県災害対策本部への医薬品等の要請
- ⑥ 管内市町村との連絡調整
- ⑦ 地元医師会及び薬剤師会との連絡調整

2 急性期における活動

医師・看護師等による避難所巡回診療

- ・会津保健福祉事務所管内に設置された24ヵ所の一次避難所の避難者に対して、医師1名、看護師2名、薬剤師1名、調整員1名からなるチームを編成し、巡回診療を実施した。

3 慢性期における活動

(1) 医師・看護師等による避難所巡回診療

- ・二次避難所の避難者に対して巡回診療を実施した。

(2) 医師および看護師による個別ケアによる支援

- ・保健班による悉皆調査結果をもとに、ホテル等で生活する避難者に対して個室訪問をし、健康相談を行った。

(3) 理学療法士によるリハビリテーションの実施

- ・避難生活時に体力を落とさないためのリハビリテーションを行うとともに避難者自身でできるリハビリテーション資料を配付した。

〔活動に使用した資料等〕（P109参照）

- ・医療支援登録票
- ・診療受付個票
- ・災害時診療録
- ・会津地域における医療救護活動報告書
- ・災害時診療情報提供書
- ・会津保健福祉事務所管内救急病院・救急協力病院・病院群輪番制実施病院リスト
- ・会津保健福祉事務所管内救急病院・救急協力病院・病院群輪番制実施病院への紹介方法
- ・避難所近郊の診療所リスト
- ・あいづ医療マップ
- ・処方せん
- ・医薬品在庫リスト
- ・医薬品・物品等調達連絡票
- ・会津保健福祉事務所から避難所までの距離
- ・災害時に体力を落とさないためのリハビリ
- ・巡回診療チラシ（避難所配布用）



会津地域災害医療調整本部



各避難所の状況をまとめたファイル



朝の定例ミーティングの様子



巡回診療に向かう医療救護班



一次避難所巡回診療の様子



二次避難所巡回診療の様子



1日の活動終了後のミーティング

活動場所

1 一次避難所（延べ活動場所数 457施設）

	体育館	公民館	宿泊施設	公共施設	活動期間
会津若松市	40	—	3	63	3月18日～5月1日
磐梯町	4	—	12	—	3月20日～5月6日
猪苗代町	26	—	26	—	3月19日～4月27日
会津坂下町	—	46	30	24	3月19日～5月26日
湯川村	—	1	1	—	3月22日
北塩原村	—	—	—	8	3月19日～4月1日
柳津町	—	—	10	—	3月26日～5月27日
会津美里町	37	—	14	112	3月18日～5月19日
合計	107	47	96	207	

2 二次避難所（延べ活動場所数 378施設）

	旅館	ホテル	ペンション	役場等	活動期間
会津若松市	67	52	4	5	4月8日～6月29日
喜多方市	43	5	—	—	4月15日～6月20日
磐梯町	—	—	6	—	5月6日～6月9日
猪苗代町	43	41	10	1	4月13日～6月30日
会津坂下町	7	—	—	2	4月18日～5月26日
北塩原村	8	53	8	—	4月1日～6月30日
柳津町	14	—	—	—	4月13日～5月27日
会津美里町	4	1	—	4	4月16日～6月29日
合 計	186	152	28	12	

活動実績

1 総活動日数 95日（平成24年3月18日～6月30日）

2 総受診者数 (人)

	新患	再診	不明	合計
3・4月	483	436	5,272	6,111
5月	1,070	446	0	1,916
6月	270	516	1	787
合計	1,823	1,398	5,273	8,814

※3月18日から3月29日まではデータ集約を行っていなかったため、実数は上表より多くなる。

3 主な疾患

(1) 新患 (人)

	高血圧	上気道炎	関節痛等	不眠	花粉症・アレルギー	便通障害	糖尿・高血糖	その他
3・4月	305	508	224	90	105	67	42	777
5月	268	114	180	86	16	46	34	590
6月	83	16	53	21	3	5	13	139
合計	656	638	457	197	124	118	89	1,506

(2) 再診 (人)

	高血圧	関節痛等	上気道炎	ストレス	便通障害	不眠	糖尿・高血糖	その他
3・4月	125	29	73	43	29	5	4	156
5月	270	109	115	79	45	23	18	312
6月	215	107	38	34	24	29	22	248
合計	610	245	226	156	98	57	44	716

※3月18日から3月29日まではデータ集約を行っていなかったため、実数は前表より多くなる。

4 他県からの職種別派遣者数（延べ派遣者数 650人）（人）

	チーム数	医師	看護師	薬剤師	理学療法士	作業療法士	臨床検査技師 放射線技師	事務職
3月	26	45	56	7	3	0	0	60
4月	44	57	73	48	9	1	3	70
5月	26	31	33	32	7	5	2	32
6月	13	16	21	24	1	0	1	13
合計	109	149	183	111	20	6	6	175

5 県別にみた他県からの派遣者総数（延べ派遣者数 650人）（人）

滋賀県	京都府	山形県	栃木県	新潟県	埼玉県
213	194	125	16	11	5
東京都	神奈川県	茨城県	群馬県	千葉県	長野県
5	5	4	4	1	1

課 題

1 医療調整本部の設置と災害医療コーディネーターの人材育成

医療調整本部を設置することにより、医療救護活動が円滑に行えたことから調整本部の設置は有用であった。今後のあらゆる災害に備え、医療需要の調整を行う災害医療コーディネーターの人材育成が急務である。

2 各避難所の医療需要に迅速に対応するために情報収集・情報の発信の強化

医療チームの派遣や避難所と医療機関を結ぶ暫定的交通機関の整備など、避難者の医療需要に迅速かつ的確に対応するために、各避難所の情報収集および情報発信を強化することが不可欠である。

3 二次避難所施設の設定とその施設との連携が必要である。

ホテルや旅館等の二次避難所との巡回診療の打合せは、電話またはファックスが中心であったため、当日になって診療を行う部屋がない、机や椅子が準備されていない、巡回診療のことを聞いていないなどのトラブルが多発した。また、巡回診療の主旨を理解してもらうのに苦労した施設もあった。今後は、広域避難を余儀なくされる大規模災害を想定し、あらかじめ二次避難所として協力してもらえる施設を設定し、協定を締結するなどの体制を整備することが必要である。

4 医療機関等と連携した医療救護組織体制の構築と職員行動マニュアルの整備

今回は、震災後の混乱の中で緊急の打ち合わせ会を設け、協議し、医療救護組織の役割分担を決定した。幸い会津地域の医療機関は被害が少なく、機能していたので、会津若松市設置の一次避難所は会津若松医師会に、喜多方市設置の一次

避難所は喜多方市医師会に、猪苗代地区の二次避難所は会津若松医師会猪苗代医師団が担当した。また、薬剤師の派遣や不足する薬剤の供給は、会津薬剤師会が担当した。

今後の様々な災害に備え、会津管内の医療機関をはじめ、医師会などの医療団体と連携し、医療救護組織体制を構築することが急務である。また、行政職員は異動があり、今後同様の災害が発生した際に今回の反省を活かし行動できるとは限らないため、役割分担を明記した行動マニュアルを作成することに加え、行動訓練をする必要があると考える。

支援者の声

「カウンターパート方式による支援」

滋賀県健康福祉部医務薬務課医療整備担当 五十嵐 章和

関西広域連合では、発災後に構成府県がそれぞれの担当県を定めて支援を行う「カウンターパート方式」を導入することを決定し、福島県への支援は滋賀県及び京都府が担当することとなりました。

また、福島県からも災害対策基本法第74条による医療救護活動の支援要請があり、これらに基づいて、滋賀県は病院協会に対して、医療救護班の派遣を要請し、3月17日から福島県会津保健福祉事務所へ医療救護班の派遣を開始しました。同時に、医務薬務課職員が会津保健福祉事務所に交代で常駐し、現地での情報収集や、保健福祉事務所と本県から派遣された医療救護班の連絡調整業務にあたりました。

「会津地域災害医療調整本部」が立ち上がった後は、この本部において、保健福祉事務所、日本赤十字社及び京都府の担当者の方達と医療救護活動全体の調整業務にも携わることとなり、6月末で調整本部が解散するまで、3カ月余りにわたって会津地域における被災者のニーズに対応した円滑な医療救護活動に貢献できたことは、私達職員や派遣病院にとっても今後の災害医療対策を考える上で貴重な経験となっています。

私が派遣されたのは4月上旬で、浜通り地域から多くの住民が町村単位の集団で会津地域へ避難されてきた頃でした。避難所では、役場職員の方をはじめ、多くの方が自分のことは後回しにして他人のお世話をされ、お互いに気を遣って生活されていたことが印象に残っています。

福島第一原子力発電所の事故は、先の見通せない状況で、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされている現状を見るたびに、この状況が一日も早く解消され、福島県民の全てのみなさんが震災前の生活を取り戻す日が来ることを願ってやみません。

「JMAT参加で得た教訓」

京都府医師会所属 市田医院 市田 哲郎

私は京都府医師会が派遣したJMATの第二陣（亜急性期、慢性期医療のための

派遣としては第一陣）として震災後1週間が経過した3月19日に会津若松市へ赴任した。その際得た教訓として以下のものがあげられる。

避難者の動きは流動的で同じ避難所にじっとしていない。また行政側で把握できていない避難所があり、情報収集に工夫が必要。また、プライバシーの配慮がないと、「病気持ちだと思われる」などの理由で受診も控えられ、結果として風邪や腸炎等の感染症蔓延の原因となる。

診療所や病院も機能しており、効率的な医療提供のためには派遣されてくる個々の医療チームを横断的に連携させ、指示する機能が必要であり、行政だけでなく地区医師会の先生方からも活動への御指示をいただけるとありがたいと思った。今回得た教訓を、当地区医師会での防災対策につなげていきたいと考えている。

「会津地域における救護活動を振り返って」

日本赤十字社福島県支部 事業推進係長 久保 芳宏

東日本大震災及び原発事故を受け、日本赤十字社福島県支部では、会津保健福祉事務所の調整のもと会津地域に設置された避難所に各都府県支部の日赤救護班54班を派遣したほか、同所に設置された「会津地域災害医療調整本部」に連絡調整員を常駐させ、本部業務の支援を行いました。本部では、医療チームをはじめ活動にあたる多職種合同のミーティングが毎日実施されたほか、共通の診療カルテ使用など情報共有や連携を図る様々な工夫もなされていました。

災害医療は1つの組織や機関では完結せず、他組織や機関、多職種との協働・連携が重要であるとともに、これらを調整する役割も必要不可欠です。今回、会津地域の医療救護活動の調整役として会津保健福祉事務所が果たされた役割は重要かつ大きなものであったと実感しております。当支部にとっても同所との協働によって、より円滑な救護活動ができたものと感じております。

業務を担当した職員の声

「医療救護活動について」

前会津保健福祉事務所生活衛生部副部長 須釜 伸市
(現県南保健福祉事務所生活衛生部長)

東日本大震災から2年が経過しようとしている。今回、震災直後からの行政の関わり、特に医療関係の取り組み状況等についての記載依頼があったが、記録関係は全て会津においてきており、資料がない中での記載とならざるを得ない。つたない記憶を頼りに会津保健福祉事務所として取り組んだことの経過や今後に向けての課題について述べてみたい。

原発事故発生後の3月13日、県庁の地域医療課から、県として緊急被ばくスクリーニング検査を開始するので、所にあるサーベイメーターを持参して職員を派遣するようとの指示があった。連絡のついた職員数名を指示された郡山市総合体育館に向かわせた。その日の夜中、会津地域災害対策本部で、会津若松市における緊

急被ばくスクリーニング体制について、緊急の打ち合わせが行われた。会津若松市から、実施場所は提供するので県が主体となってスクリーニングを実施してほしいとの要請があり、所ではスタッフや機材が不足している中ではあるが、何とか所内で体制を作って実施することとした。開始する直前になって、会津若松市の施設は使用できないと連絡があり、所では手狭なため、別の場所を探すこととなり、急きょ、県立会津大学で実施することとした。その後、市との調整がとれてあいづドームで実施できることとなったが、短期間に実施場所を変えてしまい、避難者には迷惑をかけてしまった。

避難者にとって、スクリーニング実施済みであることが避難所に入るための条件となってしまったことや、避難所の設置主体の違いによって、避難された方々に対する支援内容が異なってしまったことは反省すべき点であった。

その後、本庁から避難所に他府県の医師等医療関係者からなる医療救護班が派遣されることとなったが、所に連絡が入ったときには、既に会津若松市が独自で、地元の医師会、薬剤師会等の協力のもと、県外の団体からの支援を得て、市が設置する避難所の医療支援体制を構築していた。このため、医師会等関係機関の了解を得て、市が設置する以外の避難所については、所が医療救護班の調整を担うこととなった。全くの経験のない、避難所への医療救護班の調整を行うことは、非常に困難を極めた。連日、新たな避難所が開設され、避難所の状況が把握できず、十分な情報のない中で、医療救護班の調整がままならない日が続いた。ある日、突然、日本赤十字社の災害医療担当者が来所し、適切なアドバイスを得ることができ、会津地域災害医療調整本部が立ち上がった。日本赤十字社からは担当職員を派遣してもらい調整本部に常駐していただいたが、本当に有り難かった。それ以降は関係機関の協力を得て、地元の医療機関に避難所の巡回に参加してもらいながら、避難所の巡回診療から、地元医療機関への受診への移行まで取り組むことができた。

医療救護班の巡回では、医薬品については基本的には救護班が持参する医薬品の範囲内で対応としたが、どうしても持参薬では対応できない事例が生じた。このため、院外処方せんを発行することとした。薬剤師会と調整し、応需できる薬局リストを作成してもらうとともに、付近に薬局がない避難所については処方せんにより薬局で調剤してもらって次回の巡回時に持参する方法とした。また、薬剤師が含まれていない医療救護班には、薬剤師会や他県の薬剤師会から派遣された薬剤師が同行することとした。支援物資の医薬品は、所が集積場所となっていたが、福島県薬剤師会との協定により、薬剤師会で管理を行うこととなっていたが、市の避難所等の支援で手一杯の状態であったことから、所の職員が在庫管理を行った。後になって、派遣された医療救護班が持参した医薬品等は、医療救護班が使用できるようにそのまま置いていくようになり、その在庫管理は県薬剤師会を通して他県から派遣された薬剤師の方々に実施してもらった。薬剤師会とは頻繁に情報交換を行い、お互いにできることを補完しながら、対応することができた。

今回のような状況の中では、どのように立派なマニュアル等を作っても想定外のことは起こりうる。本庁に対応を協議しても回答がなかなか返ってこないことが多々あり、本庁の指示を待っている時間的余裕はないので、現場でその時の最善と思われる方策を実施し、改善すべき点があればその都度対処していけばよいと思われる。そのためには、保健医療行政のトップである保健所長のかじ取りとそれを支えていく所が関与する分野毎のキーパーソンが必要である。非常時は通常の業務では計り知れない働きが求められることから、今後はそれぞれの職員の適性を見極めて、災害時に対応できる職員を養成していくことが求められる。

また、関係機関の連携なくしては何もできない。日ごろから連携を密にして情報の共有化等を図りながら、「顔の見える」関係を構築していくことが大切であると思われる。

最後に、医師会、薬剤師会を始め、長期間にわたって職員や医療救護班を派遣していただいた京都府、滋賀県、日本赤十字社や多くの自治体の職員、ボランティアの皆様に感謝申し上げます。

「会津地域における避難者支援」

前会津保健福祉事務所総務企画課長 大竹耕太郎
(現福島県会津地方振興局)

原発事故に伴う避難者支援については、国の避難指示発令後、管内市町村に避難所が次々に設置され、原発周辺地域よりピーク時で約9500余名の人々が避難してきました。

この間当事務所の対応は、被ばくスクリーニング検査を全所員で対応してまいりましたが、3月18日からは関西広域連合に属している滋賀県、京都府の医療救護班が、更には日本赤十字社の医療救護班も支援活動するにつれ、その調整業務が新たに生じることとなりました。これには当事務所の災害担当である当時の地域支援課・医療薬事課員が中心となり対応することとなりましたが、この間、何から手をつけて良いのやら手探りの状況でした。

今回の災害対応では、阪神淡路大震災を経験した日本赤十字社本部の医療コーディネーターの先生や京都府の調整員から学んだこと及びスキルアップしたことについて、医療救護班の調整に携わった者として少し述べてみたいと思います。

①災害医療調整業務の重要性（各医療班同士、保健班、心のケア班の行動調整）、②医療活動報告に基づく毎朝の全体ミーティングによる情報共有（避難所の状況、患者の病状、各班からの意見・要望、当日の各班行動予定等）、③地元医療機関や各市町村（避難町村を含む）の保健福祉部門との情報交換や要望聴取、④派遣府県への要望や派遣地の状況把握の必要性（理学療法士等の派遣要請や土日の派遣中止、来県初日に地域の実情把握のための説明ミーティングへの参加）が中心でした。

これらのことは、今後の災害対応における、他県等からの支援活動に対する行動規範となるものと確信しております。

最後になりますが、今回の避難者支援に際し、関係各位や職員の協力がなくしてはなり得なかったものと思っておりますとともに、原発事故の一日も早い収束と、避難されている方々が故郷に帰れる日の近いことを切に願っております。



(2) 医薬品供給活動

担当：医療薬事課

活動経過

平成23年

- 3月18日 一次避難所（県立高校）の巡回診療開始
- 19日 滋賀県及び京都府の医療救護チームが巡回診療を行う際の医薬品の受入
京都府・滋賀県チームとも、外傷を想定しており、風邪薬・小児用医薬品・慢性疾患用医薬品（糖尿病、呼吸器疾患用旧乳剤、高血圧、貧血、睡眠薬、痛み止め等）の手持ちが少ない
その後、県外都道府県薬剤師会等から無償医薬品を受け入れる
- 21日 会津薬剤師会役員会の開催
〔出席者〕会津若松医師会、福島県薬剤師会、会津若松市健康増進課、会津保健福祉事務所
〔決定事項〕
・会津若松市内の避難所については保険診療扱いで、院外処方発行医療機関は、会津若松市夜間急病センターとする。被災者については申立書の提出をもって、支払い猶予の扱いとする。
- 22日 会津中央病院にて会津若松医師会と当事務所で巡回診療及び心のケアについての打合せを実施
その後、管内医療機関との打合せ実施
福島県地域医療課から、避難所の医療については保険診療とは別扱いで、救護所については医療機関へ繋ぐまでの応急措置であると連絡を受ける
- 23日 福島県薬務課から、避難所の医薬品については災害救助法により、県が負担すること、避難所で発行された院外処方せんについても県が負担すること、保険診療とは別扱いであることを確認。また、避難者と自主避難者との区別が困難であり、一律災害対応として扱ってもやむを得ないとの見解で、慢性疾患等については近隣の医療機関を受診するよう指示あり
- 25日 当所保管の医薬品名簿を作成し、医療救護班に配布
避難所における院外処方せんには、避難所名を明記するよう医療救護班に依頼（処方せんの取扱は、市町村により状況が異なる）
避難所以外では医療救護班による院外処方せんの発行は不可
- 26日 無償提供医薬品（製薬協、ジェネリック学会提供品）受入
- 28日 医薬品は、京都府・滋賀県・日本赤十字社・当所のそれぞれで備蓄しているので、不足の物があればお互い融通し対応することを決定
- 30日 無償提供医薬品（OTC協会等提供品）受入
- 4月4日 無償提供医薬品（製薬協提供品）受入
- 13日 無償提供血圧計等受入
- 14日 医薬品等が不足した場合は「医薬品・物品等調達連絡票」により当所まで連絡することを決定

- 15日 愛知県薬剤師会により京都府及び滋賀県からの提供医薬品を統合し、50音順に整理したリストを作成
- 18日 愛知県薬剤師会により当所会議室に保管してある医薬品を整理し、新たな医薬品リストを作成

活動内容

1 各避難所における医薬品供給活動

- ・県内外の薬剤師会から派遣された薬剤師は、医療救護班に同行し、避難所において医薬品供給活動を行った。また、お薬に関する相談コーナーを設け、避難者の薬に対する悩みに応えた。
- ・当所は、院外処方せんの取扱い等について各市町村の受入可能薬局と調整し、処方までの体制を構築した。さらに、医療救護班の求めに応じて医薬品の供給を行った。

2 医薬品の保管・整理

- ・当所に保管してある医薬品のリストの作成し、医療救護班に提供した。



医薬品を整理する薬剤師



当所に保管された医薬品



避難所で活動する薬剤師

活動実績

平成23年3月18日から6月30日まで、各避難所における医薬品供給活動及び医薬品の保管・整理を行った。また当所に保管してある医薬品の整理を行った。

課題

1 医薬品の在庫管理

全国から受け入れた「無償提供医薬品」の在庫管理については、日々の増減が大きく、どの医薬品が不足しているのかを把握するのが困難であった。また、急性期から慢性期への医療ニーズの変化に伴う医薬品の使用状況の変化に迅速かつ適確に対応するためには、医薬品の在庫管理が不可欠である。そのためには、各

県薬剤師会に協力を仰ぎ、在庫管理を専属で担当する薬剤師に常駐してもらう等の体制作りが必要であると考える。

2 医療救護班への薬剤師の同行

急性期における医療救護班は、医師・看護師・事務調整員で構成されるチームが多く、避難所における医薬品の供給に時間がかかった。各県の医療救護班の構成員は、すでに数週間後まで決まっていたため、当所が薬剤師の同行を依頼した時にはすでに構成員の調整は困難のようであった。そこで、各県薬剤師会から派遣された薬剤師が医療救護班に同行することにより、それを解消できた。災害発生直後に他県から派遣される医療救護班においても、あらかじめ薬剤師を同行してもらうことにより、医療救護活動が円滑に行えるものと考える。

支援者の声

「会津薬剤師会支援活動を省みて」

前会津薬剤師会長 関 孝一

会津薬剤師会の初動は、あいづ総合体育館における避難者受け入れ準備支援でした。防護服の人々や支援物資が続々と到着したのを覚えています。翌14日より、医療関係者が医療支援チームを編成し、会津にて活動している中、会津薬剤師会として薬剤師派遣要請があり、会員の避難施設における支援可能者、対応調剤薬局のリストアップを行いました。活動においては、情報の不足及び錯綜、調剤料の問題等、大変困難を極め、ご迷惑をお掛けしたのではないかと思います。活動中やはり感じた事は、情報不足でした。関係各位、お忙しいとは存じましたが、会津若松医師会、会津保健福祉事務所、県立会津総合病院薬剤部、会津若松市健康増進課ご担当の方々にお声かけし、合同会議を数回開き、情報共有に努めました。会議により、全体像が見え、動き易くなったのは確かでした。会津薬剤師会が活動できたのも関係各位及び会員のご協力、全国の薬剤師の皆さまの支援の賜物と感謝いたします。

業務を担当した職員の声

医薬品在庫管理については、取り扱う医薬品の種類が多く、整理に苦慮しました。そのような中でも、県内外から駆け付けてくださった各県薬剤師会所属の薬剤師の皆さまのご支援のおかげで、医薬品のリスト作成や管理を行うことができました。

また、医療救護班にも薬剤師会員が同行し、医薬品供給活動を行いました。各医療救護班からは口々に、「同行した薬剤師の存在は非常に心強かった。薬剤師がいることで薬の準備に手を取られることもなく、その分本来業務に集中できた」と感謝していました。

最後に福島県薬剤師会副会長の町野様、会津薬剤師会前会長の関様、現会長の渡邊様におかれましては、1日も休むことなく、各避難所の情報収集や薬剤師の配置等の調整に御尽力いただきました。皆さまのお力添えにより、この活動が達成できたものと深く感謝いたします。

5 健康管理

(1) 保健活動

担当：健康増進課

活動経過

平成23年

- 3月11日 福島県災害対策本部及び会津地方災害対策本部保健福祉班設置
- 13日 健康管理班担当者打ち合わせ
- 22日 所内災害対応体制再確認
3班体制（①総括班②検査班③健康管理班）
- 23日 一次避難所の健康状況訪問調査開始（28か所）（～26日）
- 26日 体制の見直し：健康管理班を5班体制（避難所毎の担当制）
- 28日 体制見直し：6班体制（総括・A～E班）
- 29日 県立会津総合病院の看護師が巡回支援活動開始（～4月8日）
- 30日 健康管理班支援活動開始、厚生労働省技官（～4月3日）
協会けんぽ保健師支援活動開始（～5月25日）
- 31日 福島県立医科大学看護学部教員支援活動開始（～4月7日）
- 4月2日 札幌市健康管理班支援活動開始（～8月27日）
- 5日 長野県健康管理班支援活動開始（～4月28日）
- 6日 広島市健康管理班支援活動開始（～8月12日）
- 7日 青森県健康管理班支援活動開始（～9月15日）
神奈川県健康管理班支援活動開始（～4月28日）
- 8日 岡山県健康管理班が支援活動開始（～4月12日）
- 13日 二次避難所での悉皆調査開始（5月末まで）
- 16日 会津地域災害医療調整本部設置、医療救護班と健康管理班合同会議開始
- 18日 山口県健康管理班支援活動開始（～5月18日）
川崎市健康管理班支援活動開始（～8月31日）
国立病院機構健康管理班支援活動開始（～4月28日）
- 5月11日 大熊町住民支援検討会
- 30日 東京都が双葉町へ直接支援活動開始（～7月4日）
- 6月1日 所内災害支援体制の見直し：避難先市町村支援から避難元市町村支援体制に再編
- 4日 京都府健康管理班支援活動開始（～7月1日）
- 7日 福島県相談支援専門職チーム支援活動開始
- 13日 大熊町住民サロン設置検討会
- 15日 磐梯町二次避難所メンタルヘルス健康教育実施（～6月16日）
保健医療体制検討会開催
- 17日 檜葉町支援検討会
- 18日 避難町村及び所職員の健康管理活動を平日対応のみとする
- 22日 大熊町住民サロン「ゆっくりすっぺ」会津若松市に開所

28日	葛尾村住民、仮設住宅への移動前の三島町二次避難所での健康相談
29日	葛尾村住民、仮設住宅への移動前の金山町二次避難所での健康相談
7月 1日	健康管理班定例ミーティング（毎日から週2回開催月・金）
4日	葛尾村住民、仮設住宅移動前の柳津町一次避難所での自炊準備支援（～7月6日）
5日	葛尾村支援打ち合わせ
13日	双葉町支援打ち合わせ（リステル猪苗代ホテル9月閉所にむけて） 葛尾村住民、仮設住宅移動前の会津坂下町二次避難所での自炊準備支援
21日	葛尾村支援検討会（三春町へ8月移動完了）及び県中保健福祉事務所への引継ぎ
25日	葛尾村住民、仮設住宅移動前の柳津町一次避難所で調理実習支援
29日	檜葉町、要支援ケース検討会
8月 2日	葛尾村一次避難所でミニ栄養講座
3日	福島県相談支援専門職チームが仮設住宅での支援活動開始
5日	檜葉町、要支援ケース検討会（4回）
18日	双葉町、二次避難所要支援ケース検討会
9月 6日	双葉町、二次避難所に保健室設置、双葉町支援班及び心のケア班支援（週2回）
16日	大熊町住民、会津若松市松長仮設住宅にて食生活改善事業支援
10月 11日	大熊町支援団体情報交換会・双葉町、会津若松市借上住宅訪問
21日	檜葉町ケースケア会議開催（週1回定例開催）
25日	檜葉町避難者支援連絡調整会議
11月 5日	二次避難所から仮設等への移動の経過により支援体制再編
7日	大熊町総合健診支援
9日	大熊町介護予防事業支援
25日	檜葉町支援打ち合わせ（役場機能移転にむけて）
29日	大熊町住民サロン食生活改善支援
12月 8日	人事異動により、支援体制再編
平成24年	
1月 17日	檜葉町が災害対策本部をいわき市に移転、会津美里町は出張所となる
20日	飯舘村・浪江町借上住宅支援検討会及び南相馬市借り上げ住宅等入居者支援依頼により、会津での入居者支援計画検討開始
3月 22日	被災市町村対象親子交流会開催及び浪江町要支援ケース検討会

活 動 内 容

1 活動体制

(1) 災害発生時の体制：平成23年3月11日（震災当日）

福島県災害対策本部、会津地方災害対策本部設置により、当所は保健福祉班となる。保健医療福祉施設被災状況、要援護者（難病在宅療養者）の状況把握、ライフライン、交通の状況について、情報収集と情報共有を図った。

避難者の増加と管内市町村の一次避難所開設に伴い、緊急被ばくスクリーニング検査（以下、スクリーニング検査）、一次避難所支援、避難者からの電話に対応した。

3月13日に第1回健康管理班担当者打合せを実施し、会津若松市の要請に対して会津若松市立総合体育館への保健師を3人派遣するとともに、所内に保健師6名を配置し、避難者に対する所内の相談体制を整備した。

(2) 健康管理体制1：平成23年3月22日～26日（体制図1）

避難者と一次避難所の増加により、職員全員がスクリーニング検査や個別相談の対応に追われていたが、所内の3班体制について3月22日に再確認し、各班の体制を再構築した。健康管理班では、避難者支援に早急に対応するため、一次避難所健康調査による現状把握を保健師2名、事務職1名による8チーム編成で28か所において実施した。調査の結果、入所者4,263人中、高齢者、妊婦、精神疾患患者、人工透析患者、糖尿病、難病患者などの要支援者は1,066人であった。心のケア、衛生管理、感染症対策、健康管理、栄養管理、職員の健康管理等一次避難所での共通課題となった。

（体制図1）※所内体制

- (1) 総括班：班長（副所長）、総務課及び地域支援課職員
- (2) 検査班：班長（生活衛生部長）、生活保護課長、所内全職員
- (3) 健康管理班：班長（健康福祉部長）
 - ①医療担当：生活衛生部副部長、
地域支援課長、地域支援課キャップ、課員
 - ②健康管理担当：健康福祉部副部長（健康増進課長）
健康増進課キャップ、
地域支援課キャップ、保健師

(3) 健康管理体制2（一次避難所支援体制1）：平成23年3月26日（体制図2）

一次避難所健康調査結果に基づき、避難所設置市町村を5グループに分けて、保健師2人を配置する体制とした。

（体制図2）※健康管理班体制

- (1) 総括班：健康福祉部副部長（健康増進課長）
健康増進課キャップ、地域支援課キャップ、保健師
- (2) 支援班：避難所毎の5班体制（1チーム保健師2人配置）
 - ①会津若松市・湯川村避難所担当
 - ②会津美里町・会津坂下町避難所担当
 - ③猪苗代町・磐梯町避難所担当
 - ④喜多方市・北塩原村避難所担当
 - ⑤西会津町・柳津町避難所担当

(4) 健康管理体制3（一次避難所支援体制2）：平成23年3月28日（体制図3）

原発事故の状況から長期的な避難生活が予測され、さらに、役場機能を移転した檜葉町、葛尾村を含めた支援体制の再構築が必要となった。管内市町村が設置した一次避難所は、保健師等の職員が配置され避難者の健康管理がされていたが、国と県が設置主体の避難所※は、保健師等看護職は配置されていなかった。

また、平成23年3月28日の時点で、県外からの保健師等職員の派遣はなかったことから、所内職員で対応できる体制を再編成し、福島県立医科大学看護学部、協会健保、福島県立会津総合病院から看護師の派遣協力を得ながら支援活動を実施した。下記の体制図3により5班体制で、一次避難所の健康支援、心のケア等の支援を行った。3月30日より厚生労働省技官が派遣され、その後県外派遣職員の配置が開始されたため、県内外の派遣職員等（以下、県外派遣チーム）の協力を得ながら支援活動を実施した。

※福島県災害対策本部が要請して国もしくは県が設置した避難所

国設置の避難所：国立磐梯青少年交流の家

県設置の避難所：会津若松市内の福島県立高等学校5校、会津自然の家

（体制図3） ◎リーダー

内 容	担 当 者	役 割	内 容
総 括	◎健康増進課長 保健師4人 事務職1人	総 括	・業務の総括・担当者との調整（県外派遣チーム等） ・関係機関との調整
Aチーム	保健師2人	避難所のメンタルケア	心のケアチームとの連携調整
Bチーム	保健師2人	巡回健康相談	一次避難所の巡回健康相談 ・県立高校 ・会津自然の家 ・国立磐梯青少年交流の家
Cチーム	保健師2人		
Dチーム	保健師2人	会津美里町支援（檜葉町支援）	一次・二次避難所への支援 ・保健師の人的支援 ・保健事業の実施に向けた支援
Eチーム	保健師2人	会津坂下町、柳津町支援（葛尾村支援）	

(5) 健康管理体制4：平成23年6月1日（P54 体制図4参照）

平成23年6月に職員の人事異動・所内組織変更と避難者の二次避難所への移動のピークに合わせて、総括班と心のケアチーム及び檜葉町・葛尾村・大熊町・双葉町・浪江町の5つの避難町村支援チームで、二次避難所の健康調査、市町村支援、県外派遣チームの活動調整を行った。

(6) 健康管理体制5：平成23年11月（P54 体制図5参照）

二次避難所から仮設住宅及び借り上げ住宅への移動が、平成23年11月に完了した。また、葛尾村と檜葉町の役場機能の管外移転、県外派遣チームの活動終了や当所での臨時技術職員（保健師、看護師、栄養士）雇用により、所内体制を総括班と心のケアチーム及び3つの避難町村支援チームに再編し、避難市町村支援と借り上げ住宅の避難者支援に力を入れた。

(7) 健康管理体制6：平成24年3月（P14参照）

支援の長期化、人事異動、心のケアセンターの開設、管外に役場機能に移した避難町村への支援のため、所内体制を総括班と心のケアチーム及び4つの避難市町村支援チームに再編し支援を継続した。また、被災市町村支援の総合調整窓口を総務企画課とした。

◆所内支援体制再編の効果

避難者、被災市町村、派遣チームの変化や人事異動に応じて、活動しやすい体制に再編した。当初から保健師の避難市町村担当制により、避難市町村の保健師に寄り添った責任ある支援活動となり、避難市町村との信頼関係が強化され、支援方針の検討や支援の充実につながった。

2 被災市町村支援

(1) 大熊町支援状況

大熊町役場は、平成23年4月5日に会津若松市に役場機能に移転し、同時に、会津若松市等の二次避難所に大熊町住民が避難してきた。総括班は、今後の支援内容を検討するために大熊町役場と避難者受入自治体（会津若松市、喜多方市、北塩原村）と打合せを実施した。各関係機関は、相互に協力しながら二次避難所の住民を対象とした健康調査を5月23日より開始し、結果に基づき要支援者に対して健康相談と家庭訪問を行なった。支援結果は、大熊町役場が住民の健康管理を継続してできるように県外派遣チーム等の支援を得ながら電子データ化した。

5月より、埼玉県越生町および三芳町役場から保健師が長期派遣されたことで、大熊町役場と派遣職員を中心とした体制ができた。

6月1日より当所の支援体制を再編し、保健師、歯科衛生士の2名を大熊町支援担当として体制を強化した。また、大熊町支援担当者が中心となって県外自治体派遣職員と当所職員の配置を調整しながら側面的に大熊町の支援を続けた。

大熊町と関係機関との打ち合わせは、現状と課題の共有を図るため、必要に応じて随時開催した。健康調査実施後の打ち合わせ等で、避難住民の交流や健康相談ができる場の必要性が打ち出されたことから、サロン開設に向けて実行委員会（大熊町役場、大熊町社会福祉協議会、食生活改善推進委員、ボランティア、民生委員、福島県立医科大学看護学部、当所）を6月2日に立ち上げた。

各実行委員の協力により、「おおくまサロン ゆっくりすっぺ」を6月22日に開設した。

7月1日より、二次避難所から仮設住宅への移動開始に合わせて、県外派遣チームによる家庭訪問及び健康相談を開始した。県外派遣チーム（川崎市：8月終了、青森県：9月15日終了）の派遣終了後は、当所の臨時技術職員（保健師等5人）の配置により、家庭訪問、健康相談及び保健センター業務など支援を継続した。

大熊町役場、福島県立医科大学看護学部、当所による支援に対する関係者打合会は、状況に応じての開催となった。平成24年3月9日の打ち合わせにおいて、健康課題を整理し、平成24年度に向けた事業のあり方、当所の支援体制の変更を協議した。平成24年4月以降は、大熊町役場や関係機関と毎月定例ミーティングを開催し、支援方針を決めながら活動を継続している。



おおくまサロンの開設



おおくまサロンの様子



(2) 檜葉町支援状況

檜葉町は、会津美里町との災害時相互支援協定に基づき、3月16日より会津美里町への避難を開始し、3月25日に役場機能を会津美里町旧赤沢小学校内に移転した。一次避難所は、最大9カ所に約1,000人が避難した。当所は、県内外の各職種派遣職員やボランティアと各避難所を巡回し、避難者の健康調査及び健康相談を実施し、健康レベルが低下しないよう支援した。

4月上旬から住民の二次避難所への移動が開始され、健康相談や運動教室を旅館・ホテル内で開催した。同時に避難所では医療機関受診やお買い物のためのバスの運行が始まり、避難者の生活範囲が拡大した。4月26日に会津美里町本郷庁舎内に檜葉町会津美里出張所が設置され、ミーティングの会場にもなった。7月中旬から会津美里町応急仮設住宅へ入居が開始され、同時にいわき市への避難者の移動が増加した。当所では、檜葉町や県内外からの派遣職員と協力し、移動先での支援がスムーズに継続されるよう、避難者の世帯及び個人票の情報を整理し、移動先に提供した。9月20日に応急仮設住宅内にサポートセンターとグループホームが開所し、檜葉町社会福祉協議会職員を中心に高齢者及び障がい者への本格的なサービスが開始した。当所は定期的に事業への協力を行った。サポートセンター事業が軌道に乗った頃、2人で活動していた檜葉町保健師のうち1人がいわき市へ異動し、平成24年1月からは、檜葉町会津美里町出張所の保健師が1人となった。会津美里町応急仮設住宅と近隣自治体の借上住宅には500人が避難生活を送っており、高齢者のいる世帯は4割程度である。会津美里町出張所に勤務する役場職員とサポートセンターに事務局を置く町社会福祉協議会職員で避難者の生活を支えている。当所は、介護予防教室及び「サロンならは」「男の簡単クッキング」への支援、月2回開催の定例ケア会議への参加、避難者受入自治体との調整会議の開催等、檜葉町の要請に応じた支援を行っている。特に「男の簡単クッキング」は、男性単身者の飲酒量の増加によるアルコール依存症予備軍の予防対策として、町の事業立ち上げに協力し、平成24年4月からは町事業として定着していく。

(3) 双葉町支援状況

双葉町は、全住民数約7,100人中、県外に約4,000人が避難した。役場機能も埼玉県加須市旧騎西高校に設置され、同施設には約900人が避難生活を送った。また、県内に分散した住民3,100人のうち約800人がリステル猪苗代に二次避難した。町保健師3人中2人が県外に、リステル猪苗代の役場出張所に1人が配置された。リステル猪苗代には、4月末から順次、川崎市や札幌市の保健班による支援を受け活動していた。しかし、住民の避難状況が日々変動

し、保健師自身も被災者である状態の中、当面の住民健康管理の方向性の検討、外部からの支援受け入れの調整等、業務対応が困難になっていた。そこで、5月30日～7月4日まで東京都保健師（係長クラスで人選される）が、町保健師をフォローする立場で1週間交替の支援に入り、この間、保健活動計画や外部支援の業務調整など、避難所における当面の保健活動体制の基盤づくりを当所の連携のもと行った。以降、7月1日～9月30日の二次避難所閉所まで、町が臨時に雇用した保健師1人、その他リハビリ10団体〔避難者の身体機能低下防止等〕、避難受入自治体（猪苗代町）〔主として予防接種、乳幼児健診等、母子保健事業の協力〕、会津児童相談所〔要相談・要精密検査ケースの対応〕、県精神保健福祉センター〔心の健康関連事業の支援〕、福島県相談支援専門職チーム〔介護サービス・医療福祉相談への対応〕等、多くの関係機関が役割を分担し支援活動を展開した。

9月末の二次避難所閉所に伴い、住民は県内10箇所に分散した仮設住宅や県全域の借り上げ住宅に移動した。健康管理の継続支援を要請する必要があることから、移動先住所を所管する保健福祉事務所へ、当所が町に同行して状況説明等を行った。10月からは依頼を受けた各保健福祉事務所が、移動者の名簿を基に全住民の健康調査を実施して町に情報を還元しており、以降、生活地域の実態に即した保健事業が展開される基礎データとなっている。

（4）葛尾村支援状況

葛尾村は、津波被害及び建物被害がほとんどないにもかかわらず、放射線被害により全村民が避難を余儀なくされた。避難先は福島市、会津坂下町及び柳津町で、会津坂下町川西公民館に役場機能を移転した。避難者を受け入れ、一次避難所を設置・運営した会津坂下町と柳津町により、混乱の中にあっても昼夜を問わず適切な避難者支援活動が行われた。当所は、避難後14日目から支援を開始した。避難者受入町の支援活動は継続されていたが、村職員は心身共に疲弊している状態であり、同じくして、避難者受入町も住民サービスを再開する時期と重なり、今後の支援活動に課題を抱えていた。当所は、できるだけ同一者が長期間継続して支援できるよう外部支援者の受け入れを調整し、また外部支援者には状況を熟知した状態で効果的な支援活動をしていただいた。

県外派遣職員（厚生労働省職員）から村保健師に対し「良く支援活動をしている」という言葉かけがあり、「何もできていない」と自分を責めていた村保健師には、大きな励ましとなり涙した姿は忘れられない。

避難生活1ヶ月頃には、村保健師の活動範囲が拡大できるようになった。当所は、課題を明確にした活動計画を作成し、村保健師が無理にならない程度に、共に巡回健康相談や訪問活動を実施した。共に活動を実施する中で、葛尾村民が村保健師と接することは、大きな心の支えになることを実感した。

また、心の問題を抱える住民及び村職員の心の相談は、会津地域の精神科医師の協力により、速やかに対応することができた。

避難生活2ヶ月頃には、ほぼ全村民の健康状態が把握でき、事後指導が必要な村民の支援方針とそれ以外の村民の健康管理の方針を村職員（保健師、保健福祉関係係長及び課長）と共に検討した。

仮設住宅がある三春町に役場機能を移転する際に、事前に受入後の支援担当となる移動先住所を管轄する保健福祉事務所と村及び当所保健師で話し合いを実施し、継続的な支援を依頼することができた。

(5) 役場機能に移転しない市町村（南相馬市、相馬市、浪江町、富岡町、飯舘村、川俣町他）支援

会津地域に役場機能に移転しない市町村からも多くの被災者が避難してきた。避難自治体から会津地域までの距離があること、また、避難先が分散し保健業務が多忙を極めていることから、会津地域の避難者への訪問活動等ができにくい状況にあった。このため、当所が中心となり二次避難所及び仮設住宅、借り上げ住宅入居者の健康調査及び健康相談を実施し、健康状態の確認、保健指導、医療機関紹介、心のケアチームへの継続等、個別支援を実施した。

支援活動を振り返って

- ①避難自治体を支援するにあたり、被災している現状をよく理解し、その自治体の求めに応じた活動を実施することが重要である。
- ②避難自治体の保健師に寄り添い、変化に伴う課題と一緒に、客観的に把握・整理し、避難自治体と話し合い、避難者支援活動をしていくことを心がける必要がある。
- ③避難自治体の保健師の状況によっては、保健活動の方向性が見いだせず、外部から提供される支援の受け入れの調整すら困難になる場合がある。公私ともに混乱する避難自治体の保健師が置かれた立場に寄り添い、現場で共に動いた外部支援者の活動形態の成果は大きく、今後の支援のあり方検討の重要なポイントである。
- ④支援側は、避難状況の変化に応じ支援体制を柔軟に変化させ、支援を受ける側が混乱しない体制づくり（窓口の一元化等）が重要と考える。
- ⑤定例ケア会議は、避難自治体の現状を知り必要な支援を確認できる場となった。
- ⑥支援者全員で実施したミーティングは、現在の状況確認及び情報交換による課題や問題等への早期対応につながった。
- ⑦支援者の健康管理への検討が必要である。（支援者支援）
- ⑧感染症予防（感冒、感染性胃腸炎やインフルエンザ等）のための環境整備への対応が必要である。



保健班ミーティングの様子



避難所における保健活動



3 栄養食生活支援

震災発生後、会津地域の各避難所に避難自治体の住民が避難してきたことから、一次避難所対応が必要となった。本庁から栄養食生活支援活動の役割が早期に出された。主な役割は、①炊き出しの栄養管理指導、②避難所の巡回栄養相談、③災害

弱者に対する支援としての食生活相談者の相談・指導、④被災給食施設への支援であった。

また、福島県は災害時食生活支援の具体策の整備が十分ではなかった。そのため、災害対応を経験していた新潟県の災害対応マニュアルの災害時食生活支援様式等を避難所支援に活用した。栄養士会員と役割分担を行い、避難所での栄養指導を実施した。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

会津若松市の避難所の献立等は、会津若松市の管理栄養士が作成した。檜葉町一次避難所には、支援に入っていた長野県の管理栄養士と共に献立（主食・主菜・副菜の組み合わせ）の作成から指導した。その他の避難所は栄養士等が不在であり、材料と食事提供者へ状況に合わせた支援を行った。

(2) 避難所の巡回栄養相談

県外から支援に入っていた避難所駐在の保健師と連携し、糖尿病、高血圧症の疾患がある避難者への個別相談を行った。その後、二次避難所においては、避難自治体からの求めに応じ栄養相談を行った。

(3) 災害弱者に対する支援としての食生活相談者の相談・指導

被災当初は、提供された食形態も単一であった。乳幼児や病態的に食事管理が必要な避難者には、適した食形態の食事提供に向けて、細やかな配慮が出来るよう、おかゆや離乳食等の支援物資の確保に努め、提供することが出来た。

また、適温での提供が難しい避難所では、働きかけによりおかゆなどを温めるなど食事提供者の協力を得ることができた。食事管理が必要な避難者には、栄養士会のボランティアと連携し、できるだけ疾病を悪化させないように、対象者が避難所でも実践できる食事指導（相談）を行った。また、要望に応じて、アレルギー対応食品の確保、提供を行った。

(4) 被災給食施設への支援

特定給食施設の現状は、早期から所内各課と情報共有を実施した。施設からの相談・要望（病院・介護施設等でのトロミ剤の供給不足、特殊食品の供給補足等）に併せて、災害対策本部へ特殊食品の在庫を確認し、物資及び情報提供等を行った。（給食施設からの情報は、災害対策本部、本庁へ逐次報告した。）

給食施設の衛生管理においては、衛生管理が十分に行われない状況もあったため食品衛生チームの指導のもと、細心の注意を払って業務にあたるよう指導した。避難町村及び避難者受入市町村は、災害時の栄養食生活支援等マニュアルはなく栄養食生活支援の重要性の認識の違いで、自治体によっては、組織内での調整に苦労したところもあり、当所は、一律ではない個別への的確な支援が必要とされた。現在も継続実施の調理実習等は、健康づくりの栄養教育的側面だけでなく、他者とのコミュニケーションの手段として効果をあげている。



避難所における栄養管理指導



一次避難所における献立（一例）

4 歯科・口腔ケア支援

一次避難所巡回により状況把握を実施したが、歯科に関する情報は少なく、口腔衛生用品等の支援物資の状況についても把握が難しい状況にあった。各地域歯科医師会に支援物資の配布状況の確認を行い、避難所に出向き、避難者の口腔衛生状況を確認し個別に健康相談を行った。一次避難所では、洗面所が限られている、義歯保管容器がないことから義歯を昼夜入れたままで、はずすことができない義歯使用者が多く見受けられた。誤嚥性肺炎予防のためにも義歯及び口腔内の清潔が重要であることを説明し注意を促した。また、避難所ボランティアの協力を得、簡易的に使用する義歯保管容器をペットボトルで作成し提供した。

二次避難所では、健康調査及び健康相談時に歯科治療の必要な方へ治療勧奨を実施した。その際、歯科医院の情報としてあいづ医療マップが大変役に立った。

会津地域は震災の影響が少なく歯科医療機関も平常どおりの診療が開始されていたため、地元歯科医師会の協力を得ながら、速やかに受診につなげることができた。

避難者の状況に応じ、サロンでの歯科健康教室、歯科健康相談等を実施し、仮設住宅集会所では介護予防を目的とした口腔機能向上に関する健康教室を定期的に開催し、口腔機能の低下や不衛生からおこり易くなる誤嚥性肺炎予防や窒息予防について働きかけた。

活 動 実 績

避難者への健康支援を最優先の課題とし、支援体制のもと、直接支援及び派遣チーム等の受け入れとその活動のコーディネートを行った。

1 健康管理班の受入調整

県外チーム（期間：平成23年4月2日～9月15日）				
団 体 名	期 間	人 数	日 数	延べ人数
青森県	4 / 7～9 / 15	64	109	275
神奈川県	4 / 7～4 / 28	16	24	78
長野県	4 / 5～4 / 28	27	29	133
京都府	6 / 4～7 / 1	4	16	16
岡山県	4 / 8～4 / 12	3	5	15
山口県	4 / 18～5 / 18	19	33	105
札幌市	4 / 2～8 / 27	54	108	316
川崎市	4 / 18～8 / 24	48	95	333
広島市	4 / 6～8 / 12	49	90	247
合 計		284	509	1,518

県内チーム（期間：23年3月29日～5月25日）				
団 体 名	期 間	人 数	日 数	延べ人数
協会けんぽ	4 / 4～5 / 25	1	52	52
県立会津総合病院	3 / 29～4 / 8	11	11	11
合 計		12	63	63

2 臨時技術職員（専門職）の確保と業務管理

平成24年7月より、保健師及び看護師5名を確保し、市町村保健活動支援、訪問活動を充実させた。

3 健康状況訪問調査及び健康相談（23年3月から24年3月まで）

区 分	個別訪問・相談数	専門職従事数
一次避難所	3, 0 4 6	4 4 6
二次避難所	4, 1 1 8	8 1 8
仮設住宅	2, 1 6 2	2 8 5
借り上げ住宅	4 7 1	1 1 9
合 計	9, 7 9 7	1, 6 6 8

4 避難市町村支援

- (1) 市町村保健業務への支援
- (2) 各種情報を提供及び相談体制整備
- (3) 各関係職種等への精神的な支援

5 避難者支援のための会議・打ち合わせ

- (1) 主催会議 33回
- (2) 他機関主催会議への出席 83回
- (3) 所内定例ミーティング

平成23年6月まで毎日開催していたが、会津地方災害医療調整本部を6月30日に解散後、7月からは、毎週2回（月、金）、県外派遣チームの活動終了（9月15日）後は、毎週1回（金）の開催となった。

- (4) 活動週報を作成し報告することで支援者間の情報の共有を図った。

6 親子交流会の開催

借り上げ住宅訪問調査の結果、避難している親子の孤立予防が課題となり、関係機関の協力を得て平成24年3月から開催している。

課 題

1 平常時からの支援体制の整備

2 関係機関との連携

- (1) 災害時対応マニュアルの整備
県、所全体とともに、健康管理班等、班別マニュアルの整備が必要である。
- (2) マニュアルに沿った実地訓練
全体訓練と合わせて、健康管理班など班別での訓練の実施が必要である。
- (3) 管内関係機関との連携体制
日頃から市町村、医師会、歯科医師会、歯科衛生士会、薬剤師会、看護協会、医療機関、福祉関係施設等関係機関との連携が必要である。

(4) 歯科保健対策

平常時より災害時の行政歯科専門職の役割を明確にし、また、避難者の情報把握のためには、所内で速やかに情報を共有し、関係職種と連携して支援活動につなげていくことが必要である。

(5) 栄養食生活支援

栄養対策初動から状況把握に努め、組織内で情報の共有を語りながら、災害時の食生活支援が迅速に対応できていたが、今後、他団体（栄養士会）の支援への協力については、平常時から「組織体制の整備」「出来ることの把握」などの取り組みの確認を実施したい。行政における栄養担当者の災害時対応は、実務的研修は必須であり、災害時の栄養食生活支援体制の整備が必要である。

業務を担当した職員の声

「避難者支援活動を通して」

(1) 外部の支援者は不可欠

避難市町村職員は、職員自身も被災者でありながら支援活動を担い、心身共に疲弊状態にあるため、外部からの支援者は重要である。通常、県外派遣チームは被災直後から開始されるが、放射線の影響もあり、福島県へは支援開始が遅れた。会津地域は、被災が少ないことから、避難者受入市町村が全面的に支援活動を実施した。また、県内では比較的早めに県外派遣チームを受け入れることができた。

(2) 孤立化防止への支援活動

二次避難所は、一次避難所から比較すると住環境・食環境は改善されるが孤立感が高まり、少し落ち着いたからこそ将来への不安感が高まる傾向にあった。避難市町村（地元）保健師による巡回相談や巡回診療・心の相談会を継続実施できるようにしたことで、孤立化防止への効果がみられた。

(3) 避難市町村保健師活動の拡大と外部支援者の活動調整

避難住民の不安への支援は、避難市町村の保健師でないと解消できない部分があることを痛感し、避難市町村の保健師が避難場所において保健活動の拡大ができるように外部支援者の調整をした。

(4) 避難住民の介護状態に併せた避難場所設定

一次避難所入所時から、避難者受入市町村と話し合い、避難所の施設環境（暖房設備、温かい食事提供等）と住民の状態等に合わせた避難所選定をするという工夫がされていた。今後は、福祉避難所を事前に整備しておく重要性を痛感した。

(5) 避難市町村職員の心身の健康管理の重要性、休養できる工夫の導入と第三者の助言

避難市町村職員は職務が多忙となり、体力の限界に気づけず、また避難住民や他職員の視線が気になり、休むことへの罪悪感等があった。協力しあいながらの業務への取り組みもできず、心身共に疲弊しやすい状態にあった。

早期に休養できる場所の確保、週休日の指定を実施していた避難市町村があり職員の健康管理への工夫はすばらしいと感じた。

しかし、それを活用するためには、第三者となる支援者・助言者の存在が不可欠であることを感じた。

「東日本大震災支援活動に寄せて」

前会津保健福祉事務所健康福祉部副部長 大平 洋子
(現相双保健福祉事務所いわき出張所長)

当時の活動の中で、今でも強く記憶に残っているものとして、避難者の方々の放射線被ばくスクリーニング検査があります。多くの方々が、小雪の舞う中、検査会場に長い行列を作り順番待ちをしていた姿を今も忘れることができません。最後の測定が終了したのが深夜3時という日もありました。

また、二次避難所である旅館やホテルへの健康調査。対象となる方が多く、ほんとうに調査を終えることができるのだろうかと思いましたが、所内の職員、市町村の保健師、さらには県内外から支援活動に入っていただいた保健師等でチームを作り、ほどなく予定していた数の調査を終了したときは、大きな力の広がりを感じたものです。毎日のチーム編成と旅館・ホテルとの調整、避難されてきた町関係者や受入先市町村との連絡・調整等に四苦八苦しましたが、達成したときの安堵感もひとしおでした。当時は誰もが初めて体験する大震災の活動であり、先の見えない長いトンネルの中、あせりの気持ちを抱きながら出口を求めて右往左往していたような気がします。しかしながら、目の前にある課題を一つひとつ検討し解決していくことで自ずと道が開けたように思います。

今もいわき市で双葉郡などの避難者の方々の支援活動に当たっていますが、一時は会津に避難された方々も、その多くは地元近く、温暖ないわき市へ移動している状況にあります。避難者への支援活動は今後も継続されていきますが、特に健康に関わる部分については欠くことができません。関係者間で情報を共有し、臨機応変に対応するなど、息の長い活動が必要だと感じています。

(体制図 4)

会津保健福祉事務所被災者健康管理支援体制

平成23年6月1日(水) 適用

生活衛生部

健康増進課

総務企画課

生活衛生部

健康増進課

総務企画課

生活衛生部

健康増進課

総務企画課

心のケアチーム	檜葉町支援	葛尾村支援 (会津自然の家)	大熊町支援	双葉町支援	浪江町支援
◎保健師	◎保健師	◎保健師	◎保健師	◎保健師	◎保健師
保健師	保健師	保健師	歯科衛生士	保健師	保健師
担当者	保健師3人、栄養士2人、看護師				

●心のケアチーム

・県外支援チームの避難所巡回日程の調整、及び事後フォローに関する業務

・緊急雇用職員（保健師等）の活動の調整

●市町村支援

(1) 担当町村の支援窓口

・保健事業全般の窓口

(2) 保健活動方針・計画・実施に対する支援

・健康意識調査を活用した支援方法の検討

個別支援：要支援ケースへの継続支援計画

集団支援：潜在的なニーズの発見、予防的な視点からの支援

医療救護班巡回の調整

・関係機関との連絡調整

被災町村を受け入れる町村及び会津保健福祉事務所各担当課等

・地域の社会資源（行政サービスなどの情報）の発掘と活用

・コミュニケーションづくりの支援

・その他、町村の要望を踏まえた内容

(3) 支援状況の報告

・健康管理班総括への随時報告

(4) 緊急雇用職員（保健師等）の活動調整

※担当内容に属さないものについては、総括が担当する

(体制図 5)

会津保健福祉事務所被災者健康管理支援体制

平成23年11月1日 適用

会津災害対策本部（地方振興局）

保健福祉班（保健福祉事務所）

総括班（総務企画課）

検査班

健康管理班

医療救護担当

健康管理担当

班	保	健	班	◎各班リーダー
チーム	檜葉町支援 チーム	大熊町支援 チーム	双葉町支援 チーム	心のケアチーム (会津全域を対象とする)
	◎保健師 保健師	◎保健師 保健師	◎保健師 保健師	◎保健師 保健師
担当者	(サブ担当) 保健師6人、栄養士2人、看護師1人	(サブ担当) 保健師1人、栄養士2人、看護師1人	(サブ担当) 保健師1人、栄養士2人、看護師1人	(サブ担当) 保健師1人、 精神保健福祉士1人

●総括（健康増進課長 保健師2人）

(1) 被災町支援の窓口・総括

(2) 関係機関、本庁、所内各課との連絡調整、支援方針の決定

(3) 緊急雇用職員（保健班）の活動計画

○保健班 被災町支援チーム

(1) 担当町支援の窓口

(2) 保健活動方針・計画・実施に対する支援

・被災町のニーズ把握及び支援方法の検討

個別支援：要支援ケースへの継続支援計画

集団支援：潜在的なニーズの発見、予防的な視点からの支援

外部支援団体、ボランティアの活用

・関係機関との連絡調整

・連携や調整に関する会議の開催及び参加

・地域の社会資源（行政サービスなどの情報）の発掘と活用

・コミュニケーションづくりの支援

・その地、町村の要望に応じた支援

(3) 支援状況の報告

保健班総括への随時報告、週報の作成

(4) 各町被災者支援連絡調整会議への出席

○心のケア班 心のケアチーム

・活動計画及び事後フォロー

・関係機関、本庁、所内各課との連絡調整

・緊急雇用職員（心のケアチーム）の活動計画

・県外派遣チームの活動調整

※各班の役割に属さないものについては、総括が担当する。

(2) 心のケア活動

担当：保健福祉課（障がい者支援チーム）

活動経過

平成23年

- 3月23日 一次避難所（28ヶ所）の実態調査（～26日）
心のケア、衛生管理、健康管理、栄養管理の共通課題が判明
- 下旬 会津地域精神科医療機関の医師等が「会津地域心のケアチーム連絡会」を立ち上げ活動を開始し、当所精神保健担当者が参加（～7月14日）
- 4月 7日 福井県心のケアチームが支援開始（～5月29日）
- 12日 京都府心のケアチームが支援開始（～7月26日）
- 中旬 「会津地域心のケアチーム連絡会」において「被災町職員の心のケアに関する要望書」を被災市町村長あてに発出することが提案される。
- 21日 福島県医師会から福島県災害対策本部長及び被災市町村長に「震災対応のための職員の心のケアのための緊急要望書」が提出される
- 6月 2日 南相馬市看護職員へのメンタル支援（京都府心のケアチームとの相談）
- 4日 当所「心のケアスタッフ」（臨時技術職員：精神保健福祉士と保健師）が活動開始（～平成24年3月31日）
- 13日 A町二次避難所で自殺未遂発生
- 15日 A町二次避難所での心の健康支援実施
- 9月 初旬 京都府臨床心理士ボランティアグループ「花届け人・京都」による「男の簡単クッキング」の活動開始（毎月1回）
- 6日 双葉町が二次避難所に保健室設置、双葉町支援班及び心のケア班支援継続
- 10月 6日 大熊町住民支援検討会（心のケア中心に検討）
- 11月 2日 大熊町住民支援検討会（心のケア中心に検討）
- 4日 大熊町生活支援相談員と心のケアスタッフの定例ミーティング開始（毎週水曜日実施～3月末）
- 29日 京都大学医学部附属病院心のケアチーム（以下「京大心のケアチーム」という）支援開始（～3月29日）
- 12月 8日 大熊町職員を対象にメンタルヘルス講座開催（8日・21日）
- 14日 大熊町社会福祉協議会職員を対象にメンタルヘルス講座開催

平成24年

- 1月17日 大熊町職員のストレスチェック票回収（相談勧奨開始）
- 18日 大熊町職員へのメンタルヘルス個別相談開始（～2/29）
- 2月18日 管内市町村、被災市町村保健福祉職員対象（支援者支援）に「リラクセーション講座」を開催

1 災害発生から1ヶ月

(1) 被災地域医療機関からの患者受け入れ状況

被災地域医療機関等から管内6か所の精神科医療機関への入院患者受け入れの連絡調整は本庁が実施したが、受け入れ患者数が100人を超えた医療機関がみられた。

(2) 受け入れ患者の病状

被災地域医療機関の療養病床及び介護老人保健施設からの患者は、福島県立医科大学附属病院で治療後に、他地域の避難所に移送され、その後、会津地域精神科医療機関に転送となった。ほとんどが高齢の認知症圏の方や寝たきりに近い状態の方であった。さらに、患者情報がほとんどない（治療薬など全く不明）上、コミュニケーションがとりにくい状況にあり、受け入れ時に大変混乱した。

当所は、会津地域の各精神科医療機関の被災状況の把握を行いながら、各精神科医療機関受け入れ後の医療保護入院等の手続き（患者情報がなく保護者をどうするか等）の問い合わせに対応した。

(3) 会津地域の各精神科医療機関医師の活動と当所精神保健担当者の活動

会津地域では各精神科医療機関の精神科医たちが独自に心のケアチーム（6チーム）を編成した。

また、京都府及び福井県心のケアチームが参加し、一次避難所等を分担して心のケア活動を開始した。

3月末から会津地域の精神科医療機関の医師等による「会津地域心のケアチーム連絡会」が設置され、2週間毎に夜間に会合が開かれた。当所及び南会津保健福祉事務所の精神保健担当者も毎回参加した。当連絡会の内容は、各心のケアチームが避難所で行った相談や診療状況等の情報交換と課題解決に向けた検討がされた。また、当所及び南会津保健福祉事務所精神保健担当者は、刻一刻と変わる避難所数や避難者数、健康管理（健康調査等）活動の実施状況、他県からの医療救護班、健康管理班の支援活動状況及び管外医療機関等の情報の提供を行った。

4月中旬の当連絡会では、避難市町村職員の心身の疲労と職務環境、生活環境への改善が課題として提案された。そのため、福島県医師会あてに「被災町村職員の心のケアに関する要望」を提出し、その後、4月21日に福島県医師会から福島県災害対策本部長（県知事）及び被災市町村長あてに「震災対応のための職員の心身ケアのための緊急要望書」が提出された。主な内容は以下3点である。

- ① 避難所対応職員の宿舎を同じ避難所から離すこと
- ② 業務命令として休暇を取得できるようにすること
- ③ 精神疾患兆候を呈した職員への早期対応

精神科医療機関がない地域（磐梯町、猪苗代町、北塩原村）の二次避難所へは、京都府及び福井県心のケアチームが定期的に巡回し、相談や診療活動を行った。京都府心のケアチームの活動終了が近づくと、紹介先の医療機関等を事前に検討し、継続治療に繋いだ。

(4) 一次避難所での心のケア活動の実態

保健師の健康管理活動において、避難所生活での対人・環境ストレス、家族との離散、津波での自宅崩壊、放射線への心配、今後の生活への不安、それに伴う不眠や肩こり、食欲不振、高血圧などが多くみられた。原発事故によってもたらされた避難生活であるため、国や東京電力への怒りを露わにする方もいた。

しかし、心のケアチームが避難所に訪問しても「心のケア」を特別な相談と考え、身体症状や不眠の訴え、ストレスを自ら相談する者は少なかった。このため、各保健師は、避難者の心の反応や避難生活のストレスについて注意深く見守りながら関わり、要支援者を早期に発見し、心のケアチームに繋ぐ役割をした。

また、被災前から精神疾患治療を受けていた方は、そのことを知られるのを恐れ、薬がなくなったことを言えずにストレスの多い生活をしていた。各保健師は、イライラ、落ち着かない、不穏などの精神症状に注意を払い丁寧にに関わり、病状悪化などの早期発見に努め、心のケアチームの診療に繋ぎ、治療中断を予防した。このため、病状悪化等により緊急に精神科入院になった患者はいなかった。

(5) 医療救護班との連携

医療救護班が診療活動をする中で、心のケアチームによる面談が必要であると判断された対象者が複数おり、申し送りを受けた。しかし、医療救護班から対象者本人に対して、心のケアチームによる面談の必要性について十分な説明がされていなかったために、心のケアチームが面談を促しても断わられることがあった。

2 災害発生2ヶ月から7ヶ月まで

(1) 被災市町村職員及び当所職員のメンタルヘルス相談

役場機能を会津地域に移転した被災市町村の職員は、自らも被災者でありながらも避難住民の苦情を聞き、また従来の業務も行う過重労働状態となり、心身の疲弊が課題となっていた。京都府心のケアチームは、被災市町村職員の診療やメンタルヘルス相談を行った。

また、当所職員の業務は、避難所の情報整理、避難所や避難者数の把握、他県からの派遣職員（医療救護班・健康管理班等）の連絡調整、被災市町村との連絡調整、避難所での健康支援活動等、全てが慣れない業務であり、被災直後から大変ストレスのかかる状況となった。そのため、当所職員のメンタルヘルス相談を京都府心のケアチームに依頼し、4月と6月に実施した。中には、慣れない業務がストレスとなり、心身の疲労による不眠や身体症状が出ていた職員がいた。

(2) 二次避難所での悉皆調査と心のケア活動

避難住民が二次避難所に居を移すと、他県から派遣された保健師、病院看護師、当所保健師等が健康面の悉皆調査を実施した。プライバシーが守られ、ようやく眠れるようになったという方が多い中、以下の問題が確認された。

- ① 個室となり一次避難所で取れていたコミュニケーションが取れず、閉じこもりがちになる高齢者
- ② ADLの悪化から入浴が困難な状況になった高齢者
- ③ 物忘れやせん妄の高齢者
- ④ 避難所の周囲の地理がわからず、外出せず一日中部屋で過ごす者
- ⑤ 何もすることがなく自室に閉じこもり、日中から飲酒している单身男性
- ⑥ 別世帯で生活していた老夫婦と同居することになり、そのストレスで疲労感をつのらせる女性
- ⑦ 発達障がい児を抱え、環境変化に適応できず問題行動に困り果てる家族
- ⑧ 不眠やうつ状態の者、ストレスから高血圧が続いている者
- ⑨ 原発事故による避難に怒りを露わにする者

調査の結果、心配がある方を必要な支援機関に連絡紹介するため、避難市町村保健福祉担当者等と連絡調整し、対応した。

(3) 二次避難所での心のケアと健康教育活動（京都府・福井県心のケアチームによる活動）

6月中旬、二次避難所で自殺未遂事件が発生したため、急遽、心のケアチームによる「心の健康講座」、「リラクセーション講座」を行い、不安を持つ方への個別相談を実施した。

また、一部の二次避難所からの要望を受け、「心の健康講座」、「認知症予防体操」、「介護予防体操」、「リラクセーション講座」、「良い眠りのために」等の啓発活動を行った。これらは、各二次避難所の食堂やロビーを会場にして行い、話を聞くだけでなく実際に声を出し、体を動かす参加型の「認知症予防体操」、「リラクセーション講座」が好評であった。

さらには、「何でも相談」という心のケアチームによる相談会も行った。血圧測定や軽い体操を含む健康相談であった。血圧測定や飲んでいる薬の相談、食欲不振や肩こり、腰痛など身体症状の相談が多かった。

一方、二次避難所には多くの子どもたちが生活していたが、子どもたちの心の問題が見えてこなかった。子どもの心のケアとして、児童精神科医が支援に来た際に二次避難所近くの会場で「子育て講座」として講演会及び個別相談会を開催し、問題を解決する場を設定した。しかしながら、周知の仕方に課題があり、人が集まらず、成果を上げることができなかった。

(4) 心のケアスタッフの活動

京都府・福井県の心のケアチームは、二次避難所の避難者を対象に継続的に診療や相談を行った。京都府・福井県心のケアチームの活動の終了に伴い、対象者に治療継続のために地域の医療機関を紹介した。地域の医療機関を紹介されても会津地域の土地勘がなく、医療機関に受診できたかどうかの確認や、また交通手段等の助言することも必要となった。これらの人々が二次避難所から仮設住宅や借り上げ住宅に新たな生活を始めた時期でもあり、治療継続がスムーズにできるよう当所心のケアスタッフは支援活動をはじめた。

仮設住宅や借り上げ住宅に家庭訪問した際は、治療中断予防のための助言にとどまらず、交通手段の利用の仕方、日用品の買い物や初めて使う家電製品の仕様など生活全般について相談にのるなど、幅広い活動内容であった。対象者と顔なじみになりながら信頼関係づくりに努め、孤立しないよう集会所等での相談会や行事の紹介なども行った。

他県派遣職員（医療救護班・健康管理班等）から紹介された要支援者もあり、被災市町村保健師や他県派遣保健師等と随時情報交換し、役割を確認しながら当所心のケアスタッフは支援を継続した。統合失調症やうつ病、ひきこもり、アルコール問題、障害児家族等への個別支援等が中心となった。

(5) 京都府の臨床心理士ボランティアグループによる活動

二次避難所から仮設住宅への移動に伴い、仕事を失い、家族や友人とバラバラになり孤独感を募らせ、日中から飲酒している中高年の単身男性のアルコール問題が目立ってきた。朝から数人が集まり飲酒している光景もみられた。

被災町保健福祉担当者や京都府・福井県心のケアスタッフ等で情報交換が行われ、その方々の孤立や栄養面の偏りが懸念されたため、男性を対象にした交流会「男の簡単クッキング」が提案された。「男の簡単クッキング」は9月から毎月1回、臨床心理士ボランティアグループ「花届け人・京都」が主体になり開催された。仮設住宅の集会所を会場に、被災町と当所の共催事業とし当所職員も一緒に活動した。当交流会は、調理や会食、そのほか参加者に近況報告や趣味の話など

をしてもらい仲間づくりを心がけた。交流会に参加した男性に後から家庭訪問すると、過去の飲酒歴等を自ら語り始め、飲酒問題と向き合うケースも出てきた。

また、当交流会に参加しない対象者には、当所心のケアスタッフが「男の簡単クッキング」のチラシを持ち毎月家庭訪問し、日常生活の様子を確認し関わりの手段とした。

3 災害発生から8ヶ月以降

(1) 仮設住宅や交流サロンでの健康相談や健康教育

1 1月末から、京都大学心のケアチームと当所心のケアスタッフが「会津保健所心のケアチーム」を編成した。被災町と共催で仮設住宅集会所や被災町交流サロン等を会場に健康相談や健康教育を実施した。健康相談の名称は「何でも相談」とし、「眠り」、「リラクセーション」等の講話も行った。相談者からは、内服薬や身体症状の質問が相次ぎ、じっくりと話を聞いて欲しいという潜在的なニーズは高かった。相談終了後、被災町保健師と精神科医師が同行訪問し、うつ状態や認知症、不眠等の症状が確認され、医療機関に紹介した事例が複数あった。

1 2月から被災町と共同で「わくわく子育てミーティング」、「安眠カフェ」といったサロンづくりを始めた。「わくわく子育てミーティング」は、親子でおやつ作りやクリスマスリース等の創作を行いながら、母親が日頃の子育ての悩みを語りあう場となった。「安眠カフェ」は睡眠をテーマにした茶話会で、快眠法、寝酒、睡眠薬の話、軽い体操等の交流学習会とした。参加者には、避難生活を始めてから飲酒量が増えた人、飲み方が変わった人、寝酒をしている人がみられた。これらの健康相談や交流学習会などは、いつでも相談できる場所があるという安心感を提供する場となった。児童生徒の中には、避難生活や学校環境の変化に適應できず、不登校になる児童生徒が新たに出てきていた。1月から毎月当所を会場に不登校児等を持つ親の語り合う場を開催したが、参加者は少なく、周知方法や参加のための交通手段（対象の方々が冬道運転や歩行に不慣れ）が課題になった。

(2) 生活支援相談員との定例ミーティングやケア会議の開催

生活支援相談員と心のケアチームの定例ミーティングを毎週開催した。生活支援相談員から避難者の生活状況の見守りや生活相談等、巡回後の報告を聞き、うつ状態や閉じこもりの高齢者やアルコール問題、認知症の疑いがある方を避難町の保健師、地域包括支援センター担当職員、当所心のケアスタッフによる家庭訪問や京都大学心のケアチームの精神科医師を同行した家庭訪問に繋がり、医療機関紹介となるケースもでてきた。

要支援者への支援は、随時ケア会議を行い、各関係機関（被災町保健師、地域包括支援センター担当職員、生活支援相談員と心のケアチームスタッフ）が支援目標を共有し役割分担をしながら支援にあたった。

定例ミーティングやケア会議を実施したことで、各関係機関の役割が理解され、同様の事例が出た場合の連携がスムーズになった。

(3) 被災市町村職員のメンタルヘルス支援

役場機能を会津地域に移転した町村職員の疲弊状態は、8ヶ月を経過しても継続しており大変心配された。被災市町村の健康管理を担当している部課と連携し、メンタルヘルス講座を数回開催し、ストレス対処法等を周知した。さらに、ストレスチェック質問票を配布し、回収後分析によりPTSDやうつ状態などのハイリスクの結果がでた職員の希望者に京都大学心のケアチームの精神科医師の個別相談を行った。

活 動 実 績

1 会津管内における活動

	把握経路	実 数	延 数
個別支援 (家庭訪問)	被災市町村等	7 3	1 1 1
	医療機関	1	3
	警察	4	5
	家族	0	0
	近隣	0	0
	その他（心のケアチーム含む）	1 1 9	2 0 9
	合 計	1 9 7	3 2 3

	対 象	内 容	回 数
集団指導 (健康教育、健康相談、交流会等)	一次避難所住民	心の健康講座	1
		リラクセーション	2
	二次避難所住民	リフレッシュ体操	3
		リラクセーション	3
		認知症予防	2
		睡眠講座	1
		心と体の健康講座（何でも相談）	2
		子育て講座	2
	仮設住宅住民	安眠カフェ（交流学習会）	6
		子育てミーティング	1 0
		男の簡単クッキング	8
		不登校の親たちの談話会	3
	支援者（被災市町村職員）	メンタルヘルス講座	3
		リラクセーション	2
		認知症について	1
	合 計		4 9

	会 議 名	回 数
被災者支援担当者会議（ケア会議含む）	会津地域心のケアチーム連絡会	9
	生活支援相談員ミーティング	1 2
	被災町住民支援事業検討会等	8
	ケア会議（要支援者検討会）	2 6
	福島県相談支援専門職チーム会議	5
	合 計	6 0

2 活動の成果

（1）健康管理活動から心のケア活動

一時避難所支援は保健師等による複数担当制とした。保健師たちは、避難者に血圧測定や声かけをしながら表情、身体症状などの観察や訴えなどを聞きながら要支援者の早期発見に努めた。

(2) 心の健康の啓発活動

避難者は、心のケアの相談を特別のものと考えての方々が多く、自ら心のケアチームに相談する人は少なかった。このため、保健師等は被災のショックや生活環境変化によるストレスについて注意深く見守りながら、心のケアチームへの相談を積極的にすすめた。仮設住宅集会所や被災町交流サロン等で心の健康に関する普及啓発を行った。

(3) 支援者への心のケア

被災市町村職員及び当所職員等支援者へのメンタルヘルス支援を行った。（健康教育やストレスチェック、相談等）

(4) アルコール問題への対応

アルコール問題のある避難者には、積極的に交流の場を提供すると共に家庭訪問等でアルコール問題悪化防止への取り組みを行った。また、睡眠に関する交流学習会で適正飲酒に関する普及啓発を行った。

(5) 心のケアチーム連絡会やケア会議

管内では4月はじめから活動している心のケアチームが複数だったため、一次、二次避難所支援の役割分担をしながら効率的に活動を行った。精神科医療機関のない地域に避難している人々についても、精神科医療が適切に受けられるよう連絡調整を行った。また、なかなか精神科受診に繋がらないケースには、心のケアチーム精神科医師等が同行訪問し、うつ状態、認知症、アルコール問題などの診断から精神科医療機関に紹介するなど適切につなぐ役割ができた。これらの結果、精神疾患患者の緊急入院のケースはなかった。

(6) 関係機関との連携

定例ミーティングやケア会議を実施し、各関係機関の連絡調整がスムーズになった。要支援者の早期把握や支援策の検討とともに、各関係機関の役割確認などを行った。



二次避難所での個別健康相談



二次避難所でのグループワーク



訪問の様子

課 題

1 被災者への心のケア介入

「心のケア」の関わりは、特別のものと考えられやすく、自分は心の病気ではないという拒否感、心理的距離がある印象があった。震災でショックを受け、避難所生活は様々なストレスや心理的変調が起こることが当たり前の現象であり、心のケアの関わり（相談等）は特別のことではないとの啓発活動は今後も重要である。

2 避難町村職員等、支援者支援

役場機能を移転し全町避難となった避難町村は、住民の健康情報を持ち出すことができず、さらに今までの関係機関との関係や地域の健康資源等を失った中での支援活動となった。そのため、避難町村の担当職員は住民の健康調査を一から始め、要支援者の把握やそれに伴う支援活動をした。これらの活動を実施する保健師等のマンパワー確保が難しく困難をきわめた。避難町村職員も被災者であり、住民に直接対応する職員等への心のサポートは重要である。

3 アルコール問題への対応

長引く避難生活と今後の生活への見通しがたたない状況から、今後もアルコール関連問題が顕在化してくる可能性がある。

また、避難生活を始めてから酒の飲み方が変わった者がいた。アルコール関連問題のハイリスク者にならないよう、あらゆる機会をとおして住民への飲酒の正しい知識の普及などが重要である。

4 子どもの心のケアと親支援について

一次避難所や二次避難所で放射線の不安を訴えていた住民は多かった。また、小さい子どもを持つ親からは、生活環境の変化や放射線不安等の訴えがあった。これら不安の多い育児環境等が親達の心の健康に影響を与える可能性があり、親が日頃の子育て不安や負担感を和らげるための環境作りや集える場づくりが重要である。

5 自殺予防対策と情報発信について

被災3ヶ月後、二次避難所で自殺未遂事件が発生した。慣れない土地、環境での生活は、家族関係や地域コミュニティを分断し、住民のつながりも希薄となってしまった。

避難者は、居住環境が転々と変わる生活をしており、住民のつながりができにくい状況にあった。このような中、避難者が孤立しないように見守りや健康相談、サロン活動などに参加できる仕組みづくりなど心の健康に関する啓発や相談機関の窓口紹介など自殺予防対策を含めた積極的な情報発信が大変重要である。

業務を担当した職員の声

当所精神保健担当者は、被災直後から各避難所等で活動していた会津地域各精神科医医療機関、福井県および京都府心のケアチームの相談内容等を分析し、被災町保健師たちと一緒に心のケア内容（啓発活動やつどいの場づくり等）を検討・企画し、効果的な心のケアチームの活動ができるようマネジメントしてきた。

子どもから高齢者までライフサイクルによって心の健康問題の内容は異なり、今後も、避難生活を続けている方々の実態をみつめ、心のケアの介入方法や手段などを工夫しながら対応していくことが求められる。

6 社会福祉

(1) 被災した障がい児に対する相談・援助活動

担当：保健福祉課（障がい者支援チーム）

活動経過

1 3. 1 1以降の会津保健福祉事務所の動き

- 4月13日 障がい者相談支援アドバイザー主催の相談支援事業所（会津6＋南会津1）の会議「被災障がい者支援会議」に参加。情報を交換し、今後の支援活動の方針を一緒に検討
- 4月21日 「被災地障がい者支援センターふくしま」のチラシ配付のための協力依頼文書を発出
あて先：会津地方各市町村長、相双地方各市町村長、各避難施設の経営・管理者、各相談支援事業所設置法人理事長、相双保健福祉事務所長
- 5月25日 会津若松市自立支援協議会相談部会へ出席し、各機関団体の被災者支援活動について情報を交換
- 5月31日 被災市町村との打合せ。現状で困っていること等について情報交換し、アドバイスを実施
（出席者：大熊町・葛尾村・会津若松市・相談支援アドバイザー）
- 7月15日 会津管内の相談支援アドバイザーが、避難者支援業務等が増大したため、ばんだい荘園長等とともに福島県社会福祉事業団の法人本部を訪問し、会津管内における状況を説明。法人として相談支援専門員の派遣申請を検討してもらえるよう依頼

※上記の活動により、被災者支援について、情報収集、関係機関の連絡調整を行う中で、県庁保健福祉部、全国児童発達支援協議会（CDS-Japan）と連携し被災した障がい児の相談・援助事業のバックアップを行った。

2 3. 1 1以降の全国児童発達支援協議会（CDS-Japan）の動き

- 4月18日 全国児童発達支援協議会役員が東北入り
- 4月19日 全国児童発達支援協議会役員が福島、いわき、郡山の施設、事業所をめぐり、福島県庁を訪問。全国児童発達支援協議会が県へ協力を要請
- 4月下旬～ 福島県は、原発事故により避難している障がい児に関する相談、援助について、会津地区の対応を全国児童発達支援協議会へ依頼
全国児童発達支援協議会と会津地域のマッチング開始
- 7月11日 福島県と全国児童発達支援協議会間で、「被災した障がい児に対する相談・援助事業」の委託契約締結

活 動 内 容

1 被災した障がい児に対する相談・援助事業

(1) 背景

東日本大震災及び原発事故により、浜通りの多くの障がい児が避難生活を余儀なくされ、相談や療育などの専門的な支援の継続が困難になっている。

浜通りの障がい児を対象とした事業所等が原発事故により十分に支援ができないことに加え、会津地区の既存の事業者のみで浜通りから避難した障がい児を受け入れることは困難な状況であったため、県が関係団体の支援を導入して対応する必要があった。

(2) 事業目的

東日本大震災により被災した障がい児への相談及び療育を含めた援助を行い、安心して生活するための支援を行う。

(3) 実施体制

県が相双地区で一般社団法人日本発達障害ネットワーク（JDD ネットワーク）、会津では全国児童発達支援協議会（CDS-Japan）に委託して実施する。

(4) 事業内容

- ・避難に関する相談
- ・アセスメントと個別支援計画の作成
- ・避難先での療育・放課後支援
- ・子育ての相談

2 当所におけるはまっ子くらぶ開設に向けての準備

(1) 物件の紹介

会津若松市内で、使用賃借により事業が可能な物件をあたり、紹介した。

(2) 保育士募集の周知

大熊町等をはじめ、関係機関団体等にはまっ子クラブの保育士募集をお知らせした。

(3) 「がんばろう福島！ 絆づくり応援事業」の申請

主に秋から冬にかけて不慣れな会津地区で保護者が車を運転して児童を送迎することは積雪等の影響で困難が予測されたので、学校や幼稚園からはまっ子くらぶへの送迎について、県の「がんばろう福島！ 絆づくり応援事業」を活用することとし、その申請事務を行った。

3 はまっ子くらぶの開設

「被災した障がい児に対する相談・援助事業」により、仮設の児童デイサービスにおいて、発達支援、家族支援、地域支援を行う拠点を整備した。

(1) 開設場所 会津若松市日新町 2-2

(2) 開設期間 平成 23 年 8 月 1 日～

(3) 開所日 月曜日から土曜日

(4) 受入時間 平日 10 時～17 時 30 分

土曜 10 時～14 時 30 分

(5) 運営者 全国児童発達支援協議会（CDS-Japan）



はまっ子くらぶ



開所式の様子

4 はまっ子クラブ運営のサポート

全国児童発達支援協議会は、そのメンバーが2週間交代で全国からはまっ子クラブの応援スタッフとして来県していたが、初めて来県するメンバーも多数おり、適宜訪問したり、関係者の打合せを行う等サポートを行った。



全国各地からの教材等の支援



はまっ子くらぶ活動風景

5 運営者の変更

平成24年3月で、全国児童発達支援協議会によるはまっ子クラブの運営は終了し、平成24年4月からは、会津若松市にあるNPO法人夢あるき（理事長 森田まゆみ氏）が運営を引き継いだ。

活動実績

はまっ子クラブ利用者数（平成23年8月～平成24年3月 延べ人数）

- ・避難に関する相談 24人
- ・アセスメントと個別支援計画の作成 12人
- ・療育・放課後支援 657人
- ・子育ての相談 6人
- ・「がんばろう福島！ 絆づくり応援事業」にて、5件延べ9人の送迎を申請

課 題

1 スタッフの確保

特定非営利活動法人夢あるきが運営を継続しているが、保育士等のスタッフを募集しても会津では思うように人が集まらない状況がある。

2 今後の見通し

現在は県からの委託金により運営されているが、平成26年度以降の運営の見通しが立っていない。

被災者などの声・相談

・ Aくん（14歳）の保護者

子供の将来のことが一番の心配ごとで、一緒に考えてくれる人を求めている。

・ Wくん（4歳）の保護者

Wくんは「はまっ子クラブ」に通うことを楽しみにしている。親としても素直にうれしく思う。

・ Mちゃん（5歳）の保護者

子どもの育ちに対する不安も多く、4月からの幼稚園就園に適応できるか心配していた。

業務を担当した職員の声

緊急避難的に開設に至った「はまっ子くらぶ」だが、全国児童発達支援協議会の献身的な尽力と地元の関係機関・団体等の協力により、被災し避難してきた子ども達の療育の拠点ができたことは本当に僥倖だった。

保護者にとっても心の拠り所になり得たことや、地元福島県の支援者が全国クラスの「はまっ子くらぶ」のスタッフに関わることで学べた直接的・間接的な効果、さらに応援に駆けつけてくれた全国児童発達支援協議会の各スタッフ自身の気づきや成長を促す場にもなり得たこと等、災害時の児童療育支援において新たな形を生み出したことを高く評価するとともに、今後も地元の保健福祉事務所として、いまだ避難状態が続く子どもたちの今後の療育の場の確保をどうしていくかを考えながらサポートしていきたい。

(2) 高齢者支援活動（要介護認定）

担当：保健福祉課（高齢者支援チーム）

活動経過

1 市町村・県の動き

平成23年

- 4月 県介護支援専門員協会によるビックパレットふくしまにおける暫定認定調査支援開始
- 4月21日 要介護認定事務状況調査（県介護保険室主催）（会津管内避難町村：檜葉町、大熊町、葛尾村）
- 4月22日 要介護認定業務にかかる打合せ（会津若松市）
- 5月18日 要介護認定事務状況調査（県介護保険室主催）（会津管内避難町村：檜葉町、大熊町、葛尾村）
内容：暫定ケアプランによるサービス提供について
- 7月1日 要介護認定事務状況調査（県介護保険室主催）（会津管内避難町村：檜葉町、大熊町）
内容：広域審査会開催の要望、主治医意見書添付依頼
- 8月26日 要介護認定業務等に係る打合せ（会津管内避難町：檜葉町、大熊町）
- 9月 双葉地方広域市町村圏整備組合審査会の再開

平成24年

- 1月10日 「指定市町村事務受託法人の指定」県指令生福第3681号
指定した事務の種類：要介護認定調査事務
委託先：県介護支援専門員協会

※上記のほか、県介護保険室においては、避難市町村の状況を踏まえ、厚生労働省へ要件緩和等の要望を随時実施

2 国の動き

平成23年

- 4月18日 「避難所等における介護保険サービス確保のための取り扱いについて」厚生労働省老健局介護保険計画課ほか平成23年4月18日事務連絡
内容：避難先での介護保険サービス利用に関する市町村支援依頼
- 5月12日 「東日本大震災に関する要介護認定事務の取扱いについて」厚生労働省老健局老人保健課 平成23年5月12日事務連絡
内容：避難所巡回医師による主治医意見書の取扱い・審査会の開催要件の緩和
- 5月20日 「東日本大震災の被災者等に対する要介護認定等の取扱いについて」厚生労働省老健局介護保険計画課他平成23年5月20日事務連絡
内容：特例居宅介護サービス費の活用
- 5月27日 「東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行について」厚生労働省老健局長平成23年5月27日老発0527第3号
内容：有効期間の最長12ヶ月延長

- 7月 8日 「避難者に対する要介護認定及び要支援認定に必要な経費の支援について」厚生労働省老健局老人保健課平成23年7月8日事務連絡
内容：受入市町村における要介護認定事務に対する費用の交付
- 8月19日 「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（以下「特例法」）の施行
- 11月15日 特例法に基づく避難住民に関する特定事務の告示
内容：要介護認定ほか
- 平成24年
- 1月11日 厚生労働省主催「介護保険事業計画等意見交換会」の開催
内容：前出の特例省令による認定有効期間延長の取り扱いについて、平成25年3月末までの継続可能性を言及

活 動 内 容

活動時期：一次避難（震災直後）～二次避難（平成23年8月末）の期間

1 要介護認定業務に関する調整

（1）避難町村における状況調査

会津管内に役場機能の移転を余儀なくされた檜葉町、大熊町、葛尾村における当該業務に関する被保険者のニーズ、保険者の対応状況・要望について、打合せ形式による調査を4回実施し、また、電話等により情報交換・要望の聞き取りを随時行った。

（2）受入市町村における状況調査

避難者を受け入れている会津管内13市町村に対し、当該業務に関する支援状況や今後の支援可能性について、打合せや電話により確認した。また、支援継続のための要望も合わせて確認した。

- ・二次避難所における避難生活が落ち着き始めた4月中旬頃から避難者の介護サービスの新規需要が発生し、保険者から認定申請や変更申請の要請を受ける受入市町村が増加。
- ・避難元市町村からの依頼があれば、受入市町村は無償により調査を実施
- ・受入市町村によっては、保険者が負担するのであれば主治医意見書の作成まで依頼可能との申出あり。 など

（3）介護保険室に対する状況報告・対応案の提案

（1）及び（2）により集約した情報、要望について、県介護保険室に速やかに提供し、避難町村・受入市町村の当該業務の円滑な実施に必要な条件整備を依頼した。

- ・受入市町村が認定事務の協力をするための業務委託による方法を提案した。
- ・暫定ケアプランによるサービス提供のための認定調査を特例的に認定とする経過措置を国に認めてもらえるよう要望した。
- ・受入市町村の求めに応じた認定調査員の派遣を提案した。
- ・双葉地方広域市町村圏整備組合審査会再開のための積極的支援を要望した。

2 要介護認定に関する助言

(1) 受入施設・事業所への指導助言

避難者にサービスを提供する施設・事業所からの問い合わせに対し、東日本大震災にかかる特例措置に関する通知等により指導助言を行った。

- ・介護保険被保険者証を持ち出すことができなかった避難者へ、有効期間及び要介護度を本人からの聞き取りにより確認しサービス提供することの是非
- ・一次避難所から病院に入院した避難者で認定を受けていない方を、退院と同時に施設で受け入れた場合の認定とサービス提供の方法 等

※これらに対し、「避難所等における介護保険サービス確保のための取り扱いについて」H23. 4. 18 厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡等により、要介護認定とサービス提供の柔軟な対応を助言

課 題

1 認定調査員不足

被保険者全員が避難し、避難先が全国に及んだ今回のような災害においては、保険者職員が避難住民対応に忙殺されるため、調査業務に職員を当てることが物理的に不可能となる。このため、平時から大規模災害に備え、他保険者との調査協力体制を構築しておく必要がある。

2 主治医意見書の取り扱い

かかりつけ医も避難したような今回の災害においては主治医から意見をもとめることが困難になったので、避難先の医療機関における協力が円滑に行く仕組みづくりが必要である。

3 被保険者情報の提供

介護保険事業を電子計算機システムで管理するのが一般的となっている中で、自治体自体も避難し当該システムが使用不可になった場合の被保険者情報の取得が課題となった。避難先において被保険者を円滑にサービスに結びつけるためにも、いつでも情報を取得・利用できるバックアップを備えておくことが必要である。

被災者などの声

1 被災町村

- ・二度手間を避けるためと高齢者の状況把握のためにも、当該業務は暫定ケアプランで止めることなく認定まで行いたいとの要望する町村もあった。そのための手続の簡略化を求める声が多かった。

-
- ・双葉地域では、広域市町村圏整備組合を組織し審査会を運営していたが、避難により機能が停止してしまった。認定まで行うためには、当該審査会の再開が不可欠だったため、再開のための支援の要望が強かった。
 - ・避難市町村には、認定調査を自ら行えるところと支援を必要としているところがあり、多様な支援を求められた。

※なお、会津管内以外に行政機能を移転した町村には体制が整わず、暫定ケアプランによるサービス提供を求めるところもあった。

2 受入市町村

- ・会津管内への避難者が増えるに従い依頼件数が増加する不安があり、ルールづくりの依頼があった。
- ・受入市町村（広域市町村圏整備組合）における審査会による審査判定も一定程度なら可能との協力的な提案もあった。

業務を担当した職員の声

避難者に対しては、避難先の介護事業所等の協力により滞ることなく介護サービスを提供できたと思うが、当該業務は介護保険法に基づき実施されるものであるため、各保険者・受入事業者には、国からの通知があるまでの間、不安を抱えたままの被災者支援を依頼せざるを得なかった。

今回、東日本大震災の避難者対応を経て、有事における保険者の認定業務・認定申請者へのサービス提供について一定のルール化が図られたので、今後は円滑に行われるようになると思われる。

（３）高齢者支援活動（地域包括支援センター支援）

担当：保健福祉課（高齢者支援チーム）

活動経過

平成23年

- 5月13日 管内に避難している町村の地域包括支援センター（以下包括）及び受入市町村とその包括を訪問（～5月20日）
- 7月13日 会津管内における相双地域の包括情報交換会
- 8月25日 全会津包括意見交換会（会津管内に避難している町村及び包括を含む）
- 11月22日 檜葉町・大熊町包括情報交換会①
- 12月16日 当所総務企画課主催研修会『災害時の高齢者支援を考える（地域保健福祉活動推進研修会）』

平成24年

- 1月17日 檜葉町・大熊町包括情報交換会②
- 3月27日 檜葉町・大熊町包括情報交換会③

活動内容及び活動場所

1 状況把握し、所内・本庁高齢福祉課・相双保健福祉事務所と共有

（１）管内に役場機能に移転していた町村の包括訪問

避難している町村の包括3カ所へ出向き、現在の活動・避難先市町村との連携状況・今後の計画・課題等を把握し、相双保健福祉事務所の役割を会津地域においては当所が担うことを伝え、随時の情報提供実施。

（２）避難者受入市町村及び包括訪問

避難者受入先となった管内6市町村（高齢保健福祉担当と面接）及び4包括へ出向き、避難所支援・介護認定の依頼状況・介護サービス・介護予防事業の受入可能状況について把握。

2 情報交換会実施

（１）会津管内における相双地域の包括情報交換会（当所にて）

包括訪問等により把握した課題等をふまえ、避難している包括4カ所（紙面参加1カ所を含む）、居宅介護支援事業所1カ所、相双保健福祉事務所・本庁高齢福祉課担当、当所職員にて情報交換実施。（計11名参加）。

（２）全会津包括意見交換会（会津若松市コミュニティ施設ピカリンホールにて）

①震災後の対応を振り返り、今後の活動を考える、②避難している相双地域の包括が会津地域の包括との連携・地域資源の活用促進を目的に実施（計54名参加）

（３）檜葉町・大熊町包括情報交換会（3回実施 当所にて）

当所からの情報提供後に、現在の活動状況等について情報交換実施。

3 他地域事例の学習（会津地方振興局 会議室にて）

意見交換会等で出された課題等をふまえ、新潟県の震災対応について学ぶ機会として研修会開催。テーマは『災害時の高齢者支援を考える～地域包括支援センターの活動と役割を中心に～』とした。

活 動 実 績

(開催日等)	訪問による 相談	会津管内における相双地域の包括情報交換会 (23年7月13日)	全会津包括 意見交換会 (23年8月25日)	研修会 (23年12月16日)	檜葉・大熊包括情報交換会 (2回実施)
檜葉町包括	23年5月13日	2名	1名	1名 (他町職員1名)	実2名延4名
大熊町包括	23年5月17日	3名	2名	—	実2名延4名
葛尾村包括	23年5月16日	1名	—	—	—
双葉町社会福祉協議会（ケアマネ）	—	1名	1名	—	—
浪江町包括	—	紙面参加	2名	—	—
管内市町村	6カ所	—	8市町村8名 (全会津)	7市町村7名 (全会津)	—
管内地域包括	4カ所	—	20カ所29名 (全会津)	13カ所17名 (全会津)	—
相双保健福祉事務所	—	1名	1名	1名	事後報告
本庁高齢福祉課	—	1名	1名	1名	—

課 題

1 広域・大規模災害発生時の市町村間の調整

今回の震災・原発事故のように自地域に避難できない広域・大規模災害の場合、住民に近い地域包括支援センターが活動しやすい環境を整えることが必要。しかし、委託されている地域包括支援センターが多く、自地域以外の避難者への支援には戸惑いがあった。市町村間の調整と必要時市町村間の協定等も検討する必要がある。

2 平時からの備えとして

被災市町村からの声として要介護認定状況を含め市町村は『住基等情報を持ち出せるシステム』と『地域包括の役割を具体的にする』ことが求められる。また震災対応として共通するのは『マニュアル＋指示命令の核＋自分で考え動くこと』であり、平時に検討しておく必要がある。

被災者などの声

震災・原発事故により自地域以外での活動は、土地勘もなく地域の資源もわからず、また何を優先して活動すればいいかわからなかったが、同じ境遇の包括同士で話をすることで、共感でき、ほっとした。（平成23年7月13日 会津管内における相双地域の包括情報交換会より）

防災マニュアルは完全なものを作る必要はなく、目の前で起こっていることに創意工夫・臨機応変に対応できることが求められた。（平成23年8月25日 全会津地域包括意見交換会より）

業務を担当した職員の声

地域包括支援センター職員を支援することで、避難している高齢者への間接的な支援を実施した。震災直後の活動を振り返り、他地域の震災対応の活動を見聞きすることで、管内市町村にとっては通常の活動のあるべき姿や災害等への備えについても考える機会になった。自らを振り返ると、所内や主管課との情報共有は想像力がないとできないこと、また平時にできていない活動は有事にできないこと等を痛感した。

7 水道施設被害への対応

担当：衛生推進課（環境衛生チーム）

活動経過

平成23年

- 3月11日 東日本大震災発生
管内市町村等の水道施設の被害状況及び復旧状況調査を開始（3月23日まで継続して実施）
- 3月12日 管内市町村からの給水車支援要請及び派遣に関する調整実施
- 9月 上水道（簡易水道）施設災害復旧費国庫補助に関する国（東北財務局及び厚生労働省）による査定

活動内容

水道施設被害に関する対応

東日本大震災の発生に伴う水道施設の被害について、管内水道事業等の被害状況及び復旧状況に関する情報収集を行った。この作業は、断水等がおおむね解消されたことが確認されるまで継続実施した。

基幹管路が破損等したことにより断水が発生した事例や、水源に濁り等が発生し、飲用停止の措置を講じた事例が認められたため、飲用再開に当たっての必要な措置等について、技術的な助言等を実施した。

断水等が発生した市町村にあっては、給水車等による応急給水が行われた。断水箇所が複数あり、配備済みの給水車等のみでは、十分な応急給水が困難となる可能性があったため、当所に対して応急給水の支援要請があった。そのため、他の市町村の被害状況、給水車（タンク）の所有状況等を勘案して、他市町村に支援を要請した事例があった。

なお、復旧工事に当たっては、水道施設災害復旧費国庫補助金の活用を視野に入れた対応が行われるよう助言するとともに、当該補助金の申請を検討している事業体については、事前に被害状況の調査を実施した。

活動実績

上水道（簡易水道）施設災害復旧費国庫補助金の採択を受けた水道事業

会津若松市東田面簡易水道事業
磐梯町水道事業
西会津町水道事業

課 題

1 上水道事業と簡易水道事業の支援体制の格差

災害等で水道施設に被害が発生した場合は、社団法人日本水道協会の調整により会員間の相互支援が行われている。

しかしながら、当該協会は、原則として上水道事業を対象としているため、簡易水道事業や会員外の市町村にあつては、支援の対象外となってしまう。

市町村独自の災害協定や県に対する支援要請が行われることとなるが、被害が広域及んだ場合は、現在の体制は、必ずしも十分ではないと思われる。

2 迅速な派遣を妨げる要因

会津保健福祉事務所管内は、非常に面積が広いため移動距離が長く、多くの時間を必要とする。高速自動車道を利用することにより、移動時間を短縮することができるが、地震発生当時は、高速道路の通行が制限されていた。緊急車両であれば通行が認められる措置が講じられていたが、通行許可証が必要であった。

今回、給水車（タンク）の派遣支援を行った市町村からは、高速道路の使用ができないか照会があったが、直ちに通行許可証を入手することができなかったため、やむを得ず一般道路を使用して移動せざるを得なかった。

災害時においては、緊急に飲料水の供給を行う必要があることから、今回のような事例では、柔軟に高速道路を利用できる手段があらかじめ講じられていることが望まれる。

業務を担当した職員の声

水道施設の被害状況及び復旧状況に関する情報収集については、市町村等の協力を得ながら適宜対応することができた。毎年度当初に、市町村等の水道担当部局との緊急時連絡体制を構築しており、日ごろから地震や大雨等が発生した際に被害状況等の確認を実施していたことが機能したものと考えられた。

8 避難所における食品衛生支援活動

担当：衛生推進課（食品衛生チーム）

活動経過

平成23年

- 3月29日 調査票による各避難所の食事実態調査を開始
避難所の食事の実態を調査するため、各市町村災害対策本部に調査票による調査依頼（ボランティア及び避難所管理者向けの手洗消毒及び調理時等の衛生管理パンフについても配布依頼）
- 4月 4日 各避難所の巡回衛生指導（1巡目）を開始
11日 食事実態調査を基に、自炊施設・炊き出し施設の現地確認及び食品の調理・保管の方法について衛生指導
手洗い消毒等の衛生管理パンフを配布
（避難所のペット飼育状況も把握するため、獣医師職員も同行）
25日 各避難所の巡回衛生指導（2巡目）を開始
27日 食品の調理・保管の方法について衛生指導
手洗い消毒等の衛生管理パンフを配布
- 6月16日 各避難所の巡回衛生指導（3巡目）を開始
17日 食品の調理・保管の方法について衛生指導
夏季における食中毒防止に関する衛生管理パンフを配布

活動内容

避難所における食品衛生指導

（1）1巡目

各避難所における食事提供の実態を把握するため、調査票を各市町村災害対策本部宛てにメール送信し、各避難所の食事の状況の把握を行った。（炊き出し等のボランティア及び避難所の管理者向けの衛生管理パンフの配布についても依頼した。）

各市町村災害対策本部より回答を得た実態調査を基に、各避難所の巡回衛生指導を行った。巡回時は、自炊・炊き出し施設の有無、調理後長時間経過する食品（おにぎり等）の有無の把握に努め、炊き出し等のボランティア及び避難所の管理者向けの衛生管理パンフを再度配布した。

避難所におけるペットの飼育状況も把握するため、獣医師職員も含め4人体制で巡回を行った。（ペット用の餌の配布も行う）

（2）2巡目

4月下旬となり気温が上昇し食中毒の発生が懸念されたことから、自炊・炊き出し施設の衛生状態及び調理後長時間経過する食品の有無を確認するため、巡回指導を行った。

避難所のペット飼育者の要望事項を把握するため、獣医師職員も含め2人体制で巡回を行った。(ペット用の餌の配布も行う)

(3) 3巡目

6月中旬となり高温多湿の時期となり、食中毒の発生が懸念されたことから、3巡目の巡回指導を行った。

活動場所

避難所巡回指導

(1巡目)

月 日	巡回市町村(巡回施設数)	巡回職員数
4月 4日	会津坂下町(3)、西会津町(1)、柳津町(1)	4
4月 5日	磐梯町(2)、猪苗代町(2)	4
〃	会津若松市(4)	4
4月 7日	北塩原村(1)、喜多方市(1)、湯川村(1)	4
4月 8日	会津美里町(5)	4
4月11日	会津美里町(4)	3

(2巡目)

月 日	巡回市町村(巡回施設数)	巡回職員数
4月25日	会津美里町(6)	2
4月26日	会津若松市(3)、喜多方市(1)	2
4月27日	柳津町(1)、会津坂下町(2)、湯川村(1)	2

(3巡目)

月 日	巡回市町村(巡回施設数)	巡回職員数
6月16日	会津若松市(2)、会津坂下町(2)	2
6月17日	会津美里町(1)、柳津町(1)	2

活動実績

避難所における食品衛生指導

おにぎり等の調理食品が1回の配送により、1日分の食事が納品されるなど調理後長時間経過する食品が喫食されていたことから、食中毒の発生が懸念されたが、冬季間で気温が低かったことや避難所の衛生管理の徹底により食中毒は発生しなかった。

課 題

避難所における食品衛生の確保

避難所における飲食物は、緊急に確保することが重要であり、会津地区や県内各地の多くの方々のボランティア活動によって支えられ、供給されていた。

震災当初、避難所によっては、おにぎり等の調理食品が遠隔地より供給されていたため、喫食までに長時間経過する状況も確認されたが、冬季であり気温が低かったことや各避難所の衛生管理の徹底により食中毒の発生が防止できたと思われる。

もし仮に高温多湿の夏季に震災が発生した場合など、食中毒の発生防止のためには、避難所の食事を緊急に手配する体制を整備するなどの対応を図る必要があると思われる。

被災者などの声

震災当初、避難所における食料の供給が不十分であったことから、食料の供給体制が整った後も、おにぎり等の食品を余分に確保する方がおり、市町村の担当者の方々が、食中毒防止のために声かけを行うなどの対応を取られていた。

業務を担当した職員の声

震災初期の食料供給体制が不十分な中、食中毒の発生がなかったことは、避難所の管理運営にあたった各市町村の担当者のご努力やボランティア活動を支えた多くの人々の衛生管理のおかげであったと思われる。

9 被災ペット保護活動

担当：衛生推進課（動物愛護担当）

活動経過

平成23年

- 3月11日 東日本大震災発生
- 3月17日 避難に伴う犬及び猫の一時預かり、ケージ等飼育用物資及び餌の配布等の支援活動実施（～4月28日）
- 4月27日 飯野シェルターへの被災ペットの搬送開始
- 4月28日 警戒区域内における放置犬等の実態調査実施（～5月2日）
- 5月7日 飯野シェルターでのワクチン接種活動開始
- 5月10日 住民の一時帰宅に伴う被災ペットの保護活動実施（～8月26日）
- 6月15日 飯野シェルターにおける被災ペットの飼養管理支援開始
- 7月13日 会津地区の動物病院における被災ペットの収容開始
- 9月1日 警戒区域内における被災ペットの保護活動実施（～9月18日）
- 9月3日 被災ペットの譲渡事業開始
- 9月17日 被災ペットの救護支援家族（ホストファミリー）運営開始
- 9月19日 住民の一時帰宅に伴う被災ペットの保護活動実施（～11月20日）
- 12月5日 民間団体による警戒区域内の被災ペット保護活動巡視（～12月27日）

平成24年

- 1月29日 住民の一時帰宅（3巡目）実施（～3月31日）
（3巡目以降は住民によるペットの持ち出しが認められる）
- 3月1日 警戒区域内における被災ペットの保護活動実施（～3月19日）

活動内容

1 ペット同行避難者への支援活動

（1）保健福祉事務所での一時預かり

会津地区犬抑留所（現：会津地区犬・ねこ保護管理センター）において、避難者が犬又は猫を同行したものの一時避難所等での飼養継続が困難な場合に、避難者に代わり当所が一時的に収容する支援活動を行った。これは、福島市飯野町に飯野シェルターが整備されるまで継続して行われた。

（2）ケージ等飼育用物資及び餌の配布等

一時避難所に犬及び猫を同行して避難している避難者に対し、動物用のケージ、毛布、餌及び飲料水等を配布し、避難生活の支援を行った。

2 シェルター等での被災ペット保護活動

(1) 飯野シェルター

平成23年4月下旬に運用を開始した被災ペット（犬・ねこ）専用の保護施設で、当該施設への被災ペットの搬送、放射性物質スクリーニング検査、または収容された動物の個体管理（清掃、給餌、運動等）および飼い主への返還等の事務手続きを行った。

(2) 三春シェルター

第二シェルターとも呼ばれ、これは三春町の事業所建屋を改装し平成23年9月下旬に開設されたものである。当該施設への被災ペットの搬送、又は警戒区域から搬入された被災ペット受け入れ時に放射性物質スクリーニング等の支援活動を行った。

(3) 動物病院での被災ペット保護活動

福島県獣医師会会津支部の協力により、被災ペットの受け入れが可能な支部内動物病院へ被災ペットを搬送した。

3 警戒区域内における被災ペット保護活動

(1) 福島県独自の保護活動

警戒区域内において放置された犬等の状況の確認作業及び保護活動を行った。他保健福祉事務所の車両と2台1組になり区域内を巡回し、犬等を発見した場合にその記録をし、状況によっては保護、又は給餌を行った。

(2) 住民の一時帰宅と連動した保護活動

警戒区域内から避難した住民はペットの持ち出しが禁止されていたため、それらの住民の一時帰宅に併せて保健所の車両で同行し、飼育していた犬等が発見された場合に保護活動を行った。

活 動 場 所

施設、地域名	活動期間
会津地区犬抑留所（現：会津地区犬・ねこ保護管理センター）	平成23年3月17日～4月28日まで
飯野シェルター	平成23年4月27日～9月30日まで
三春シェルター	平成23年10月1日～平成24年9月28日まで
社団法人福島県獣医師会 会津支部管内の動物病院	平成23年7月13日～9月30日まで
警戒区域内 （福島県独自）	平成23年4月28日～5月2日まで 平成23年9月1日～9月18日まで
警戒区域内 （住民の一時立入に連動）	平成23年5月10日～8月26日まで(1巡目) 平成23年9月19日～11月20日まで(2巡目)

活 動 実 績

1 被災ペット一時預かり

平成23年3月17日から4月28日までの期間中、犬3頭及び猫2匹を会津地区犬抑留所（現：会津地区犬・ねこ保護管理センター）に収容した。
これらの動物については飼い主の生活の安定化に伴い順次返還した。

2 飯野シェルターでの活動

当該シェルターの稼働に伴い、これまで当所が収容していた相双地区の被災ペット（犬8頭、猫2匹）を搬送した。

また、平成23年8月1日から8月31日までの期間中、当該シェルターの業務全般（収容動物及び施設・資材の管理、収容動物に関する問い合わせ対応、収容動物の返還、飼い主の面会、ボランティア参加者及び診療獣医師への対応等）にわたる人的支援活動として職員1名を派遣した（派遣日数23日間）。

3 三春シェルターでの活動

当該シェルターの稼働に伴い、これまで当所が収容していた相双地区の被災ペット（犬1頭、猫1匹）を搬送した。

また、平成24年9月19日、9月21日、9月26日の3日間、警戒区域内での保護活動により収容された被災ペットの受け入れ業務の支援活動を行った。

4 動物病院への被災ペット搬送

社団法人福島県獣医師会会津支部管内の動物病院のうち4病院へ被災ペット（犬4頭、猫1匹）を搬送した。

5 警戒区域内での被災ペット保護活動

（1）福島県の独自調査及び保護活動

期間中延べ3日間、県保健所獣医師等による警戒区域内での犬猫生息実態調査に参加するとともに、状況に応じて被災ペットの保護収容、又は給餌を行った。

（2）住民の一時立入に連動した保護活動

住民の一時帰宅（1巡目、及び2巡目）の期間中、延べ25日間、警戒区域での被災ペットの保護活動を行った。

※警戒区域内での活動に関する県全体としての実績は以下のとおりである。

期 間	活 動 内 容	保護実績	動員数(延べ数)等
平成23年4月28日 ～5月2日	福島県独自の保護活動	犬27頭 猫2匹	福島県職員387名 他自治体職員72名
平成23年5月10日 ～8月26日	住民の一時帰宅(一巡目)と連動した保護活動	犬300頭 猫191匹	＜協力自治体＞ 東京都、兵庫県、栃木県、 長野県、名古屋市、神奈川 県、川崎市、群馬県、静岡 県、山梨県、茨城県 (派遣着手順)

期 間	活 動 内 容	保 護 実 績	動 員 数 (延 べ 数) 等
平成23年8月31日 ～10月23日	一時帰宅一巡目以降も継続して保護活動を行うための先行調査実施	犬16頭 猫15匹	福島県職員81名 市町村職員6名
平成23年10月24日 ～11月18日	一斉保護活動実施	犬42頭 猫20匹	福島県職員85名 他自治体職員129名
平成23年11月19日 ～平成24年8月27日	定期立入による保護活動	犬37頭 猫4匹	相双保健所による定期立入
平成24年3月1日 ～3月19日	集中保護活動実施	犬13頭 猫93匹	<協力自治体> 栃木県、滋賀県、愛媛県、 川崎市、東京都、静岡県、 京都府、鳥取県、青森県、 横浜市、神奈川県、徳島県 (派遣着手順)
平成24年9月7日 ～10月2日	一斉保護活動実施	犬1頭 猫131匹	一般財団法人自然環境研究センター職員による保護活動実施(福島県は後方支援)

なお、平成23年12月5日～12月27日の期間中、複数の民間団体による公益立入が行われ、犬34頭、猫298匹が保護された。これらの動物については、当該各団体の施設で飼養されている。

課 題

関係機関等との連携や関係法令並びに施設設備等の整備

福島県では平成19年に「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル」を策定しているが、このマニュアルは、被災地を中心とした動物保護及び被災者支援のための行動マニュアルとなっており、今般の原発災害の様な地域の住民全てが他の地域に避難することや被災ペットの保護に法令上の制限が加わること等は想定していなかったため、その対応には困難を来した。

また、政府からの避難指示や警戒区域設定以降、入域できないこの地域において、法令に基づかない民間団体等による保護が盛んに行われ、その後、被災ペットの所在が団体等の拠点地に分散したことや、関連する保護情報が散在したことも大きな課題となっている。

今回のような広範囲で大規模かつ長期間にわたる災害時の動物保護活動にあっては、関係機関や民間等との連携や関係法令等の整理はもとより、施設設備、人員及び予算措置等国の速やかな支援が期待される。

被災者などの声

1 被災者（ペットの同行避難者）から

- ・動物と同行避難したものの飼養継続に困難を伴うことによる行政への一時預かり要請
- ・狂犬病予防注射の実施に関する問い合わせ
- ・入所予定の仮設住宅でペットが飼養できないことに関する相談

2 一般支援者から

- ・被災ペットの飼育者に対する餌等各種物品の提供、一時預かりによる支援の申し出
- ・預かった被災動物(犬)に関する狂犬病予防法等の法令上の取り扱いに関する問い合わせ
- ・被災ペットの譲渡希望に関する問い合わせ

3 動物愛護団体から

- ・被災地で保護した動物に関する保健所への情報提供
- ・被災動物の一時預かりによる支援、及び支援物資提供の申し出

業務を担当した職員の声

地震そして津波により動物に関しても数多くの尊い命が奪われた。そして原発災害が重なり、浜通りの市町村から多くの被災者がわずかな私財とともに会津地方にも避難した。被災者の中にはこれまで家族の一員として大切に飼養していた犬や猫を同行して避難してくる方も数多くいた。当所ではこのような同行避難者の方々の要望に答えるべく、ペットの一時預かりや餌等の物資の提供等による支援活動に全力であたった。

県内2カ所に大規模な被災ペットのシェルターが整備され数多くの犬及び猫がそこで飼養されている。獣医師会及びボランティアの方々の献身的な支援により発災当時に比べれば改善された飼養状況となっはいるが、それでもなお一日でも早く飼い主又は新しい飼い主のもとで安穏とした生活ができるよう祈るばかりである。

今後の課題

東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故は、大規模災害における保健福祉事務所の対応にも多くの課題も残した。

初動体制及び人員・資材等の確保の面から、以下にいくつかの課題を整理した。

1 初動体制

- (1) 災害時における所内の各課、各職員の体制、役割を明確にするとともに、さらに地域の関係機関との連携による支援体制についても明確にする必要がある。
- (2) 支援計画や方針の決定、並びに他県等の支援機関やボランティア等の協力団体との調整及び職員の調整を担う体制・機能の強化が必要である。
- (3) 情報の収集・整理・情報共有、さらに最新の情報を発信するため、情報管理機能の強化が必要である。
- (4) 被災者支援に使用する記録（診療記録、支援記録、健康管理票）等は、県で統一した様式にすること。
- (5) 大規模災害においては、地方災害対策本部設置時点で地方医師会にも参加してもらい、初動から情報の共有を行い、医療救護において主導的な活動をしてもらう必要がある。
- (6) 様々な災害を想定した災害時対応マニュアルの策定と、シミュレーション訓練を実施する必要がある。
- (7) 各一次避難所においては、避難者の心のケア、衛生管理、感染症対策、健康管理、栄養管理、職員の健康管理等が共通的な課題となった。
- (8) 支援を受ける市町村等が混乱しないよう、窓口の一元化が重要であると考えられる。

2 人員・資材等の確保

(1) 保健福祉事務所の人員配置

- ① 災害時、緊急時に必要な人材が確保できるよう、地域を越えて職員の再配置ができるような緊急時の組織体制を定めておく必要がある。
- ② 災害医療コーディネーターの養成を進める必要がある。

(2) 被ばくスクリーニング検査

- ① 除染施設は、温水が利用できる施設が望ましい。
- ② スクリーニングにおける、除染後の排水やスクリーニング済証の発行等については県の「緊急被ばく医療活動マニュアル」に加えておくべきである。

(3) 飲料水の放射性物質モニタリング検査について

放射性物質漏洩事故発生時には、水道水を含む飲料水の迅速な検査が必要となる。原子力発電所立地県としてだけではなく、他県で発生した事故等の影響を受ける可能性があることから、事前の検査体制の整備が必要であったと考えられる。

(4) 健康管理活動

- ① 被災市町村の状況によっては、外部から提供される支援の受け入れ調整でさえ困難になる場合がある。
- ② 被災の現状をよく理解し、被災市町村の求めに応じた活動を実施することが重要であると考えられる。
- ③ 心のケアにおいては、自ら相談を求める人はほとんどいないため、要支援者の把握、早期発見が課題である。
- ④ 二次避難所や仮設住宅に移ると、プライバシーが守られる一方で、他人とのコミュニケーションが取れず孤立化が懸念された。

(5) 障がい児支援

被災した障がい児の支援施設において、保育士等のスタッフを募集しても会津では思うように人が集まらない状況がある。

(6) 水道施設被害に関する市町村の相互支援について

- ① 災害等で水道施設に被害が発生した場合は、(社)日本水道協会の調整により上水道事業の相互支援が行われているが、簡易水道事業や会員外の市町村は支援の対象外となっている。市町村独自の災害協定や県に対する支援要請が行われることとなるが、被害が広域に及んだ場合は必ずしも十分ではない状況がある。
- ② 迅速な派遣を妨げる要因
災害時においては、緊急に飲料水の供給を行う必要があることから、応急給水支援においては、柔軟に高速道路等を利用できる手段が講じられることが望まれる。

(7) 食品衛生の確保

- ① 避難所における飲食物の管理には、十分な衛生的配慮を図る必要がある。

-
- ② 加工食品の放射性物質検査は、食品衛生法に基づく許可不要の食品であったため、検体の確保については、各市町村の農政部局等との連携等が必要である。

(8) 災害時における動物（ペット）の保護

動物（ペット）保護のための施設・設備の整備、予算や人員の確保等、災害発生時に対応できる実効性のある体制の構築が必要である。拠点としての動物愛護センターの設置が望まれる。

業務を担当した職員の声

「組織力が問われた」

前会津保健福祉事務所健康福祉部長 佐々木孝一
(現福島県立会津高等学校事務長)

平成23年3月11日に発生した大震災、大津波そして電源喪失による福島原発の水素爆発により、多くの避難者が会津の地へ避難されてきた。

【眼前の課題の共有は容易である。】

当初、会津保健福祉事務所では、被ばくスクリーニング検査の円滑な実施が喫緊かつ最大の課題であった。会場の確保から検査の実施まで事務所全職員が一丸となって取り組んだ。この初期段階においては、目の前にある課題解決に向けた活動であったため、全職員の共通理解が比較的容易に図られていた。

【業務量の平準化を考える。】

次に、3月も下旬になると日本赤十字社や他県から派遣された医療救護班が点在する避難所を巡回診療することとなり、避難所と医療救護班の調整の業務量が膨大となったが、特定の職員に業務が集中する傾向が見られた。このため、事務所の避難所支援体制を再整備し、それぞれが得手とする業務を振り分け、より充実した支援ができるような体制とした。

【体制の中での役割に特化し情報共有が不足した・・・隣が見えない。】

被災者支援は、被ばくスクリーニング検査、派遣医療班の調整、管内医師会等関係団体との調整、避難所の環境改善、避難者の健康・心の健康支援など多岐に渡っていた。

日常業務と被災者支援業務が錯綜する中で、職員個々人から見れば、全体の動きが見えにくくなり、ややもすると業務への不満が生じた。

【組織力を磨く。】

最後に、今回の未曾有の災害対応業務を経験して、専門家集団としての十分な組織力を発揮するためには、縦（担当部署内）だけではなく、横（担当部署間）の風通しの良い関係が大切であることを痛感した。

県外支援者からの応援メッセージ

発災直後から会津地域には県内外から多くの方々に駆け付けていただき、災害支援活動にご尽力いただきました。その活動の中で会津地域に避難された方々や当所職員に向けて応援メッセージをいただきました。先の見えない不安の中、また長きにわたる活動をする上で、共に避難者支援に携わった県外支援者の方々からの温かいメッセージは、当所職員の心の支えになりました。

**がんばろう！ふくしま
さすけねえ！会津
応援メッセージ、
いただきました。**

毎日 不眠 不休で働いている
保健所の皆さん。
札幌の地から皆さんに静かな
日々が早く 戻るよう祈っています。
4/7 (木) 札幌チーム

札幌市保健班(第1班)(H23.4.2～4.7)

一糸者に頑張らしましょう！
早く復興できるよう
札幌市一同、祈っております。
札幌市第2班
平成23年4月16日

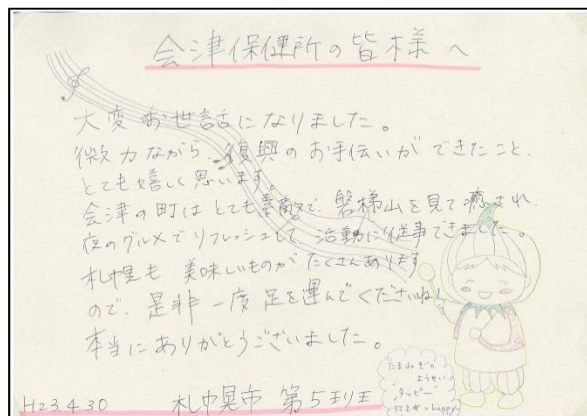
札幌市保健班(第2班)(H23.4.11～4.16)

福島県に来て、福島県の素敵な皆さん
にお会いすることができ、大変嬉しく
貴重な経験をさせていただきました！
復興した福島県を心待ちにし、いつか
皆で又来たいと思います。
応援しています!! 4/21(木) 札幌チーム
第3班一同

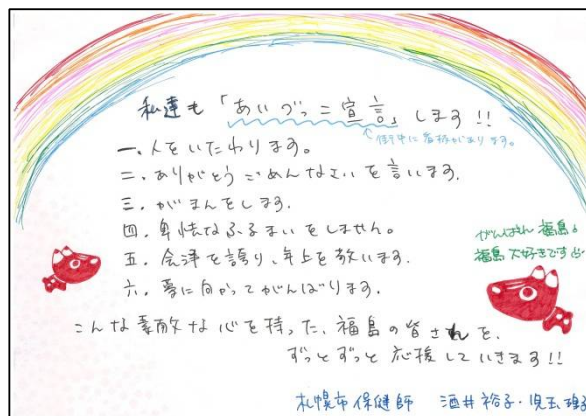
札幌市保健班(第3班)(H23.4.17～4.21)

福島の皆様
大変お世話になりました。
長期戦、息切れしないように
頑張らしましょう!!
H23.4.26
札幌第4班

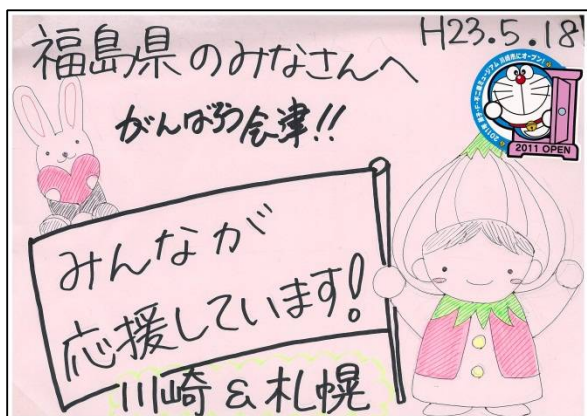
札幌市保健班(第4班)(H23.4.21～4.26)



札幌市保健班(第5班)(H23.4.26~4.30)



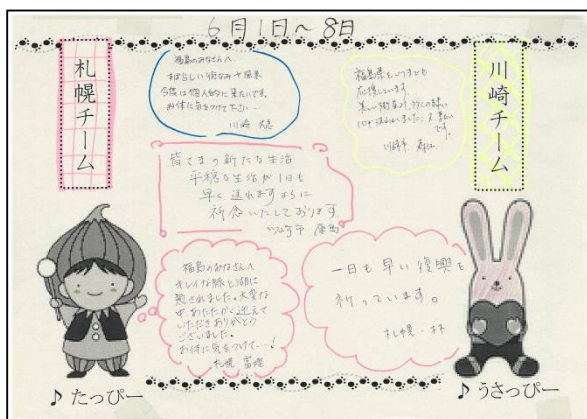
札幌市保健班(第6班)(H23.5.8~5.13)



札幌市(7班)・川崎市(第14班)保健班(H23.5.14~5.18)



札幌市保健班(第8班)(H23.5.19~5.24)



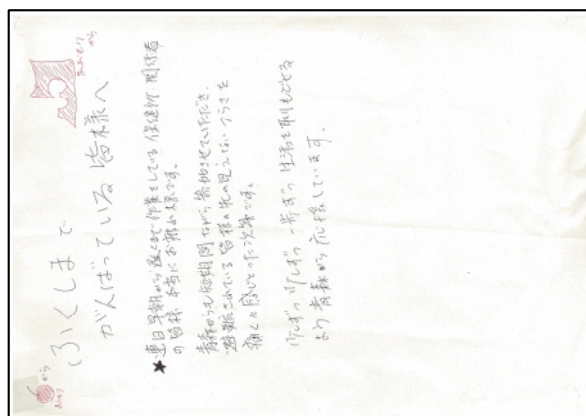
札幌市(12班)・川崎市(17班)保健班(H23.6.1~6.8)



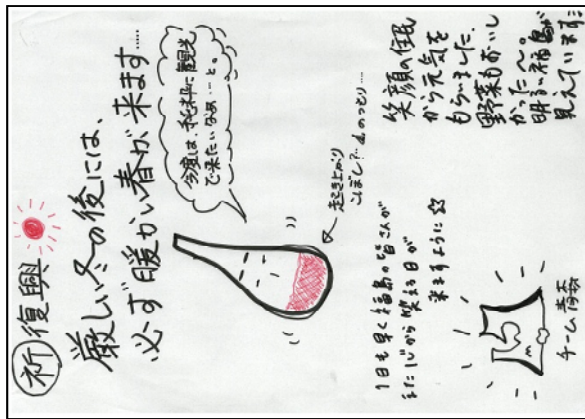
札幌市保健班(第13班)(H23.6.12~6.18)



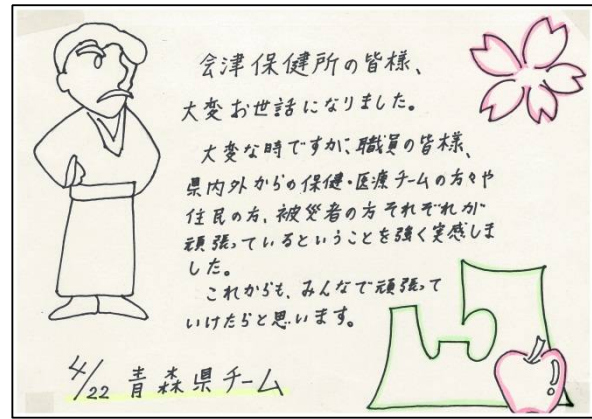
札幌市(14班)・川崎市(19班)保健班(H23.6.15~6.22)



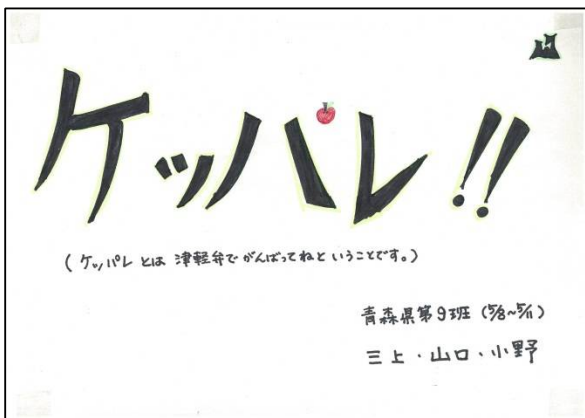
青森県保健班(第1班)(H23.4.7~4.10)



青森県保健班(第2班)(H23.4.11~4.14)



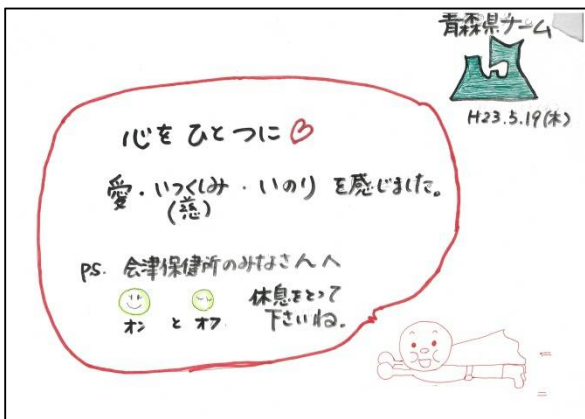
青森県保健班(第4班)(H23.4.19~4.22)



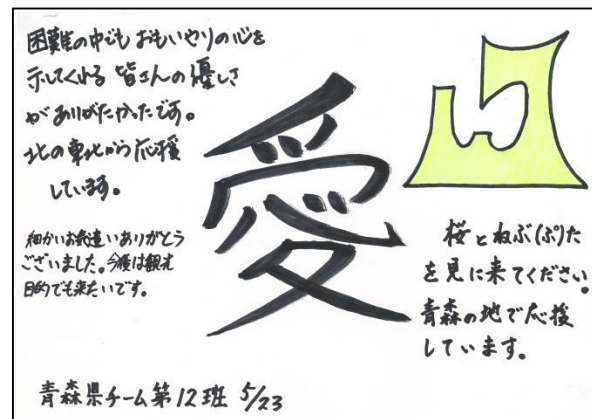
青森県保健班(第9班)(H23.5.8~5.11)



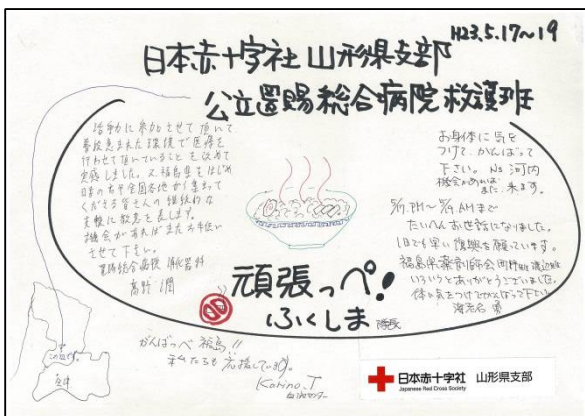
青森県保健班(第10班)(H23.5.12~5.15)



青森県保健班(第11班)(H23.5.16~5.19)



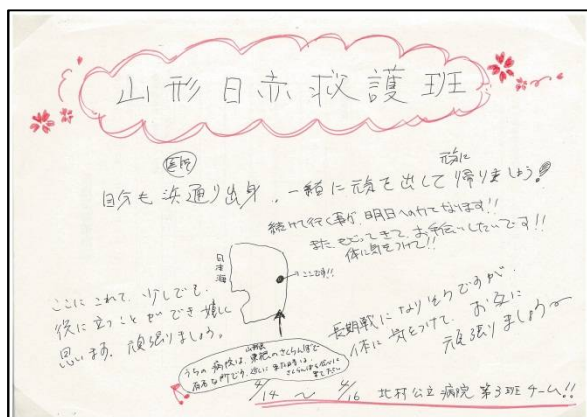
青森県保健班(第12班)(H23.5.19~5.23)



公立置賜総合病院(H23.5.17~5.19)



山形市立病院済生館(H23.5.2~5.4)



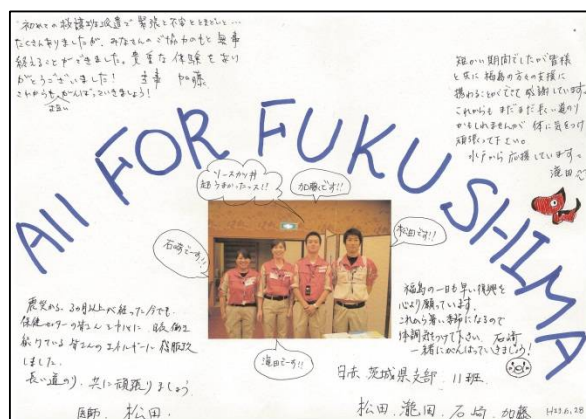
北村公立病院 (H23.4.14~4.16)



古河赤十字病院 (H23.6.10~6.13)



日赤茨城・滋賀県調整員 (H23.6.20~6.24)



水戸赤十字病院 (H23.6.26~6.28)



芳賀赤十字病院 (H23.6.4~6.7)



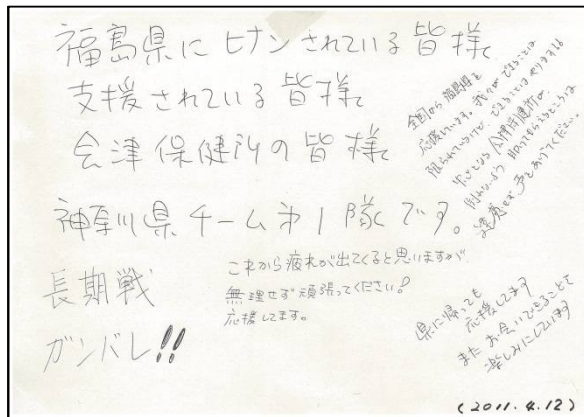
大田原赤十字病院 (H23.6.13~6.16)



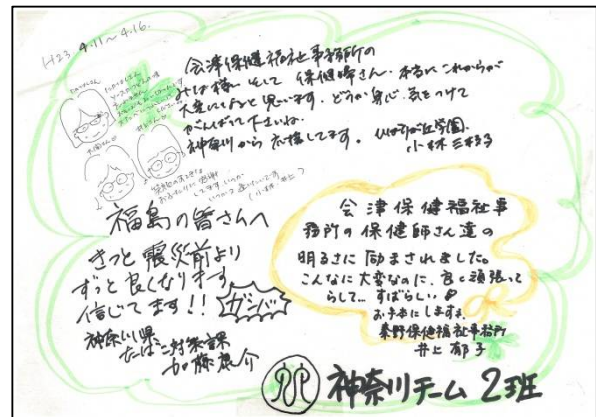
大田原赤十字病院 (H23.6.29~6.30)



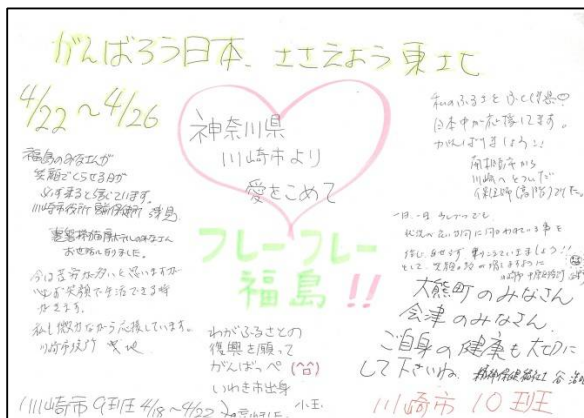
前橋赤十字病院 (H23.6.17~6.19)



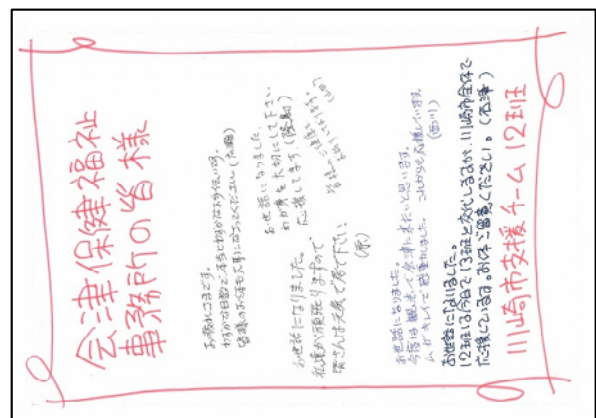
神奈川県保健班(第1班) (H23.4.7~4.12)



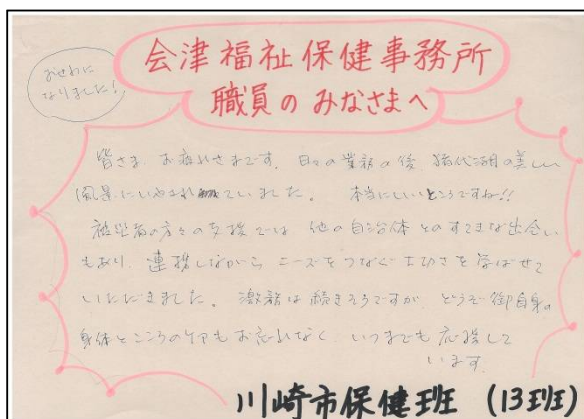
神奈川県保健班(第2班) (H23.4.11~4.16)



川崎市保健班(第10班) (H23.4.22~4.26)



川崎市保健班(第12班) (H23.4.30~5.3)



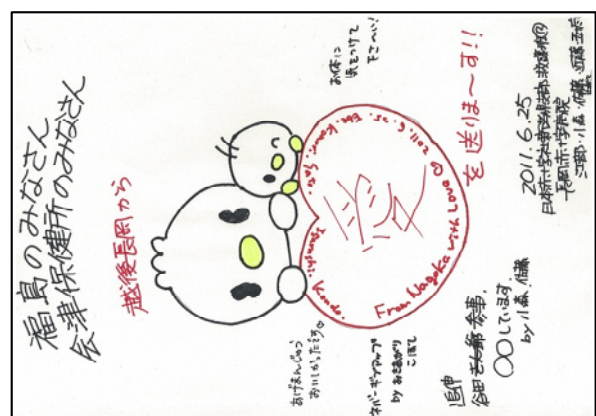
川崎市保健班(第13班) (H23.5.4~5.11)



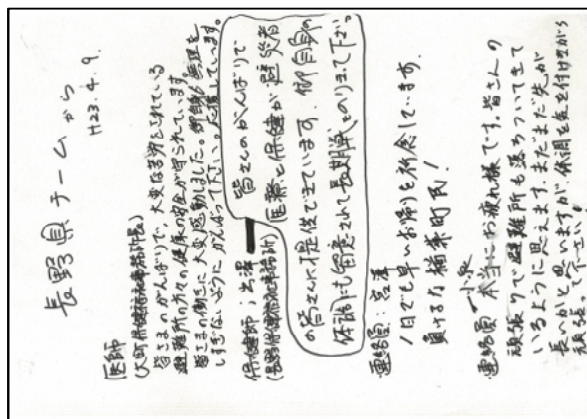
横浜市立みなと赤十字病院 (H23.6.20~6.22)



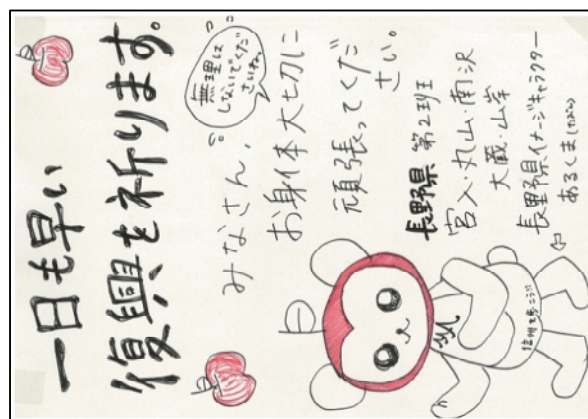
長岡赤十字病院 (H23.5.29~5.31)



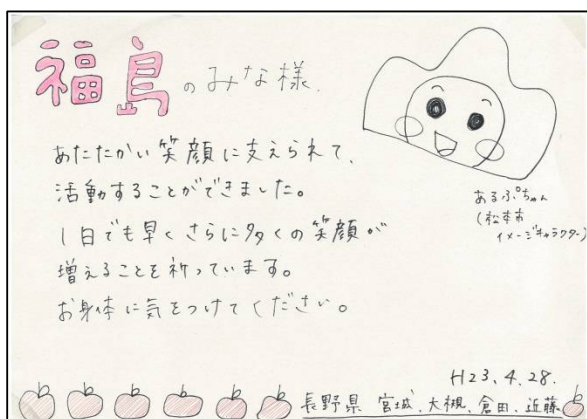
長岡赤十字病院 (H23.6.23~6.25)



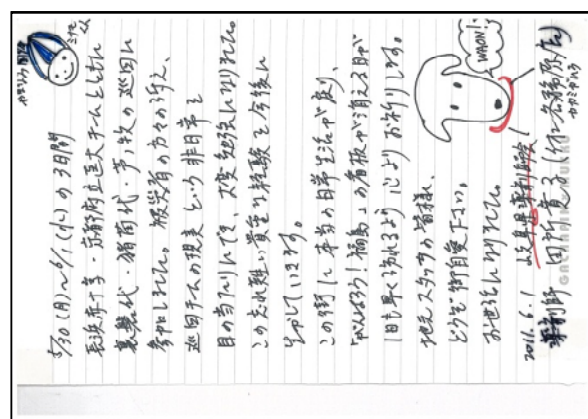
長野県保健班(第1班)(H23.4.5~4.8)



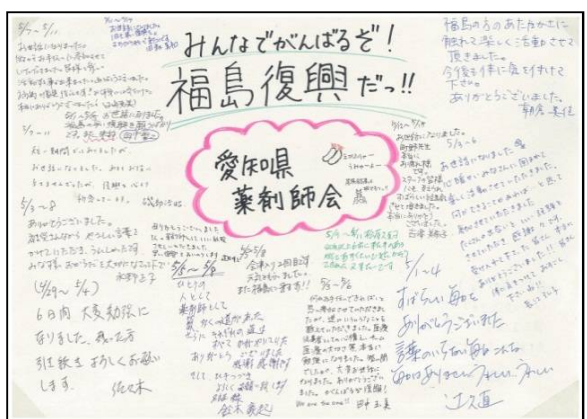
長野県保健班(第2班)(H23.4.8~4.13)



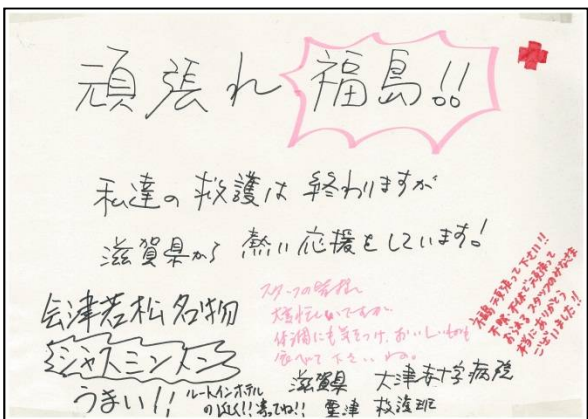
長野県保健班(第6班)(H23.4.25~4.28)



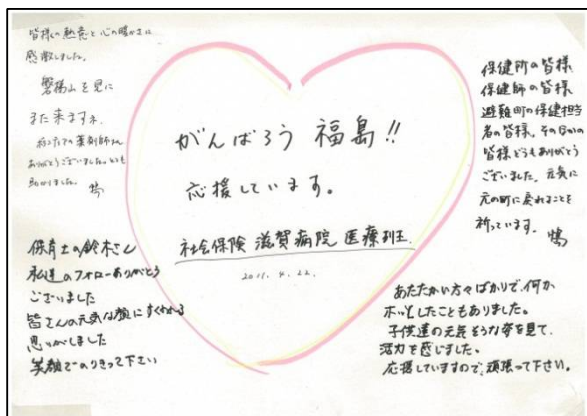
岐阜県薬剤師会(H23.5.30~6.1)



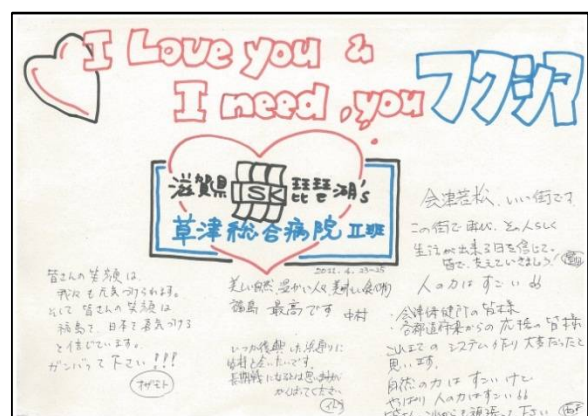
愛知県薬剤師会(H23.4.29~5.15)



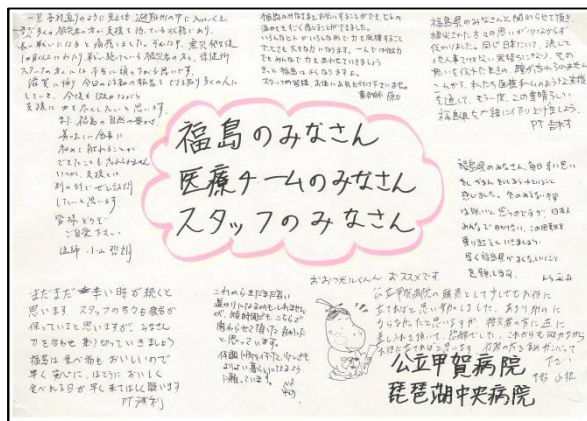
大津赤十字病院(H23.4.18~4.20)



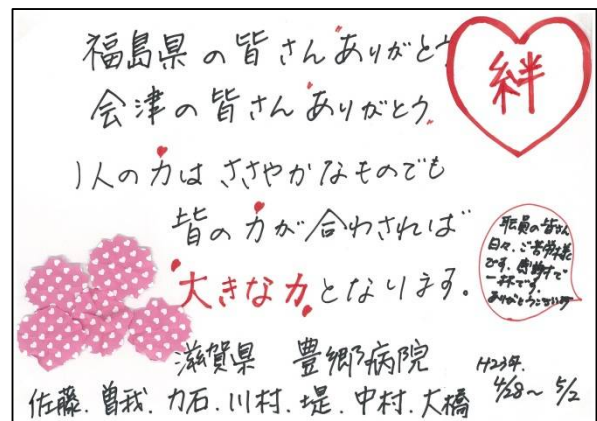
社会保険滋賀病院(H23.4.20~4.22)



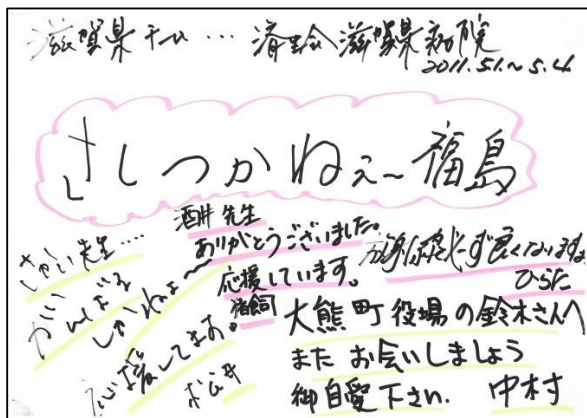
草津総合病院(H23.4.23~4.25)



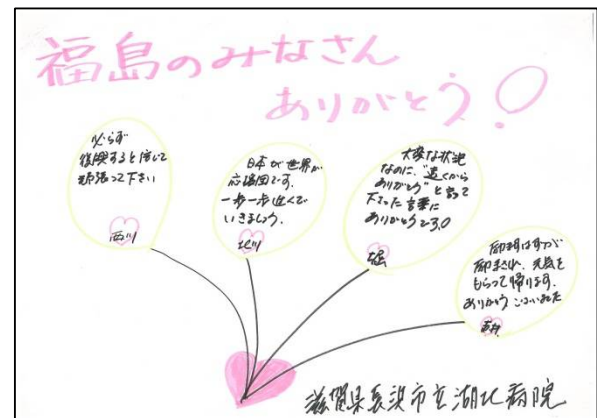
公立甲賀病院・琵琶湖中央病院 (H23.4.25~4.28)



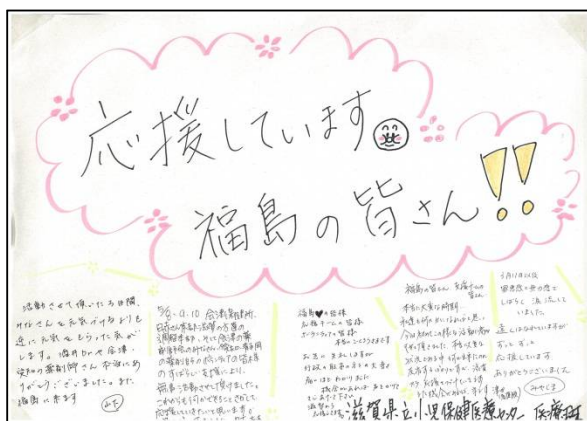
滋賀県豊郷病院 (H23.4.28~5.2)



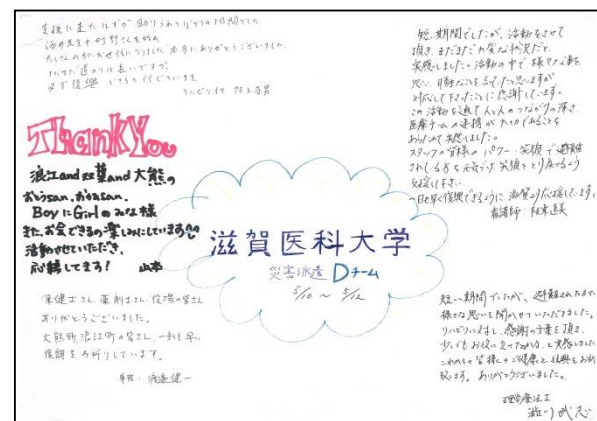
済生会滋賀県病院 (H23.5.1~5.4)



長浜市立湖北病院 (H23.5.5~5.7)



滋賀県立小児保健医療センター (H23.5.7~5.10)



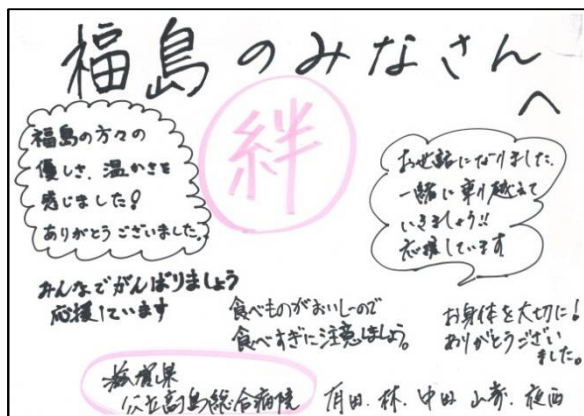
滋賀医科大学附属病院 (H23.5.10~5.12)



彦根市立病院 (H23.5.17~5.19)



滋賀医科大学附属病院 (H23.5.18~5.20)



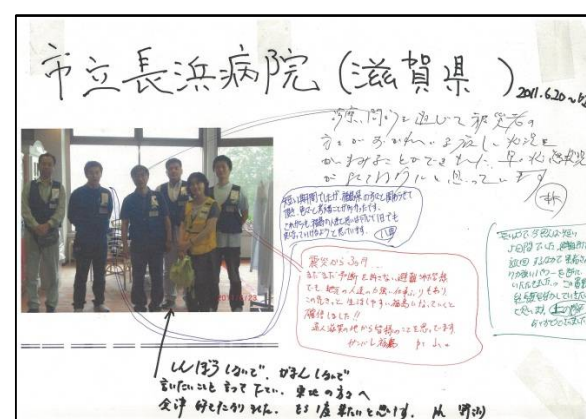
公立高島総合病院 (H23.5.22~5.25)



公立甲賀病院 (H23.5.25~5.28)



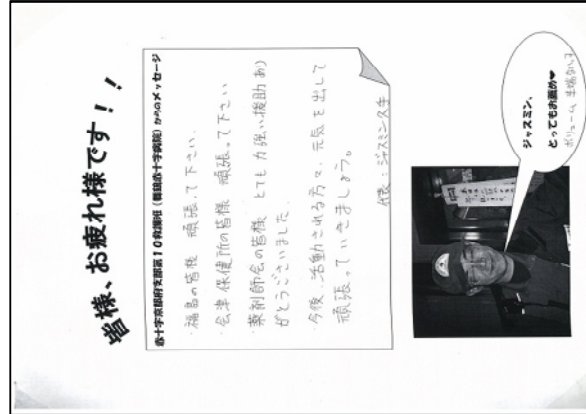
守山市民病院 (H23.6.14~6.16)



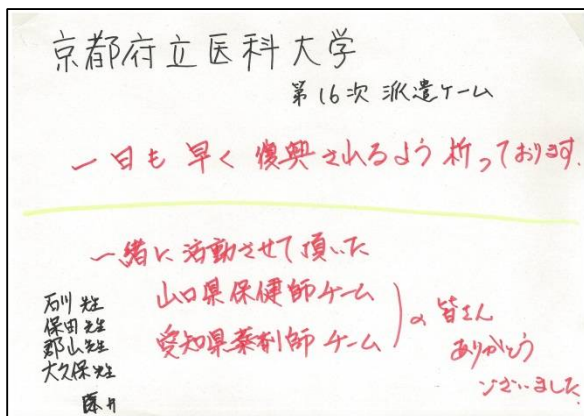
長浜市立長浜病院 (H23.6.20~6.23)



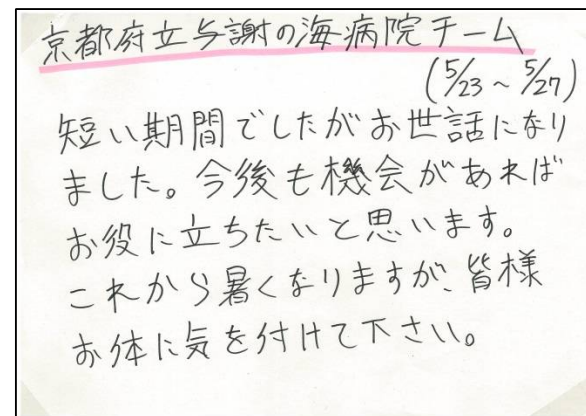
滋賀県健康福祉部医務薬務課 (H23.4.17~6.30)



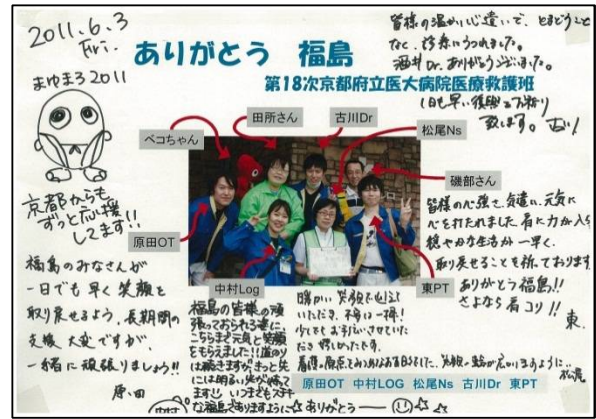
舞鶴赤十字病院 (H23.3.25~3.27)



京都府立医科大学附属病院 (H23.5.17~5.19)



京都府立与謝の海病院 (H23.5.23~5.27)

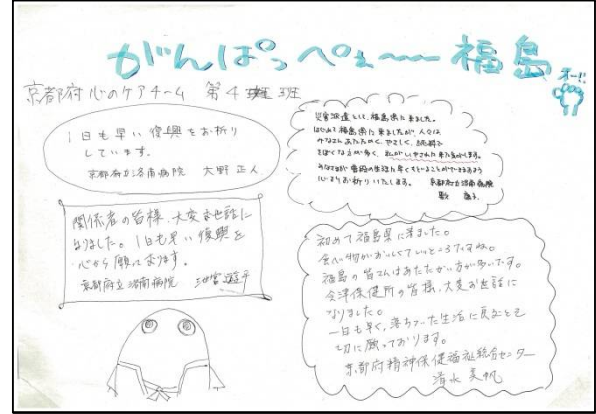


京都府立医科大学附属病院(H23.5.31~6.2)



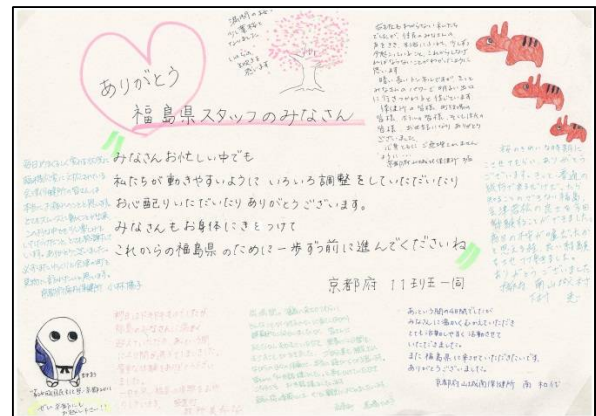
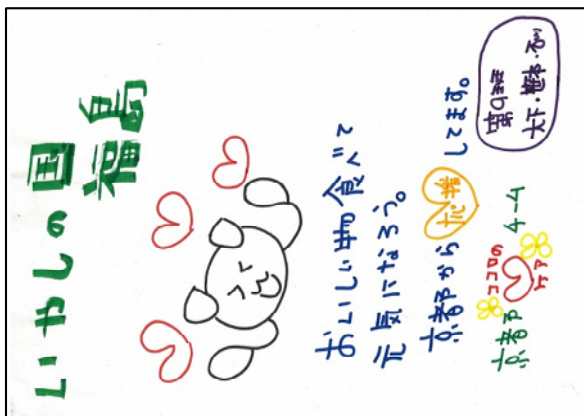
京都府立医科大学附属病院(H23.6.6~6.10)

京都府立医科大学・小川赤十字病院(H23.6.7~6.10)



京都府立医科大学附属病院(H23.6.28~6.30)

京都府心のケア班(第4班)(H23.4.27~5.1)



京都府心のケア班(第9班)(H23.5.22~5.26)

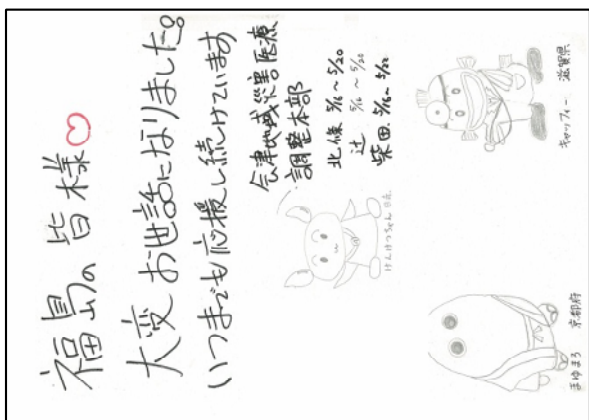
京都府保健班(第11班)(H23.5)



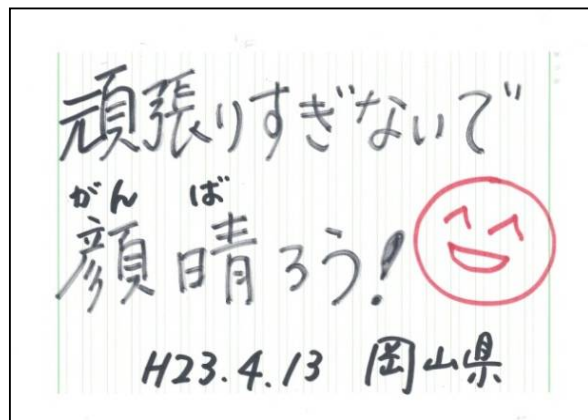
京都府保健班(第20班)(H23.6.1~6.4)



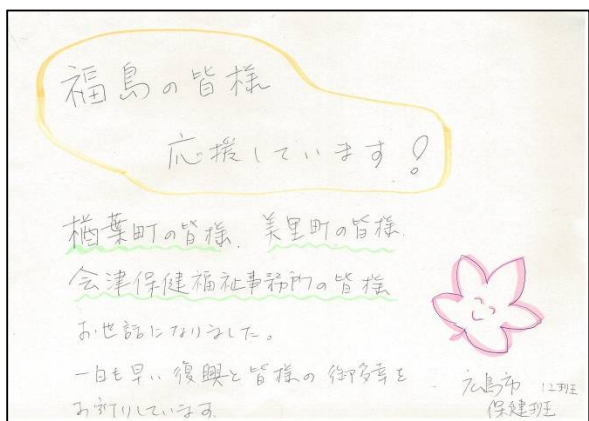
京都府保健班(第21班)(H23.6.3~6.8)



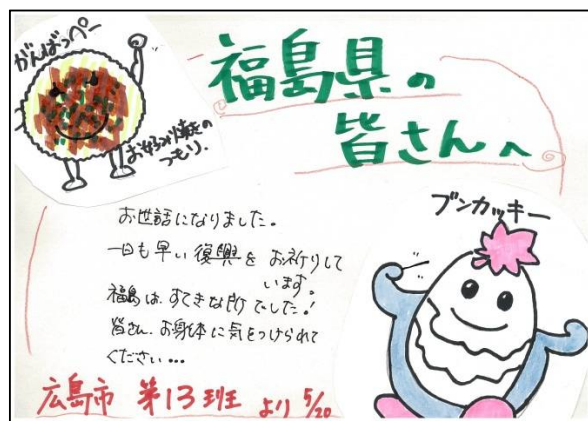
調整員の皆さま(H23.5.16~6.22)



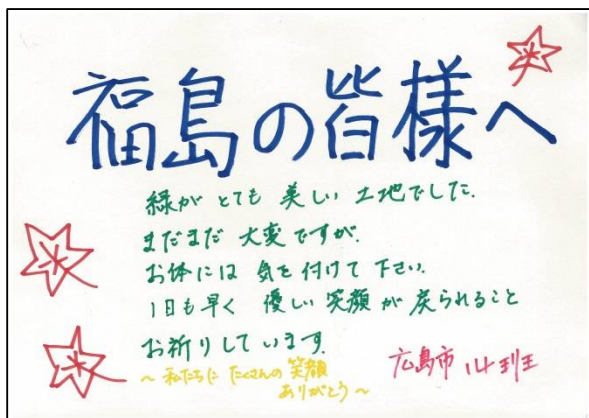
岡山県保健班(H23.4.8~4.13)



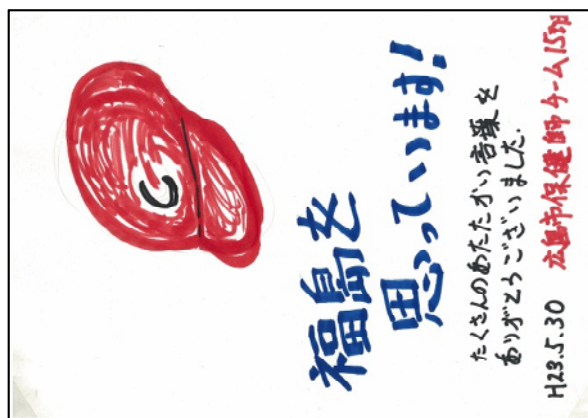
広島市保健班(第12班)(H23.5.11~5.15)



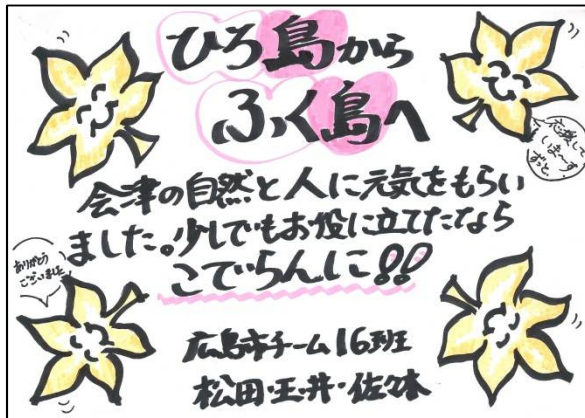
広島市保健班(第13班)(H23.5.16~5.20)



広島市保健班(第14班)(H23.5.21~5.25)



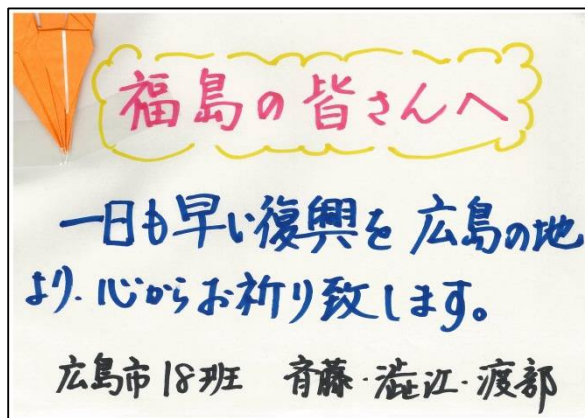
広島市保健班(第15班)(H23.5.26~5.30)



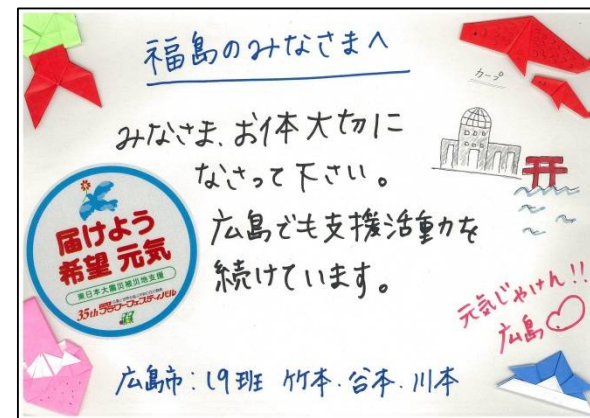
広島市保健班(第16班) (H23.5.31~6.4)



広島市保健班(第17班) (H23.6.5~6.9)



広島市保健班(第18班) (H23.6.10~6.14)



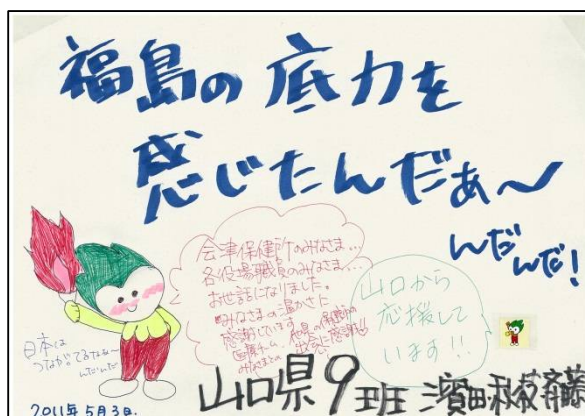
広島市保健班(第19班) (H23.6.15~6.19)



山口県保健班(第7班) (H23.4.18~4.23)



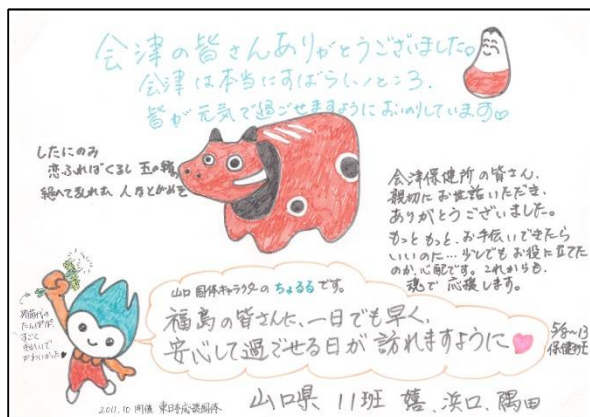
山口県保健班(第8班) (H23.4.23~4.27)



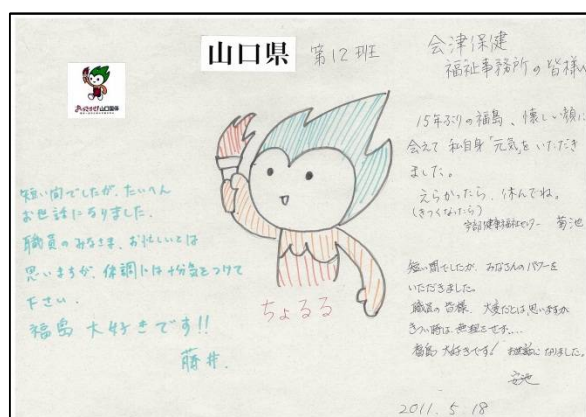
山口県保健班(第9班) (H23.4.28~5.2)



山口県保健班(第10班) (H23.5.3~5.8)



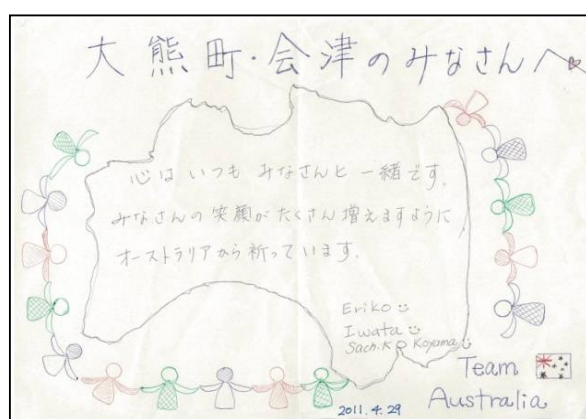
山口県保健班(第11班) (H23.5.8～5.12)



山口県保健班(第12班) (H23.5.13～5.18)



国立病院機構九州ブロック (H23.4)

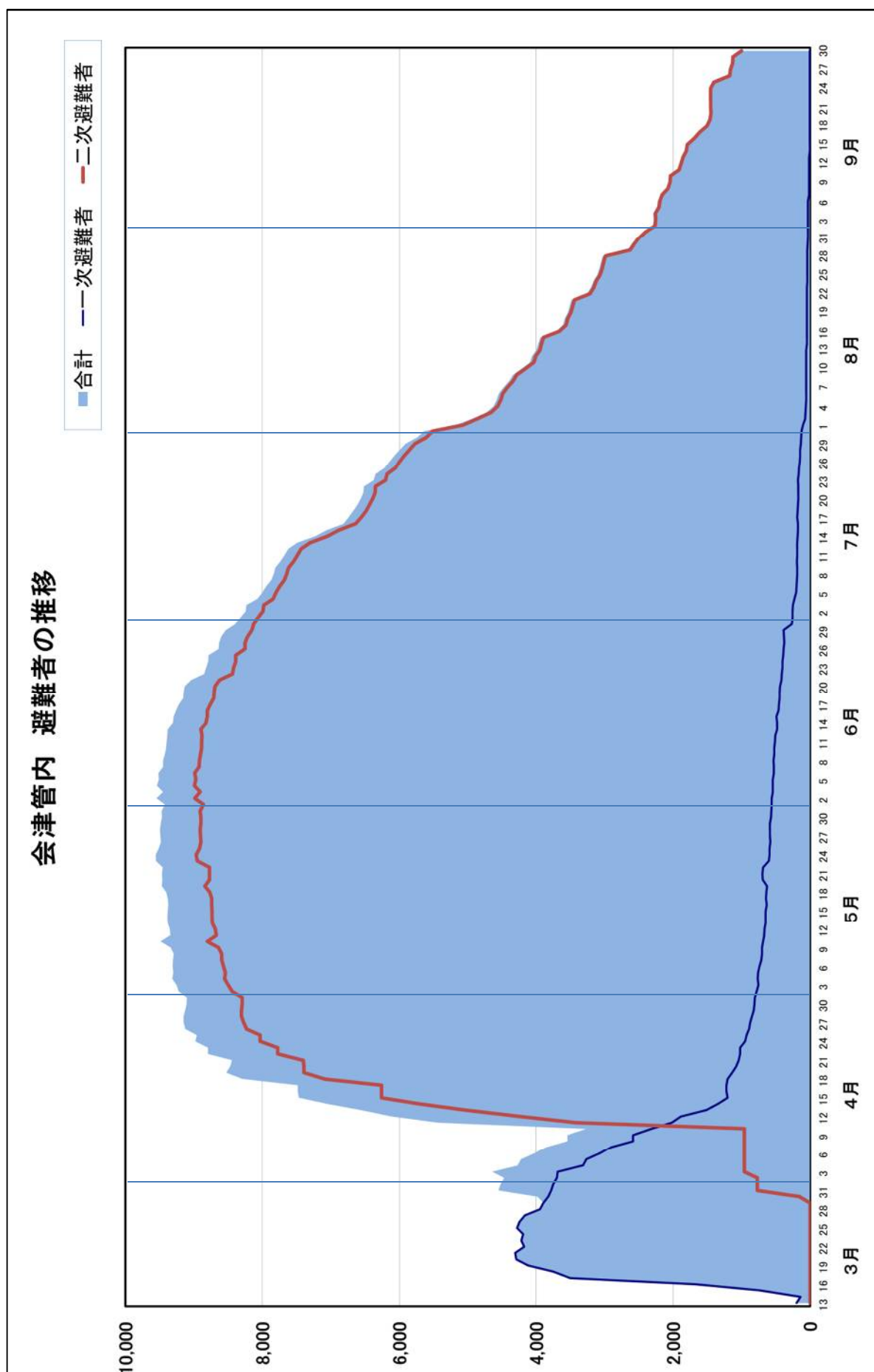


チーム オーストラリア (H23.4.27～4.29)

資料編 目次

1	会津管内一次・二次避難所避難者の推移	1 0 0
2	仮設住宅の入居状況	1 0 1
3	県外派遣職員受け入れ状況 (医療救護、健康管理、心のケア、薬剤師)	1 0 2
4	スクリーニング検査関係	1 0 5
5	食品の放射性物質汚染に対する相談対応	1 0 7
6	加工食品の放射性物質検査結果	1 0 7
7	医療救護活動関係	1 0 8
8	避難所における医療の位置づけ及び医薬品等供給払い出し状況	1 1 5
9	健康管理関係（避難所調査、悉皆調査等）	1 2 0
10	所内ミーティング資料（医療救護班、健康管理班）	1 3 1
11	避難所巡回指導活動報告書（食品衛生・ペット関係）	1 3 3
12	各避難所の食事提供実態	1 3 4
13	リーフレット・パンフレット	1 3 6
14	広報	1 4 2

1 会津管内一次・二次避難所避難者の推移



2 仮設住宅の入居状況

(平成24年3月30日現在)

応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況(東日本大震災)											災害対策本部(土木部) 平成24年3月30日18:00現在	
		仮設住宅					借上げ住宅 一般		借上げ住宅 特例(*5)		公営住宅(*6)	
市町村別内訳		要請戸数	着工済	完成	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数
自 罹 災 住 民 向 け	福島市	-	-	-	-	-	16	41	200	488	27	66
	国見町	63	63	63	58	152	-	-	14	41	-	-
	桑折町	14	14	14	13	35	-	-	18	60	-	-
	郡山市(*4)	9	9	9	9	9	34	69	926	2,076	23	56
	須賀川市	177	177	177	168	414	-	-	508	1,306	-	-
	田村市	360	360	360	360	1,038	-	-	273	893	8	35
	鏡石町	100	100	100	99	256	0	0	127	328	-	-
	白河市	140	140	140	107	281	13	40	170	448	50	144
	西郷村	42	42	42	16	48	17	53	15	50	1	5
	矢吹町	85	85	85	84	210	-	-	56	146	3	3
	泉崎村	-	-	-	-	-	7	16	19	59	-	-
	西会津町	-	-	-	-	-	0	0	0	0	7	24
	新地町	573	573	573	563	1,433	-	-	50	114	-	-
	相馬市	1,000	1,000	1,000	918	2,519	-	-	326	912	18	56
	南相馬市	2,665	2,665	2,665	2,234	5,930	-	-	3,969	10,398	12	55
	相馬市	243	243	243	230	642	-	-				
	福島市	-	-	-	-	-	15	56				
	郡山市	-	-	-	-	-	11	31				
	会津若松市	-	-	-	-	-	-	-				
	いわき市	189	189	189	182	470	655	1,634	1,983	5,135	-	-
	小計	5,660	5,660	5,660	5,041	13,497	768	1,940	8,726	22,677	257	818
計 画 的 区 域	川俣町	230	230	230	210	475	-	-	262	701	28	121
	福島市	338	338	338	326	668	30	59	1,580	3,878	21	64
	伊達市	126	126	126	84	146	11	21				
	国見町	37	37	37	31	61	-	-				
	相馬市	164	164	164	162	342	-	-				
	小計	895	895	895	813	1,692	41	80	1,842	4,579	49	185
避 難 住 民 向 け	大熊町	郡山市	-	-	-	-	21	51	2,355	5,924	20	64
	会津若松市(*2)	879	879	879	725	1,590	142	465				
	喜多方市	-	-	-	-	-	16	38				
	いわき市	700	592	529	398	913	-	-	3,250	8,014	32	109
	郡山市	622	622	622	572	984	241	639				
	大玉村(*1)	648	648	648	277	478	-	-				
	田村市(*4)	20	20	20	20	28	-	-				
	三春町	330	330	330	262	487	-	-				
	浪江町	いわき市(*3)	562	282	282	281	651	-	3,739	8,851	27	135
	二本松市	1,069	1,069	1,069	914	1,994	30	68				
	福島市	924	924	924	695	1,570	164	370				
	相馬市	93	93	93	93	227	-	-				
	桑折町	286	286	286	218	427	-	-				
	郡山市	-	-	-	-	-	8	19				
	いわき市	-	-	-	-	-	0	0				
	本宮市(*2)	475	475	475	318	623	-	-				
	西郷村	-	-	-	-	-	1	1				
	楢葉町	会津若松市	-	0	-	-	36	69	1,499	3,815	8	32
	会津美里町(*2)	259	259	259	235	455	-	-				
	いわき市(*1)	1,191	1,140	1,034	957	2,385	0	0	784	2,238	5	14
	広野町	46	46	46	0	0	-	-				
	いわき市	708	708	708	685	1,776	8	21				
	葛尾村	三春町	440	440	440	409	885	-	193	504	-	-
	郡山市	-	-	-	-	-	6	13				
	川内村	川内村	50	50	0	0	0	-	408	1,012	7	13
	郡山市	401	401	401	397	887	97	318				
	田村市(*4)	30	30	30	28	44	-	-				
	いわき市(*1)	70	70	70	48	83	-	-				
	双葉町	福島市	120	120	120	63	117	9	1,136	2,563	7	15
	郡山市	250	250	250	95	175	20	51				
	白河市	120	120	120	45	76	15	43				
	会津若松市	5	5	5	5	12	0	0				
	猪苗代町	10	10	10	10	30	-	-				
	加須市	0	0	0	0	0	0	0				
	いわき市(*2)	259	259	259	244	432	-	-				
	小計	10,567	10,128	9,909	7,994	17,329	814	2,179	13,364	32,921	106	382
計		17,122	16,683	16,464	13,848	(*7) 32,518	1,623	(*7) 4,199	23,932	(*7) 60,177	412	1,385

注) 確定したのではなく、市町村の要請に応じ要請戸数が変わる場合がある。
注) (*1)要請戸数は、グループホーム18戸を含む戸数である。
注) (*2)要請戸数は、グループホーム9戸を含む戸数である。
注) (*3)要請戸数は、グループホーム80戸を含む戸数である。
注) (*4)要請戸数は、すべてグループホームである。
注) (*5)特例とは、自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の賃貸借契約を県との契約に切り替え、県借上げ住宅とする特例措置
注) (*6)公営住宅(412戸1,385人:県営住宅145戸501人・市町村営住宅267戸884人)をいう。
注) (*7)各市町村において確認できた人数を集計したものである。
注) その他県職員公舎、雇用促進住宅、国家公務員宿舎等の活用もある。

応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況(平成23年7月新潟・福島豪雨)

平成24年3月30日18:00現在

		仮設住宅					借上げ住宅 一般		借上げ住宅 特例(*3)		公営住宅(*6)	
市町村別内訳		要請戸数	着工済	完成	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数
自 罹 災 住 民 向 け	金山町	2	2	2	2	4	-	-	0	0	-	-
	只見町	6	6	6	6	9	-	-	0	0	-	-
	計	8	8	8	8	13	0	0	0	0	0	0

3 県外派遣職員受け入れ状況

1) 医療救護班

	派遣期間	人数	日数	派遣者	備考
日本赤十字社	3月18日～3月20日	6	3	医師2、看護師2、事務4	山形県、北村山公立病院
	3月20日～3月22日	7	3	医師2、看護師2、事務2	滋賀県、長浜赤十字病院
	3月21日～3月23日	8	3	医師1、看護師3、事務4	滋賀県、大津赤十字病院
	3月22日～3月24日	10	3	医師1、看護師3、事務6	京都府、第二赤十字病院
	3月24日～3月25日	6	2	医師1、看護師2、事務2	滋賀県、長浜赤十字病院
	3月24日～3月25日	6	2	医師1、看護師2、事務2	山形県、日本赤十字病院
	3月24日～3月25日	7	3	医師1、看護師2、事務3	京都府、舞鶴病院
	3月25日～3月27日	8	3	医師1、看護師3、事務4	滋賀県、大津赤十字病院
	3月26日～3月27日	8	2	医師1、看護師3、事務4	滋賀県、大津赤十字病院
	3月27日～3月29日	10	3	医師2、看護師2、事務3	山形県、米沢市立病院
	3月28日～3月29日	7	2	医師1、看護師3、事務2	滋賀県、長浜赤十字病院
	3月28日～3月30日	8	3	医師1、看護師3、事務4	京都府、第一赤十字病院
	3月30日～4月1日	6	3	医師1、看護師2、事務3	山形県、市立病院済生館
	3月31日～4月2日	6	3	医師1、看護師3、事務2	滋賀県、大津赤十字病院
	4月2日～4月4日	6	3	医師1、看護師1、事務3	山形県、北村山公立病院
	4月2日～4月4日	6	3	医師2、看護師1、検査技師1、事務2	滋賀県、長浜赤十字病院
	4月3日～4月5日	8	3	医師1、看護師3、事務4	京都府、第二赤十字病院
	4月5日～4月7日	6	3	医師1、看護師2、事務2	山形県、河北病院
	4月5日～4月8日	8	3	医師1、看護師3、事務4	京都府、第一赤十字病院
	4月8日～4月10日	6	3	医師1、看護師2、事務3	滋賀県、大津赤十字病院
	4月8日～4月11日	8	3	医師2、看護師3、事務2	山形県、米沢市立病院
	4月11日～4月13日	5	3	医師2、看護師1、事務2	山形県、県立新庄病院
	4月12日～4月14日	9	3	医師1、看護師3、事務4	京都府、第二赤十字病院
	4月14日～4月16日	5	3	医師1、看護師1、事務2	山形県、北村山公立病院
	4月15日～4月17日	8	3	医師1、看護師3、事務4	京都府、舞鶴病院
	4月17日～4月19日	6	3	医師1、看護師2、事務2	山形県、庄内病院
	4月18日～4月20日	6	3	医師1、看護師3、事務2	滋賀県、大津赤十字病院
	4月20日～4月22日	6	3	医師1、看護師2、事務2	山形県、河北病院
	4月21日～4月23日	9	3	医師1、看護師3、事務4	京都府、第一赤十字病院
	4月23日～4月25日	6	3	医師1、看護師2、事務2	山形県、日本赤十字病院
	4月24日～4月26日	9	3	医師1、看護師3、事務4	京都府、第二赤十字病院
	4月26日～4月28日	6	3	医師1、看護師2、事務2	山形県、鹿島総合病院
	4月27日～4月29日	6	3	医師1、看護師3、事務2	滋賀県、大津赤十字病院
	4月29日～5月1日	6	3	医師1、看護師2、事務2	山形県、米沢市立病院
	4月30日～5月2日	9	3	医師1、看護師3、事務4	京都府、第一赤十字病院
	5月2日～5月4日	5	3	医師1、看護師1、事務2	山形県、市立病院済生館
	5月5日～5月7日	5	3	医師1、看護師1、事務2	山形県、河北病院
	5月8日～5月10日	5	3	医師1、看護師1、事務2	山形県、北村山公立病院
	5月11日～5月13日	5	3	医師1、看護師1、事務2	山形県、県立新庄病院
	5月14日～5月16日	5	3	医師1、看護師1、事務2	山形県、米沢市立病院
	5月17日～5月19日	5	3	医師1、看護師1、事務2	山形県、鹿島総合病院
	5月20日～5月22日	5	3	医師1、看護師1、事務2	山形県、庄内病院
	5月23日～5月25日	5	3	医師1、看護師1、事務2	山形県、日本赤十字病院
	5月26日～5月28日	5	3	医師1、看護師1、事務2	山形県、県立中央病院
	5月29日～5月31日	5	3	医師1、看護師2、事務2	新潟県、長岡赤十字病院
	6月2日～6月4日	4	3	医師1、看護師2、事務1	栃木県、足利赤十字病院
	6月5日～6月7日	4	3	医師1、看護師2、事務1	栃木県、芳賀赤十字病院
	6月8日～6月10日	4	3	医師1、看護師2、事務1	埼玉県、小川赤十字病院
	6月11日～6月13日	4	3	医師1、看護師2、事務1	茨城県、古河赤十字病院
	6月14日～6月16日	4	3	医師1、看護師2、事務1	栃木県、大田原赤十字病院
	6月17日～6月19日	5	3	医師2、看護師2、事務1	群馬県、前橋赤十字病院
	6月20日～6月22日	4	3	医師2、看護師2、事務1	神奈川県、横浜赤十字病院
	6月23日～6月25日	5	3	医師1、看護師2、事務2	新潟県、長岡赤十字病院
	6月26日～6月28日	4	3	医師1、看護師2、事務1	茨城県、水戸赤十字病院
	6月29日～6月30日	4	2	医師1、看護師2、事務1	栃木県、大田原赤十字病院
小計					333 158 974
その他	3月24日～3月26日	5	3	医師1、看護師1、事務2	東京都、済生会病院
	4月16日～4月17日	3	2	医師1、看護師2	国立国府台病院
	4月22日～4月28日	1	7	医師1	横浜国立病院
	小計	9	12	13	
合 計					599 332 1,716

	派遣期間	人数	日数	派遣者	備考
京都府	3月19日～3月21日	7	3	医師1、看護師2、事務3	与謝の海病院
	3月19日～3月21日	6	3	医師5、事務1	京都府医師会
	3月22日～3月24日	6	3	医師3、事務1	京都府医師会
	3月25日～3月27日	8	3	医師4、看護師3、薬剤師1	京都府医師会
	3月28日～3月30日	8	3	医師4、看護師3、薬剤師1	京都府医師会
	3月31日～4月3日	4	4	医師1、看護師2、事務1	京都府立医科大
	4月4日～4月7日	4	4	医師1、看護師2、事務1	京都府立医科大
	4月6日～4月8日	4	3	医師2、看護師1、事務1	京都府医師会
	4月9日～4月11日	4	3	医師2、看護師1、事務1	京都府医師会
	4月9日～4月11日	5	3	医師2、看護師2、事務2	与謝の海病院
	4月13日～4月16日	6	4	医師1、看護師2、作業療法士1、理学療法士1、事務1	京都府立医科大
	4月17日～4月20日	4	4	医師1、看護師2、薬剤師1、事務1	京都府立医科大
	4月21日～4月23日	4	3	医師2、看護師1、事務1	京都府立医科大
	4月25日～4月28日	3	4	医師1、看護師1、薬剤師1	京都府立医科大
	5月9日～5月11日	3	3	医師1、看護師1、事務1	京都府立医科大
	5月12日～5月14日	3	3	医師1、看護師1、事務1	京都府立医科大
	5月16日～5月19日	4	4	医師2、看護師1、事務1	京都府立医科大
	5月20日～5月22日	4	3	医師2、看護師1、事務1	京都府立医科大
	5月24日～5月26日	4	3	医師1、看護師2、事務1	与謝の海病院
	5月31日～6月2日	5	3	医師1、看護師1、作業療法士1、理学療法士1、事務1	京都府立医科大
	6月7日～6月9日	4	3	医師2、看護師1、事務1	京都府立医科大
	6月28日～6月30日	3	3	医師1、看護師1、事務1	京都府立医科大
小計					103 72 334
滋賀県	3月18日～3月20日	4	3	医師1、看護師1、薬剤師1、事務1	滋賀県立成人病センター
	3月21日～3月23日	6	3	医師2、看護師2、薬剤師1、事務1	済生会済生病院
	3月24日～3月26日	4	3	医師1、看護師1、事務2	高島総合病院
	3月27日～3月29日	5	3	医師1、看護師2、事務2	市立長浜病院
	3月28日～3月31日	6	4	医師1、理学療法士3、事務2	生田病院
	3月30日～4月1日	5	3	医師1、看護師2、薬剤師1、事務1	公立済生病院
	4月2日～4月4日	5	3	医師2、看護師2、事務1	草津総合病院
	4月5日～4月7日	6	3	医師2、看護師2、臨床技師1、事務1	彦根市立病院
	4月8日～4月10日	4	3	医師1、看護師2、事務1	大津市立病院
	4月11日～4月13日	5	3	医師2、看護師2、事務1	滋賀県立医科大
	4月14日～4月16日	4	3	医師1、看護師1、薬剤師1、事務1	長浜市立湖北病院
	4月17日～4月19日	6	3	医師2、看護師2、事務1	近江八幡市立医療センター
	4月18日～4月20日	5	3	医師2、看護師1、理学療法士1、事務1	滋賀県立医科大
	4月18日～4月20日	8	3	医師1、看護師1、理学療法士3、事務3	生田病院
	4月20日～4月22日	3	3	医師1、看護師1、事務1	社会福祉院
	4月21日～4月23日	6	3	医師2、看護師2、薬剤師1、事務1	滋賀県立医科大
	4月23日～4月25日	5	3	医師1、看護師1、薬剤師1、理学療法士1	草津総合病院
	4月26日～4月28日	7	3	医師1、看護師2、事務1	公立済生病院
	4月29日～5月1日	7	3	医師2、看護師2、理学療法士1、事務2	豊郷病院
	5月2日～5月4日	4	3	医師2、看護師2、事務1	済生会済生病院
	5月5日～5月7日	4	3	医師2、看護師2、薬剤師1、事務1	長浜市立湖北病院
	5月8日～5月10日	5	3	医師1、看護師2、理学療法士1、事務1	県立小児保健医療センター
	5月10日～5月12日	5	3	医師1、看護師2、薬剤師1、事務1	滋賀県立医科大
	5月11日～5月13日	6	3	医師1、看護師2、理学療法士1、事務1	琵琶湖中央病院
	5月17日～5月19日	6	3	医師2、看護師2、薬剤師1、作業療法士1	彦根市立病院
	5月23日～5月25日	5	3	医師1、看護師1、理学療法士1、事務2	高島総合病院
	5月26日～5月28日	5	3	医師1、看護師1、薬剤師1、理学療法士1、事務1	公立甲斐病院
	5月30日～5月31日	4	2	医師1、看護師2、理学療法士1	大津市立病院
	6月14日～6月16日	4	3	医師1、看護師1、薬剤師1、事務1	守山市立病院
	6月21日～6月23日	5	3	医師1、看護師1、薬剤師1、理学療法士1、事務1	長浜病院
小計					154 90 395

2) 保健班

団体名	派遣期間	人数	日数	派遣者	備考
川崎市	6月22日～7月2日	3	8	24 保健師1、精神保健福祉士1、運転手1	第10班
	7月6日～7月13日	2	8	16 保健師1、看護師1	第11班
	7月13日～7月20日	2	8	16 保健師1、社会福祉士1	第12班
	7月27日～8月3日	2	8	16 保健師2	第13班
	8月3日～8月10日	2	8	16 保健師2	第14班
	8月17日～8月24日	2	8	16 保健師2	第15班
	8月24日～8月31日	2	8	16 保健師1、精神保健福祉士1	第16班
	小計	54	119	381	
	4月5日～4月8日	4	4	16 医師1、保健師1、事務2	第1班
	4月8日～4月13日	5	6	30 保健師2、栄養士1、事務2	第2班
	4月12日～4月17日	5	6	30 保健師2、栄養士1、事務2	第3班
	4月17日～4月21日	5	5	25 保健師2、栄養士1、事務2	第4班
	4月21日～4月24日	4	4	16 保健師2、事務2	第5班
	4月25日～4月28日	4	4	16 保健師2、事務2	第6班
	小計	27	29	133	
長野県	6月4日～6月7日	1	4	4 保健師1	第1班
	6月8日～6月11日	1	4	4 保健師1	第2班
	6月24日～6月27日	1	4	4 保健師1	第3班
	6月28日～7月1日	1	4	4 保健師1	第4班
	小計	4	16	16	
	4月8日～4月12日	3	5	15 保健師2、事務1	
京都府	小計	3	5	15	
	4月6日～4月11日	4	6	24 保健師3、食品衛生技師1	第1班
	4月21日～4月25日	3	5	15 保健師2、薬剤師1	第2班
	4月26日～4月30日	3	5	15 保健師2、薬剤師1	第3班
	5月6日～5月10日	3	5	15 獣医師1、保健師2	第4班
	5月11日～5月15日	3	5	15 精神科医1、保健師1、技師1	第5班
広島市	5月16日～5月20日	3	5	15 獣医師1、保健師2	第6班
	5月21日～5月25日	3	5	15 保健師2、技師1	第7班
	5月26日～5月30日	3	5	15 保健師2、薬剤師1	第8班
	5月31日～6月4日	3	5	15 保健師2、事務1	第9班
	6月5日～6月9日	3	5	15 保健師2、事務1	第10班
	6月10日～6月14日	3	5	15 保健師2、事務1	第11班
	6月15日～6月19日	3	5	15 保健師2、事務1	第12班
	7月4日～7月8日	2	5	10 保健師2	第13班
	7月11日～7月15日	2	5	10 保健師2	第14班
	7月19日～7月22日	2	4	8 保健師2	第15班
	7月25日～7月29日	2	5	10 保健師2	第16班
	8月1日～8月5日	2	5	10 保健師2	第17班
山口県	8月8日～8月12日	2	5	10 保健師2	第18班
	小計	49	90	247	
	4月18日～4月23日	4	6	24 保健師2、薬剤師1、事務1	第1班
	4月23日～4月27日	3	5	15 保健師2、事務1	第2班
	4月28日～5月2日	3	5	15 保健師2、事務1	第3班
	5月3日～5月8日	3	6	18 保健師2、技師1	第4班
	5月8日～5月12日	3	5	15 保健師2、事務1	第5班
	5月13日～5月18日	3	6	18 保健師2、薬剤師1	第6班
	小計	19	33	105	
	3月30日～4月3日	2	5	10 技官2	
	3月30日～4月8日	1	10	10 保健師1	
	3月31日～4月1日	2	2	4 保健師2	
福島県立医療総合病院	4月4日～4月7日	2	4	8 保健師2	
	4月8日～5月25日	1	30	30 保健師1(平日のみ)	
	4月18日～4月18日	5	1	5 看護師5	
	4月19日～4月19日	6	1	6 看護師6	
	4月20日～4月22日	5	3	15 看護師5	
	4月26日～4月26日	3	1	3 看護師3	
	4月28日～4月28日	3	1	3 看護師3	
	3月31日～4月1日	1	2	2 看護師1	
	4月4日～4月7日	1	4	4 助産師1	
	3月29日～4月8日	6	11	11 看護師6	
	合 計	328	608	1,677	

団体名	派遣期間	人数	日数	派遣者	備考
札幌市	4月2日～4月7日	3	6	18 医師1、保健師2	第7班
	4月11日～4月16日	5	6	30 医師1、保健師3、事務1	第8班
	4月17日～4月21日	7	5	35 医師1、保健師4、児童福祉司1、事務1	第9班
	4月26日～4月26日	6	6	36 医師1、保健師3、児童福祉司1、事務1	第4班
	4月26日～4月30日	6	5	30 医師1、保健師4、事務1	第5班
	5月8日～5月13日	2	6	12 保健師2	第6班
	5月14日～5月18日	2	5	10 保健師2	第7班
	5月28日～6月2日	2	6	12 保健師2	第8班
	6月7日～6月13日	2	7	14 保健師2	第9班
	6月12日～6月18日	2	7	14 保健師2	第10班
	6月18日～6月22日	2	5	10 保健師2	第11班
	6月22日～6月27日	2	6	12 保健師2	第12班
	7月8日～7月14日	3	7	21 医師1、保健師2	第13班
	7月29日～8月2日	2	5	10 保健師2	第14班
	8月2日～8月9日	2	8	16 医師1、保健師1	第15班
	8月7日～8月13日	2	7	14 医師1、保健師1	第16班
青森県	8月18日～8月22日	2	5	10 保健師1、栄養士1	第17班
	8月22日～8月27日	2	6	12 医師1、保健師1	第18班
	小計	54	108	316	
	4月7日～4月10日	3	4	12 保健師2、事務1	第1班
	4月11日～4月14日	3	4	12 保健師2、事務1	第2班
	4月15日～4月18日	3	4	12 保健師2、事務1	第3班
	4月19日～4月22日	3	4	12 保健師2、事務1	第4班
	4月23日～4月26日	3	4	12 保健師2、事務1	第5班
	4月27日～4月30日	3	4	12 保健師2、事務1	第6班
	4月30日～5月3日	3	4	12 保健師2、事務1	第7班
	5月4日～5月7日	4	4	16 医師1、保健師2、事務1	第8班
	5月8日～5月11日	3	4	12 保健師2、事務1	第9班
	5月12日～5月15日	3	4	12 保健師2、児童福祉司1	第10班
	5月16日～5月19日	4	4	16 医師1、保健師2、事務1	第11班
	5月19日～5月23日	3	5	15 保健師2、事務1	第12班
	6月6日～6月10日	2	5	10 保健師2	第13班
神奈川県	6月13日～6月17日	2	5	10 保健師2	第14班
	6月20日～6月24日	2	5	10 保健師2	第15班
	6月26日～7月1日	2	6	12 保健師2	第16班
	7月4日～7月8日	2	5	10 保健師2	第17班
	7月11日～7月15日	2	5	10 保健師2	第18班
	7月19日～7月22日	2	4	8 保健師2	第19班
	7月25日～7月29日	2	5	10 保健師2	第20班
	8月8日～8月11日	2	4	8 保健師2	第21班
	8月22日～8月25日	2	4	8 保健師2	第22班
	8月29日～9月1日	2	4	8 保健師2	第23班
	9月5日～9月8日	2	4	8 保健師2	第24班
	9月12日～9月15日	2	4	8 保健師2	第25班
	小計	64	109	275	
	4月7日～4月12日	4	6	24 医師1、保健師2、事務1	第1次チーム
	4月11日～4月16日	3	6	18 保健師1、看護師1、事務1	第2次チーム
	4月15日～4月20日	3	6	18 保健師2、事務1	第3次チーム
	4月19日～4月24日	3	6	18 保健師2、事務1	第4次チーム
川崎市	4月23日～4月28日	3	6	18 保健師2、事務1	第5次チーム
	小計	16	24	78	
	4月18日～4月22日	5	5	25 医師1、保健師2、看護師1、精神保健福祉士1	第1班
	4月22日～4月26日	6	5	30 医師1、保健師2、精神保健福祉士1、運転手1	第2班
	4月26日～4月30日	6	5	30 医師1、保健師2、社会福祉士2、運転手1	第3班
	5月4日～5月11日	4	8	32 保健師2、精神保健福祉士1、運転手1	第4班
	5月11日～5月18日	3	8	24 保健師1、看護師1、精神保健福祉士1	第5班
	5月18日～5月25日	4	8	32 保健師2、社会福祉士1、運転手1	第6班
	5月25日～6月1日	3	8	24 保健師1、精神保健福祉士2	第7班
	6月1日～6月8日	4	8	32 保健師1、作業療法士1、社会福祉士1、運転手1	第8班
	6月15日～6月22日	4	8	32 保健師2、精神保健福祉士1、運転手1	第9班

3) 心のケアチーム

団体名	派遣期間	人数	日数	述人数	派遣者	備考
(福井県 心のケアチーム)	4月7日～4月9日	4	3	12	医師1、精神保健福祉士1、看護師1、事務1	第1班
	4月14日～4月16日	4	3	12	医師1、精神保健福祉士1、看護師1、事務1	第2班
	4月21日～4月23日	4	3	12	医師1、臨床心理士1、看護師1、事務1	第3班
	4月28日～4月30日	4	3	12	医師1、臨床心理士1、看護師1、事務1	第4班
	5月5日～5月7日	4	3	12	医師1、精神保健福祉士1、看護師1、事務1	第5班
	5月12日～5月14日	5	3	15	医師1、臨床心理士1、看護師1、事務2	第6班
	5月19日～5月21日	4	3	12	医師1、精神保健福祉士1、看護師1、事務1	第7班
	小計	29	21	87		
	4月12日～4月16日	4	5	20	医師2、精神保健福祉士1、看護師1	第1班
	4月17日～4月21日	4	5	20	医師1、臨床心理士1、作業療法士1、看護師1	第2班
(京都府 心のケアチーム)	4月22日～4月26日	4	5	20	医師1、臨床心理士1、作業療法士1、看護師1	第3班
	4月27日～5月11日	3	5	15	医師1、看護師1、精神保健福祉士1、臨床心理士1	第4班
	5月2日～5月6日	3	5	15	医師1、看護師1、精神保健福祉士1	第5班
	5月7日～5月11日	3	5	15	医師1、看護師1、精神保健福祉士1	第6班
	5月12日～5月16日	3	5	15	医師1、看護師1、精神保健福祉士1	第7班
	5月17日～5月21日	3	5	15	医師1、看護師1、精神保健福祉士1	第8班
	5月22日～5月26日	3	5	15	医師2、看護師1	第9班
	5月27日～5月31日	3	5	15	医師1、看護師1、精神保健福祉士1	第10班
	6月1日～6月5日	3	5	15	医師1、看護師1、精神保健福祉士1	第11班
	6月6日～6月10日	3	5	15	医師1、看護師1、臨床心理士1	第12班
(京都大学 京都府立医科大学 京都府立洛南病院 京都府精神保健福祉センター)	6月11日～6月15日	3	5	15	医師1、看護師1、臨床心理士1	第13班
	6月16日～6月20日	3	5	15	医師1、看護師1、精神保健福祉士1	第14班
	6月21日～6月25日	3	5	15	医師1、看護師1、臨床心理士1	第15班
	6月26日～6月30日	3	5	15	医師2、看護師1	第16班
	7月1日～7月5日	3	5	15	医師1、看護師1	第17班
	7月6日～7月10日	3	5	15	医師1、看護師1、臨床心理士1	第18班
	7月11日～7月15日	3	5	15	医師2、看護師1	第19班
	7月16日～7月20日	3	5	15	医師1、看護師1	第20班
	7月21日～7月25日	3	5	15	医師2、看護師1	第21班
	7月26日～7月30日	3	5	15	医師1、看護師1	第22班
(京都府 心のケアチーム)	小計	63	88	279		
	11月29日～12月1日	1	3	3	医師1	第1班
	12月6日～12月8日	2	3	6	医師2	第2班
	12月13日～12月15日	1	3	3	医師1	第3班
	12月20日～12月22日	2	3	6	医師2	第4班
	1月10日～1月11日	1	2	2	医師1	第5班
	1月16日～1月18日	1	3	3	医師1	第6班
	1月23日～1月25日	1	3	3	医師1	第7班
	1月30日～2月1日	1	3	3	医師1	第8班
	2月7日～2月9日	3	3	9	医師2、臨床心理士1	第9班
(京都大学 京都府立医科大学 京都府立洛南病院 京都府精神保健福祉センター)	2月14日～2月15日	1	2	2	医師1	第10班
	2月20日～2月22日	2	3	6	医師2	第11班
	2月27日～2月29日	1	3	3	医師1	第12班
	3月5日～3月7日	2	3	6	医師1、臨床心理士1	第13班
	3月12日～3月14日	1	3	3	医師1	第14班
	3月20日～3月22日	1	3	3	医師1	第15班
	3月26日～3月28日	1	3	3	医師1	第16班
	小計	22	46	64		
合 計		114	155	430		

4) 薬剤師会

薬剤師会	派遣期間	人数	日数	述人数	派遣者	備考
会津若松市	4月22日～4月24日	2	3	6	薬剤師2	自主ボランティア
	小計	2	3	6		
	6月5日～6月5日	2	1	2	薬剤師2	第1班
	6月6日～6月8日	1	3	3	薬剤師1	第2班
茨城県	6月7日～6月7日	1	1	1	薬剤師1	第3班
	小計	4	5	6		
	6月6日～6月17日	1	12	12	薬剤師1	第1班
	6月27日～6月29日	1	3	3	薬剤師1	第2班
千葉県	小計	2	15	15		
	4月6日～4月10日	3	5	15	薬剤師3	第1班
	4月29日～4月29日	2	1	2	薬剤師2	第2班
	小計	5	6	17		
神奈川県	6月26日～6月27日	3	2	6	薬剤師3	第1班
	6月28日～6月30日	3	3	9	薬剤師3	第2班
	6月29日～6月30日	1	2	2	薬剤師1	第3班
	小計	7	7	17		
群馬県	4月8日～4月12日	3	5	15	保健師2、事務1	
	小計	3	5	15		
	5月18日～5月21日	3	4	12	薬剤師3	
	5月27日～5月30日	3	4	12	薬剤師3	第1班
静岡県	6月12日～6月15日	1	4	4	薬剤師1	第2班
	小計	7	12	28		
愛知県	4月9日～4月12日	3	4	12	薬剤師3	第1班
	4月13日～4月16日	4	4	16	薬剤師4	第2班
	4月17日～4月20日	4	4	12	薬剤師3	第3班
	4月21日～4月24日	2	4	8	薬剤師1	第4班
	4月25日～4月28日	1	8	8	薬剤師2	第5班
	4月29日～5月2日	3	4	12	薬剤師3	第6班
	4月29日～5月4日	2	6	12	薬剤師2	第7班
	5月3日～5月6日	2	4	8	薬剤師2	第8班
	5月7日～5月8日	1	6	6	薬剤師1	第9班
	5月8日～5月11日	2	4	8	薬剤師2	第10班
	5月10日～5月13日	1	4	4	薬剤師1	第11班
	5月12日～5月14日	1	3	3	薬剤師1	第12班
	5月14日～5月15日	1	2	2	薬剤師1	第13班
	5月16日～5月19日	1	4	4	薬剤師1	第14班
	5月18日～5月21日	1	4	4	薬剤師1	第15班
	6月2日～6月5日	1	4	4	薬剤師1	第16班
三重県	6月3日～6月9日	1	7	7	薬剤師1	第17班
	6月5日～6月9日	1	5	5	薬剤師1	第18班
	6月13日～6月17日	1	5	5	薬剤師1	第19班
	6月14日～6月18日	1	5	5	薬剤師1	第20班
	6月15日～6月22日	1	8	8	薬剤師1	第21班
	6月20日～6月22日	1	3	3	薬剤師1	第22班
	小計	35	102	156		
	6月20日～6月25日	1	6	6	薬剤師1	
	小計	1	6	6		
合 計		66	161	266		

4 スクリーニング検査関係

1) 当所ホームページに掲載した住民の方々へのお願い

会津地域の皆様へ緊急のお願い

この度、宮城県沖で巨大地震が発生し、県内でも多くの被害、犠牲者が生じました。今も、救助、被害拡大防止、復旧に向けた取組みが懸命に行われています。会津管内では、大きな被害はありませんでしたが、被災者の方々が会津地域にも避難されています。

地震の影響により、福島第1及び第2原子力発電所が被害を受けましたが、これに伴い、国からの圏外避難(半径20km圏内)及び屋内待機(半径20km以上30km圏内)を指示された住民の方々は、今後の危険を回避するために避難及び待機を指示されただけであり、健康に影響を及ぼすほどの被ばくを受けた方々ではありません。

福島県会津地方対策本部においては、3月14日(月)から、希望に応じ、浜通り方面から避難された方々の被ばくスクリーニング検査を実施しておりますが、昨日までの4日間(3月14日～18日)に検査した方々(5,336名)の中には、健康に影響の及ぶような異常値は測定されておられません。

また、従来より、福島県会津若松合同庁舎で環境放射能の測定を行っておりますが、健康に影響のないレベルを維持しています。

スクリーニング検査については、引き続き、希望される方々全員の検査が終了するまで継続する予定ですが、屋内待機圏域(半径30km)を超える地域から避難された方や会津若松市内にお住まいの方など、検査の必要のない方の希望が殺到しており、対応しきれない状況です。

避難された方々の中には、高齢者や乳幼児などが多数おられます。

住居を失い、避難を余儀なくされ、身を寄せる場所を求めて会津地域にたどりついた方々です。早急に、水や食糧、避難所、医療などを必要としております。

被災者の避難所や旅館等への受け入れ、温泉の使用、医療機関の受診などにおいて、事前に被ばくスクリーニング検査が必要な状況ではありません。

被災された方々の窮状を充分にご理解いただき、通話状況に対して暖かいご支援をお願いします。

被災者の早急な受け入れ、保護等について、会津の皆さまの特段のご協力をお願いいたします。

平成23年 3月19日

福島県会津地方災害対策本部長
(福島県会津地方振興局長)
島 利 行
福島県会津保健福祉事務所長
山 口 靖 明

2) スクリーニング検査における派遣職員受入状況

日時	派遣団体	活動場所	人数(人)	備考
3月14日	県立会津総合病院	県立会津総合病院	19	技師3、看護師16
3月15日	県立会津総合病院	会津大学・講堂	19	技師3、看護師16
3月16日	県立会津総合病院(18)、 会津大学(4)	会津大学・講堂	22	県立会津総合病院:技師3、看護師15 会津大学:事務4人
3月17日	県立会津総合病院(13)、 日本技師会(12)	会津総合体育館あいつドーム	25	県立会津総合病院:技師3、看護師10 日本技師会:看護師9人
3月18日	県立会津総合病院(12)、 日本技師会(4)、福島県社大(7)	会津総合体育館あいつドーム	23	県立会津総合病院:技師3人、看護師9人 福島県社大:看護師3人
3月19日	県立会津総合病院(8)、 福島県放射線技師会(7)	会津総合体育館あいつドーム	15	県立会津総合病院:看護師3
3月20日		会津総合体育館あいつドーム	7	
3月21日		会津総合体育館あいつドーム	7	
3月22日		会津総合体育館あいつドーム	7	
3月23日		会津総合体育館あいつドーム	4	
3月24日		会津総合体育館あいつドーム	4	
3月25日		会津総合体育館あいつドーム	4	
3月26日		会津総合体育館あいつドーム	4	
3月27日		会津総合体育館あいつドーム	4	
3月28日		会津総合体育館あいつドーム	4	
3月29日		会津総合体育館あいつドーム	3	
3月30日		会津総合体育館あいつドーム	3	
3月31日		会津総合体育館あいつドーム	3	
4月1日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月2日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月3日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月4日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月5日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月6日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月7日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月8日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月9日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月10日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月11日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月12日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月13日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月14日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月15日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月16日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月17日		会津総合体育館あいつドーム	1	
4月18日	京都府	会津総合体育館あいつドーム	2	
4月19日		会津総合体育館あいつドーム	2	
4月20日	宮崎県	会津総合体育館あいつドーム	2	
4月21日		会津総合体育館あいつドーム	2	
4月22日		会津総合体育館あいつドーム	2	
4月23日	熊本市	会津総合体育館あいつドーム	2	
4月24日		会津総合体育館あいつドーム	2	
4月25日	大阪府	会津総合体育館あいつドーム	2	
4月26日	北海道	会津総合体育館あいつドーム	3	
4月27日	徳島大学	会津総合体育館あいつドーム	2	
4月28日	熊本市	会津総合体育館あいつドーム	2	
4月29日		会津総合体育館あいつドーム	2	
4月30日	福井大学	会津総合体育館あいつドーム	3	
5月1日		会津総合体育館あいつドーム	4	
5月2日		会津総合体育館あいつドーム	4	
5月3日		会津総合体育館あいつドーム	4	
5月4日		会津総合体育館あいつドーム	6	
5月5日	電気事業連合会	会津総合体育館あいつドーム	4	
5月6日		会津総合体育館あいつドーム	6	
5月7日		会津総合体育館あいつドーム	4	
5月8日		会津総合体育館あいつドーム	4	
5月9日		会津総合体育館あいつドーム	2	
			合計	262

(うら) スクリーニング測定記録票

スクリーニング測定記録票

ふりがな 氏名	年 月 日 生	
男 女	現住所	
検査日時 場所 測定者	年 月 日 (サイン)	身体汚染スクリーニング測定結果 (着用中の衣服を含む) 必要ならは図中にも記入
サーベイメータの形式		
サーベイメータの電圧		スクリーニング計数率
負傷	要救助置 ☐ 要介 ☐ 要介 ☐ 無	
病 所 の 他 病	要救助置 ☐ 要介 ☐ 要介 ☐ 無	部 位
検査結果の期間	有 (月 日 時 略) 無	A (頭部)
検査結果	要救助置 ☐ 要介 ☐ 要介 ☐ 無	B (顔(特に鼻部))
全身		C (胸肩)
腕		D (両手の掌)
手		E (両手の甲)
足		F (股及びスポン のポケット)
その他		G (その他)
要救助置 ☐ 要介 ☐ 要介 ☐ 無		(注) ☐ バックグラウンドを含む ☐ 正味計数率
スクリーニングレベル 検査の検数 バックグラウンド計数率	40Bq/cf Bq/cf/cpm cpm	

注: SPEED 1 ネットワークシステム等のデータより検査官の出発地と時間を参考にスクリーニングチームの記入する。

(おもて)被災地住民登録票

被災地住民登録票

様式2

第 号

住 民 記 入 欄	ふりがな氏名 男 女	市 町 村 番地	事故発生時の居場所	傷 病 等
生年月日	昭和 年 月 日 (曜 期)	字	屋内 (火災・鉄骨・コンクリート・石造)	汚 染 の 程 度
現住所	()	屋外	事故現場からの距離(m) 1・2・3・4・5 6・7・8・9・10	除 染 の 措 置 状 況
電話番号				衣 服 A更迭せず B更衣(携行・支給)
				身 体 A洗剤により洗浄 C洗剤により洗浄 D特殊洗剤により洗浄
				医療措置 A要せず B薬品投与 C一般検査 D精密検査 E治療
				被ばく当時の急性症状
				発行人年月日 平成 年 月 日
				発行所 市町村長 氏 名 印

5 食品の放射性物質汚染に対する相談対応（平成23年3月～9月分）

月	電話相談件数		主な質問内容（件数）
	一般住民	食品事業者	
3月	25	13	食品中の放射性物質の検査機関を知りたい（4）
			生乳を一般の方に提供したい（1）
			地場野菜の摂取の可否について（5）
			野草（フキノトウ）摂取の可否について（1）
			スーパーで販売している野菜の安全性について（2）
			水道水・井戸水の安全性について（14）
			牛乳の安全性について（4）
			農産物の緊急モニタリング検査について（1）
			食品中の放射性物質の健康影響について（2）
			出荷制限・摂取制限の情報を知りたい（7）
			食品中の放射性物質の暫定規制値について（1）
			家庭菜園の根菜類の摂取の可否について（1）
			自家栽培のシイタケの摂取の可否について（1）
4月	10	2	食品中の放射性物質の暫定規制値について（1）
			出荷制限・摂取制限の情報を知りたい（7）
			野草（フキノトウ）の摂取の可否について（1）
			地場野菜の摂取の可否について（4）
			食品中の放射性物質の暫定規制値について（1）
			母乳の放射性物質検査について（1）
			井戸水の安全性について（1）
			山菜の摂取の可否について（1）
			会津産シイタケの摂取の可否について（1）
			家庭菜園の野菜の摂取の可否について（1）
5月	5	1	食品中の放射性物質の検査機関を知りたい（2）
			柏の葉の利用の可否について（1）
6月	4		山菜・タケノコの摂取の可否について（1）
			食品中の放射性物質の暫定規制値について（1）
			笹の葉の利用の可否について（1）
7月	3		県産サクランボの摂取の可否について（1）
			地場産野菜（玉ねぎ）の摂取の可否について（1）
			自家消費用野菜の放射性物質検査体制の整備（1）
			牛乳の摂取の可否について（2）
8月	1		食品中の放射性物質の健康影響について（1）
9月		1	冷凍牛肉の摂取の可否について（1）
			野生きのこの缶詰の加工について（1）

6 加工食品の放射性物質検査結果（平成23年10月～平成24年3月末）

加工食品の放射性物質検査結果【平成23年度】

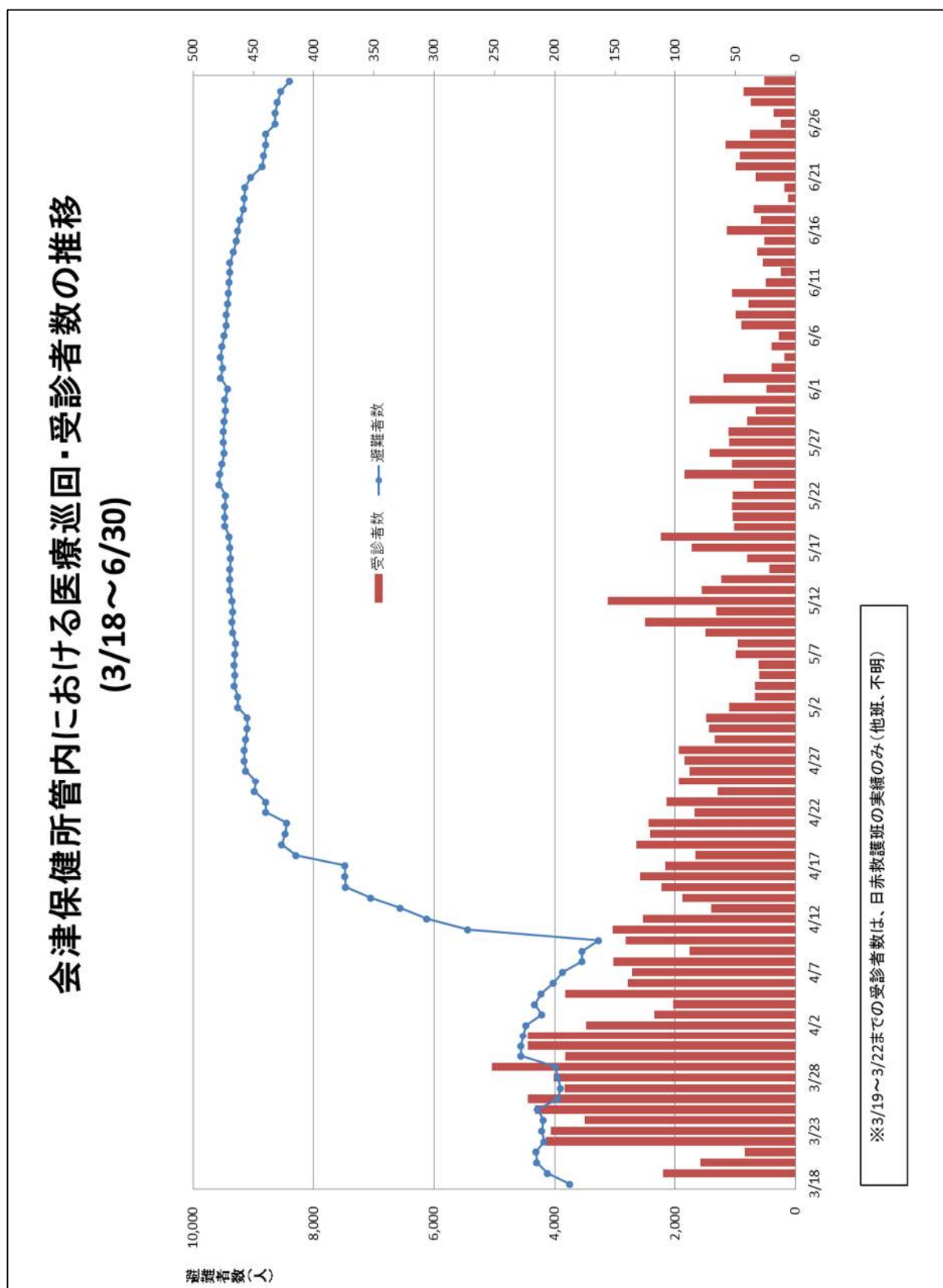
会津保健所 平成23年10月～平成24年3月末

検査した食品区分	検査した 検体数	検査結果(Bq/kg)										備考	
		ND	ND≤100					100<200<300<400<500<	500<	計			
			ND<25<50<75<100<200<300<400<500<	ND≤100									
				ND<25	25<50	50<75	75<100				100<200		200<300
乾燥果実	90	37	40	9	1	2	1					90	
乾燥野菜	83	63	6	4	2		3	1	1	1	2	83	
漬物	56	52	1	2			1					56	
もち類	32	32										32	
水煮	26	15	9	1	1							26	
乾燥穀類	19	19										19	
菓子類	16	14	2									16	
野草茶葉	9	6		1	1						1	9	
そうざい	7	7										7	
清涼飲料水	7	6	1									7	
ジャム	6	3	2	1								6	
脱脂粉	5	5										5	
乾燥山菜	2	1			1							2	
漬物床	2	2										2	
生めん	2	2										2	
麺	2	2										2	
食用油脂	2	2										2	
納豆	2	2										2	
みそ加工品	2	2										2	
調味料	2	2										2	
みそ	1	1										1	
梅酢	1	1										1	
フルーツソース	1	1										1	
炒り豆	1	1										1	
計	376	278	61	17	5	4	5	1	1	1	3	376	

【暫定規制値超過食品】
乾燥きくらげ : 550Bq/kg
めくすりの木 : 710Bq/kg
乾燥トクダミ : 620Bq/kg

検査結果はセシウム-134、セシウム-137の合算値
ヨウ素-131についても測定しているが、全ての検体で不検出の為、省略

1) 会津保健所管内における医療巡回・受診者数の推移



2) 県外医療救護班に対して行った活動前オリエンテーション用資料

活動していただくにあたって

1 活動方針

避難の長期化が予想されること、また会津管内の医療機関が正常に機能していることから、特に慢性疾患などの長期治療が必要な避難者については、できるだけ地域の医療機関を受診してもらう。

2 活動の流れ

活動切日	医療支援登録票の提出 到着後、「医療支援登録票」(資料1)を会津災害医療調整本部(以下調整本部)へ提出してください。
8:30~	打合せ会議 [場所] 会津保健福祉事務所会議室 [出席者] 医療救護班(滋賀県、京都府、日赤、薬剤師会など)、保健師 班、このころのケア班、理学療法班、会津保健福祉事務所 [内容] ① 前日の活動報告 ② 連絡事項および情報交換 ③ 当日の割り当ての確認
9:00~	活動開始 1) 前回の巡回診療時の結果が綴られた避難所ファイルを持参してください。 2) 各避難所に到着したら調整本部(TEL 090-4631-5682)へ連絡してください。 「〇〇避難所に到着しました。」 3) 診療に用いる様式は以下のとおりです。 ① 診療受付票(資料2) … 活動終了後、調整本部に提出してください。 ② 災害時診療記録(資料3) … 診療後、一次避難所は避難所本部へ、二次避難所は避難者本人に渡してください。 ③ 災害時診療情報提供書(資料4) ④ 処方せん(資料5) ⑤ 医薬品・物品等調達連絡票(資料6) 4) 診療が終了したら調整本部へ連絡してください。 「〇〇避難所の診療終了。次は〇〇避難所へ向かいます。」
17:00	調整本部へ帰着 1) 「会津地域における医療救護活動報告書」(資料7)を調整本部へ提出してください。 2) 避難所ファイルを元の場所に返してください。

3 その他

〇 あらかじめ各避難所には巡回診療の日時などをお知らせしていますが、初めて巡回する避難所では、避難者に周知がされていない、診療のための部屋や机などが準備されていないことがあります。

〇 二次避難所においては、一般の宿泊客もいることから、巡回診療の日程の掲示や館内アナウンスなどに制約があるため、巡回診療の周知がされていないこともあります。

〇 日中は、外出されている避難者も多く、受診希望者が少ないことがあります。

〇 二次避難所数が多いため、まだ一度も巡回診療をしていない避難所もあります。また、二次避難所は個室であるため、避難者の健康状態が把握しにくい状況にあります。

〇 大熊町、浪江町、双葉町の避難者に対しては、保健班が健康状況について巡回調査(資料8)を実施しました。

〇 避難所近隣の診療所などは、避難所に常駐している職員、もしくは旅館スタッフにお聞きください。なお、救急患者等は会津管内救急病院リスト(資料9)を参考に対応してください。

〇 会津保健福祉事務所の担当窓口
・医療救護班、理学療法班 … 地域支援課(大竹、伊藤) TEL 0242-29-5506
・保健師班 … 健康推進課(大平、亀岡) TEL 0242-29-5507
・このころのケア班 … 障がい者支援チーム(遠藤) TEL 0242-29-5275

〇 ご不明な点は、会津地域災害医療調整本部(TEL 090-4631-5682)までお問い合わせください。

会津地域災害医療調整本部

本部長 山口 靖明(福島県会津保健福祉事務所長)
所在地 会津若松市追手町7-40 会津保健福祉事務所内
電話 090-4631-5682

109

資料 1

医療支援登録票

福島県

現在、福島県においては、避難所における医療の提供のほか、感染症・食中毒の予防対策や“心のケア”、カウンセリングを含めた保健医療活動を必要としています。

本票送付先：医療支援調整担当

e-mail kenkouisei@pref.fukushima.jp

FAX 024-521-6934 (TEL 024-521-6933)

チーム名																								
支援可能期間	月 日 () ~ 月 日 ()																							
継続可能性	1. 当面、今回の班のみの派遣 2. 継続派遣により ~ 月 日 () まで																							
チーム編成	<table><tr><td>職 種</td><td>氏 名</td><td>所 属 / 診 察 科 等</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			職 種	氏 名	所 属 / 診 察 科 等																		
職 種	氏 名	所 属 / 診 察 科 等																						
チームの特徴	JMAT 登録の有無 (有 ・ 無) ※																							
所属等電話																								
責任者 携帯電話																								
使用車両 車種・ナンバー																								
備 考 (希望地域等)																								

資料 2

診療受付個票 No.	受付月日： 月 日		
※本枠の中だけご記入ください。			
ふりがな 氏 名	性 別	診 察 区 分	
	男 ・ 女	初 診 ・ 再 診	
生 年 月 日	明 治 ・ 大 正 ・ 昭 和 ・ 平 成	年 月 日 () 歳	
住 所			
連 絡 先	[携帯電話]		
今の症状や 飲んでいる薬			
※医療機関記入欄 (日赤・京都・滋賀)	病 要 (持参物 → 診断書・受診証・内服薬・お薬手帳・紹介状・ほか) ----- 保険証への引換 ... 票 () ・ 不 適 () 心のケア等への引換 ... 票 () ・ 不 適 () ※現在、被災者の窓口負担はありませんが、後日負担が発生する場合があります。		

資料 3

災害時用診療録

・これは災害時に利用されるカルテ用紙です。
・受診者は次回受診時にこれを提出して下さい。複数枚になったら綴じて使用して下さい。

フリガナ 氏名	男	生年月日	現住所
	女	(明・大・昭・平)	☐ 避難所 () ☐ 自宅
住 所	市 区 町 (通)	丁 目 番 号	電 話

通院していた病院名 1	病院・医院	通院していた病院の状況 1	診 察	□ 休 診	□ 不 明
通院していた病院名 2	病院・医院	通院していた病院の状況 2	診 察	□ 休 診	□ 不 明
通院していた病院名 3	病院・医院	通院していた病院の状況 3	診 察	□ 休 診	□ 不 明

自覚 症状	災害前 受診歴	□ 高血圧 □ 糖尿病 □ 気管支喘息 □ 肝臓病			
		□ 薬のアレルギー () □ その他 ()			
身長	c m	妊娠	+	・	-
体重	k g	授乳	+	・	-

※ 以下は医師が記入します。

年 月	経 過	処 置	診療場所 診療医師

資料 4

災害時診療情報提供書

病院・医院・()

先生御机下

災害時診療情報提供書

患者 様 (生年月日 年 月 日生 歳 男・女)

をご紹介申し上げます。

このたびの東日本大震災にあたり、会津地域に派遣された医療救護班による
診察を行っています。

当所における診断および診療経過は下記のとおりです。御高診、御加療のほ
どよろしくお願い申し上げます。

【診断・暫定診断】

【経過・その他】

平成 年 月 日

医療救護班名

医 師 印

[illegible]

医薬品・物品等調達連絡票

受付日 平成 23 年 月 日

避難所名

所属名・連絡者氏名

連絡先電話番号

太枠内をご記入のうえ、提出願います。

薬品名等	数量	希望納期	代替の可否 (可の場合)	代替品も含 めた既存品 の確認	調達可否
		月 日 (朝・夕) まで ほか()	可・否	☐ 済 ☐ 未済	可・否
		月 日 (朝・夕) まで ほか()	可・否	☐ 済 ☐ 未済	可・否
		月 日 (朝・夕) まで ほか()	可・否	☐ 済 ☐ 未済	可・否

[illegible]

※2 網掛けのところは、会津保健福祉事務所にて記入します。

※※※ 避難所等にFAXがある場合にはFAXにてお知らせいただければ早めの対応ができます。

備考

会津保健福祉事務所担当者名

資料 7

会津地域における医療救護活動報告書

1. 救護班名
2. 活動日時 平成 年 月 日
3. 活動内容 救護所診療・巡回診療
活動場所名
4. 受診者の状況

① 新規患者の状況		症状	備考
年齢	性別		
受診人数			

② 再診患者の状況

症 状	受診人数	症 状	受診人数
上気道感染症		循環器疾患	
肺炎		脳血管疾患	
喘息		外傷（打撲、捻挫、骨折）	
腹痛		腰痛・神経痛	
便通障害（下痢、便秘）		産婦人科疾患（出産）	
高血圧症		ストレス症状	
		その他	
		計	

(註) (1) 2以上の症状があればそれぞれの区分にカウント
(2) 助産員人数は実数とし、(1)と(2)は同数にならなくても可

5. その他（ニーズ、提言、今後の予定等）

8
斗
資

票查調查世居帶常設施

調査者名
(記入者名)

[illegible]

2 現在の生活の中で困っていること、相談したいこと等(子どもの就学等、物資の不足なども含む)

※以下は、調査担当者が記入。(調査票事前配付)による調査の場合は、記入内容の確実者が記載する)

3 今後の方針(調査者の判断)

A 更細緻

陳超群

本
長
一

支援・対応を要する内容(情報提供した内容)

【健康面】

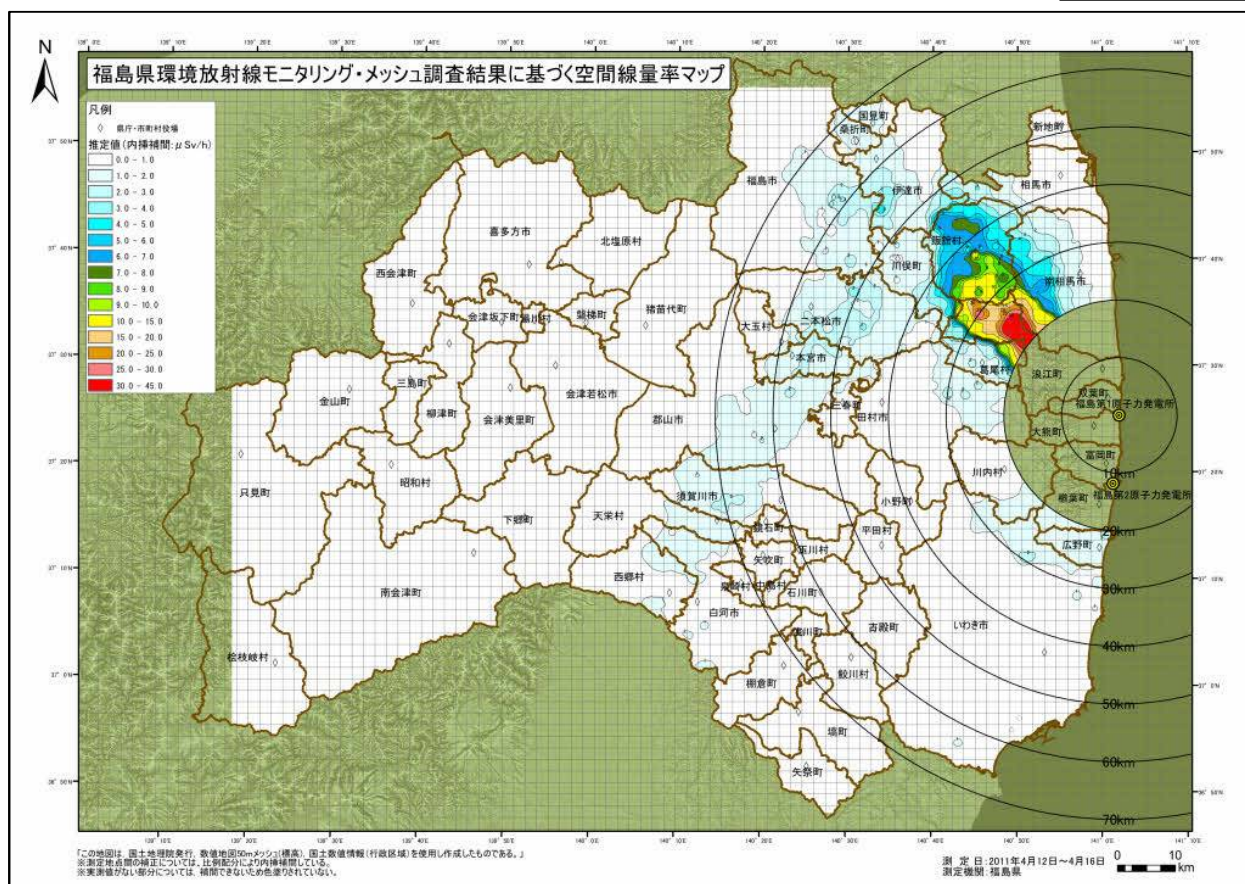
【医案】

資料 9

会津保健所管内 救急病院・救急協力病院・病院群輪番制実施病院リスト

市町村	医療施設名	電話番号	FAX	所在地	救急等	診療科目
会津若松市	会津中央病院	0242-25-1515	0242-24-1529	〒965-8611 会津若松市鶴賀町1-1	救命センター 告示	内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、美容外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、麻酔科
	財団法人 竹田総合病院	0242-27-5511	0242-27-5670	〒965-8585 会津若松市山鹿町3-27	告示	内科、神経内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、呼吸器科、消化器科、循環器科、こう門科、気管食道科、麻酔科
	福島県立会津総合病院	0242-27-2151	0242-29-7264	〒965-8555 会津若松市城前10-75	告示	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、神経内科、外科、整形外科、精神科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科
	財団法人 穴澤病院	0242-22-4024	0242-22-4026	〒965-0801 会津若松市宮町1-1	協力	内科、消化器内科、糖尿病内科、外科、リハビリテーション科
喜多市	福島県立喜多方病院	0241-22-2181	0241-22-2184	〒966-0069 喜多市市稲清水2334	輪番	内科、外科、整形外科、皮膚科、眼科、
	医療法人 佐原病院	0241-22-5321	0241-23-3154	〒966-0838 喜多市市永久7689-1	輪番	内科、リハビリテーション科、胃腸科、循環器科
	医療法人社団 飯塚病院附属有隣病院	0241-24-5021	0241-24-5024	〒966-0902 喜多市市松山町村松字北原3643-1	告示	内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、腎臓内科、神経内科、心療内科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、精神科、小児科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、小児歯科、歯科口腔外科
	医療法人社団 小野病院	0241-22-0414	0241-24-2250	〒966-0804 喜多市市市沼田6994	告示	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、呼吸器科、消化器科、皮膚泌尿器科、こう門科
会津坂下町	福島県厚生農業共同組合連合会 坂下厚生総合病院	0242-83-3511	0242-83-0389	〒969-6556 河沼郡会津坂下町字逆水50	告示	内科、外科、整形外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科
会津美里町	福島県厚生農業共同組合連合会 高田厚生病院	0242-54-2211	0242-54-6709	〒969-6264 大沼郡会津美里町字高田甲2981	告示	内科、心療内科、精神科、神経科、循環器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科
三島町	福島県立宮下病院	0241-52-2321	0241-52-3133	〒969-7511 大沼郡三島町大字宮下字水尻1150	協力	内科、神経内科、外科、整形外科、皮膚科、耳鼻咽喉科

資料 10



8 避難所における医療の位置づけ及び医薬品等供給払い出し状況

1) 避難所における医療救護班の活動について

(参考資料) ○処方せんの取扱いについて ・避難所における処方せんの発行は例外的な取扱いであること。 ・原則、処方せんは患者に渡し、患者が自ら薬局へ持参すること。ただし、避難所によっては下記とおり対応している。 (1) 一次避難所 ①金津若松市 処方せん→Fax等→受入対応薬局→避難所へ。 ②蛸梯町、金津美里町 役場担当者等→Fax等→受入可能薬局→避難所へ。 ③会津坂下町 町内の薬局では対応不可。 医療班→避難所からFax→会津若松市内薬局で調剤→次回巡回時に医療班が持参する。 ※薬局については、最寄りの薬局へ（できれば保健福祉事務所の近隣）。同時に保健福祉事務所あて発行状況をFaxする（別紙様式）。 (2) 二次避難所（ホテル、旅館等） ①大熊町の避難所（葛籠梯猫魔ホテル等） 役場担当者→Fax等→受入可能薬局→避難所へ。 ※役場担当者が対応できるときに限る。対応できない場合は発行不可。 ※薬局へFax等で依頼する際には、調剤が可能が事前に電話で確認すること。 ◆処方内容の変更等（読難照会ができない場合の対応） ・処方された医薬品の在庫がない場合は代替品で対応する。 →同種同効薬がある場合は変更して調剤する。 →同種同効の医薬品がない場合は調剤できない。 （取り寄せ等の対応はしない） ・用法用量については必ず記載すること。 →確認できない場合は、調剤できない。 - 規格（ミリ数等）が不明の場合は、最小規格で調剤する。

◆避難所における医療救護班の活動について（暫定版） Ver. 5 H23. 4. 20 福島県会津保健福祉事務所 ○避難所における医療 ・避難所における医療活動 医療機関に繋ぐまでの応急的な医療の位置づけ →災害救助法に基づく医療となり、通常の保険診療とは異なる。 ※適用範囲等については県災害対策本部が別に開設中 ・医療に必要な薬剤等 ①各医療救護班が持参した薬剤または福島県が備蓄した避難所用医薬品で対応する。→別紙リストのとおり^(注1) ②慢性疾患等については、近隣の医療機関の受診を勧奨する。 →保険診療^(注2) となる。 ※近隣に医療機関がなく、避難者が自ら受診できない場合のみ、例外的に処方せん発行も可能とする。 処方せんには、発行医療機関名として医療救護班名、備考欄に避難所名を明記すること。 ・診療録 ①各避難所で保管する。 ②二次避難所の旅館・ホテルについては、原則として本人保管とする。 ※旅館・ホテルに保管を依頼できる場合は施設保管とする。 (注1) 医薬品等が不足した場合は、医薬品・物品等調達連絡網により連絡すること。 なお、リストにない医薬品等も調達可能な場合があるので連絡すること。 (注2) 保険診療については、一定条件のもと自己負担なし。 ①住宅が全半壊、全半壊またはこれに準ずる被災者 ②主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病 ③主たる生計維持者が行方不明 ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止 ⑤主たる生計維持者が失業し、現在収入がない ⑥所発事故に伴い、避難指示・屋内退避指示の対象者 (福島第1原発から半径30km圏内) ◆窓口で①～⑥に該当する旨の申立が必要 ※被災者は保険証がなくとも受診可

2) 避難所における医療の位置づけ等について

避難所における医療について				
医療を行う場所		避難所	避難所以外	H23.4.5. 福島県会津保健福祉事務所
担当	医療班・医療機関		医療機関	病院・診療所
位置づけ	救護所 機関に繋ぐまでの応急措置の位置づけ 災害救助法適用→保険診療ではない	巡回診療 保険診療不可	巡回診療、往診扱い 保険診療	通常の保険診療
治療	各医療班等の医薬品(医療材料)の範囲内で の診療行為	各医療班等の医薬品(医 療材料)の範囲内での診 療行為	通常の保険診療	通常の保険診療
県配備医薬品の 使用	可	可	不可	不可
処方せんの発行	可 注: 避難所名、災害対応であることを明記。	不可	可(保険診療として)	可(保険診療として)
薬局の対応	可(災害救助法)	—	可(保険診療として)	可(保険診療として)
自己負担金	なし(災害救助法適用)	なし	一部あり ※	一部あり ※

※一定の条件のもと、支払いを猶予(免除)。
 ①住宅が全半壊、全半壊またはこれに準ずる被災者
 ②主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病
 ③主たる生計維持者が行方不明
 ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止
 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
 ⑥原発事故に伴い、避難指示・屋内退避指示の対象者
 (福島第1原発から半径30km圏内)
 ◆窓口で①～⑥に該当する旨の申立が必要
 ※保険証がなくとも受診 可

3) 医薬品等供給払い出し状況

供給日	供給先	医薬品等名称	数量
4月6日	会津薬剤師会	クラリスロマイシンDS	1箱
		ムコダインDS	2個
		プルスマリン	1箱
		アドエア125	3箱
		フルタイト	4箱
4月7日	日本赤十字社救護班	リブドール	1箱
		ミスロン	1箱
4月8日	会津保健所 医療班	ツロブテロール1mg	700枚
4月9日	日本赤十字社救護班	アラセナA	1箱
		ムコダイン錠250mg	3000錠
		メジコン錠	3000錠
		ナウゼリン錠10	1000錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月10日	日本赤十字社救護班	プリンペリン錠	100錠
		デパス錠0.5mg	200錠
		ミスロン錠6mg	200錠
		トラサミン錠250mg	500錠
		ロベラミド	100錠
4月11日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	400錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月12日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月13日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月14日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月15日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月16日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月17日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月18日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月19日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月20日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月21日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月22日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月23日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月24日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月25日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月26日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月27日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月28日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月29日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
4月30日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月1日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月2日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月3日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月4日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月5日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月6日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月7日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月8日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月9日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月10日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月11日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月12日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月13日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月14日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月15日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月16日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月17日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月18日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月19日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月20日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月21日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月22日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月23日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月24日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月25日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月26日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月27日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月28日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月29日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月30日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
5月31日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月1日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月2日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月3日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月4日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月5日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月6日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月7日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月8日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月9日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月10日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月11日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月12日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月13日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月14日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月15日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月16日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月17日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月18日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月19日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月20日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月21日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月22日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月23日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月24日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月25日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月26日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
		ナウゼリン錠10	100錠
6月27日	日本赤十字社救護班	ナウゼリン錠10	100錠

供給日	供給先	医薬品等名称	数量
3月30日	日本赤十字社看護班	インジンガー液 7% フロモックス PL ロキシニン錠 ゲンタマイシン軟膏 メリスロン バリエット錠 アレグラ錠 メイアクト錠 レンドルミン錠 クラビット点眼液	5本 200錠 1000包 1000錠 50本 100錠 200錠 500錠 400錠 400錠 30本
3月30日	日本赤十字社看護班	レンドルミン錠 クラビット錠 セフカペンヒドリン塩酸塩 細粒 0.5g 分包 セフカペンヒドリン塩酸塩 75mg PTP イソジンがいの薬 オキサミド錠 30mg セチジン 5mg アクテージル	100錠 1箱 1箱 100錠 50本 100錠 100錠 1000錠 3箱
3月31日	日本赤十字社看護班	モーステープ 20mg サジテン点眼薬 ムコダイン錠 250 メジコン錠 15 MS温湿布	100錠 50本 1000錠 1000錠 1000錠 16箱
3月31日	日本赤十字社看護班	ナウゼリン プロモックス PL	100錠 200錠 1000包
4月4日	日本赤十字社看護班	テオロン錠 100mg ムコダイン アムリール1mg マバロチン 10mg オルメテック錠 カルプロップ錠 バリエスピン ナルバスク 2.5mg レンドルミン錠 0.25mg ロキシニン PL メイアクトMS	500錠 120包 100錠 100錠 500錠 1000錠 1000錠 500錠 700錠 100錠 1000錠 1kg 200錠
4月4日	赤沢幼稚園	ハスタイムH 白色ワセリン 滅菌ガーゼ (SML) ニサバンテープ リンズキン ロート抗菌目薬 新リスタミコンワ軟膏	6箱 500g 3箱 3箱 2箱 2箱 10個
4月4日	日本赤十字社看護班	フスタソール錠 小児用 2.5mg メジコン錠 15mg ムコダイン錠250mg ナウゼリン錠10 トランサミンカプセル250mg プリンペラン錠5mg マーズレNS配合顆粒 ブリナーゼ点眼液	500錠 1000錠 1000錠 100錠 500Cap 100錠 400g 10本
4月5日	日本赤十字社看護班	マジコン錠	500錠

供給日	供給先	医薬品等名称	数量
4月17日	愛知県薬剤師会	アルファロール	100錠
4月17日	日赤山形県支部 救護班	スピール膏	1箱
4月18日	滋賀県医療業務課	シメツレブ10mg錠	200錠
4月20日	滋賀医科大学	オンカザセル	280カプセル
4月17日	滋賀県医療業務課	ミオナール	200錠
4月20日	会津保健所 医療班	コデイン塩酸塩錠5mg	100錠
4月20日	会津保健所 医療班	ボルタレンゲル1% 25g	20本
4月21日	日赤山形県支部 救護班	ナボールハップ フェルナヒオンハップ	20枚 20枚
4月21日	日本赤十字社救護班	プラビックス75 プラビックス25	100錠 100錠
4月21日	広島市 医療班	SPTローチ PL顆粒	180錠 5枚
4月21日	日赤山形県支部 救護班	ブランルカスト ツムラ葛根湯	140錠 400包
4月22日	日赤京都府支部 救護班	SPTローチ タオンクリーム	120錠 20本
4月22日	愛知県薬剤師会	ムコダイン錠 シメツレブ5mg ザンタック75mg	934錠 200錠 100錠
4月25日	日赤京都府支部 救護班	リレンザ	5錠
4月25日	福島県薬剤師会	キプレス細粒	140錠 400包 140包
4月26日	福島県薬剤師会	メリスロン錠 ミオナール デバス	200錠 200錠 100錠
4月29日	福島県薬剤師会	アリナミンEX	50個
4月28日	滋賀大津赤十字病院	マイスリー5mg マイスリー10mg アダラートGR錠20mg	200錠 200錠 200錠
4月30日	福島県薬剤師会	サイロリック シメツレブ セファペンシボキシル	200錠 100錠 120包
4月30日	京都第一赤十字病院	ミオナール プロブレス4mg	200錠 200錠
4月30日	愛知県薬剤師会	マーズレンS セファトール	600包 100錠
5月1日	愛知県薬剤師会	ボルタレンゲル1% 25g	10本
5月2日	愛知県薬剤師会	ムコダイン デバス	400錠 50錠
5月4日	愛知県薬剤師会	マーズレンS セファトール	600包 100錠
5月4日	愛知県薬剤師会	デバス	100錠
5月6日	滋賀県(湖北病院)	SPTローチ	60錠
5月6日	会津保健所 医療班	マーズレンS バンテリンコーワゲル	1200包 20個
5月6日	会津保健所 医療班	アンメルツココロ ラナケインクリーム	20個 20個

供給日	供給先	医薬品等名称	数量
4月10日	福島県(心の医療班)	ムコダイン デバス カロチール フルゼニド フルボキサシン ロキソニン イソジン	100錠 100錠 100錠 100錠 140錠 100錠 5本
4月11日	会津保健所 医療班	葛根湯エキス顆粒 分包品 アダラートGR錠20mg アドエア 125 アドエア 250 フルタイド 100 60吸入器用 フルタイド 200 60吸入器用 オライックスH 軟膏5g ベプチンエア アレグラ錠60mg	300包 100錠 1本 1本 1個 1個 20本 10本 100錠
4月12日	滋賀県医療チーム	ムコダイン錠 メジコン錠 ナウゼリン錠 バリエット錠 ホクナリンテープ1mg	2000錠 2000錠 1000錠 100錠 350枚
4月13日	滋賀県医療チーム	アレグラ メジコン	100錠 100錠
4月14日	福井県医療班	レンドルミン錠12.5mg ロベラミド1mg	100錠 100錠
4月12日	県立宮下病院	アレグラ錠60mg カロチール錠 セフカペンシボキシル塩酸塩錠75mg セルシン錠 セルベックスカプセル バリエット錠 ハルシオン PL顆粒 フルゼニド錠 ムコダイン錠 メジコン錠 ラックビー錠 レンドルミン錠 ロキソニン錠 ナウゼリン錠 イソジンガーゲル MS温湿布 フェルナヒオンハップ ホクナリンテープ1mg	100錠 100錠 100錠 100錠 100C 100錠 500錠 100包 100錠 100錠 100錠 126錠 126錠 100錠 100錠 100錠 10本 10袋 10袋 70枚
4月15日	長浜市立湖北病院医療班	メジコン錠 メリスロン錠 アレグラ	100錠 100錠 100錠
4月14日	愛知県薬剤師会	トラベルミン	120錠
4月14日	京都府(府立医大)	SPTローチ	240錠
4月15日	福井県(心の医療班)	ロビゾール1mg	100錠
4月15日	会津保健所 医療班	ザジデン点眼液	50本
4月16日	福島県薬剤師会	トレドミン12.5mg リスバダールOD錠1mg バキシル10mg錠 トピナ錠25mg	200錠 100錠 140錠 100錠
4月16日	愛知県薬剤師会	ハルナールD	280錠

供給日	供給先	医薬品等名称	数量
5月7日	福島県薬剤師会	アレグラ 葛根湯エキス クラリチンエディタブ 300錠	300錠 189包 300錠
5月7日	福島県薬剤師会	コデイン塩酸塩錠5mg デバス メジコン 200錠	200錠 300錠 1000錠
5月7日	福島県薬剤師会	マイスリー5mg マイスリー10mg レントリン錠 200錠	200錠 200錠 300錠
5月7日	福島県薬剤師会	バリエット プロブレス シングレア 200錠	200錠 200錠 100錠
5月9日	福島県薬剤師会	フルタイド50 アドエア250 クラリス マグラックス錠 デキササルチン軟膏 1本 100錠 1000錠 10本	1本 100錠 1000錠 10本
5月10日	福島県薬剤師会	ボルタレンゲル1% 25g バリエット ハルナール サイロリック グリメピリドOD3mg グリメピリドOD1mg ミオナール50mg セルベックス デバス ナポールパップ フェルナヒオンパップ フィルタイド 189包 10本 50枚 20本	20本 300錠 140錠 1300錠 280錠 500錠 200錠 900錠 200錠 280錠 560錠 3箱
5月13日	愛知県薬剤師会	葛根湯エキス顆粒 分包品 アラセナA軟膏 MS温シップ ボルタレンゲル 700錠 700錠	189包 10本 50枚 20本
5月14日	愛知県薬剤師会	アムロジピンOD錠 リレバスク デバス 200錠 200錠	200錠 200錠 10本 140枚 140枚
5月14日	福島県薬剤師会	ボルタレンゲル モーラステープ20mg モーラステープ40mg グルテストセンサー メデイスーフ針 100錠 120包 100錠	100錠 120包 100錠
5月15日	福島県薬剤師会	ムコダイノDS ラシックス20 マイスリー ミオナール 200錠 200錠	200錠 200錠
5月16日	愛知県薬剤師会	ミオナール SPTローチ 240錠	240錠
5月17日	愛知県薬剤師会	マイスリー ヒルトイド ボルタレンゲル ヒアレイン 20本 20本 20本 20本	20本 20本 20本 20本
5月18日	福島県薬剤師会	プロベト アーナスト ワーファリン 500錠 300錠	500錠 300錠

供給日	供給先	医薬品等名称	数量
5月20日	京都府立医大医療班	ファイタスゲル スミルスチック アンメルツココヨコ 10本 10本 10本	10本 10本 10本
5月24日	愛知県薬剤師会	エナラプリルM錠 アリセプトD 1箱	1箱
5月26日	福島県薬剤師会	ボレー液 ボレークリーム 20本 20本	20本 20本
5月26日	滋賀県医療事務協議会	ニーグリップOAショート 5箱	5箱
5月27日	静岡県薬剤師会	ミオナール 200錠	200錠
5月30日	福島県薬剤師会	デバス ボルタレンゲル ロキソニンテープ 200錠 100包 20本	200錠 200錠 100包 20本
6月3日	愛知県薬剤師会	ミオナール 200錠	200錠
6月10日	福島県薬剤師会	ミオナール ロキソニンテープ 700枚	700枚
6月12日	静岡県薬剤師会	モーラステープ 20mg 280枚	280枚
6月13日	静岡県薬剤師会	デバス タリビット耳科用 200錠 5本	200錠 5本
6月15日	福島県薬剤師会	ボレークリーム 20本	20本
6月20日	愛知県薬剤師会	マグラックス錠 200錠	200錠
6月22日	三重県薬剤師会	デバス 100錠	100錠
6月23日	福島県薬剤師会	ボルタレンゲル1% 25g 10本	10本
6月23日	三重県薬剤師会	SPTローチ 60錠	60錠
6月24日	福島県薬剤師会	ミオナール錠 100錠	100錠
6月25日	福島県薬剤師会	葛根湯エキス ナポールパップ モーラステープ 189包 56枚 140枚	189包 56枚 140枚
6月29日	群馬県薬剤師会	ミオナール錠 100錠	100錠

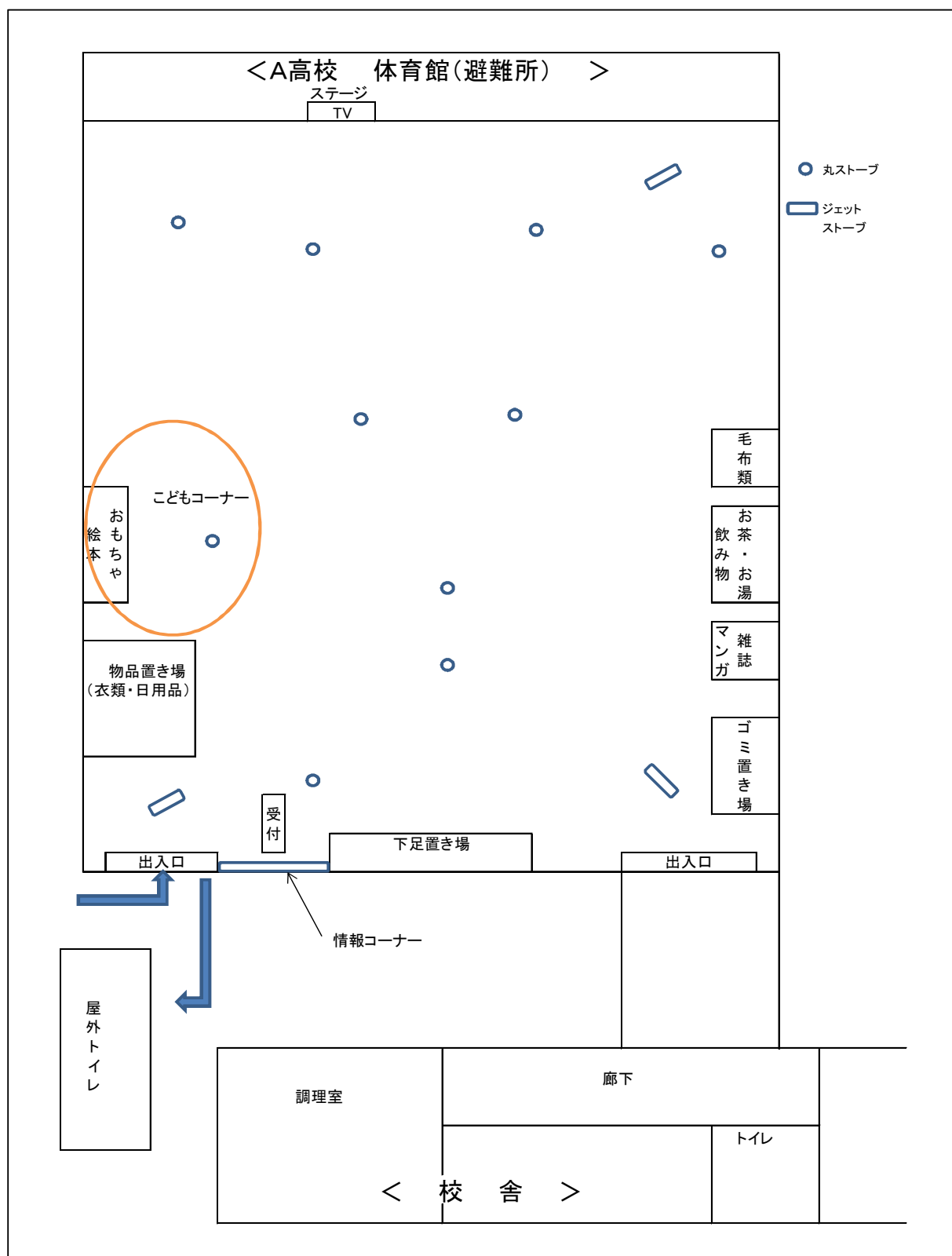
1) 市町村支援の進め方

東北関東大地震に伴う市町村支援の進め方 (平成 23 年 3 月 28 日現在) I 避難所における健康相談 1 背景 今回の東北関東大震災により、県が設置する避難所（県立高校 5、会津自然の家）と、国の施設である磐梯青少年交流の家は、管理がそれぞれの施設にゆだねられている。各避難所には医療救護班の支援が入っているが、市町村の支援はなく、保健師等による健康管理面の支援はない状況にある。 今後、避難期間が長期化する中で、メンタル面、衛生面、健康管理面で継続的な支援の必要性がある。 【課題】3 月 25 日現在 (1) 県立高等学校 5 校（会津、葵、学鳳、若松商業、会津工業）イライラ、不眠、咳等体調不良を訴える者の増加 (2) 会津自然の家 227 名中高齢者が 38 名入所。要介護者 5 名（褥瘡など医療処置の必要のある者 1 名。咳等の体調不良を訴える者の増加。物資の不足。 (3) 磐梯青少年交流の家 398 名中高齢者 76 名入所。 2 目的 (1) 避難地における健康管理及びメンタルヘルスケア (2) 災害時要援護対策に係る市町村との調整 (3) 心身障がい者世帯、児童、母子世帯、高齢者等の援護対策 3 当面の対応方法 (1) 当所の保健師が各施設に出向き、被災者の健康管理を定期的に実施する。実施にあたり医療救護班と心のケアチームの支援情報の共有と連携を図る。 (2) 保健師は 2 人体制とし、1 日 2 か所の避難所で健康相談を実施する。 (3) 3 月 29 日から体制を整え実施する。 II 避難所のメンタルケア 1 背景 避難所巡回（3 月 23 日～26 日）を実施した結果、イライラ、不眠等を訴える被災者が増加しメンタルの問題が共通課題となっている。 今後、避難期間が長期化する中で被災者の心のケアを継続的に支援する必要がある。 2 目的 管内の精神科病院の協力により、医師を中心とした心のケアチームを編成し各避難所で被災者のメンタル面を支援する。	3 当面の対応方法 心のケアチームについては、保健福祉課障がい者支援チームが中心となつて管内精神科病院と調整のうえ実施計画を作成中である。 III 役場機能が移転する檜葉町、葛尾村の避難所を設置する町（会津美里町、会津坂下町）への支援 1 背景 避難所巡回（3 月 23 日～26 日）を実施した結果、避難所を設置している管内市町村では、避難所の業務が多忙で職員の疲労感も強くなり、合わせて次年度の保健事業の実施に向けた不安がある。 特に役場の機能が移転する檜葉町、葛尾村を受け入れる会津美里町、会津坂下町に対しては避難所における保健師等の人的な支援を進めていくとともに今後の保健事業の円滑な実施に向けた支援が必要である。 2 目的 避難所を設置する会津坂下町、会津美里町に対し、保健師等の人的支援を含めて、健康管理及びメンタルヘルスケアによる支援を実施する。 避難所設置市町村と役場機能を移転する檜葉町、葛尾村の避難所を設置する会津美里町、会津坂下町の保健事業が円滑に実施できるように支援する。 3 当面の対応方法 (1) 保健師 2 人体制とし、支援方法は、各町と協議の上決める。 (2) 避難所の保健師等の人的支援としては、協会健保、県立会津総合病院、看護協会会津若松支部、医大看護学部等と調整し対応する。 (3) 3 月 29 日から体制を整え実施する。 ※ 支援可能な人数を各施設に確認中 会津坂下町・会津美里町 ※保健事業 要介護者、母子、在宅療養者、障がい者等 被災地自治体 ・檜葉町 ・葛尾村 被災者への支援 避難所業務 役場機能の移転に伴う業務 保健事業実施体制の不安 保健所の支援（人的支援等の調整） IV その他市町村への支援 今回の災害に伴う要望を把握し対応する。
---	---

2) 避難所巡回健康相談票 (一例)

避難所巡回健康相談票 (参考:大規模災害における保健師の活動マニュアル平成18年3月全国保健師長会) 対応養教:〇〇先生		23年3月23日 (AM)	記載者 会津保健福祉事務所 保健師2名、事務職1名
【目的】 公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策及び、個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるようにするための支援方針の検討資料とする。			
避難所の概況	避難所名 A 高校 体育館等	所在地 会津若松市〇〇〇 電話・FAX 0242-00-0000	避難者数: 110人(定員370人)
	スペース密度 (過密・ ☒ 適度 ☐ 余裕)		施設の概要図(屋内・外の施設、連絡系統などを含む) 第2体育館は時間を決めて解放し、バドミントン、卓球等で使用できる。子供・大人数名利用中。
組織や活動	管理統括・代表者の情報 氏名(立場) 渡部 久 事務長 その他		避難者への情報伝達手段(黒板・掲示板・マイク・チラシ配布など) 体育館壁を利用して様々な情報提供実施
	連絡体制／命令・指揮系統		
	ボランティア 浜通りの高校教諭 5～6人 保育士、PTA(炊き出し)等		
	自主組織 食事の準備、トイレ等掃除を教諭の指示で避難者が手伝う		
環境的側面	医療の提供状況 救護所:有・ ☒ 無 看護職の配置:看護師 名、保健師 名 養護教諭2名(通常勤務) 医療チームの配置:18日から1回/日 医療チーム(保健室で診察) 地域の医師との連携:有・ ☒ 無 竹田Hp 小児科医師 1回巡回		
	現在の状態		現在の対応状況
	ガス・ ☒ 電気・ ☒ 給水・ ☒ 電話・ ☒ 冷暖房・ ☒ 照明・ ☒ 洗濯機・ ☒ 飲み水(使用可に○)		・洗濯はコインランドリー及びクリーニング業者が回収 ・歯ブラシは避難所に常備しており、個人的に持っていく状態 ・避難者が当番を決め清掃を実施 ・入浴は近くの銭湯や解放している旅館、温泉施設利用
	床(シート)、温湿度(☒ 適 ☐ 不適)、履き替え: ☒ 有 ☐ 無		
	食事:回数(3回/日)、配食者(教職員、ボランティア等)、食事環境(☒ 良 ☐ 不良) 主な内容(おにぎり1日6コ、おかゆ、カレー、豚汁等)、炊き出し(☒ 有 ☐ 無)		
	清掃(☒ 良・ ☐ 普・ ☐ 不良)、ごみ処理の状況(☒ 適 ☐ 不適)		
	残品処理(☒ 適 ☐ 不適)、保管場所(☒ 部屋・ ☐ 廊下・ ☐ テント・ ☐ 倉庫・他)		
	トイレ(☒ 2箇所、状態:良・不良) ・手洗い(☒ 2箇所、消毒: ☒ 有 ☐ 無)		
	入浴(なし)、寝具(毛布、布団)、清潔さ(☒ 適 ☐ 不適)		
	プライバシーの確保(☒ 適 ☐ 不適)、生活騒音(☒ 適 ☐ 不適)		
	避難者の人間関係(☒ 良好 ☐ 不良)、援助者との関係(☒ 良好 ☐ 不良)		
	ペットの状況(☒ 適 ☐ 不適)、その他		
	空気の流れや換気(☒ 良 ☐ 不良)、粉塵(☒ 良 ☐ 不良)、湿度(☒ 良 ☐ 不良)		
喫煙所(有・ ☒ 無)、分煙(有・ ☒ 無)、受動喫煙防止(☒ 適 ☐ 不適)敷地内禁煙			
防疫的側面	風邪様症状(咳・発熱など) 医療チームのカルテから 鼻水・咳等7名		
	食中毒様症状(下痢・嘔吐など) 現時点ではなし		
	その他 マスク、消毒薬等衛生用品の要望有り		・災害対策本部へ依頼済み(3/24)

〔避難所見取り図〕



3) 避難所の課題

避難所巡回結果(平成23年3月23日)				
	現状	課題	対応策	保健所の対応
H 避難所	○110名入所 体育館 ・子供12人 ・ボランティア多い。全体的に活気がある。 ・プライバシーは保たれている。 ・室内は寒い。毛布のみ支給されている。	・教職員の疲労度が高くなっている。 ・備品が不足している。 ・学校いつまで避難所として保つことができるのか不安がある。 ・おにぎり1日6個。卵、魚などのタンパク質の不足があり、栄養の偏りの不安がある。	①災害対策本部への報告し、今後の避難所運営の検討を依頼する。 ②栄養士による支援 ③本庁で確保している栄養補助食品の活用	・3月24日災害対策本部に報告(副所長、副部長) ・健康増進課栄養士による避難所高校の巡回
I 避難所	○85名入所 体育館 ・自主組織で避難所を運営している。 ・人工透析者11名:透析のための通院補助は県職員が実施している。 ・避難して以来、入浴していない者がいる。(透析患者等) ※ 体のかゆみの症状あり ・オムツや肌着などを必要としているも、職員に遠慮して言えない。 ・夜間に要介護者がトイレにいくために車いすの音で不眠を訴える者もいる。	・学校の担当職員は、インフルエンザや感染症の流行を心配している。 ・不眠など体調不良を訴える人がいる。 ・人工透析患者で病状が悪化している人もいる。 ・避難後、入浴をしていない人もいる。 ・必要な物品があっても要望できない人がいる。(オムツ・肌着など) ・おにぎり1日6個。卵、魚などのタンパク質の不足があり、栄養の偏りの不安がある。	①災害対策本部への報告し、今後の避難所運営の検討を依頼する。 ②保健所保健師など個別の健康相談への対応の必要性を検討する。 ③感染症予防に関する情報を提供する。 ④専門家による被災者への心のケアが必要である。 ⑤栄養士による支援 ⑥本庁で確保している栄養補助食品の活用	・3月24日災害対策本部に報告(副所長、副部長) ・感染症予防の情報提供(ポスター) (感染症予防T) ・心のケアチームの派遣検討(障がい者支援T) ・健康増進課栄養士による避難所高校の巡回
J 避難所	○76名入所 体育館 ・医療チームの支援を受けている。 ・カルテは学校で管理している(養護教諭) ・咽頭痛を訴える人がいる。 ・透析患者1名 ・日中は、避難者は外出している者が多い。	・咽頭痛など体調不良を訴える人がいる。 ・おにぎり1日6個。卵、魚などのタンパク質の不足があり、栄養の偏りの不安がある。	①災害対策本部への報告し、今後の避難所運営の検討を依頼する。 ②栄養士による支援 ③本庁で確保している栄養補助食品の活用	・3月24日災害対策本部に報告(副所長、副部長) ・健康増進課栄養士による避難所高校の巡回
K 避難所	○26名入所 体育館 ・ストーブを焚いているが寒い。 ・病状悪化の者はいない。	・寒さ対策、室温の管理が必要である。 ※学校では、室温計を購入予定。 ・おにぎり1日6個。卵、魚などのタンパク質の不足があり、栄養の偏りの不安がある。	①災害対策本部への報告し、今後の避難所運営の検討を依頼する。 ②栄養士による支援 ③本庁で確保している栄養補助食品の活用	・3月24日災害対策本部に報告(副所長、副部長) ・健康増進課栄養士による避難所高校の巡回
L 避難所	○170名入所 体育館 ・ストーブを焚いているが寒い。 ・自主組織で避難所を運営している。 ・スクールカウンセラーが派遣されている。	・寒さ対策、室温の管理が必要である。 ・子育て支援の要望がある。 ・イライラなど体調不良を訴える人がいる。 ・おにぎり1日6個。卵、魚などのタンパク質の不足があり、栄養の偏りの不安がある。	①災害対策本部への報告し、今後の避難所運営の検討を依頼する。 ②専門家による被災者への心のケアが必要である。 ③栄養士による支援 ④本庁で確保している栄養補助食品の活用	・3月24日災害対策本部に報告(副所長、副部長) ・心のケアチームの派遣検討(障がい者支援T) ・健康増進課栄養士による避難所高校の巡回
M 避難所	○275名入所 ・京都府保健師2名、会津若松市保健師1名常駐(8:00~20:00) ・医療チームの支援(県病:毎日、市内小児科医:週2回、市薬剤師会の支援) ・要介護者への支援(包括支援センターが支援サービスにつなげている) ・妊婦、うつ、透析、糖尿病患者への支援(医療機関につなげている)	・市では、通常業務をストップして、避難所での支援を実施していることから、次年度の保健事業の実施に対する不安がある。 ・離乳食が不足している。 ・口内炎など体調不良を訴える人がいる。	①他市町村の避難所巡回の結果を踏まえて、市町村への支援を検討する。 ②栄養士による支援 ③本庁で確保している栄養補助食品の活用	・健康増進課栄養士による避難所巡回の検討

	現状	課題	対応策	保健所の対応
N 避難所	○48名入所 ・会津若松市保健師2名常駐(8:00～20:00) ・医療チームの支援(県病:毎日、市内小児科医:週2回) ・大江戸温泉の無料送迎がある。 ・ALS1名(柔らかない食事を希望している) ・要介護者1名(サービスにつなげている) ・妊婦1名(4月10日出産予定、出産後、親戚宅に移る予定)	・市では、通常業務をストップして、避難所での支援を実施していることから、次年度の保健事業の実施に対する不安がある。 ・ALS患者など柔らかない食事を必要としている人もいる。	①他市町村の避難所巡回の結果を踏まえて、市町村への支援を検討する。 ②栄養士による支援 ③本庁で確保している栄養補助食品の活用	・健康増進課栄養士による避難所巡回の検討
O 避難所	○189名入所 ・ボランティアの支援あり ・医療チーム(医師常駐) ・会津若松市保健師2名常駐 ・シャワーあり ・別棟:1階キッズコーナー 2階妊婦が利用(5名) ・炊き出し(昼、夜)日赤奉仕団	・市では、通常業務をストップして、避難所での支援を実施していることから、次年度の保健事業の実施に対する不安がある。	①他市町村の避難所巡回の結果を踏まえて、市町村への支援を検討する。	・健康増進課栄養士による避難所巡回の検討

避難所の共通課題(高校)

新学期に向けて、学校の避難所としての役割が可能か検討が必要。

物品の不足がある。

身体の清潔が保たれない(入浴できない環境)

寒い、、イライラ、不眠症状を訴える者がいる。

食事で卵、肉、魚などのタンパク質、野菜の不足がある。

ALS、糖尿病、人工透析、糖尿病、口内炎他主訴のある者への個別支援

要介護者への支援

会津若松市避難所の課題

通常業務をストップして、避難所での支援を実施していることから、次年度の保健事業の実施に対する不安がある。

災害対策本部への報告し、今後の避難所運営の検討を依頼

感染症予防対策

心のケア対策

栄養士による避難所巡回

保健師、栄養士、歯科衛生士による個別の支援の必要性

市町村や包括支援センターとの連携による支援の必要性

他市町村の避難所巡回の結果を踏まえて、市町村への支援が必要である。

4) 避難所の巡回結果報告書（会津地方災害対策本部報告用）

避難所の巡回結果（平成23年3月23日） 会津保健福祉事務所 【県立高校5か所の課題】 1 施設・環境 ・毛布のみの支給で布団がないところもある。 ・体育館内が寒い（若松商業・会津学園） ・避難して以来入浴していない者がいる。（透析患者等）（会津） ※ 入浴できる施設の一覧を情報提供しているが、移動の手段がない、金銭的余裕がなく利用していない状況。 ・オムツ・パンツ・肌着が不足している（会津） ※ 職員への遠慮があり、要求できない者もいる。 ・プライバシーが保たれていない。 ※ 仕切り（ついで）がある。（笑、学風） 2 健康課題 ・インフルエンザ罹患患者1名（3歳児）合宿所に隔離（会津） ・くしゃみ、鼻水、咳など数名あり（笑） ・高齢者は一日中臥床していることが多い（学風） ・不眠・精神的にイライラしている人が増加傾向（学風） ・人工透析患者11名、高齢者13名（後期高齢者5名）が多く、今後長期になれば避難所に対応するのは困難。（会津） ・人工透析患者1名（会津工業） ・夜間に、要介護者が数回トイレにいくため、車いすの音で不眠を訴える者もいる。（会津） 3 食事 ・炊き出しはあるが不定期（温かい食べ物を食べたいとの要望あり）（全体） ・主食以外の野菜、タンパク質（卵、魚、肉）等の副食が不足している（全体） 4 その他 ・教員の疲労感が増している。 ・学校を避難所としていつまで提供するのかわ不安を抱えている。 【参考】 会津若松市運営の避難所の現状 －会津総合体育館、ふれあい体育館、北会津中学校－ 1 食事 朝はおにぎり、昼と夜は毎回炊き出しか弁当と温かい食事の配食がある。 2 入浴 ・一部シャワーが利用できる。北会津中では大江戸温泉の送迎がある。 ・ふれあい体育館では、主に子供のいる世帯が避難している。市の保育士による支援がある。別棟の量の部屋は、妊婦が利用している。 ・地域のボランティアの支援が多い。（日赤奉仕団、学生など） ・離乳食が不足している。 ※ 3月24日 災害対策本部に報告（萩尾副所長、大平副部長） →結果 会津高校の人工透析者10名（他1名は入院）は3月25日にふれあい会館に移動することとなった。	
---	--

5) 健康状態等調査要領

入居者等皆調査実施要領 1 目的 県内の旅館、ホテル、民宿等に二次避難した避難者の生活安定のためのニーズ、優先的に対応が必要な要支援者等を把握することを目的として行う。 2 対象者 県内の旅館、ホテル、民宿等宿泊施設に二次避難した被災者 3 実施主体 避難者住所地の市町村 福島県 4 実施方法 ・調査は、避難者住所地の市町村職員、避難施設のある市町村職員、避難施設の所在地を管轄する県保健福祉事務所が協働で実施計画（調査実施日、調査実施担当者等の調整など）を検討、決定した上で行う。 ・調査は、実施主体及び関係協力団体（他県からの応援派遣者等を含む）からの協力を得て行う。 ・本調査はできるだけ短期間に行えるよう、各地域において工夫して実施していく。 （本調査の目的は、避難者の初期ニーズと要援護者把握、それに基づく今後の支援体制及び支援内容構築にある） ・調査は世帯毎に行い、その内容は別紙調査票（様式1）に沿って行う。 ・調査は個別訪問を基本とするが、調査票の事前配付等、各地域の実情に応じ工夫して実施する。 ・不在の場合は不在者連名簿（様式2）に記載する。 5 調査内容 ・避難施設入居世帯調査票のとおり（様式1） ■避難施設入居世帯の状況（家族構成、健康状態等基本情報） ■配付等が必要な生活物資（医薬品、衛生用品等の状況） ■避難者の支援ニーズの有無とその内容 6 調査実施内容の報告 ・調査担当者は、入居者等皆調査を実施した場合、調査実施日17時までに保健福祉事務所担当者（or避難者住所地の市町村担当者）に対し、施設入居世帯調査票（様式1）及び入居者等皆調査不在者連名簿（様式2）を提出するものとする。 7 調査結果の集計、分析、活用 ・保健福祉事務所は、避難者住所自治体が避難者への必要な支援を提供できるよう、調査票の内容を集計・分析する（施設別、全体での集計とニーズの明確化） ・調査の結果は、避難者住所市町村及び地域・県災害対策本部へ還元するとともに、調査後の生活支援活動計画検討の資料とする。 8 調査結果に基づく支援計画作成と生活支援活動の実施 ・調査の実施主体である市町村及び県は、調査結果に基づき二次避難者の生活支援活動計画を作成する。（ニーズ内容とその対応方法（支援内容）の検討、支援担当部署の明確化） ・調査の実施主体である市町村及び県は、生活支援内容を避難者ならびに避難施設関係者等に周知する。 ・支援活動は必要に応じ適宜修正しながら継続して実施していく。 9 その他 ・この要領に定めるもののほか、この調査実施にあたって必要な事項については、その都度協議の上決定していくこととする。	附則 この要領は、平成23年4月 日より施行する。
--	---

(2) 財

[illegible]

施設入居世帯調査票

調査年月日 平成 年 月 日
(記入年月日)

調査者名
(記入者名)

1 世帯の状況

以前の滞所名

施設名		入居日			
郵便番号		全境	半境	30キロ圏内滞所 その他()	
緊急連絡先 氏名		住所	大熊町	TEL	
家族構成	氏名	性別	生年月日	職業	健康状態
	健康状態(詳細) *該当するものに○、内容記入				
				療養中の 病気の (健康面の 心配事)	療養中の 病気の 状況
				療養中の 病気の 状況	療養中の 病気の 状況
				療養中の 病気の 状況	療養中の 病気の 状況
				療養中の 病気の 状況	療養中の 病気の 状況
				療養中の 病気の 状況	療養中の 病気の 状況
				療養中の 病気の 状況	療養中の 病気の 状況
				療養中の 病気の 状況	療養中の 病気の 状況
				療養中の 病気の 状況	療養中の 病気の 状況
経済状況		現在の生計中心者の 収入状況		1.収入有 2.収入無	
生計中心者の 収入区分 (健康面)		1.年金 2.給与 3.生活保護 4.その他()			
世帯状況変化		1.有() 2.無		1.有() 2.無	
世帯状況を 変える人の 存在		1.有 2.無		1.有 2.無	
交友関係		1.有 2.無		1.有 2.無	

2 現在の生活の中で困っていること、相談したいこと等(子どもの就学等、物質の不足なども含む)

--	--

※以下は、調査担当者が記入。(調査票裏面配付による調査の場合は、記入内容の確認が困難する)

3 今後の方針(調査者の判断)

A 要継続
B 情報提供
C 対応不要

【生活面】

【健康面】

【医療面】

支援・対応を要する内容(情報提供した内容)

7) 健康状況悉皆調査の状況

被災地 市町村	番号	受入 市町村	内訳	宿泊施設名	避難人数 (5月18日現在) 在1人(人)	世帯数		人数(人)	調査日
						対象数	訪問済み		
大熊町	46	喜多方市	(11)	会津の里ユースホステル	6	3	3	7	4月27日
	47		(12)	民宿 赤城	4	4	4	7	4月25日
	48		(13)	民宿 東荘(あづまそう)	9	3	3	9	4月25日
	49		(14)	アットホームやまじょう	8	4	4	13	4月25日
	50		(15)	旅館 はごろも	15	6	6	11	4月27日
	51		(16)	民宿えびすや(双葉2ノ2、双葉2ノ2)	11	2	2	7	4月27日
	52		(17)	ひめさやりの宿ゆもとや	40	16	16	36	4月26日
	53		(18)	叶屋旅館	21	9	7	20	4月26日
	54		(19)	ホテルふじや	34	15	15	38	4月27日
	55		(20)	熱塩温泉山形屋	74	20	16	61	4月25日
	56		(1)	旅館 米澤屋	8	4	4	11	4月27日
	57		(2)	見晴しの宿山荘 鳳山	7	4	4	14	4月27日
	58		(3)	ホテル 観山	67	38	34	69	4月27日
	59		(4)	裏磐梯温泉ホテル	321	182	178	290	4/20-4/23
	60		(5)	裏磐梯ロイヤルホテル	90	32	27	65	4月25日
	61		(6)	ホテル白雲荘	53	17	16	44	4月27日
62	(7)	休暇村裏磐梯	52	21	21	51	4月26日		
63	磐梯町	(1)	リゾートイン磐梯	1	1	0	—	—	
64		(1)	ヴィライナワシロ	3	1	1	3	5月4日	
双葉町	大熊町計								
	1	喜多方市	(1)	民宿えびすや	0		3	3	4月27日
	2		(1)	リゾート旅館代ナウ(クワ)797-	646	244	212	786	4月26日
	3		(1)	ホテル白雲荘	4	1	1	4	4月27日
	双葉町計								
	1	猪苗代町	(1)	ペンション すまいる	17	7	6	22	5月16日
	2		(2)	ホテルメーブル	36	18	17	38	5月7日
	3		(3)	ペンション 奥鳥	19	5	5	12	5月6日
	4		(4)	猪苗代観光ホテル	260	76	60	237	4月30日
	5		(5)	ペンションKOGETSU	18	4	3	23	5月1日
	6		(6)	猪苗代四季の里	64	28	26	62	5月2日
	7		(7)	御ホテル不動滝	7	5	5	7	5月11日
	8		(8)	正幸館	15	8	7	14	5月16日
	9		(9)	志田浜温泉 レークサイド観光	54	22	18	50	5月6日
	10		(10)	ペンション ある日記	13	6	5	17	5月6日
	11		(11)	国民宿舎さざの湯	26	11	11	25	5月9日
12	(12)		たなべの湯	12	6	6	13	5月10日	
13	(13)		旭日荘	14	7	7	12	5月6日	
14	(14)		猪苗代リゾートホテル	145	51	41	133	5/6-5/10	
15	(15)		ヴィライナワシロ	60	48	36	93	5月5日	
16	磐梯町		(1)	リゾートイン磐梯	69	28	28	68	5月12日
浪江町計				829	330	281	803		
南相馬市	1	猪苗代町	(1)	ヴィライナワシロ	33	12	8	24	
	南相馬市計				33	12	8	24	
	合 計				5,374	1,911	1,754	5,140	

被災地 市町村	番号	受入 市町村	内訳	宿泊施設名	滞留人数 (5月16日現在)(人)	世帯数 対象数	訪問済み 訪問済み	人数(人)	調査日
大熊町	1	会津若松市	(1)	ホテルアルファワン	91	64	59	96	4月24日
	2		(2)	大江戸温泉 湯屋あいつ	60	18	18	57	4月24日
	3		(3)	ナリ会津セントリックス	84	28	28	76	4月23日
	4		(4)	シティホテル石橋	28	18	17	28	4月24日
	5		(5)	ペンション スワン	9	4	4	9	4月26日
	6		(6)	旅館 いしだ屋	2	1	1	2	4月21日
	7		(7)	民宿 たきざわ	17	6	5	10	4月23日
	8		(8)	料理旅館田事	22	5	5	18	4月22日
	9		(9)	ホテル大坂屋	71	35	35	78	4月25日
	10		(10)	中野ツングランドホテル	47	40	26	31	4月24日
	11		(11)	中野旅館	11	3	2	7	4月23日
	12		(12)	民宿多賀栄	40	9	9	36	4月23日
	13		(13)	東横イン会津若松駅前	18	10	9	19	4月25日
	14		(14)	御宿東風	281	73	73	255	4/4-4/20
	15		(15)	東山パークホテル新風月	265	83	83	248	4月13日
	16		(16)	原瀬十精旅館(世帯4名)	230	58	54	204	4月22日
大熊町	17		(17)	ハイカラはてる湯 藤シラッセ	30	10	9	23	4月23日
	18		(18)	旅館 声名	28	7	7	31	4月20日
	19		(19)	おやど東山	47	12	12	47	4月22日
	20		(20)	ホテル伏見荘	20	5	5	16	4月23日
	21		(21)	東山第一ホテル	93	22	22	93	4月20日
	22		(22)	朝香ホテル	74	22	22	70	4月15日
	23		(23)	二光	20	8	8	19	4月23日
	24		(24)	くづろぎ宿千代滝	298	76	69	271	4月21日
	25		(25)	東山グランドホテル	234	68	61	211	4月18日
	26		(26)	くづろぎ宿新滝	218	62	56	200	4月20日
	27		(27)	溪流の宿東山ハイマートホテル	52	14	14	56	4月23日
	28		(28)	庄助の宿滝の湯	273	64	61	221	4月13日
	29		(29)	ホテル玉屋	83	25	25	81	4月15日
	30		(30)	元湯 有馬屋	13	4	4	13	4月23日
	31		(31)	宿たかや	21	2	2	7	4月22日
喜多方市	32		(32)	會津つるやホテル	52	20	20	51	5月11日
	33		(33)	鳥一	28	8	8	24	4月23日
	34		(34)	ホテルタカコー	4	1	1	4	5月16日
	36		(1)	喜多方おさざの宿	25	10	10	20	4月27日
	37		(2)	志ぐれ亭	6	2	2	6	4月28日
	38		(3)	いいでゆ	6	4	4	6	4月25日
	39		(4)	いいで荘	11	4	4	11	4月25日
	40		(5)	世屋旅館	8	3	3	10	4月28日
	41		(6)	あづま旅館	31	9	9	30	4月26日
	42		(7)	やまと屋旅館	13	2	2	12	4月28日
	43		(8)	旅館 榎屋	17	7	7	18	4月26日
	44		(9)	みとや旅館	1	0	0	—	—
	45		(10)	喜望館	56	16	13	39	4月25日

8) 巡回健康相談実施報告票

FAX 0242-29-5509
会津保健福祉事務所健康増進課 大平あて

巡回健康相談実施報告票

年月日	平成23年 月 日 ()	対応者 (所属・職種 氏名)			
	: ~ :				
巡回場所					

巡回健康相談相談状況

	件数		種 別											
	実	延	乳 幼 児	高 齢 者	妊 産 婦	単 身 者	心 身 障 害	要 介 護	感 染 症	その他				
人 数														

【主な対応状況】

【課題・申し送り】

*医療救護班につなぎたい人も記入してください。

*翌日の対応者は、医療救護班の診察の概要を記入してください。

9) 避難所巡回情報 (平成23年3月31日～)

避難所巡回情報 (1)金津美里町(農業町)・金津坂下町等(農業町)、(2)国・県直営、(3)メンタルヘルス													
巡回先	巡回先名	巡回先住所	巡回先電話番号	巡回先FAX	巡回先Eメール	巡回先HP	巡回先URL	巡回先備考	巡回先備考2	巡回先備考3	巡回先備考4	巡回先備考5	巡回先備考6
(1) 市町村支援	21 新緑体育館	98 / 200	美里町 保 2										
	22 美里町立総合センター	215 / 200	美里町 保 1										
	23 美里町立総合センター	190 / 230	美里町 保 1										
	24 美里町立総合センター	108 / 100	美里町 保 1										
	25 美里町立総合センター	284 / 450	美里町 保 2										
	26 美里町立総合センター	130 / 450	美里町 保 2										
	27 美里町立総合センター	27 / 450	美里町 保 2										
	28 美里町立総合センター	27 / 450	美里町 保 2										
	29 美里町立総合センター	27 / 450	美里町 保 2										
	30 美里町立総合センター	27 / 450	美里町 保 2										
(2) 国・県直営避難所	17 川西公民館	177 / 200	美里町 保 2										
	18 美里町立総合センター	29 / 100	美里町 保 1										
	19 美里町立総合センター	29 / 100	美里町 保 1										
	20 美里町立総合センター	29 / 100	美里町 保 1										
	21 美里町立総合センター	29 / 100	美里町 保 1										
	22 美里町立総合センター	29 / 100	美里町 保 1										
	23 美里町立総合センター	29 / 100	美里町 保 1										
	24 美里町立総合センター	29 / 100	美里町 保 1										
	25 美里町立総合センター	29 / 100	美里町 保 1										
	26 美里町立総合センター	29 / 100	美里町 保 1										
(3) メンタルヘルス	10 美里町立総合センター	199 / 200	美里町 保 2										
	11 美里町立総合センター	199 / 200	美里町 保 2										
	12 美里町立総合センター	199 / 200	美里町 保 2										
	13 美里町立総合センター	199 / 200	美里町 保 2										
	14 美里町立総合センター	199 / 200	美里町 保 2										
	15 美里町立総合センター	199 / 200	美里町 保 2										
	16 美里町立総合センター	199 / 200	美里町 保 2										
	17 美里町立総合センター	199 / 200	美里町 保 2										
	18 美里町立総合センター	199 / 200	美里町 保 2										
	19 美里町立総合センター	199 / 200	美里町 保 2										

10) 県内外派遣保健班の活動状況

県内外派遣保健班の活動状況 ■一次避難所支援 1県営 (1) 県立高等学校(5校、現在は全て閉鎖) 県立会津総合病院 看護師1チーム常駐 会津保健福祉事務所保健師1チーム → 閉鎖日まで (2) 会津自然の家 県立会津総合病院 看護師1チーム常駐 会津保健福祉事務所保健師1チーム → 随時訪問 2国営 (1) 磐梯青年交流の家 県立会津総合病院 看護師1チーム常駐 会津保健福祉事務所保健師1チーム → 随時訪問 3市町村設置 (1) 葛尾村 厚生労働省官2名常駐 協会健康 保健師1名常駐 協成健康 保健師1チーム常駐 飯山県保健師1チーム常駐 会津保健福祉事務所保健師1チーム → 随時訪問 (2) 楢葉町 協会健康 保健師2名常駐 福島県立医科大学看護学部看護師等常駐 長野県保健師1チーム常駐 礼幌市1チーム(医1、保2、事1)常駐 広島市保健師1チーム常駐 会津保健福祉事務所保健師1チーム → 随時訪問 ■二次避難所支援(ホテル・旅館等) 1市町村設置 (1) 葛尾村(会津坂下町・柳津町の旅館等) 会津保健福祉事務所保健師1チーム → 随時訪問 (2) 楢葉町(芦ノ牧温泉) 会津保健福祉事務所保健師1チーム → 随時訪問 (3) 大熊町(東山温泉、会津若松市・喜多方市・北塩原村のホテル等) ・訪問調査 4月12日～5月12日(1回目終了) 12/6/1330 世帯実施済(5/16現在) 神奈川県保健師1名 4月14日 国立清湯温泉看護師3～5名 4月18日～4月26日 協会健康 保健師1名 4月19日～4月22日 長野県保健師1チーム 4月25日～4月27日 礼幌市保健師1チーム 4月18日～4月30日 京都府保健師1～3名 4月18日～5月10日 青森県保健師1チーム 4月15日～5月12日 山口県保健師1チーム 4月19日～5月12日 ・東山温泉：医療巡回時に再訪問 京都府保健師1～2名 4月30日～ ※現在、データ入力作業中。	青森県保健師1チーム 5月 7日～5月11日 山口県保健師1チーム 5月16日 212/244 世帯実施済(5/9現在) (4) 双葉町(リスデル猪苗代) ・訪問調査 4月26日～4月27日 ・常駐健康管理等(訪問調査も引き続き実施中) 川崎市保健師1チーム 4月26日～ 礼幌市保健師1チーム 5月10日～ ※現在、データ入力作業中。 (5) 浪江町(猪苗代町・磐梯町・北塩原村のホテル等) ・訪問調査(猪苗代町の施設のみ) 礼幌市保健師1チーム 4月28日～4月30日 京都府保健師1～3名 4月28日～5月17日 青森県保健師1チーム 4月28日～5月17日 山口県保健師1チーム 4月28日～5月17日 197/205 世帯実施済(5/9現在) (6) 葦相馬市(ヴィラ・イワナシロ) 青森県保健師1チーム 5月4日 山口県保健師1チーム 5月4日 ※現在、データ入力作業中。 25/33 名実施済(5/9現在) ■訪問調査結果について (1) 大熊町 ①個別ケース対応 ・二次避難所ごとに調査票をとりまとめ、1)緊急、2)継続支援、3)支援不要に区分し、緊急ケースについては関係部署へつなぎ、支援を開始。継続ケースについては、随時、大熊町と協議し、支援方針を決定して必要なサービス等へつないでいる。 ・東山温泉等の緊急巡回時に、大熊町の保健師が調査票を持参して継続支援ケースを訪問し、要医師の場合は医療巡回診療を継続している。 → 調査票の閲覧は、地域支援課までお申し出下さい。 ②集団アプローチ ・調査等における聞き取りで、雇用性症候群や部屋への引きこもりの可能性が見られたため、北塩原村及び双葉協会は避難者向けの教室・軽作業を企画し、参加呼びかけを開始。 ・大熊町の、高齢者サロンの設置や軽作業を企画。また、乳幼児世帯向けに、会津若松市内の子育て支援センターの活用について検討を始めた。 ・今後、効果的な集団アプローチができるよう、速やかにデータ入力を行い、集計データを活用する。 (2) 浪江町 ・データ入力後、調査票とデータは、全て浪江町・猪苗代出張所へ渡すこととし、医師巡回時には調査票の写しをもらい、参考資料として使用する。 → 調査票の閲覧は、地域支援課までお申し出下さい。 (3) 双葉町 ・リスデルに常駐している川崎市・礼幌市チームにデータ入力を依頼し、同様に常駐している双葉町職員が使用できるように入力作業中。 (4) 葦相馬市 ・データ入力後、調査票とデータを全て南相馬市へ渡すこととする。
--	---

10 所内ミーティング資料（医療救護班、健康管理班）

1）朝の定例ミーティング資料（前日の活動報告）

【京都府】 ○京都府立医科大学 →ペンションスワン (No101) 診療6名 (新規) 0名 (再診) 6名 高血圧症5名、その他1名 (口唇ヘルペス・白癖) →ナリ会津カントリークラブ (No101) 診療9名 (新規) 4名 花粉症1名、高血圧症1名、ストレス症状1名、甲状腺機能障害1名 (再診) 5名 上気道感染症1名、高血圧症1名、ストレス症状1名、その他2名 【滋賀県】 ○公立甲賀病院 →東山ハイマートホテル (No 102) 診療12名 (新規) 12名 感冒7名、めまい・頭痛1名、糖尿病1名、前立腺肥大1名、心疾患1名、関節痛1名 (その他特記事項) →旅館 芦名 (No 102) 診療5名 (新規) 5名 便秘1名、糖尿病1名、蕁麻疹1名、不眠1名、立ちくらみ1名 →元湯 有馬屋 (No 102) 診療0名 【日赤】 ○山形県支部 (霞陽総合病院) →会津美里町役場職員 (No110) 診療15名 (新規) 15名 咳・慢性気管支炎1名、緊張性頭痛3名、疲れ・肩こり・緊張性頭痛1名、糖尿病・高血圧症1名、高血圧症2名、腰痛1名、高血圧症・不眠症1名、緊張性頭痛・アレルギー性鼻炎1名、アレルギー性鼻炎1名、急性気管支炎1名、副鼻腔炎・アレルギー性鼻炎1名、急性気管支炎・咽頭炎1名 1名、便秘・健康チェック1名、怪我 (顔の切り傷) の確認・鼻汁1名、血糖値確認1名、踵部の痛み1名、高血圧・不眠1名 (その他特記事項) ストレス・疲れによると思われる頭痛・肩こりを訴える方が多い。震災後から高血圧の状態が落ち着かないという訴えあり。 ○京都府支部 (京都第二赤十字病院) →裏磐梯ロイヤルホテル (No105) 診療15名 (新規) 14名 下腿浮腫・口内炎・結膜炎・腰痛1名、下腿浮腫・息切れ1名、眼のかゆみ・鼻汁・不眠頭痛1名、内服希望・脳梗塞後遺症1名、内服希望・高血圧・糖尿・便秘1名、不眠1名、胃痛・かゆみ1名、高血圧1名、内服希望1名、血圧測定2名、左下腿痛1名、右下肢痛・腰痛1名、吐き気・不眠1名	(再診) 39名 便通障害1名、高血圧症10名、循環器疾患1名、脳血管障害1名、腰痛・神経痛4名、ストレス障害2名、その他20名 →ホテル白雲荘 (No105) 診療13名 (新規) 13名 腰痛4名、咳・かゆみ・高血圧1名、血圧測定1名、咳・痰1名、便秘・耳鳴り1名、高血圧・不眠1名、不整脈1名、高血圧1名、投薬1名、不眠1名 (再診) 名 上気道感染症6名、肺炎1名、便通障害1名、高血圧症7名、ストレス症状1名、その他3名 →休暇村裏磐梯 (No105) 診療13名 (新規) 3名 花粉症・偏頭痛1名、高血圧1名、慢性胃炎1名 (再診) 13名 上気道感染症1名、高血圧症4名、腰痛・神経痛4名、その他4名 【避難者の状況】※4月26日20時現在 避難者数 9, 127人 (昨日比較 165人増) (内訳) 避難所 892人 (昨日比較 39人減) 宿泊施設 8, 235人 (昨日比較 204人増)
---	---

2) 朝の定例ミーティング資料 (当日の支援活動体制)

平成23年4月27日(水)

会津地域における保健・医療機関支援体制

4月26日の現在

NO	市町村	支援施設	常設人数	臨時人数	臨時人数(4月26日現在)	常設人数(※23年度実績)	リハビリ人数	臨時人数	その他人数
A-2	磐梯町	磐梯青少年交流の家	174			常設人数(※23年度実績) 1400			
A-3	昭和女子大学津ヶ崎キャンパス		20			常設人数(※23年度実績) 1400			
B-1	磐梯町	リバーイン磐梯	154			常設人数(※23年度実績) 1400			
C-1	あいて総合体育館		44			常設人数(※23年度実績) 1400			
C-2	会津若松市	ふれあい体育館	64			常設人数(※23年度実績) 1400			
C-3	河東総合体育館		59			常設人数(※23年度実績) 1400			
D-1	磐梯川公園体育館		56			常設人数(※23年度実績) 1400			
E-1	西会津町	さくら公園体育館	30			常設人数(※23年度実績) 1400			
F-1	会津自然の家		34	2		常設人数(※23年度実績) 1400			
F-2	会津坂下町	川西公民館	14	5		常設人数(※23年度実績) 1400			
F-3	湯川村	農村環境改善センター	15	2		常設人数(※23年度実績) 1400			
G-1	湯川村	ユースピア79かわ	23			常設人数(※23年度実績) 1400			
H-2	会津美里町	農村環境改善センター(本館)	16	4		常設人数(※23年度実績) 1400			
H-3	会津美里町	農村環境改善センター(新館)	35	12		常設人数(※23年度実績) 1400			
H-5	会津美里町	高田地区センター	51	14		常設人数(※23年度実績) 1400			
H-6	会津美里町	旧会津小学校(高田)	35			常設人数(※23年度実績) 1400			
H-7	会津美里町	旧会津小学校(高田)	19			常設人数(※23年度実績) 1400			
H-8	会津美里町	高齢者福祉センター(新館)	14	9		常設人数(※23年度実績) 1400			
L-1	磐梯町	磐梯川	35			常設人数(※23年度実績) 1400			
小計			892	48	0	常設人数(※23年度実績) 1400			
常設施設 (※50～100名以上の常設所開)	4月24日現在								
101	会津若松市内	大田川児童 湯川川児童	507	15	15				
	会津若松市内	リバーイン磐梯	154	15	15				
	会津若松市内	リバーイン磐梯	204	15	15				
	会津若松市内	東山児童	234	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	279	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	314	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	48	8	8				
	会津若松市内	くづみの児童	78	7	7				
	会津若松市内	くづみの児童	69	12	12				
	会津若松市内	くづみの児童	51	5	5				
	会津若松市内	くづみの児童	31	3	3				
	会津若松市内	くづみの児童	145	0	41				
	会津若松市内	くづみの児童	47	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	47	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	45	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	104	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	19	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	313	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	238	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	378	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	17	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	33	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	12	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	16	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	145	0	41				
	会津若松市内	くづみの児童	47	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	47	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	45	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	104	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	19	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	313	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	238	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	378	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	17	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	33	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	12	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	16	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	145	0	41				
	会津若松市内	くづみの児童	47	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	47	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	45	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	104	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	19	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	313	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	238	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	378	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	17	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	33	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	12	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	16	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	145	0	41				
	会津若松市内	くづみの児童	47	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	47	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	45	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	104	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	19	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	313	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	238	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	378	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	17	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	33	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	12	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	16	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	145	0	41				
	会津若松市内	くづみの児童	47	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	47	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	45	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	104	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	19	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	313	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	238	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	378	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	17	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	33	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	12	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	16	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	145	0	41				
	会津若松市内	くづみの児童	47	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	47	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	45	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	104	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	19	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	313	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	238	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	378	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	17	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	33	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	12	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	16	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	145	0	41				
	会津若松市内	くづみの児童	47	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	47	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	45	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	104	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	19	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	313	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	238	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	378	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	17	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	33	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	12	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	16	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	145	0	41				
	会津若松市内	くづみの児童	47	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	47	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	45	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	104	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	19	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	313	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	238	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	378	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	17	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	33	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	12	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	16	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	145	0	41				
	会津若松市内	くづみの児童	47	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	47	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	45	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	104	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	19	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	313	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	238	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	378	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	17	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	33	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	12	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	16	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	145	0	41				
	会津若松市内	くづみの児童	47	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	47	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	45	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	104	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	19	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	313	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	238	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	378	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	17	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	33	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	12	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	16	0	0				
	会津若松市内	くづみの児童	145	0	41				
	会津若松市内	くづみの児童	47	15	15				
	会津若松市内	くづみの児童	47	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	45	13	13				
	会津若松市内	くづみの児童	104	15	15				

1 1 避難所巡回指導活動報告書（食品衛生・ペット関係）

避難所巡回指導活動報告書					
平成 年 月 日			避難所等の名称		
収容者数		人	巡回担当者		
			助言内容		
衛生 関係	点検項目				
	食品 ☐ どのような食品が主に提供されているか () ☐ 食品の長時間放置はないか ☐ 炊き出し施設は衛生的か 調理 ☐ 十分な加熱調理が行われているか ☐ 調製当日に提供されているか ☐ 体調不良者が調理していないか ☐ 手洗いが適切に行われているか 飲用水 ☐ 飲用適の水が使われているか (☐ 水道 ☐ 給水車 ☐ ペットボトル ☐ その他) トイレ ☐ 衛生的に使われているか ☐ 手洗い消毒液が設置されているか				
ペ ット 関 係	収容頭数 犬 (頭) 猫 (頭) その他 (頭) 飼養場所 ☐ 屋外 ☐ ケージ等 ☐ 屋内 ☐ 車内 ☐ けい留 餌の不足状況（要望） ☐ 犬用 ・ ・ ・ ☐ 猫用 ・ ・ ・ ☐ その他・ ()・ 病気、ケガの有無 ☐ 有 ☐ 無 獣医師派遣の要望 ☐ 有 ☐ 無			餌の支援 ☐ 犬用 ☐ 猫用 ☐ その他	
	要望事項				

1 2 各避難所の食事提供実態

各避難所の食事提供実態(調査票、1巡目)

市町村名	避難所名	避難者数	巡回日	調理主体	炊き出し施設	他施設での調理		備考
						調理品の納品	調理施設	
会津若松市	あいづ総合体育館	189	4月5日	屋食・夕食(ボランティア)	テント	朝食(おにぎり)	食品スーパー	屋食・夕食を仕出し弁当に切り替え予定
	河東総合体育館	132	4月5日	屋食・夕食(ボランティア)	テント	朝食(おにぎり)	仕出し屋	7:50
	北会津中学校	22	4月5日	炊き出しなし	なし	朝食・屋食・夕食(仕出し弁当)	仕出し屋	その都度
	ふれあい体育館	132	4月5日	屋食・夕食(ボランティア)	テント	朝食(おにぎり)	仕出し屋	7:50
会津若松市 (県設置避難所)	葵高等学校	65	—	炊き出しなし	なし	朝食～夕食(おにぎり)	短大調理室・自宅(ボランティア)	10:00
	学鳳高等学校	99	—	炊き出しなし	なし	朝食～夕食(おにぎり)	短大調理室・自宅(ボランティア)	10:00
	会津高等学校	54	—	炊き出しなし	なし	朝食～夕食(おにぎり)	短大調理室・自宅(ボランティア)	10:00
	会津工業高等学校	62	—	炊き出しなし	なし	朝食～夕食(おにぎり)	短大調理室・自宅(ボランティア)	10:00
猪苗代町	若松商業高等学校	7	—	炊き出しなし	なし	朝食～夕食(おにぎり)	短大調理室・自宅(ボランティア)	10:00
	猪苗代町総合体育館	219	4月6日	朝食～夕食(町職員、ボランティア)	町営の調理施設	朝食～夕食(おにぎり)	町内民宿(町観光協会)	その都度
	磐梯青少年の交流の家	338	4月6日	営業施設(磐梯青少年の交流の家)	食品営業施設	なし		
	町民体育館(4/8閉鎖)	16	4月6日	炊き出しなし	なし	夕食～屋食(おにぎり)	町公民館(ボランティア)	15:00
磐梯町	リゾートイン磐梯	130	4月6日	営業施設(リゾートイン磐梯)	食品営業施設	朝食(おにぎり)	町公民館(ボランティア)	17:00
	押切川公園体育館	251	4月7日	市職員・ボランティア(おにぎり、味噌汁等)	テント(その都度調理)	なし		
	活性化センター	13	4月7日	屋食(パン・カップラーメン)	なし	ご飯・味噌汁・漬物(朝食・夕食)	自宅(ボランティア)	その都度
	ユースピアゆがわ	65	4月7日	自炊(被災者)	併設調理室	なし		
西会津町	さゆり公園体育館	51	4月4日	ボランティア(おにぎり、夕食・朝食、炊飯は給食センター)	併設調理室	屋食(煮物、汁物、カレー等)	町公民館(ボランティア)	12:00
	新鶴体育館	23	4月8日	自炊(朝食・夕食)、屋食は各自	併設調理室	朝食・夕食(おかず)	ホットピア新鶴	その都度
	ふれあいセンターあやめ荘	166	4月8日	通常自炊(朝食・夕食)、炊き出し(ボランティア)	併設調理室	おにぎり	県本部	10:00～11:00
	農村環境改善センター	126	4月8日	自炊(被災者)	併設調理室	おにぎり	県本部	
会津美里町	構造改善センター	79	4月8日	自炊(被災者)	併設調理室	おにぎり3個/日	県本部	10:00～11:00
	高田体育館	160	4月8日	通常自炊(汁物)、炊き出し(ボランティア)	テント	パン・おにぎり	県本部	10:00～11:00
	旧赤沢小学校	126	4月11日	役場職員、ボランティア	併設調理室	朝食～夕食(おにぎり)	県本部(2回/日配送)	9:00～10:00、10:00～13:00
	旧赤沢幼稚園	72	4月11日	役場職員、ボランティア	併設調理室(汁物再加熱)	屋食・夕食(おにぎり)、汁物	県本部(2回/日)、旧赤沢小学校	9:00～10:00、10:00～13:00
会津坂下町	旧高田幼児保育園	54	4月11日	役場職員、ボランティア	併設調理室	朝食～夕食(おにぎり)	県本部(2回/日配送)	9:00～10:00、10:00～13:00
	新鶴高齢者福祉センター	31	4月11日	役場職員、ボランティア	併設調理室(汁物再加熱)	朝食～夕食(おにぎり)	県本部(2回/日)、構造改善センター	9:00～10:00、10:00～13:00
	農村環境改善センター	26	4月4日	自炊(被災者)	併設調理室	なし		
	会津自然の家	137	4月4日	営業施設(会津自然の家)	営業施設	なし		
柳津町	川西公民館(葛尾村運営)	161	4月4日	葛尾村学校センター調理従事者	併設調理室	屋食・夕食(おにぎり)	県本部	12:00～13:00
	健康福祉プラザ銀山荘	77	4月4日	朝食(自炊)、屋食・夕食(ボランティア)	併設調理室	なし		
	しらかば荘	3	—	自炊(被災者)	併設調理室	なし		

各避難所の食事提供実態(2巡目)

市町村名	避難所名	避難者数	巡回日	調理主体	炊き出し施設	他施設での調理	
						調理品の納品	調理施設
会津若松市	あいづ総合体育館	49	4月26日	自炊(被災者)・缶詰等の再加熱	テント	朝食(おにぎり)、昼食・夕食(仕出し屋)	食品スーパー、仕出し屋
	河東総合体育館	59	4月26日	自炊(被災者)・缶詰等の再加熱	給湯室	朝食(おにぎり)、昼食・夕食(仕出し屋)	仕出し屋
喜多方市	ふれあい体育館	68	4月26日	自炊(被災者)・缶詰等の再加熱	給湯室	朝食(おにぎり)、昼食・夕食(仕出し屋)	仕出し屋
	押切川公園体育館	56	4月26日	自炊(被災者)・朝食汁物	テント	朝食～夕食(仕出し弁当)	仕出し屋
湯川村	ユースピアゆがわ	65	4月7日	自炊(被災者)	併設調理室	なし	
会津美里町	農村環境改善センター	16	4月25日	自炊(被災者)	併設調理室	朝食・昼食(おにぎり)、夕食(仕出し弁当)	県本部、仕出し屋
	構造改善センター	43	4月25日	自炊(被災者)	併設調理室	昼食(おにぎり)、夕食(仕出し弁当)	県本部、仕出し屋
	旧赤沢小学校	35	4月25日	自炊(被災者)	併設調理室	朝食・昼食(おにぎり)、夕食(仕出し弁当)	県本部、仕出し屋
	旧赤沢幼稚園	19	4月25日	自炊(被災者)	併設調理室(汁物再加熱)	朝食・昼食(おにぎり)、夕食(仕出し弁当)	県本部、仕出し屋
	旧高田幼児保育園	47	4月25日	自炊(被災者)	併設調理室	朝食(おにぎり)、夕食(仕出し弁当)	県本部、仕出し屋
会津坂下町	新鶴高齢者福祉センター	14	4月25日	自炊(被災者)	併設調理室(汁物再加熱)	昼食(おにぎり)、夕食(仕出し弁当)、朝食・夕食(汁物)	県本部、仕出し屋、構造改善センター
	農村環境改善センター	15	4月27日	自炊(被災者)	併設調理室	なし	
柳津町	川西公民館(葛尾村運営)	14	4月27日	自炊(被災者)	併設調理室	夕食(仕出し弁当)	仕出し屋
	健康福祉プラザ銀山荘	35	4月27日	自炊(被災者)	併設調理室	昼食(おかず)	食品スーパー

各避難所の食事提供実態(3巡目)

市町村名	避難所名	避難者数	巡回日	調理主体	炊き出し施設	他施設での調理	
						調理品の納品	調理施設
会津若松市	河東総合体育館	25	6月16日	自炊(被災者)・缶詰等の再加熱	給湯室	朝食(おにぎり)、昼食・夕食(仕出し屋)	仕出し屋
	ふれあい体育館	26	6月16日	自炊(被災者)・缶詰等の再加熱	給湯室	朝食(おにぎり)、昼食・夕食(仕出し屋)	仕出し屋
会津美里町	農村環境改善センター	34	6月17日	自炊(被災者)	併設調理室	朝食・昼食(おにぎり)、夕食(仕出し弁当)	県本部、仕出し屋
会津坂下町	農村環境改善センター	9	6月16日	自炊(被災者)	併設調理室	なし	
	川西公民館(葛尾村運営)	6	6月16日	自炊(被災者)	併設調理室	夕食(仕出し弁当)	仕出し屋
柳津町	健康福祉プラザ銀山荘	33	6月17日	自炊(被災者)	併設調理室	昼食(おかず)	食品スーパー

1) 保健所から食品を提供される方へのお願い（食品衛生）

保健所から、食品を提供される方（ボランティア、協力業者の方）へのお願い

被災者へのおにぎり等の食品の調理については、大変ご苦労されていると思います。調理提供にあたっては、食中毒等の健康被害を防止するため、下記の点に注意してくださるようお願いいたします。



- ① 手に傷、下痢・嘔吐等の症状のある方は調理作業に従事しないようにしましょう。
- ② 手洗い消毒を正しい手順で十分に行いましょう。

1 指輪、時計等をははずす。
2 流水で汚れをよく洗い流す。
3 石けんを泡立てて1分以上もみ洗いする。
4 流水で良くすすぐ。
5 清潔なペーパータオル等で手を拭く。
6 アルコール消毒液を手にはっきりとよくすり込みながら乾燥させる。

- ③ おにぎりを作る際は、使い捨て手袋、ラップ等を使用し、直接素手で握らないようにしましょう。

- ④ ご飯が熱いまま握りラップに包むと、熱がこもり細菌が繁殖しやすくなるので、十分に冷ましてから握りましょう。

- ⑤ おにぎりの配送・保管にあたっては、高温の場所は避け、涼しい場所に保管するなど、細菌が繁殖しないよう注意しましょう。

- ⑥ おにぎり等の調理食品1個を検査（保存食）として、72時間以上冷蔵保存し、その後廃棄してください。

（金津保健福祉事務所生活衛生部衛生推進課食品衛生チーム 0242-29-5516）

2) 保健所から各避難所管理者へのお願い（食品衛生）

保健所から、各避難所管理者様へのお願い

各避難所の管理運営については、大変ご苦労されていると思います。食中毒等の健康被害を防止するため、下記の点に注意して頂けまようようお願いいたします。

- ① 避難所における調理食品は、より安全性が高い加熱調理食品の提供をお願いします。（果物等を除く。）

- ② 避難所で調理作業にあたるボランティアの方で、手に傷、下痢・嘔吐等の症状のある方は調理作業に従事しないようにしましょう。

- ③ 手洗い消毒を正しい手順で十分に行いましょう。

1 指輪、時計等をははずす。
2 流水で汚れをよく洗い流す。
3 石けんを泡立てて1分以上もみ洗いする。
4 流水で良くすすぐ。
5 清潔なペーパータオル等で手を拭く。
6 アルコール消毒液を手にはっきりとよくすり込みながら乾燥させる。

- ④ おにぎり等配送された食品については、調理後、喫食までの時間が経過しているのにより注意が必要です。冷蔵庫又は涼しい場所に保管し、1日分をまとめて配布するのではなく、1回の食事分のみ配布するようお願いいたします。

- ⑤ おにぎりの納品があった場合は、前回納品分で喫食していないものがある場合は、避難者より回収し廃棄するようお願いいたします。

- ⑥ おにぎり等の調理食品は、配布前に、中身を確認するなどして、臭い等品質に問題が無いか確認してください。

（金津保健福祉事務所生活衛生部衛生推進課食品衛生チーム 0242-29-5516）

3) 食中毒予防リーフレット（避難者用）

避難している皆さんへ

夏場の食中毒にご注意！

暑い季節は細菌による食中毒が発生しやすくなります。既に県内の避難所では炊き出しの食事による食中毒が発生しておりますので、避難者の皆さんは以下の内容に注意し、食中毒予防に努めてください。

＜食中毒予防3原則＞

①つけない ②ふやさない ③やっつける

＜避難所で生活する際の注意点＞

①食事の前やトイレの後は、十分に手を洗ってください。食中毒だけでなく感染症の予防にもなります。

②悪くなりやすい食品（弁当やおにぎり等）を配布されたら、速やかに食べってください。

③個人で食料をお持ちの方は、直射日光が当たらない冷暗所で保管してください。冷蔵が必要な食品は必ず冷蔵庫で保管してください。

④食中毒が疑われる症状（下痢、腹痛等）がある場合は、速やかに避難所の管理者に申し出るとともに、医療機関を受診してください。



福島県会津保健所 0242-29-5516

4) 食中毒予防リーフレット（避難所管理者用）

避難所の管理者の方へ保健所からのお願い

夏場の食中毒に注意してください！

暑い季節は細菌による食中毒が発生しやすくなります。既に県内の避難所では炊き出しの食事による食中毒が発生しておりますので、避難所で食事を提供する方は以下の事項に留意し、食中毒の予防に努めてください。

＜避難所で食事を提供する際の注意点＞

①避難者へ提供する食事は、可能な限り調理後速やかに提供してください（目安は2時間以内）。

②前日に調理したものは提供しないください。


③可能であれば避難者が利用できる冷蔵庫等の保管設備を確保してください。

④トイレや洗面所等には、避難者が常に利用できるよう手洗い消毒薬（薬用石けん、石けんとアルコール等）を用意してください。

⑤トイレ等の避難者の共用部分については、洗浄消毒等により常に清潔な状態を保ってください。

⑥避難者の体調不良情報の把握に努めてください。



福島県会津保健所 0242-29-5516

5) 感染予防リーフレット（感染予防8カ条）



避難場所では、インフルエンザや風邪、嘔吐下痢症の流行が心配されています。

【感染予防のための8ヶ条】 vol.1.0

～可能な限り守っていただきたいこと～

- ① 食事は可能な限り加熱したものをとるようにしましょう
- ② 安心して飲める水だけを飲用とし、きれいなコップで飲みましょう
- ③ こはんの前、トイレの後には手を洗いまししょう
(水やアルコール手指消毒薬で洗ってください)
- ④ おむつは所定の場所に捨て、よく手を洗いまししょう



～症状があるときは～

- ⑤ 咳が出るときには、周りに飛ばさないようにクチを手でおおいまししょう (マスクがあるときはマスクをつけてください)
- ⑥ 熱っぽい、のどが痛い、咳、けが、嘔吐、下痢などがあるとき、特にまわりに同じような症状が増えているときには、医師や看護師、代表の方に相談してください。
- ⑦ 熱や咳が出ている人、介護する人はなるべくマスクをしてください。
- ⑧ 次の症状がある場合には、早めに医療機関での治療が必要かもしれません。
医師や看護師、代表の方に相談してください。
・咳がひどいとき、黄色い痰が多くなっている場合
・息苦しい場合、呼吸が荒い場合
・ぐったりしている、顔色が悪い場合

※特に子供やお年寄りでは症状が現れにくいことがありますので、まわりの人から見て何かいつもと様子が違う場合には連絡してください。

東北感染症対策ネットワーク、平成23年3月17日

6) 感染予防リーフレット（手洗い消毒）

食中毒対策は、手洗い消毒が重要です。



1

流水で十分に両手首の上5cmぐらいまでをぬらします。



2

必要量の石けんを手のひらに取り泡立てながら30秒以上もみ洗います。



3

最初は、両手のひらをよくこすりします。



4

手の甲から指の間もよく洗います。



5

指先はとくに入念に洗います。



6

手のひらから指の間もくまなく洗います。



7

親指は反対の手のひらで包むようにしてねじりながら洗います。



8

手首までしっかりと洗います。



9

流水で十分に石けんを洗い流します。



10

洗い終わった後は、ペーパータオルで拭いて乾燥させることが重要です。

2回繰り返すと、より効果的です。

7) 精神リーフレット (被災者向け)

被災された方へ

災害に巻き込まれると、これまでに感じたことのない気持ちの変化や体の不調が起きることがあります。
それらは多くの人が普通に体験するもので、決して特別なものではありません。

◇このようなことがありますか？

- 頭痛、めまい、吐き気、下痢、胃痛、動悸、しびれなどがとまらない。
- 気持ちが高ぶって寝つきが悪い。途中で目が覚めたりする。
- 食欲が落ちる。疲れやすい。体がだるい。
- 災害の体験に関連した夢を見る。体験した光景が突然繰り返しよみがえる。
- 以前と比べて活力や集中力が低下している。
- 物音などちょっとした刺激にもびっくりしてしまう。
- イライラして、怒りっぽくなる。涙が止まらない。

□> 多くの場合は自然に回復していきますが、回復までに長い時間がかかることがあります。

ここに体の健康を保つために…

○人と人のつながりを大事にしましょう。ご家族同士、ご近所同士で声をかけ合いましょう。

○回復の早さは人それぞれ違います。あせらないで自分のペースを大切にしましょう。

○食事や睡眠など日常生活のリズムをなるべく崩さないようにしましょう。

○ちょっと一休み、全力で頑張る過ぎないで、定期的に休みを取りましょう。

○気になることがあったら遠慮しないで相談しましょう

～気持ちがつらいとき～

気持ちが不安定、突然恐怖感がおそってくるなど、つらいときには医療（薬）が必要かもしれません。医療機関や保健所に連絡するか、巡回のこころのケアチームが来たときにぜひ相談してください。



連絡先：会津保健福祉事務所 0242-29-5275

～避難所生活をよりよくするために～

不自由な生活を送られているご苦労を心よりお察しいたします
少しでも気持ちや体がリラックスできるように工夫してお過ごしください

○基本的な呼吸法○

- ①鼻からゆっくり息を吸ってください
- ②肺からお腹まで、気持ちよく空気で満たします。
- ③空気が体に行きわたるイメージで、そのまま2、3秒待ちます。
- ④今度は口からゆっくり息をはきます
- ⑤肺からお腹まで、すっかり息をはききりましょう。
- ⑥空気と一緒に気持ちの中のものが出ていくイメージで、そのまま2、3秒待ちます。
- ⑦ゆったりとした気持ちで、①～④を5回繰り返しましょう。



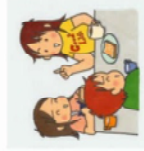
○体のリラックス○

- しっかりと休んでいることはかえって体にはストレスになります
＜エコノミーズ候群＞ずっと座ったままでいると血が固まって体に障害が起きやすくなります＞
- 伸びをする、少し散歩する、ストレッチ体操をするなど、自分にあった軽い運動をやってみましょう。
 - 毎日決まった時間に運動すると、体のリズムが作られ調子が整いやすくなります



○仲間どうしのリラックス○

- お互いの思いを話しあうことで気持ちをリラックスさせることができます
- 相手が話すときは、静かに耳を傾けて聞く
 - なるべく前向きな面を見つけて話をする
 - 話をしたくないときは、遠慮しないで「今はちょっと静かにしたい」と言ってみましょう



○休むこと○

- 思った以上に体が疲れています。なにかしていないと落ち着かない、ということもあるかもしれませんが、できるだけ決まった時間に睡眠をとるように心がけてください。
眠れなくても静かに横になって休むことは休まります。
※お酒は適量控えてください。その場合はよくても、あとで気持ちが落ち込みます。



8) 精神リーフレット（支援者向け）

～バーンアウト予防 支援者自身のこころのケア～

被災者のケアに当たる支援者は、被災者と同じ状況に置かれます。心や体にいろいろな変化が起こります。（二次受傷）

以下のようなストレス症状がないかチェックしましょう。

災害現場の光景が突然目に浮かぶ／睡眠障害／強い無力感や悔しさを感じる／気分、感情が優れない／憂鬱、気が滅入る／飲酒、喫煙量の増加、減少／胃腸の調子が悪い／夢をよく見る／食欲不振／粉力感、強い疲労感を感じる／強い罪悪感や自責感を持つ／戻もろくなる／異質風味、集中力がない／怒りっぽくなる

次のようなことに注意しましょう。

- ひとりで問題を抱え込まない。
- 自分の境界線を維持する。(人に任せる、ノーと言う)
- 自己管理と活動ベースの調整(無理しすぎない)
- 家族や友人と時間を過ごす、まめに連絡を取る
- 活動日には、短時間でできるリラックス法を実践する
- 中間と休昼を話し合い、気持ちと同僚とわかちあう
- ニーズとできることの限界を、常に認識しておく
- 空襲・怒り・孤独感・疲れを感じたときには、それを認識し、適切なセルフケアを行う(適度な運動、栄養、休養をとる)
- 気晴らしの活動にとりくむ(時間を待つ)
- 文章を書く、絵を描く、音楽を演奏するなど、自己表現の手段を持つ
- カフェインやタバコ、薬物の使用を控える
- 柔軟で、根気よく、寛大であるよう努める
- すべてを変えることはできないことを受け入れる

支援者は次のようなことを避けてほしい。

- 長期間ひとりきりで活動すること
ほとんど休憩を取らずに「ぶっ通し」で働くこと
自分ではふりしづけない、あるいは能力がないという思いを強めるような、ネガティブなことを考えること
食物や医薬品の過剰摂取に陥ること
よくある、セルフケアを阻害する態度：
「休養をとるなんて、自分勝手なことだ」
「みんな一日中働いている。私もうしろなれば」
「被災者のニーズは支援者のニーズより大事だ」
「私は働き詰めに働くことで、もっともって貢献できる」
「これは私だけにしかできないことだ」

会津保健福祉事務所
障がい者支援チーム

9) 精神リーフレット（保護者向け）

子どもへの接し方について～お父さん、お母さんへ～

災害で大変な被害に遭われ、さらに不自由な生活を送られているご苦労を心よりお察し申し上げます。

大人でも耐え難いこのような体験は、子ども達にも大きな痛手となります。



く子どもと接する場合は、次のようなことに気をつけてください！

- 
- ① 子どもに安心を与えるように努力してください。
- ・大人自身が落ち着いた態度で接する
- ② 子どもが悲しみや恐怖の感情を話さようなら、十分に聞いてあげてください。
- ③ 恐怖体験を思い出し出ている子どもが理解しやすい言葉で安心させてください
- ④ 子どもをひとりまっすぐにしないでください。
- ⑤ 年齢によっては、手元を握ることがあれば手伝わは、子ども自身が倒に立っていると感じることができるように頼みかけてください。手垢つてくれたら必ず喜めてあげてください。
- ⑥ 他の子どもとよく遊ばせましょう。

く専門的なアドバイザーが必要な場合へ

次のような状態が、状況の混乱が収まったあと2週間3週間と続き、だんだんひどくなっていくように感じられた時には、専門的なアドバイスが必要です。下記の相談先にご連絡ください。



- ① 突然不安になったり、興奮する。
- ② 突然現実でないようなことを言い出す。
- ③ 必要以上におびえたり、敏感すぎる。
- ④ 落ち着きがなくなったり、集中力がなくなる。
- ⑤ 表情の動きが少なくなったり、ボートとしている。
- ⑥ ひきこもって周囲の人との関わりがなくなる。
- ⑦ 眠らない。
- ⑧ 繰り返し怖い夢を見る。
- ⑨ 著しい涼ちゃんがえりが見られる。
- ⑩ 著しい涼ちゃんをあれこれいじめる。
- ⑪ 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、頻尿、夜尿などの症状がみられる。
- ⑫ 意識がなくなったり、倒れるような症状がみられる（ひきつけけがあり呼吸が止まって顔が青黒くなる場合は緊急の対応が必要です）。

相談・連絡先： 合津児童相談所 0242-23-1400
合津保健福祉事務所 0242-29-5275

10) 精神リーフレット (飲酒・睡眠)



飲めば飲まれる？

～アルコール依存症について正しい知識を！～

福島県心のケアチーム

▼まずは、あなたの酒の飲み方をチェックしてみましょう。

- ①あなたは今までに、飲酒を減らさなければいけないと思ったことはありますか？ ☐
- ②あなたは今までに、飲酒を批判されて腹が立ったことがありますか？ ☐
- ③あなたは今までに、飲酒に後ろめたい気持ちや罪意識を持ったことがありますか？ ☐
- ④あなたは今までに、朝酒や迎え酒を飲んだことがありますか？ ☐

以上のチェック項目のうち、2項目以上に当てはまればアルコール依存症が疑われます。
「アルコール依存症自己チェック(CAGEテスト)」より
※「やめようと思えば止められるけれども、飲みたいから飲んでいる」…そう言う人もいます。
れませんが、そうした気持ちよりも「今まで」の実績で判断します。

▼アルコール依存症とは

アルコール依存症とは、以下のような症状の現れる慢性・進行性の病気です。最終的には酒に対する統制を完全に失ってしまいます。

- 酒の量が増える(耐性)
→今までと同じ量では酔えず、酒の量が増えていく。
- 酒を飲まずにはいられない(精神的依存)
→酒なしでは落ちさなくなくなり、酒を飲むことばかり考えるようになる等。
- 酒を飲まないでいると離脱症状が出る(身体的依存)
→発汗や微熱、脈が速くなる、不眠、手指が振るえる等。
- 家庭生活や社会生活が成り立たなくなる(社会的影響)
→家庭内不和、飲酒の影響による遅刻・欠勤、失業、飲酒運転等。
本人はよほどの状態にならないと酒の問題を認めたりません(「否認の病氣」とも言われます)。また、周りの人は「飲まないように説教する」、「酒を隠す」等しがちですが、そのことばかりで本人の自覚の機会を損ね、結果的に問題の解決を遅らせてしまいます(「家族関係の病氣」とも言われます)。

▼災害とアルコール依存症

災害そのものがアルコール依存症を増加させるわけではありません。しかし、災害ではストレスが増え、不眠等をきたしやすくなります。これにアルコールで対応してしまうことで、アルコール依存症に陥びってしまうことがあります。アルコールによって一時的には効果があるように感じられるかもしれませんが、悪影響のほうははるかに大きいのです。「眠れないので酒を飲んだが、眠りが浅くなってしまう、さらに酒に頼ってしまう」というようなことも起こりやすくなります。



よい眠りについて

- ① 眠ることは大切…
睡眠不足は、日中の注意力低下や高血圧・高血糖を招く。ホルモン分泌に影響を与え、メタボリック症候群になりやすいともいわれている。

- ② 一晩の眠りは…
寝入ったのち次第に眠りが深く(ノンレム睡眠)なり、その後60～120分で浅いレム睡眠にはいる。それからはおおよそ90分の間隔でレム睡眠がみられる。



- ③ 眠りのパターンは…
新生児…短い眠りが昼夜繰り返されている
幼児…昼夜の区別がはっきりしてくる
10歳頃…夜にまとめて長い眠りをする
成人…徐々に睡眠時間が短くなっていく
老人…夜の眠りが短くなり、昼寝もみられる

- ④ 睡眠に昼間の生活が影響する？…
昼間の疲労度・光にどのくらい当たったか・生活リズムは眠りに影響する。
カフェイン・ニコチンなどは神経を刺激する作用があり睡眠を妨げる。
アルコールは寝つきをよくするが、眠りは浅くなり、利尿作用のためにトイレに起きるなど、結局はよい眠りを得にくくなる。

- ⑤ 眠れないのは…
心理的社会的要因(ストレス・仕事の重荷・性格・生活リズム)、環境(室内温度・明るさ・騒音…)のほか、身体の病氣(痛み・痒み・痺み・頭痛・倦怠・糖尿病・前立腺肥大症、睡眠時無呼吸症候群・認知症…)、心の病氣(うつ病・不安障害…)、薬の影響(鎮痛剤・抗うつ剤・ステロイド…)、…

- ⑥ 眠れないときは…
・睡眠時間は人それぞれ、日中の困りで困らなければ十分。8時間にこだわらない。
・年を取ると睡眠時間は短くなる。
・就床前4時間のカフェイン摂取・就床前1時間の喫煙は避ける。
・眠くなってから床につく。就寝時刻にこだわらすぎない。むしろ起床時刻を同じにしたほうがよい。目覚めたら日光を取り入れ、体内時計のスイッチを入れる。
・規則正しい食事。運動習慣。
・昼寝をするなら15時前までに、20～30分以内で。夕方以降の昼寝は控える。

1) 一次避難所施設の使用についてのお願い（県立高等学校長宛て）

平成23年3月19日

県立〇〇高等学校長 様

会津地方災害対策本部長
(会津地方振興局長)

東北地方太平洋沖地震に関する施設の使用について

平成23年3月11日（金）に発生した東北地方太平洋沖地震においては、県内でも多くの被害、犠牲者が生じました。会津管内では大きな被害はありませんでしたが、現在も救助、被害拡大防止、復旧に向けた取組みが懸命に行われており、会津地域にも被災者の方々が避難されています。

これに伴い、3月14日（月）から被ばくスクリーニング検査を実施しておりますが、希望者が殺到し、対応しきれない状況が発生いたしました。

このような不測の事態におきまして、被災された方々の窮状を救うため、一時避難所として貴校施設を使用させていただき、誠にありがとうございます。

地震の影響により、福島第1及び第2原子力発電所が被害を受けましたが、これに伴い、国からの国外避難（半径20km圏内）及び屋内待機（半径20km以上30km圏内）を指示された住民の方々は、今後の危険を回避するために避難及び待機を指示されただけであり、健康に影響を及ぼすほどの被ばくを受けた方々ではありません。

昨日までの4日間（3月14～18日）に検査した方々（5,336名）の中には、健康に影響の及ぶような異常値は測定されておりません。これまでは、屋内待機圏域（半径30km）を越える地域から避難された方や会津若松市内にお住まいの方など、検査の必要のない方の希望が殺到しており対応しきれない状況でしたが、現在、避難所への巡回スクリーニングを開始し、順次、未検査の方々にに対する検査を実施しております。

避難された方々の中には、高齢者や乳幼児などが多数おられます。住居を失い、避難を余儀なくされ、身を寄せる場所を求めて会津地域にたどり着いた方々であり、早急に水や食糧、避難所等を必要としております。

検査終了時においては建物内の環境放射能を測定し、異常値がないことを確認した上で現状を回復いたしますので、被災された方々の窮状を御理解いただき、過剰な減じように対して盛い御支援を賜り、貴校施設の避難所としての施設貸与について特段の御協力をお願いいたします。

なお、3月13日（日）から、定期的に県会津若松合同庁舎で環境放射能の測定を行っておりますが、健康に影響のないレベルを維持しておりますので申し添えます。

<参考>

3月13日（日）の測定値は、0.07マイクログンシーベルト/h（時間）
3月15日（火）10時20分の測定値は、2.57マイクログンシーベルト/h
3月18日（金）11時30分の測定値は、0.42マイクログンシーベルト/hと低下しています。

※ 開始時ピーク時では約37倍の線量ですが、胃のX線集団検診における放射線量（600マイクログンシーベルト/h）と比較しても、健康には影響のないレベルと考えます。

2) 医療救護班等の巡回の周知（二次避難所宛て）

23会保福第1113号

平成23年4月15日

被災者・避難者受入先の旅館・ホテル等 経営者 様

福島県会津保健福祉事務局長
(公 印 省 略)

被災者・避難者の方々への医療巡回、訪問相談等について（依頼）

このたびは、被災者・避難者の方々の受入れについて特段の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

当事務所では、被災者・避難者の方々に対し、県内外から保健医療関係者の派遣協力を受け、下記のとおり巡回及び訪問を行います。

つきましては、貴施設に宿泊されている被災者・避難者の方々への巡回・訪問について、特段の御協力をお願い申し上げます。

なお、詳しいスケジュール等については、各担当より直接お知らせします。巡回及び訪問に際し、施設をお借りしたりするなどのお手数を御掛けすることがあると思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 (1) 医療救護班（医師、看護師、薬剤師等）

滋賀県医療班、京都府医療班、日本赤十字社医療班等

(2) 理学療法士班（技師等）

京都府医療班等

【事務担当 福島県会津保健福祉事務所 地域支援課 0242-29-5506】

2 保健班（保健師、看護師等）

青森県、京都府、山口県、札幌市、国立病院機構等

【事務担当 福島県会津保健福祉事務所 健康増進課 0242-29-5507】

3 心のケアチーム（医師、看護師等）

福島県、京都府等

【事務担当 福島県会津保健福祉事務所 保健福祉課 0242-29-5275】

3) 避難者に向けた巡回診療のお知らせ

〇〇ホテルに避難されている皆様へ

巡回診療のお知らせ

医師・看護師などによる巡回診療を行います。
体がだるい、何となく疲れる、眠れない、風邪気味など体調や健康に関する
こと、ご心配なことがある場合は、早めに受診しましょう。

〇実施日時

5/22(日)
5/29(日)

午前 10 時 30 分～

〇持参するもの

- ・前回受診した時の診療録(カルテ)
- ・お薬手帳

- ※ 医師の診察を希望される方は、当日5分前までにお願いいたします。
- ※ 巡回診療のため実施時間が多少前後することがあります。
- ※ その他、健康調査を実施しますのでご協力をお願いします。

〔連絡先〕 会津地域災害医療調整本部

所在地 会津若松市追手町7番40号 福島県会津保健福祉事務所内
電話 090-4631-5682

4) 二次避難所施設へお願い

旅館・ホテル等の皆さまへお願い

このたびは、避難者の皆さまの受入れについて特段の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで避難者の皆さまは、自宅や世帯を離れ、約一カ月にもわたる長期間を
体育館などの避難所で過ごされました。避難所では、暖かい食事や定期的な入浴も十分に提
供されおらず、寒く厳しい生活を強いられました。このような過酷な環境から移動す
ることができ、皆さまのもので、ようやくひと安心されていることと思います。

避難者の皆さまは、貴施設で仮設住宅が建設されるまでの数ヶ月間を過ごすことになりま
すが、受入先となっていた皆さまに、ぜひともお願いしたいことがあります。

避難者の皆さまは、会津地域に長期滞在をいたします。また、一般のお客様とは異なり、
好んで会津地域にいられた方々ではありません。会津地域の風土や気質にも慣れておりませ
ん。被災に苦しみ、先の見えない生活設計に胸を痛め、想像を絶するようなストレスを抱え
ておられます。

そのようななかで、長期滞在中には、皆さまとの衝突やトラブルが生じることがあるかも
しれません。

もちろん県や市町村も精一杯支援して参りますが、今まで培った地域社会を分断され、孤
立している避難者の方々に対して、行政だけでは十分なお応えはできません。

つきましては、なにとぞ皆さまのお力をお貸しいただき、避難者の方々に対して、一般
のお客様に対する「おもてなしの心」で接するだけでなく、避難者に寄り添っていただき、
ぜひとも会津の隣人として援けをいただけていますようお願いいたします。

なお御参考までに、福島県福祉保健福祉センターが作成した「避難者等を受入れる際の注
意事項」を資料として添付しましたのでご覧ください。

被災者の方々は避難所において、会津三泣きのうち、すでに厳しい雪の寒さに泣いた方々
ばかりです。

どうぞ、会津三泣きの二泣き、「よそ者扱いによる苦しみ・悲しみ」を皆さまのお力
で支えていただき、避難者の方々とともに復興への道を歩んでくださいますようお願い
申し上げます。

平成23年4月12日

福島県会津保健福祉事務所長
山口 靖明

5) 震災対応のための職員の心身ケアのための緊急のお願い (緊急要望書)

1 避難所・宿泊施設対応の職員を同じ場所に宿泊させず、住民と切り離された宿舎を準備してください。たとえば風呂が有り、朝の支度時でさえ住民から「公務員」という目で見られ、時に対応を求められる状態は、勤務状態に準じるものと判断され、長期にわたってこのような生活を送ることは心身の大きな疲弊につながります。

2 できるだけ早急に全職員が連続して2日間程度の休暇を取ること、当面の高リスク状態は若干回避でき、その後も最低週1日の休暇を取ることが心身の健康上、また作業能力の観点から必要であると考えられます。

3 休暇取得は勧奨ではなく命令として行ってください。大きな災害によるストレス下では、ほとんどの方に過度の責任感や自責感、自分のストレスを否認する心理状態が表れるため、自ら休養を取る決断力が失われると考えられます。

4 家族に犠牲者、行方不明者がおられる職員、白質的な言動が聞かれる、焦りがち、過度に仕事を引き受けようとする、これまでに比べミスが増えたなどの徴候が見られる方については特段の配慮をお願いいたします。

5 現在、他都道府県から多くの保健関係の職員、ボランティアが会津に来てくださっています。個々の避難所の保健サービスをできるだけ彼らに依頼し、市町村職員は市町村のセンター機能に集中させ、業務を分担することなどが休暇を取りやすくなる一つの方策として挙げられます。

本会では、福島県をはじめ市町村、その他対応にあたっておられる方の心身ケア対策のための必要な協力を惜しみなく行う準備をしております。是非ご高配くださり、われわれと連携、協力してこの未曾有の難局に立ち向かっていただければ誠に幸甚と存じます。

(福島県医師会災害対策本部 TEL024-522-5191 FAX024-521-3156)

平成23年4月21日

福島県知事 佐藤雄二 様

福島県医師会
会長 高 谷 雄 三

震災対応のための職員の心身ケアのための 緊急のお願い (緊急要望書)

今般の「東日本大震災」による地震と津波の災害には復興に向けた動きが現れ始めていますが、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の漏えいによる諸課題は県民生活に重くのしかかり、震災対応にあたっては職員の疲労は限界に達していると思われまます。

さて、本会では3月後半より「会津地方心のケアチーム」を結成し、会津地方6病院、京都府・福島県の心のケアチームと分担して会津圏域の避難所、宿泊施設において巡回による心のケアを行ってまいりましたが、これまでに巡回した各グループによる情報の共有を行ったところ、現在、被災地市町村職員、特に住民と同じ施設を宿合としていた職員の精神的リスクが非常に高いという見解で一致しております。

これまでの国内の災害では、被災者ではない支援者の心理的二次受傷が大きな問題となつてまいりましたが、今回は、被災者である職員が、支援者として働かなければならないという、これまでの大災害においても例を見ない高リスク状態と見なさざるを得ません。

今後、近いうちに、うつ状態、外傷後ストレス障害の発症が増加することが予想され、自死自殺のリスクも高まるものと推測されます。少しでもそのような悲劇的な結末の発生を未然に防ぎ、ひいては被災された住民の皆様にとって復興への支援がすみやかに、また十分に行き渡る近い未来を実現するため、謹んで以下のご提案を申し上げます。

6) 保健医療人材派遣支援への御礼

東日本大震災における保健医療人材派遣支援への御礼

平成23年3月11日に発生した東日本大震災につきましては、震災発生時から現在にいたるまで、被災者及び避難者の方々への保健・医療・福祉に関し、県内外の皆さまより御支援・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

特に、関西広域連合で福島県を担当していただいている滋賀県、京都府を始めとする各都道府県市、日本赤十字社等からは継続的な保健医療人材派遣の御支援を賜り、それによって現在、会津地域の避難所における医療救護や健康管理支援活動等が成り立っております。

震災直後からの緊急支援要請に対し、全力でお応えいただいておりますことにつきまして、重ねて御礼申し上げます。

未曾有の災害に引き続き続く原発事故、そして緊急避難と、考えもしなかった事態の推移にただ呆然とするばかりですが、幸いにも被害の少なかった当該地域におきましては、引き続き精一杯の支援に取り組んでいくことが我々に課せられた使命と考えております。

職員一丸となって力を合わせ、課せられたミッションの遂行に取り組んで参る所存です。

被災者・避難者の方々の暮らしの再建までには、息の長い支援が必要になると考えており、今後とも、全国の皆さまに改めてお願いをすることが生じることと存じます。

被災者・避難者の方々が一日も早く健康で安全な暮らしを取り戻すことができるよう、引き続き皆さまの温かい御支援・御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成23年4月15日

福島県会津保健福祉事務所長 山口 靖明

7) 山口前所長が支援活動中に全職員に宛てたメール

件 名	会津保健福祉事務所の皆さんへ、感謝とお願い
日 時	2011/04/11 16:48
会津保健福祉事務所の皆さんへ、感謝とお願い 我々1人1人の記憶に深く刻まれ、一生忘れることの無いであろう運命の日、そして、FUKUSHIMAの名を一気に世界中に広めることになった3.11から今日でちょうど一ヶ月になります。 会津保健福祉事務所の皆さんには、この間、緊急被ばくスクリーニング検査業務や、避難所の支援業務をはじめとする様々な業務に、土日の休み無く、昼夜を分かたず、取り組んで頂きましたことに、改めて感謝申し上げます。 未曾有の災害に引き続く原発事故、そして緊急避難と、考えもしなかった事態の推移に、ただ呆然とするばかりですが、幸いにも被害の少なかった当地方におきまして、多くの避難者の支援に関わることになりましたことは何かの巡り合わせを感じます。精一杯の支援に取り組んでいくことが、我々に課せられた使命と考えます。ここは力を合わせて、課せられたミッションの遂行に取り組んでいくことを、改めてお願い申し上げます。 3.11から一ヶ月となる日に。 山口靖明	

件 名	会津保健福祉事務所の皆さんへ、お礼とお願い
日 時	2011/06/11 10:15
会津保健福祉事務所の皆さんへ、お礼とお願い 3.11から3ヶ月となるこの日に、会津保健福祉事務所の皆さんへ、これまでの災害関連業務への尽力に、改めて感謝申し上げます。スタートの時点では、まだ雪が残っていましたが、今やすっかり夏の暑さになり、いつの間にそんなに経過したのかと、実感がわきません。時間の進み方が、いつもの年とはまるで違っているように感じられます。 原発事故の収束の見通しは、「一定のめど」にはほど遠く、避難されている方々の心労も募るばかりと存じます。心のケアを始めとする健康管理支援の取り組みなどは、息長く継続していかねばならぬものと考えます。このような形で大災害に向き合うことになりました巡り合わせを前向きに受けとめていただき、課せられた使命を果たすべく、今後とも、引き続きの尽力をお願い申し上げます。 山口靖明	

編集後記

当所では、日本で初めての経験となった東日本大震災と原発事故における支援の状況を後世に残したいと震災発生当時から考えておりました。

しかし、震災発生時の大混乱が徐々に収まり、時間の経過とともに通常業務に戻っていく中で、震災モードは薄れ、当時の状況は記憶の闇に沈んでいきました。忘れたという気持ちもあったのだと思います。それだけ、大きな災害でした。

平成24年度に入り、東日本大震災支援活動報告書作成委員会を立ち上げ、作成に着手する準備を整えたのですが、遅々として進まない状況に陥ってしまいました。

また、職員の異動により、震災当時の状況がわからなくなるといったことも出てきて、作成の遅れに拍車をかけました。

震災に関する資料は、想像以上に膨大で、まとめ方についても迷いが生じ、方針の決定まで時間を要しました。また、たくさんの資料を目の前にしては、当時の避難者の方々や混乱したさまざまな状況がよみがえり、気持ちの整理にも時間がかかりました。

完成までに、時間がかかりましたこととお詫び申し上げます。

この報告書は、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの会津保健福祉事務所での支援状況をコンパクトにまとめたものです。また、報告書のサブタイトル「全国からの支援に感謝を込めて」にあるように、県内外から御支援、御協力をいただいた多くの皆様への感謝の気持ちを込めています。派遣職員の皆様に支援の最終日に書いていただいたメッセージは、災害から2年経過した現在も所内に掲示させていただき毎日の業務の励みとなっています。

被災者への支援は、現在も続いており、すべての活動状況を報告書に盛り込むことはできませんでしたので、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

今まで、御支援いただきました多くの皆様に感謝申し上げます。

最後に、この報告書をまとめるにあたり、御執筆をいただいた関係各位、並びに貴重な資料や写真などを提供いただきました関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

東日本大震災支援活動報告書作成委員会

〔総務企画部〕	澤井 範夫	津田 幸康	渡部 智子	宮嶋 一樹	我妻 沙織
〔健康福祉部〕	鈴木 淳	小林 則正	渡部 和成	遠山 保明	平野 美穂
〔生活衛生部〕	新妻 亮直	石川 香奈	谷津 明彦	鈴木 和則	高橋 充

東日本大震災における活動報告書

～全国からの支援に感謝を込めて～

平成 25 年 3 月

編集・発行 福島県会津保健福祉事務所
〒965-0873 会津若松市追手町 7 番 40 号
協力 会津地区公衆衛生協会
問い合わせ先 会津保健福祉事務所総務企画部総務企画課
電話0242-29-5503 FAX0242-29-5509
印刷 有限会社 田中印刷
福島県会津若松市湯川町 3-79



(福島県 新島八重マスコットキャラクター「八重たん」)